

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-1 計装設備用配線 原子炉格納容器下部注水設備(5条)(1/3)</p> <p style="text-align: center;">第六号機停止設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯発電所3 / 4号炉</th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S2</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S3</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S4</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S5</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S6</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S7</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S8</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S9</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S10</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S11</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S12</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	S1	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S2	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S3	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S4	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S5	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S6	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S7	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S8	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S9	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S10	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S11	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S12	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
項目	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉																																								
S1	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S2	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S3	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S4	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S5	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S6	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S7	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S8	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S9	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S10	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S11	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S12	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
表57-9-17-1-1 計装設備用回路 原子炉格納容器下部注水設備(5.条)(2/3) 重大事故対応設備																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回路名 (機器種別・出力・電圧・周波数)</th> <th>中央制御室</th> <th>格納容器</th> <th>格納容器</th> <th>格納容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S14 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S15 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S16 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S17 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S18 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S19 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S20 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S21 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S22 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S23 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S24 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S25 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S26 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S27 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S28 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S29 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S30 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> </tbody> </table>	回路名 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S13 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S14 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S15 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S16 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S17 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S18 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S19 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S20 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S21 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S22 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S23 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S24 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S25 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S26 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S27 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S28 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S29 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	S30 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器		<p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといって同等である。</p>
回路名 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S13 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S14 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S15 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S16 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S17 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S18 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S19 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S20 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S21 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S22 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S23 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S24 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S25 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S26 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S27 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S28 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S29 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														
S30 ドライヴァの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																														





灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<p>表57-9-117-2 副船用管路 原子炉格納容器下部注水設備 (5) (表) (1/7)</p> <p>重大事故防止設備 設計基準事故対応設備</p>						
51	代替注水用設備	460V E/B MCC 25-1	D1	原子炉格納容器注水設備 (1)	460V E/B MCC 25-1	
52	代替注水用設備	460V E/B MCC 25-2	D2	緊急用交直流電源用制御設備 (1)	800V A 系統用制御用ケーブル用設備	
53	代替注水用設備	460V E/B MCC 25-2	D3	原子炉格納容器設備 (SS-II)	460V E/B MCC 25-1	
54	緊急用交直流電源用制御設備 (1)	460V 原子炉格納容器電源用設備 (2)	D4	緊急用交直流電源用制御設備 (1)	800V B 系統用制御用ケーブル用設備	
55	代替注水用設備	460V E/B MCC 25-2	D5	原子炉格納容器設備 (SS-I, III)	460V E/B MCC 25-1	
56	緊急用交直流電源用制御設備 (2)	緊急用交直流電源用制御設備 (2) ライオンシステム	D6	緊急用交直流電源用制御設備 (2)	800V 緊急電源 (X) バイパス	
57	代替注水用設備	460V E/B MCC 25-2	D7	原子炉格納容器設備 (SS-I, III)	460V E/B MCC 25-1	
58	緊急用交直流電源用制御設備 (2)	COO 緊急システム	D8	緊急用交直流電源用制御設備 (1)	800V A 系統用制御用ケーブル用設備	
59	代替注水用設備	460V E/B MCC 25-2	D9	原子炉格納容器設備 (SS-II)	460V E/B MCC 25-1	
510	緊急用交直流電源用制御設備 (2)	MCC (ケーブル) 車出し設備	D10	緊急用交直流電源用制御設備 (1)	800V B 系統用制御用ケーブル用設備	
511	代替注水用設備	460V E/B MCC 25-2	D11	2M 用設備	460V E/B MCC 25-1	
512	緊急用交直流電源用制御設備 (2)	1.7 緊急用制御盤	D12	緊急用交直流電源用制御設備 (1)	800V ベクトルシステムケーブルライン 用ケーブル用設備	
						<p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p>表訂-9-17-2 制御用装置 原子炉格納容器下部注水設備 [5/7]</p> <p>原付機器等対応設備</p> <table border="1"> <tr> <td>S26</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D37</td> <td>原子炉格納容器注水設備 (S26-1, 機)</td> <td>460V 三相 MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S26</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D38</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (S)</td> <td>BWR 代替用高圧水圧調整装置 (A)</td> </tr> <tr> <td>S27</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D39</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (S)</td> <td>460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)</td> </tr> <tr> <td>S28</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D40</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (S)</td> <td>460V 三相 MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S29</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S30</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S31</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S32</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S33</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S34</td> <td>代替用交流電源</td> <td>460V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S35</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (S)</td> <td>460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S36</td> <td>代替用交流電源</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	S26	原子炉格納容器注水設備	460V 三相 MCC 2B-1	D37	原子炉格納容器注水設備 (S26-1, 機)	460V 三相 MCC 2B-4	S26	原子炉格納容器注水設備	460V 三相 MCC 2B-1	D38	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	BWR 代替用高圧水圧調整装置 (A)	S27	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1	D39	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)	S28	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1	D40	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 三相 MCC 2B-4	S29	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S30	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S31	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S32	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-2				S33	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S34	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1				S35	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)				S36	代替用交流電源	原子炉格納容器注水設備					<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
S26	原子炉格納容器注水設備	460V 三相 MCC 2B-1	D37	原子炉格納容器注水設備 (S26-1, 機)	460V 三相 MCC 2B-4																																																																						
S26	原子炉格納容器注水設備	460V 三相 MCC 2B-1	D38	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	BWR 代替用高圧水圧調整装置 (A)																																																																						
S27	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1	D39	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)																																																																						
S28	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1	D40	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 三相 MCC 2B-4																																																																						
S29	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S30	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S31	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S32	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-2																																																																									
S33	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S34	代替用交流電源	460V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S35	緊急時交流電源用制御用設備 (S)	460V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (S)																																																																									
S36	代替用交流電源	原子炉格納容器注水設備																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 副島川管線 原子炉格納容器下部注水設備 [5]条 [4/7]  <small>重大事故防止設備 原子炉格納容器下部注水設備</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機器名</th> <th style="width: 15%;">型式</th> <th style="width: 15%;">設置場所</th> <th style="width: 15%;">設置台数</th> <th style="width: 15%;">設置位置</th> <th style="width: 15%;">設置高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S37</td> <td>代替注水用機器</td> <td>12号 直設注水機盤 25-1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S38</td> <td>12号 直設注水機盤 25-1</td> <td>FPMP用 25-1/7号心舟</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S39</td> <td>代替注水用機器</td> <td>46号 R/B MCC 25-1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S40</td> <td>代替注水用機器</td> <td>46号 R/B MCC 25-2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S41</td> <td>代替注水用機器</td> <td>46号 R/B MCC 25-2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S42</td> <td>代替注水用機器</td> <td>46号 R/B MCC 25-1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S43</td> <td>代替注水用機器</td> <td>46号 R/B MCC 25-2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S44</td> <td>代替注水用機器</td> <td>46号 R/B MCC 25-1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S45</td> <td>代替注水用機器</td> <td>46号 R/B MCC 25-2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S46</td> <td>代替注水用機器</td> <td>46号 R/B MCC 25-2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S48</td> <td>原子炉冷却用機器 KSS-1, II, III</td> <td>46号 R/B MCC 25-2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S49</td> <td>原子炉冷却用機器 KSS-1, III</td> <td>46号 R/B MCC 25-2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S50</td> <td>緊急停止用機器 KSS-1</td> <td>46号 R/B MCC 25-2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名	型式	設置場所	設置台数	設置位置	設置高さ	S37	代替注水用機器	12号 直設注水機盤 25-1	1			S38	12号 直設注水機盤 25-1	FPMP用 25-1/7号心舟	1			S39	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-1	1			S40	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1			S41	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1			S42	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-1	1			S43	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1			S44	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-1	1			S45	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1			S46	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1			S48	原子炉冷却用機器 KSS-1, II, III	46号 R/B MCC 25-2	1			S49	原子炉冷却用機器 KSS-1, III	46号 R/B MCC 25-2	1			S50	緊急停止用機器 KSS-1	46号 R/B MCC 25-2	1				<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
機器名	型式	設置場所	設置台数	設置位置	設置高さ																																																																																		
S37	代替注水用機器	12号 直設注水機盤 25-1	1																																																																																				
S38	12号 直設注水機盤 25-1	FPMP用 25-1/7号心舟	1																																																																																				
S39	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-1	1																																																																																				
S40	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1																																																																																				
S41	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1																																																																																				
S42	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-1	1																																																																																				
S43	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1																																																																																				
S44	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-1	1																																																																																				
S45	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1																																																																																				
S46	代替注水用機器	46号 R/B MCC 25-2	1																																																																																				
S48	原子炉冷却用機器 KSS-1, II, III	46号 R/B MCC 25-2	1																																																																																				
S49	原子炉冷却用機器 KSS-1, III	46号 R/B MCC 25-2	1																																																																																				
S50	緊急停止用機器 KSS-1	46号 R/B MCC 25-2	1																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
	<p>表57-9-17-2 副師川道路 原子炉格納容器下部注水設備 (5/7)</p> <p>副師川道路副師川道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S51</td> <td>緊急時交流電源用制御弁組(1)</td> <td>460Y</td> <td>原子炉建屋交流電源用弁組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>S52</td> <td>緊急時交流電源用制御弁組(2)</td> <td>460Y</td> <td>原子炉建屋交流電源用弁組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>S53</td> <td>緊急時交流電源用制御弁組(1)</td> <td>460Y</td> <td>原子炉建屋交流電源用弁組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>S54</td> <td>緊急時交流電源用制御弁組(1)</td> <td>460Y</td> <td>原子炉建屋交流電源用弁組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>S55</td> <td>緊急時交流電源用制御弁組(1)</td> <td>460Y</td> <td>原子炉建屋交流電源用弁組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>S56</td> <td>緊急時交流電源用制御弁組(1)</td> <td>460Y</td> <td>原子炉建屋交流電源用弁組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>S59</td> <td>緊急時交流電源用制御弁組(2)</td> <td>460Y</td> <td>原子炉建屋交流電源用弁組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>S60</td> <td>緊急時交流電源用制御弁組(2)</td> <td>460Y</td> <td>原子炉建屋交流電源用弁組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>S81</td> <td>代替圧水ポンプ型</td> <td>機器製造所 (A) ・ 住友中心 スアレイ 装置 BS-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S82</td> <td>代替圧水ポンプ型</td> <td>機器製造所 (B) ・ 日立中心 スアレイ 装置 BS-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S83</td> <td>代替圧水ポンプ型</td> <td>機器製造所 (A) ・ 住友中心 スアレイ 装置 BS-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S84</td> <td>代替圧水ポンプ型</td> <td>機器製造所 (A) ・ 住友中心 スアレイ 装置 BS-1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	規格	数量	単位	備考	S51	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20	S52	緊急時交流電源用制御弁組(2)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20	S53	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20	S54	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20	S55	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20	S56	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20	S59	緊急時交流電源用制御弁組(2)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20	S60	緊急時交流電源用制御弁組(2)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20	S81	代替圧水ポンプ型	機器製造所 (A) ・ 住友中心 スアレイ 装置 BS-1			S82	代替圧水ポンプ型	機器製造所 (B) ・ 日立中心 スアレイ 装置 BS-1			S83	代替圧水ポンプ型	機器製造所 (A) ・ 住友中心 スアレイ 装置 BS-1			S84	代替圧水ポンプ型	機器製造所 (A) ・ 住友中心 スアレイ 装置 BS-1				<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
品名	規格	数量	単位	備考																																																																
S51	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20																																																																
S52	緊急時交流電源用制御弁組(2)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20																																																																
S53	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20																																																																
S54	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20																																																																
S55	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20																																																																
S56	緊急時交流電源用制御弁組(1)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20																																																																
S59	緊急時交流電源用制御弁組(2)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20																																																																
S60	緊急時交流電源用制御弁組(2)	460Y	原子炉建屋交流電源用弁組	20																																																																
S81	代替圧水ポンプ型	機器製造所 (A) ・ 住友中心 スアレイ 装置 BS-1																																																																		
S82	代替圧水ポンプ型	機器製造所 (B) ・ 日立中心 スアレイ 装置 BS-1																																																																		
S83	代替圧水ポンプ型	機器製造所 (A) ・ 住友中心 スアレイ 装置 BS-1																																																																		
S84	代替圧水ポンプ型	機器製造所 (A) ・ 住友中心 スアレイ 装置 BS-1																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

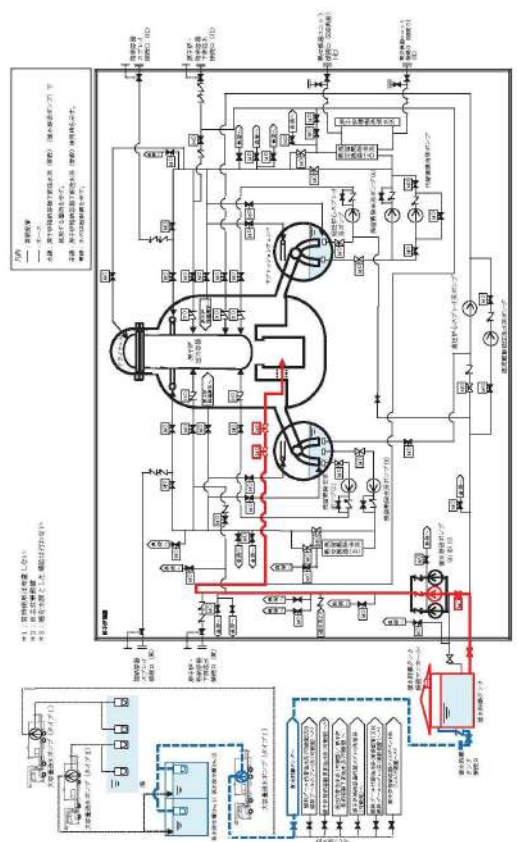
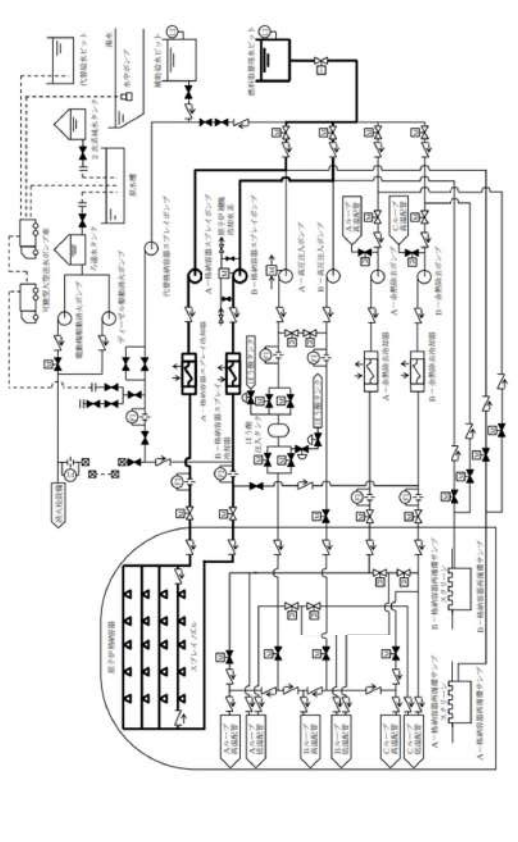
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p>表57-9-17-2 副田電路 原子炉格納容器上設注水設備(5)条(6/7)</p> <p>設計基準事項表57(6/7)</p> <table border="1" data-bbox="701 164 1223 1010"> <thead> <tr> <th>表57-9-17-2 副田電路 原子炉格納容器上設注水設備(5)条(6/7)</th> <th>重大事故防止設備</th> <th>表57-9-17-2 副田電路 原子炉格納容器上設注水設備(5)条(6/7)</th> <th>設計基準事項表57(6/7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S65</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>機器動作系 (B・C) 盤 KSS-11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S66</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>A 制御盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S67</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>A 制御盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S70</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S71</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S72</td> <td>緊急時交代電源切替機(作量②)</td> <td>代替電源冷卻ポンプ駆動機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S73</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S74</td> <td>緊急時交代電源切替機(作量②)</td> <td>代替電源冷卻ポンプ流量調整弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S75</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S76</td> <td>緊急時交代電源切替機(作量②)</td> <td>00B MCT 運転路一歩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S77</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S78</td> <td>緊急時交代電源切替機(作量②)</td> <td>00B MCT 運転路二歩</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表57-9-17-2 副田電路 原子炉格納容器上設注水設備(5)条(6/7)	重大事故防止設備	表57-9-17-2 副田電路 原子炉格納容器上設注水設備(5)条(6/7)	設計基準事項表57(6/7)	S65	代替注水制御盤	機器動作系 (B・C) 盤 KSS-11		S66	代替注水制御盤	A 制御盤		S67	代替注水制御盤	A 制御盤		S70	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S71	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S72	緊急時交代電源切替機(作量②)	代替電源冷卻ポンプ駆動機		S73	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S74	緊急時交代電源切替機(作量②)	代替電源冷卻ポンプ流量調整弁		S75	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S76	緊急時交代電源切替機(作量②)	00B MCT 運転路一歩		S77	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S78	緊急時交代電源切替機(作量②)	00B MCT 運転路二歩			<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
表57-9-17-2 副田電路 原子炉格納容器上設注水設備(5)条(6/7)	重大事故防止設備	表57-9-17-2 副田電路 原子炉格納容器上設注水設備(5)条(6/7)	設計基準事項表57(6/7)																																																				
S65	代替注水制御盤	機器動作系 (B・C) 盤 KSS-11																																																					
S66	代替注水制御盤	A 制御盤																																																					
S67	代替注水制御盤	A 制御盤																																																					
S70	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																					
S71	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																					
S72	緊急時交代電源切替機(作量②)	代替電源冷卻ポンプ駆動機																																																					
S73	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																					
S74	緊急時交代電源切替機(作量②)	代替電源冷卻ポンプ流量調整弁																																																					
S75	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																					
S76	緊急時交代電源切替機(作量②)	00B MCT 運転路一歩																																																					
S77	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																					
S78	緊急時交代電源切替機(作量②)	00B MCT 運転路二歩																																																					





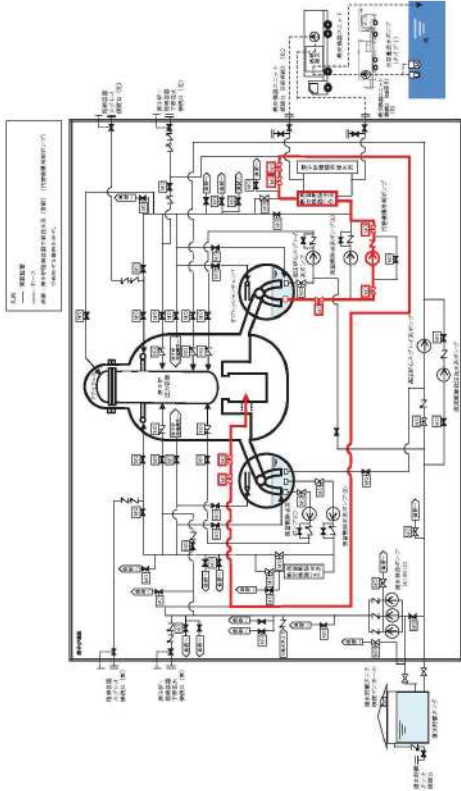
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-45 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ)の系統概要図</p>	 <p>図 57.3.34 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の系統概要図</p>	<p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

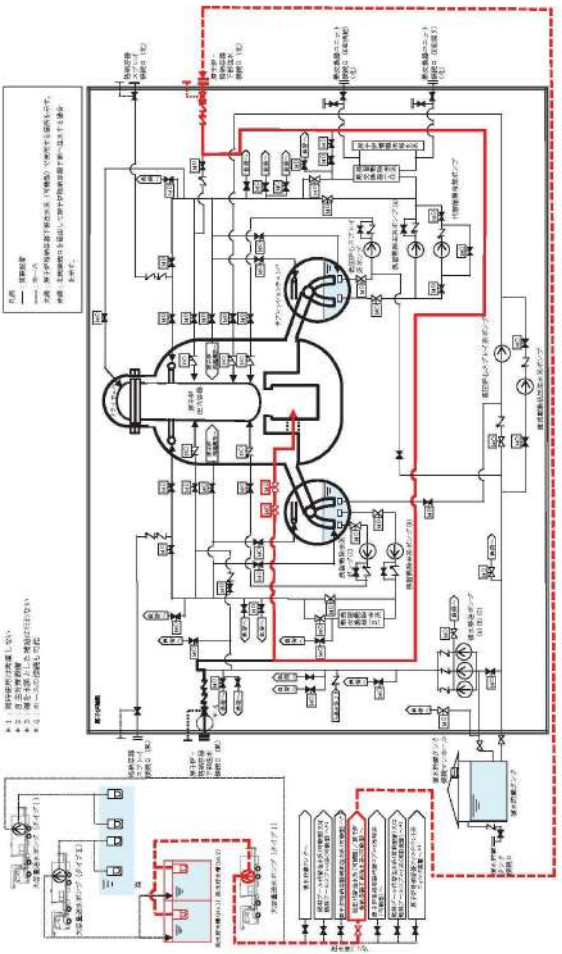
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="674 991 1227 1011">図 57-9-46 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 309" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

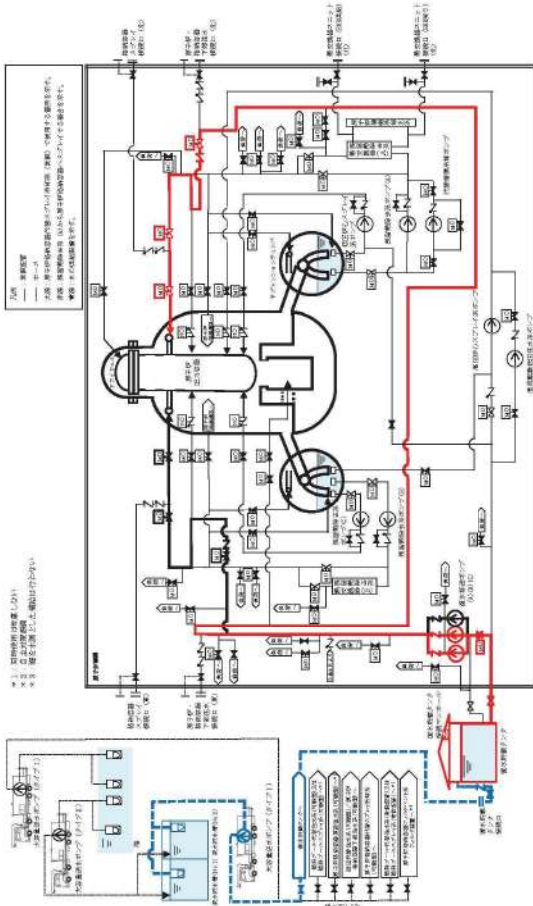
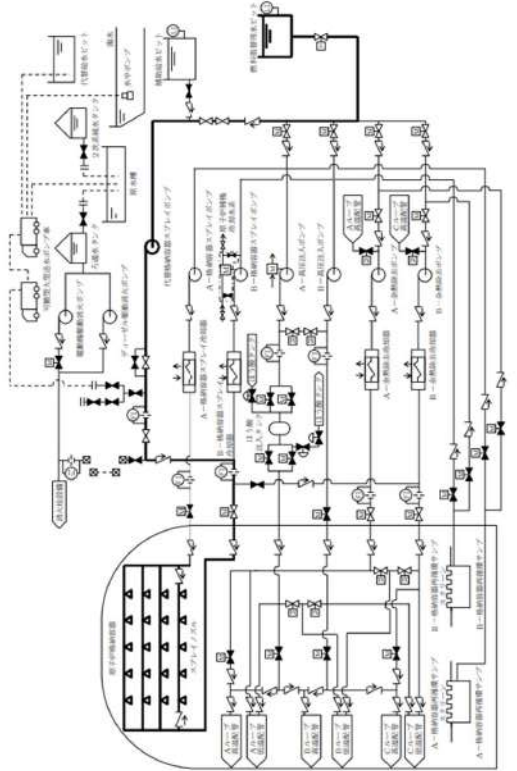
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-47 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)の系統概要図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

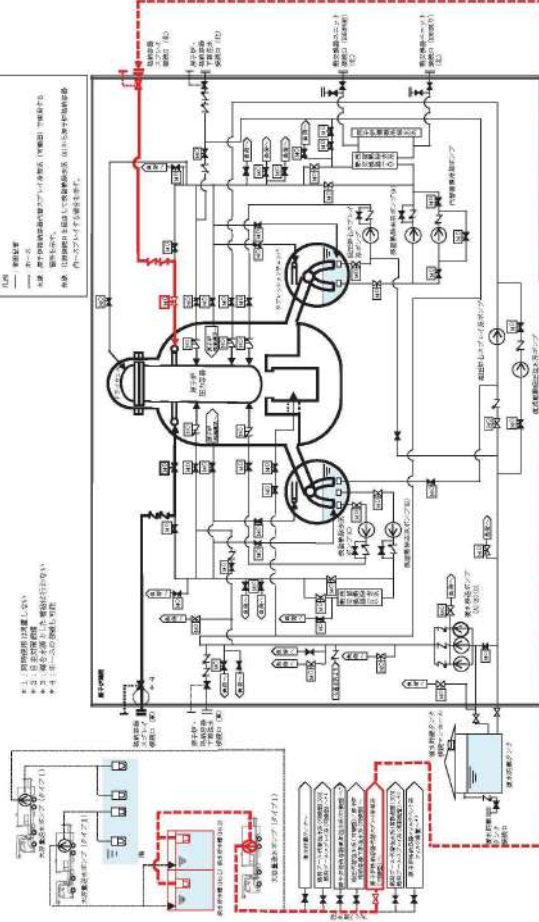
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-48 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(前設)の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.35 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の系統概要図</p>	<p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

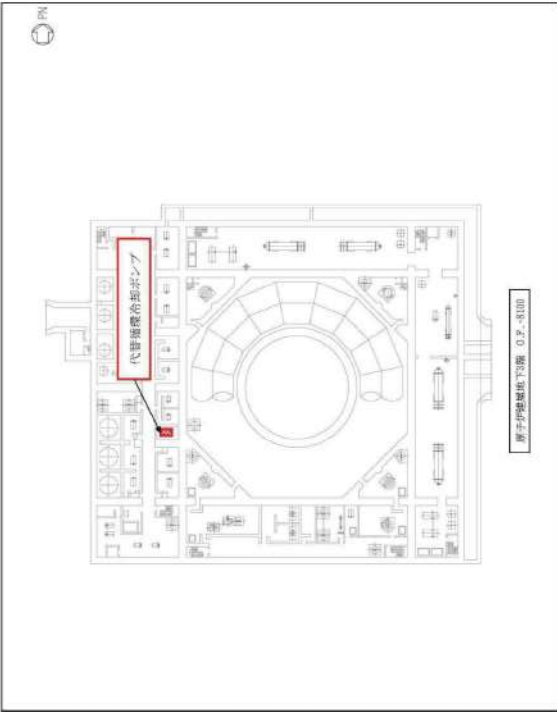
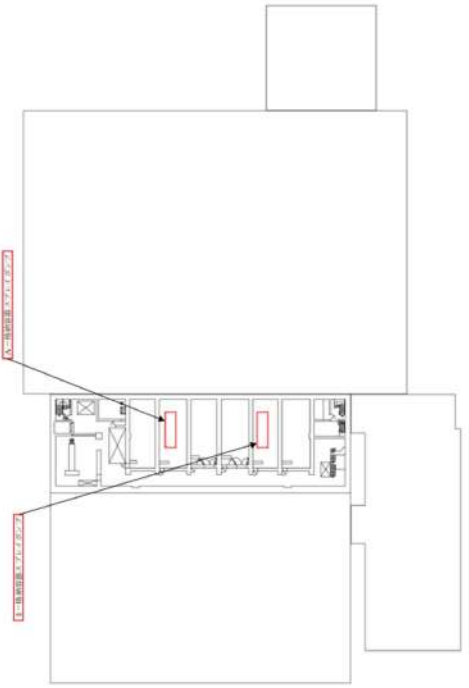
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-49 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の系統概要図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>





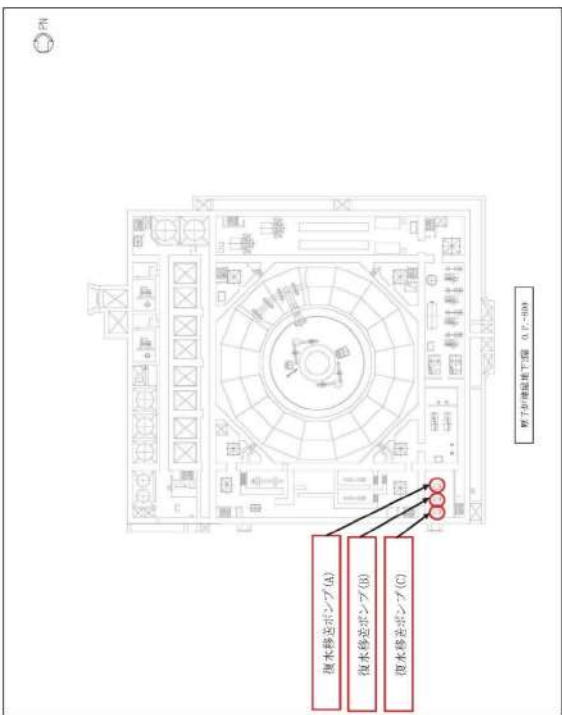
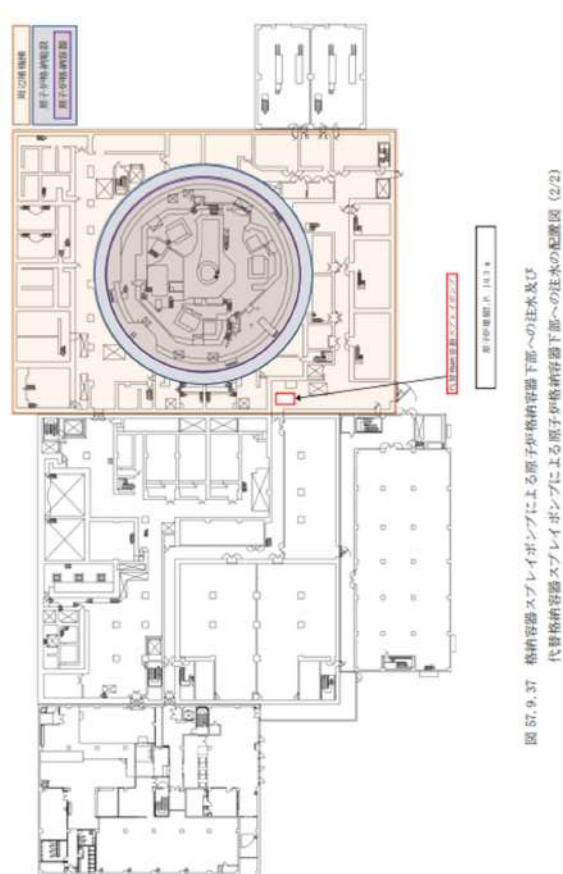
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 882 1214 922">図 57-9-51 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(1/4)</p>	 <p data-bbox="1778 260 1823 823">図 57.9.36 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の配置図 (1/2)</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2136 193">記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 199 1906 220">【女川】</p> <p data-bbox="1845 226 1928 247">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 253 2159 483" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

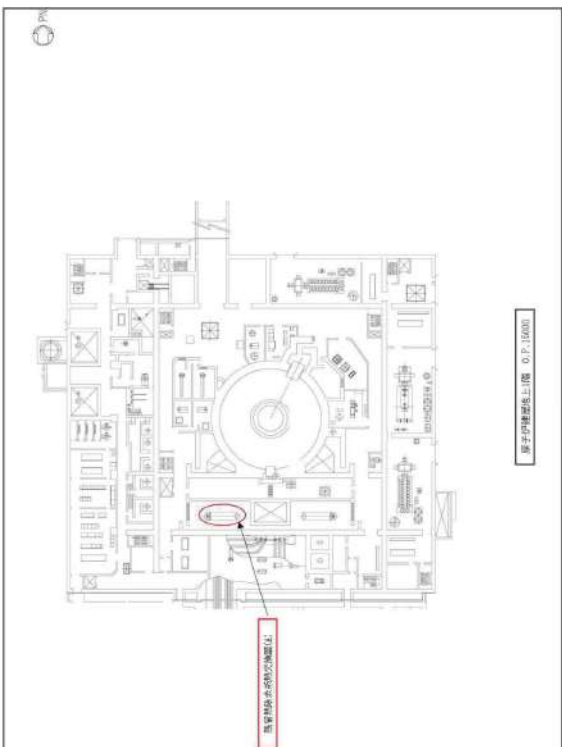
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-52 原子炉格納容器下部注水系, 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図 (2/4)</p>	 <p>図 57-9-37 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の配置図 (2/2)</p>	<p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

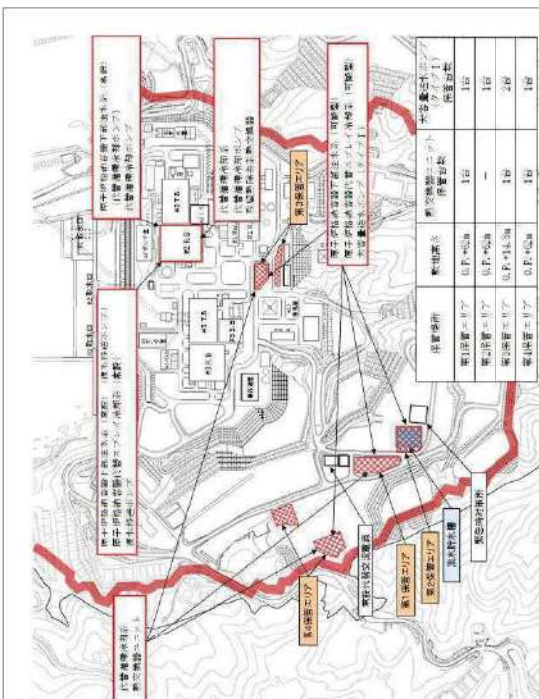
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 917 1232 957">図 57-9-53 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(3/4)</p>		<p data-bbox="1836 135 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 430" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

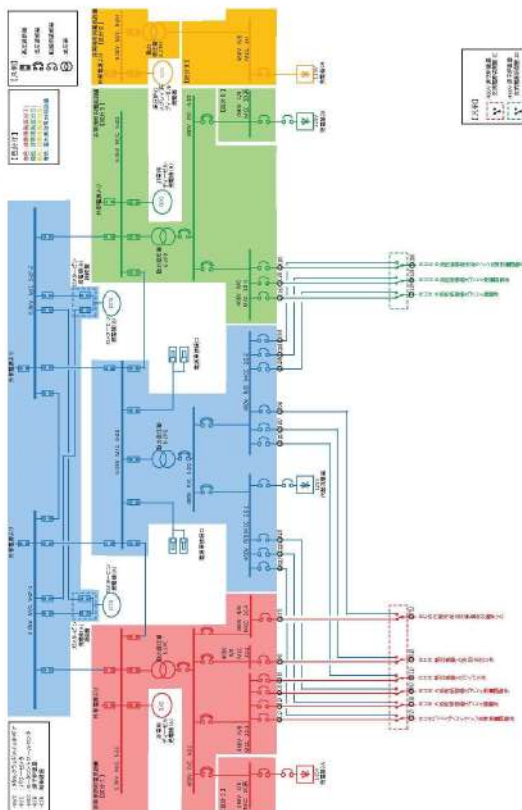
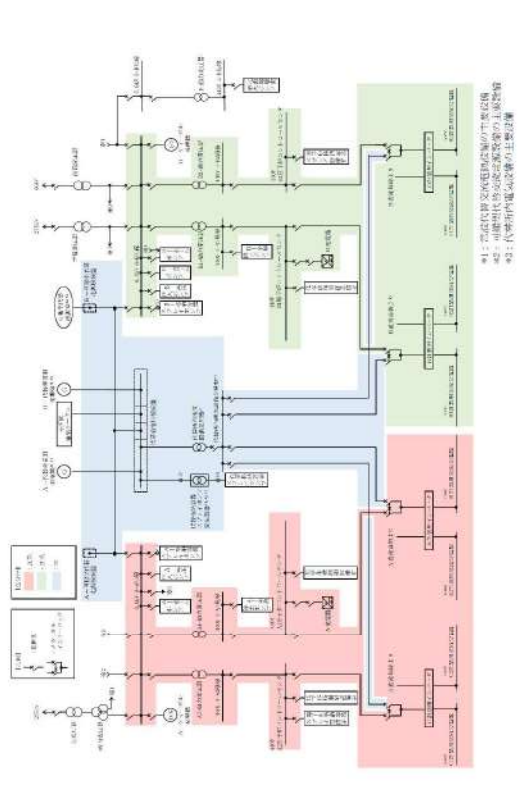
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="694 869 1209 917">図 57-9-54 原子炉格納容器下流注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替凝縮冷却系の配置図(4/4)</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2150 422" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

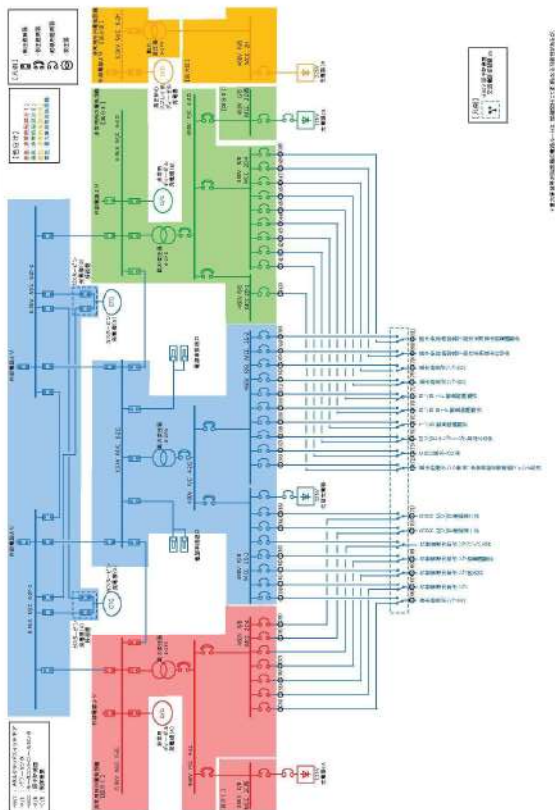
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-55 単線結線図(交流)              原子炉格納容器下部注水系 [51条] (1/2)</p>	 <p>図 57-9-38 単線結線図(交流) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水[51条]</p>	<p><b>【大飯】</b>              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>



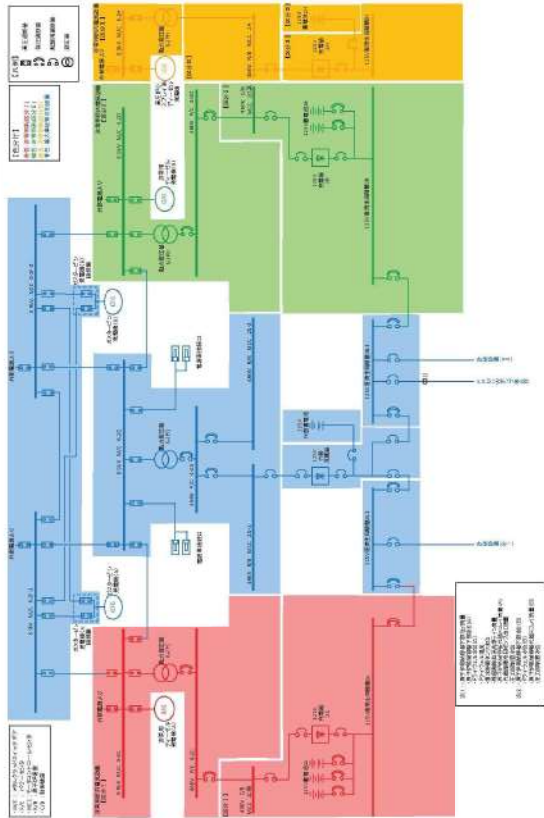
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 981 1097 1029">図 57-9-56 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (2/2)</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2150 311" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

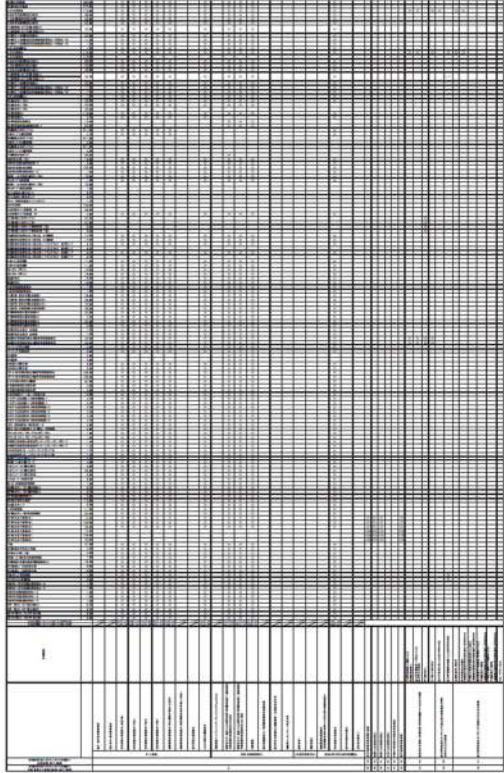
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 1005 1075 1053">図57-9-57 単線結線図(直流) 原子炉格納容器下部注水泵 [51条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>



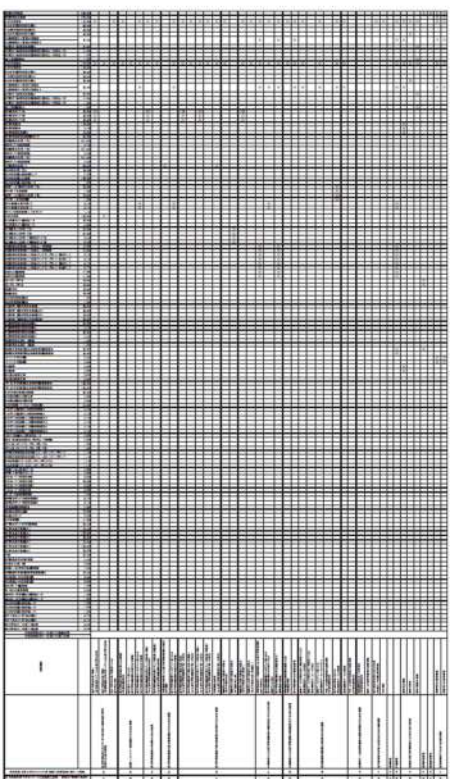
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

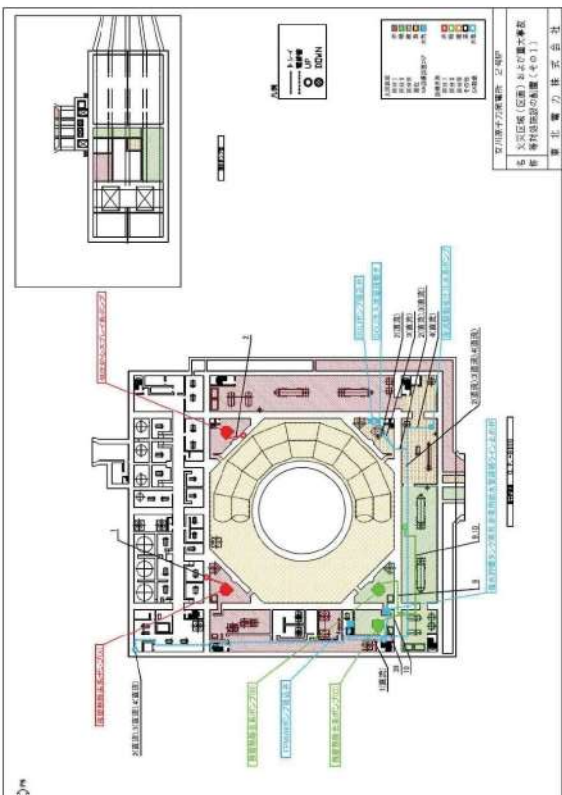
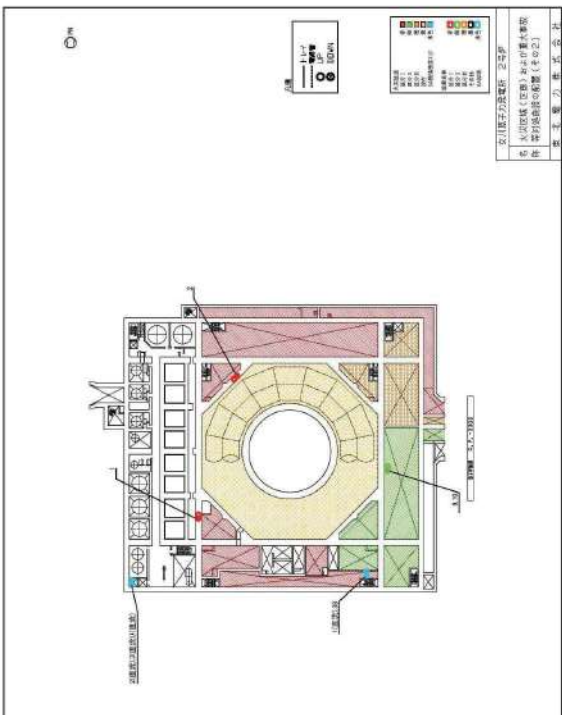
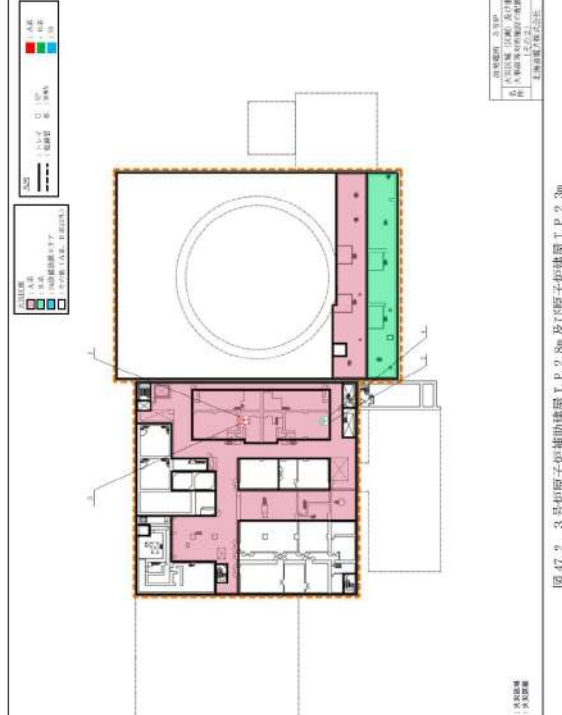
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

図 47.1 3号炉原子炉補助機器工区-1.7m

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

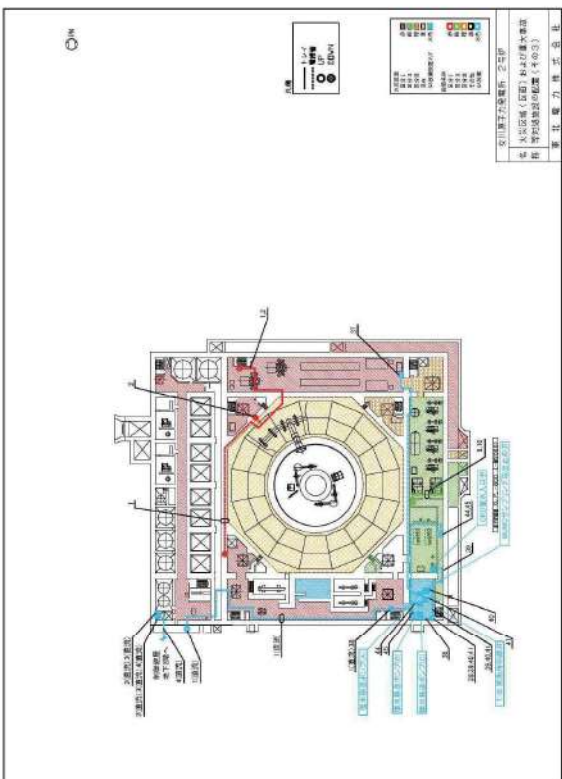
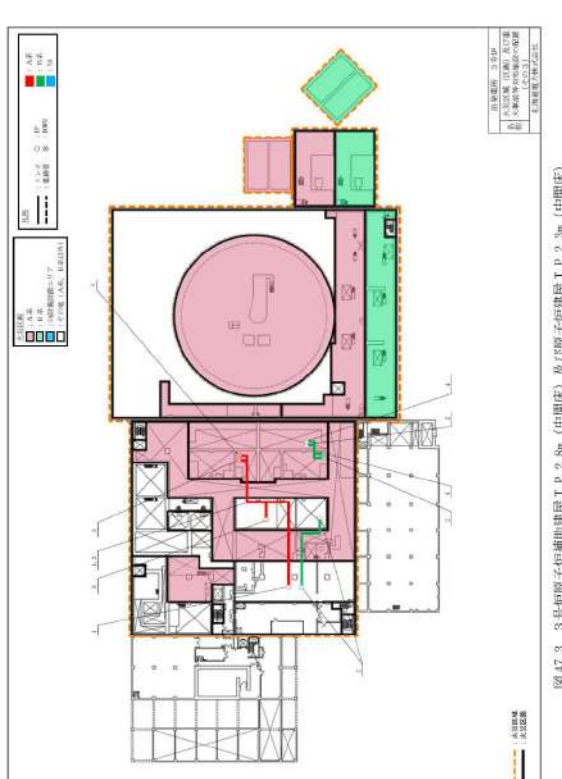
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 47-2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a 及び原子炉建屋 T.P.2.3a</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



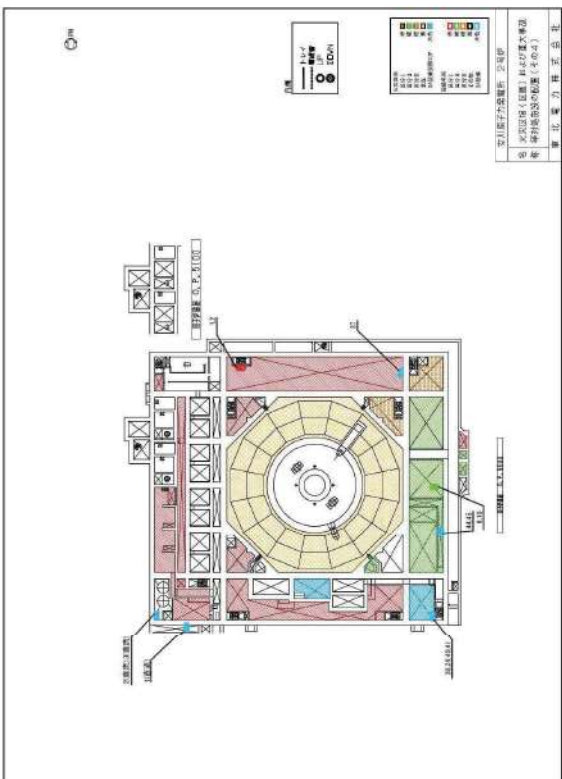
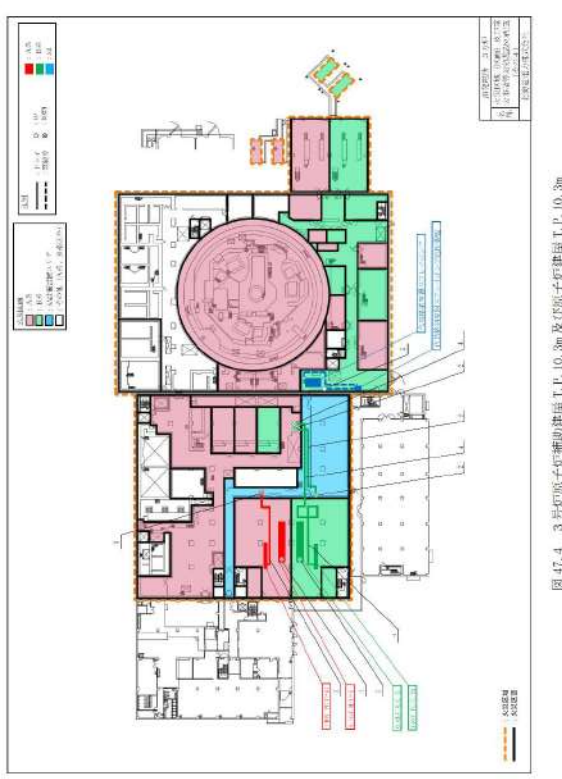
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 47.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

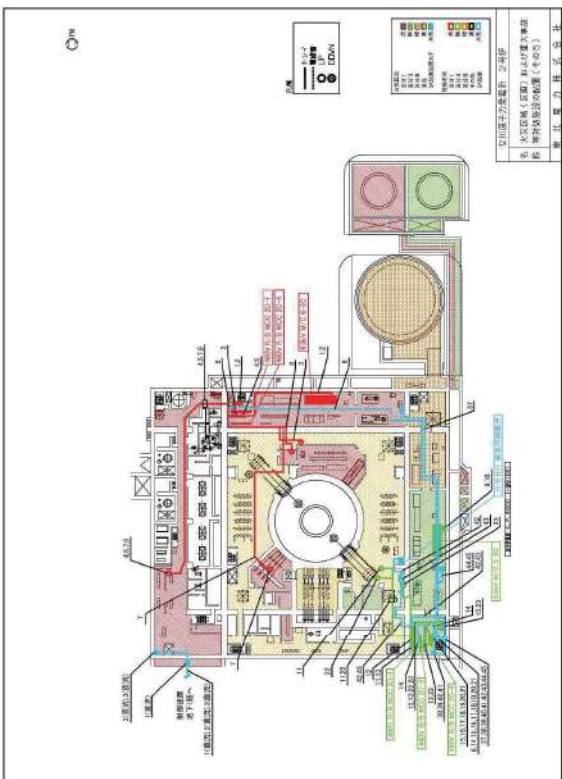
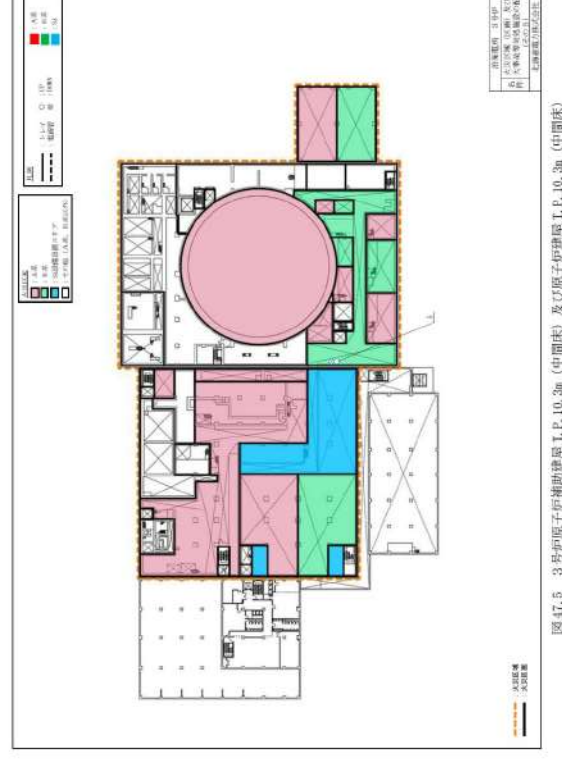
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 47.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P. 10.5m 及び原子炉建屋 T.P. 10.8m</p>	<p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



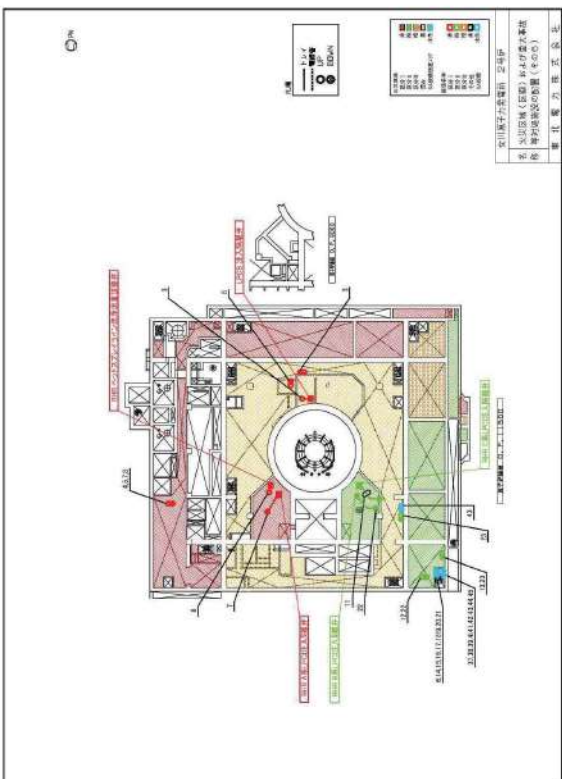
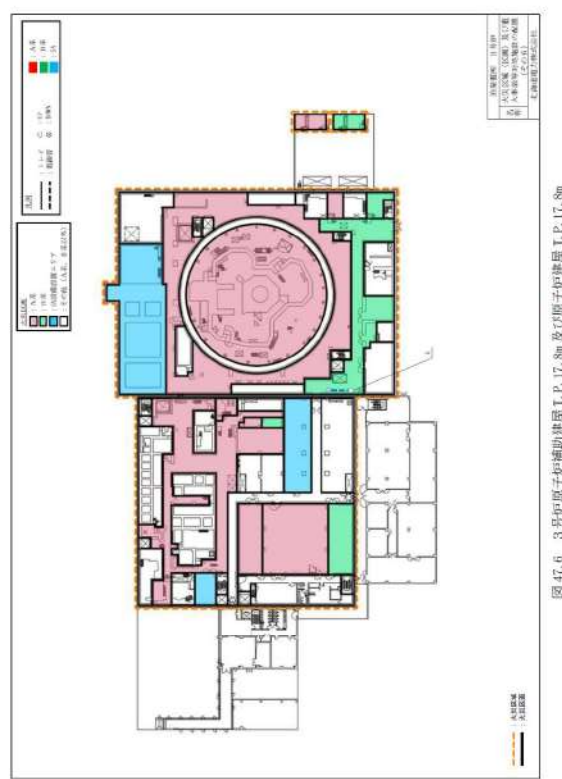
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図47.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.10.5m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

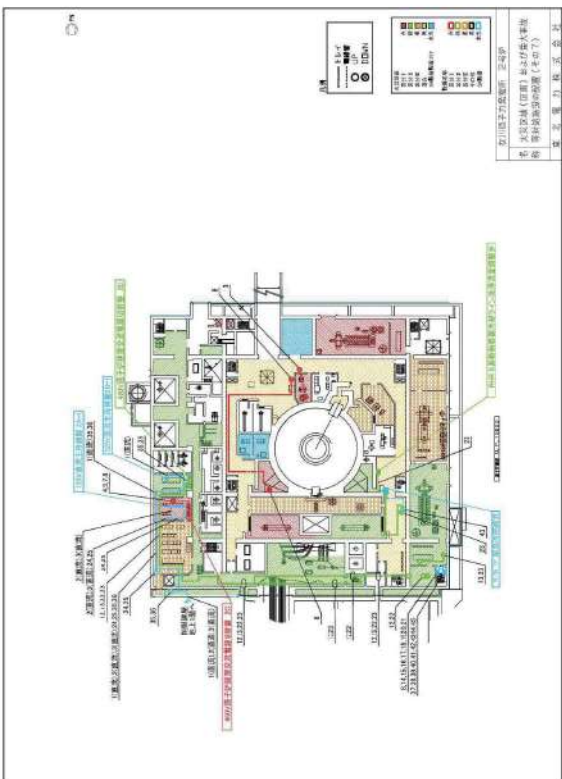
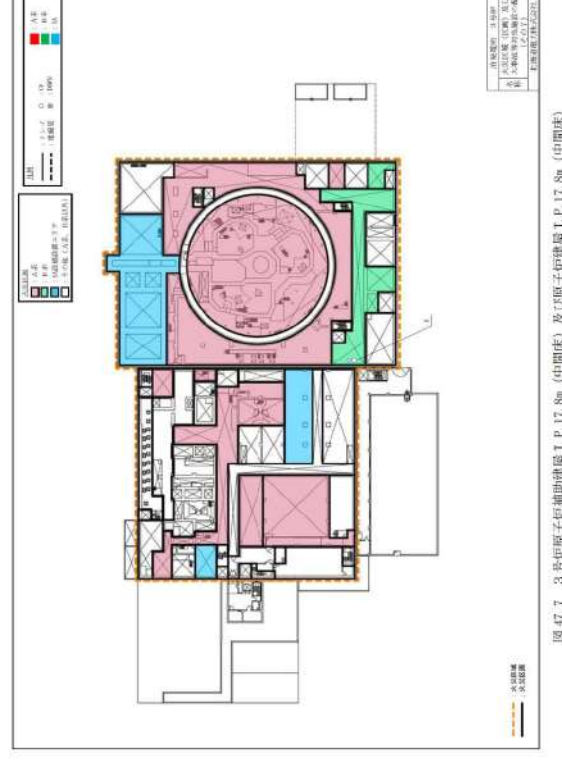
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図47.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び原子炉建屋 T.P.17.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

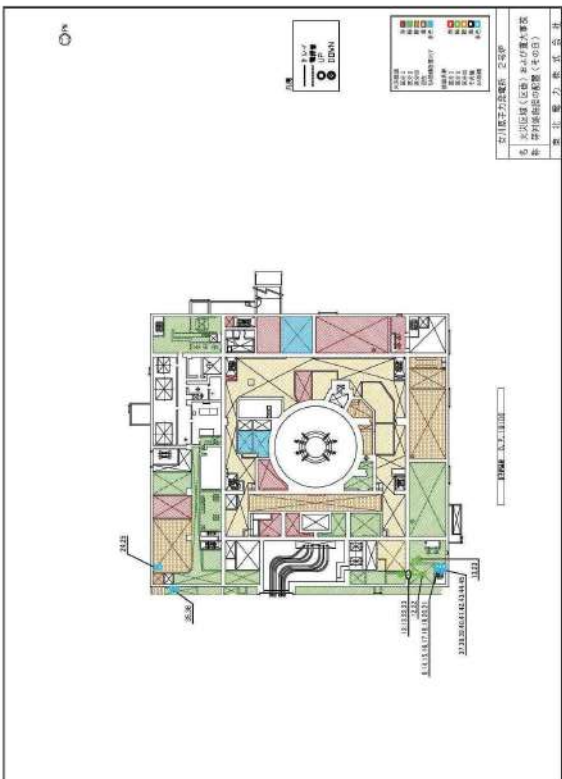
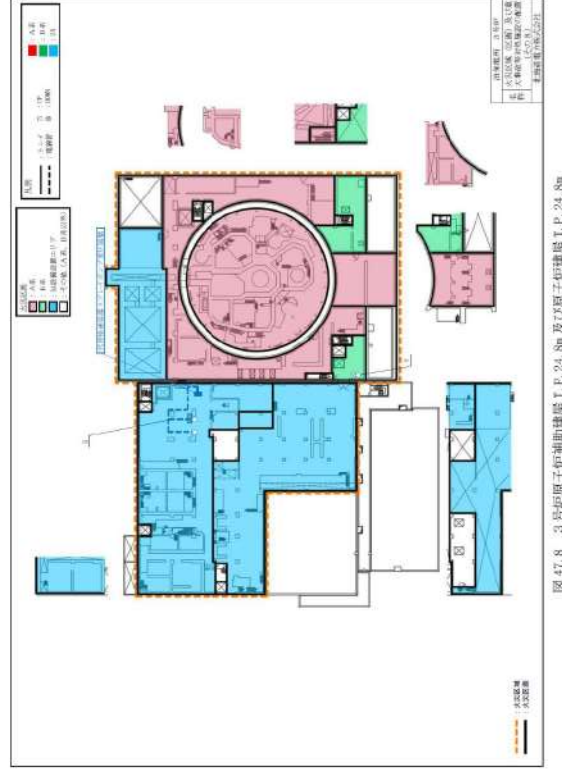
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図47.7 3号炉原子炉補助建屋 1.F.17.8m (中間床) 及び原子炉建屋 1.F.17.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

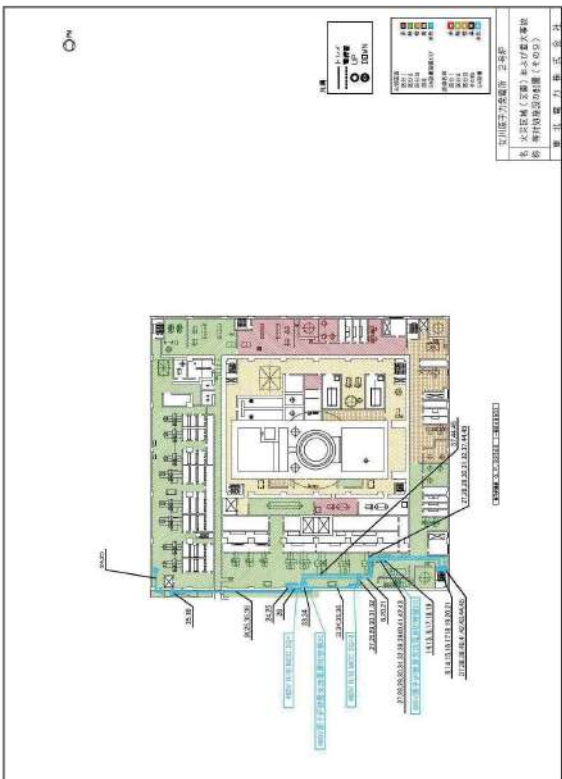
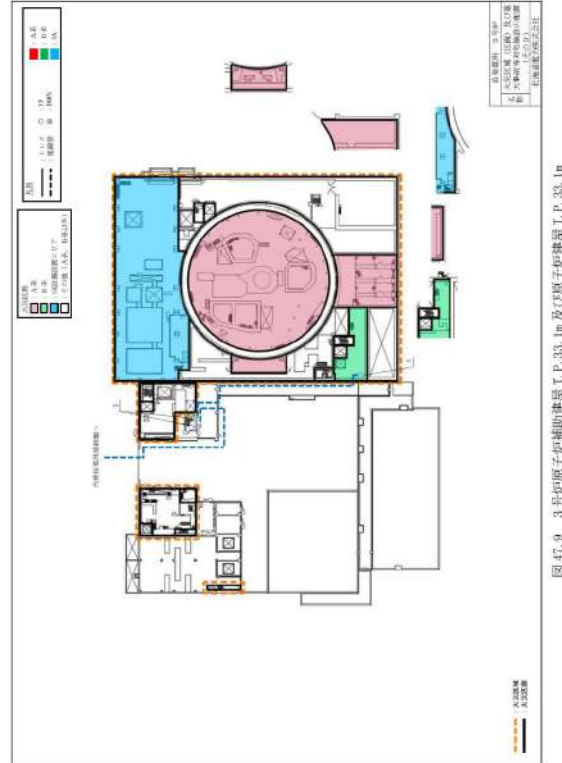
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図47.8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.8a及び原子炉建屋 T.P.24.8b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図 47-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m 及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

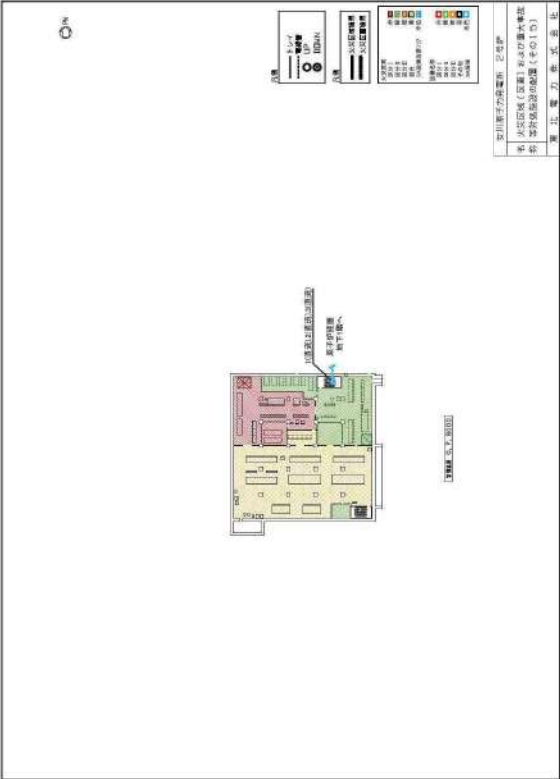
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-10 2号炉制御棟 地下2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



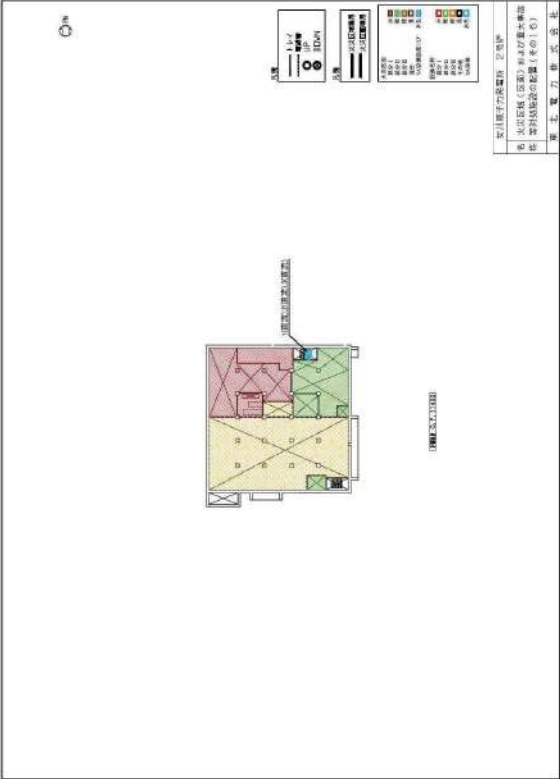
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-11: 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

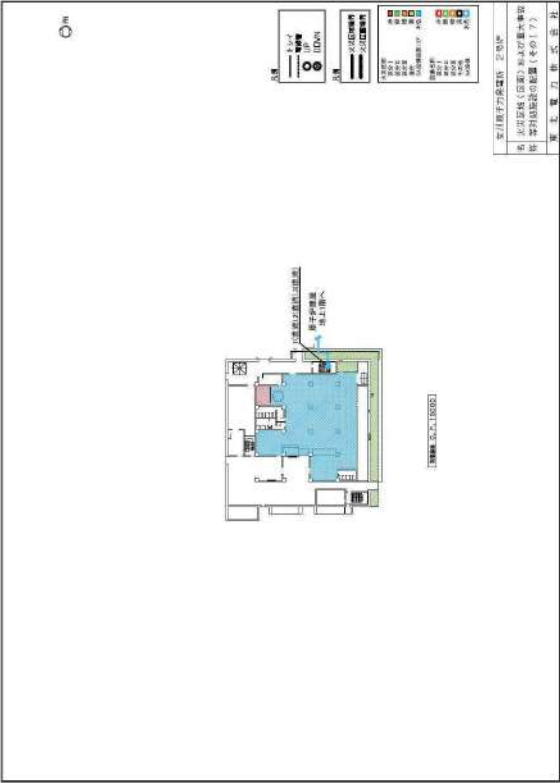
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-12 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

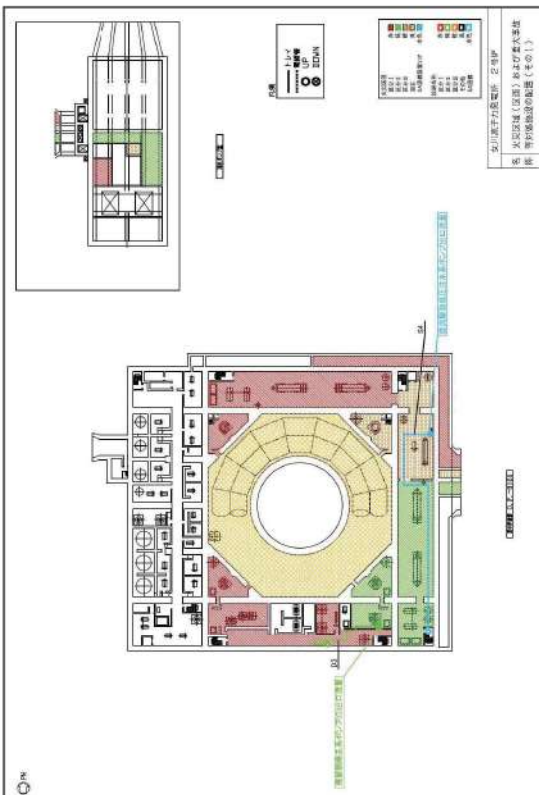
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-13 2号炉初層建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

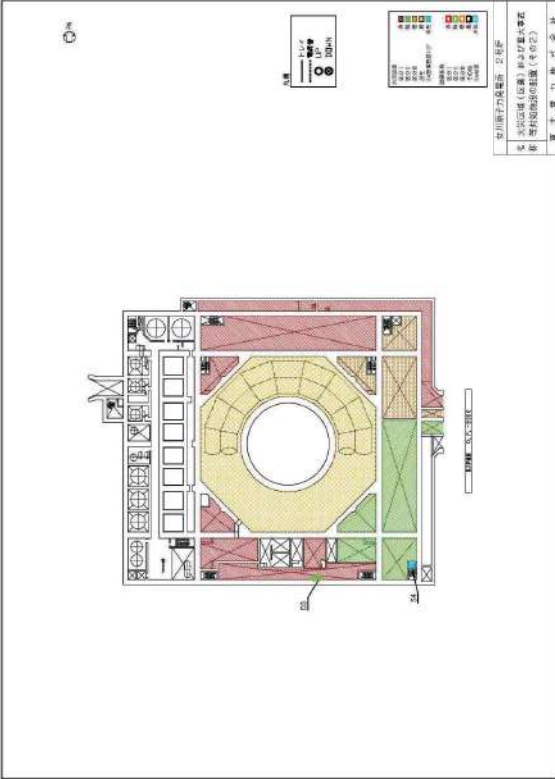
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-14 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

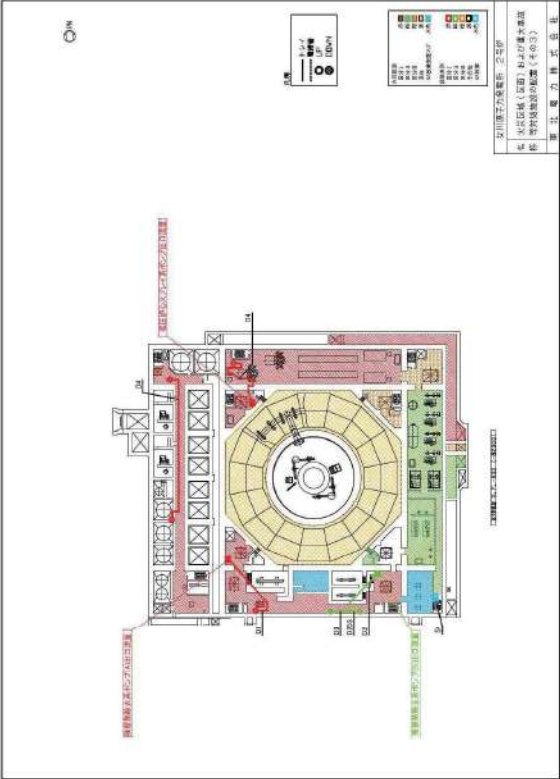
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

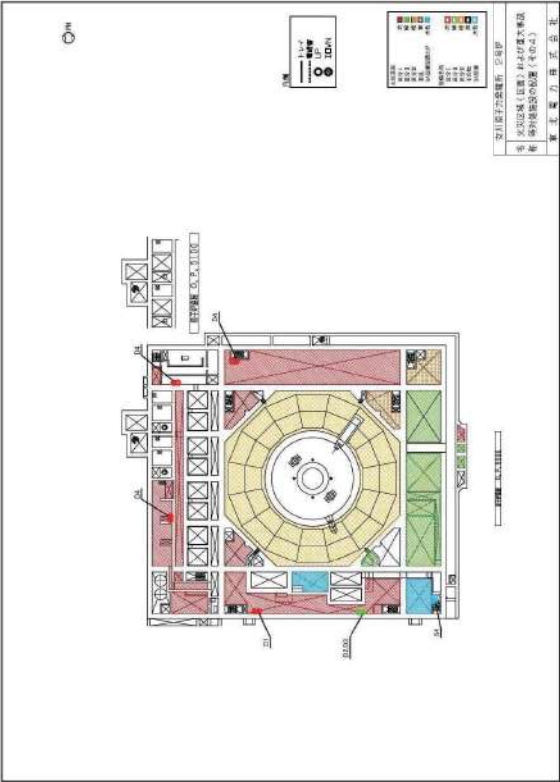
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図47-16 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



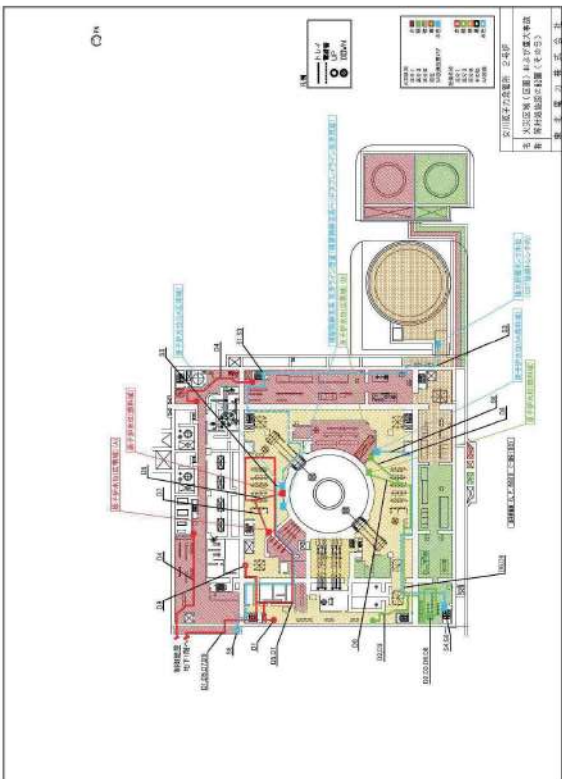
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-17 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

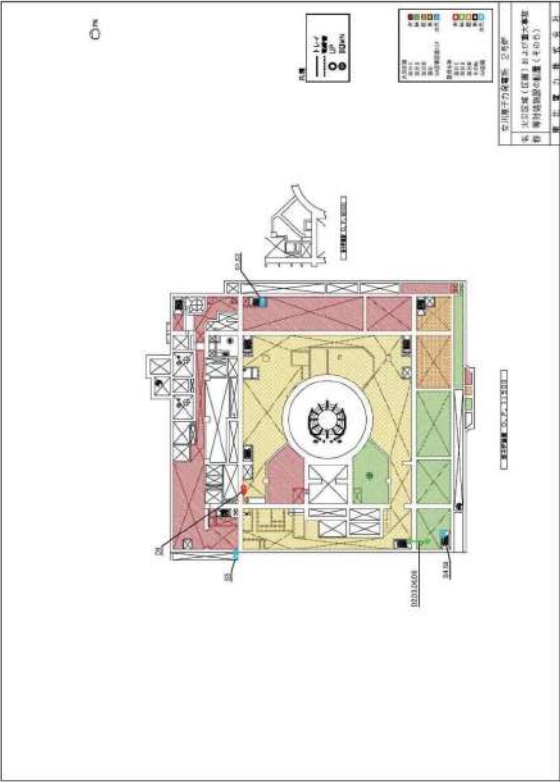
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1086 981">図47-18 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2150 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

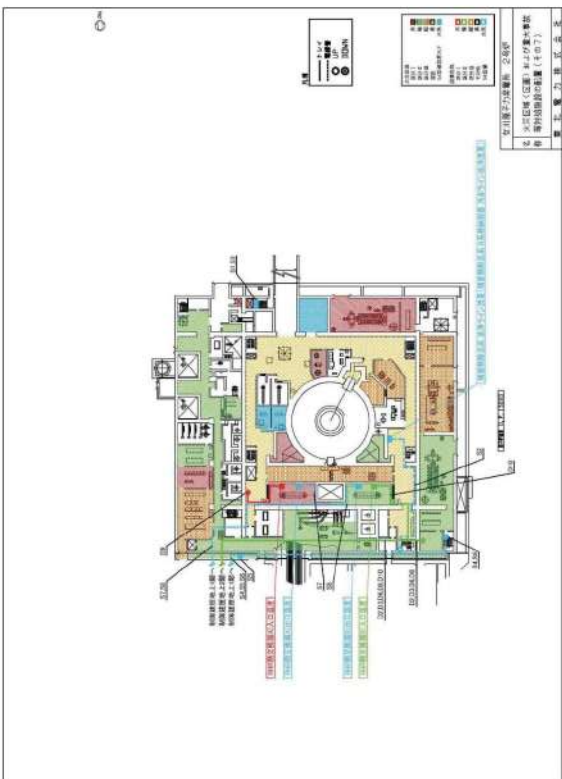
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-19 2号炉原子力建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

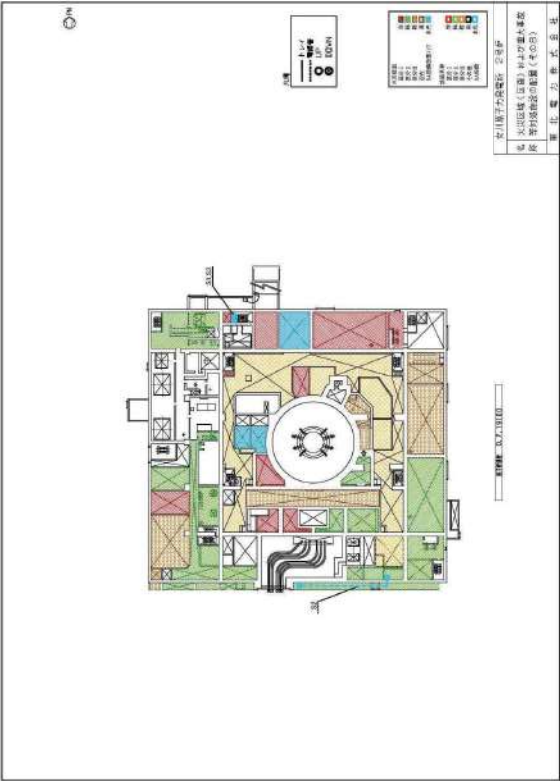
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図47-20 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1836 140 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1836 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

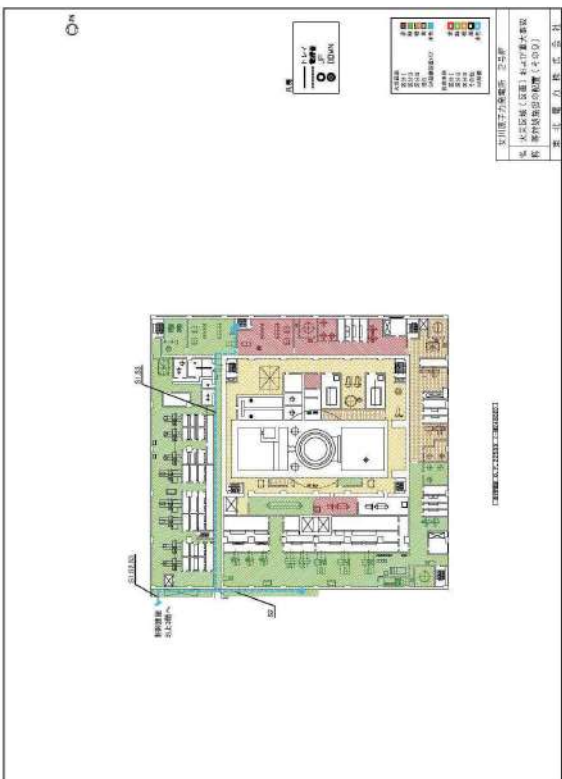
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 47-21 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



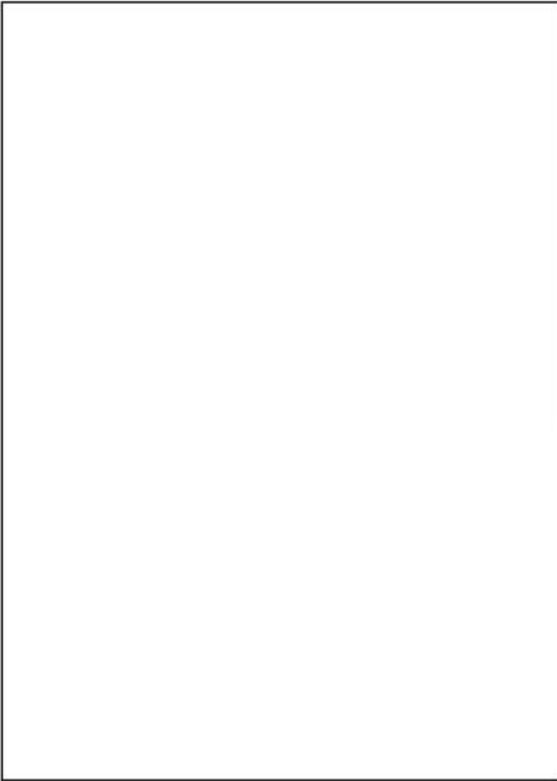
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-22 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 979">図47-23 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 159">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2152 304" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1084 981">図47-24 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

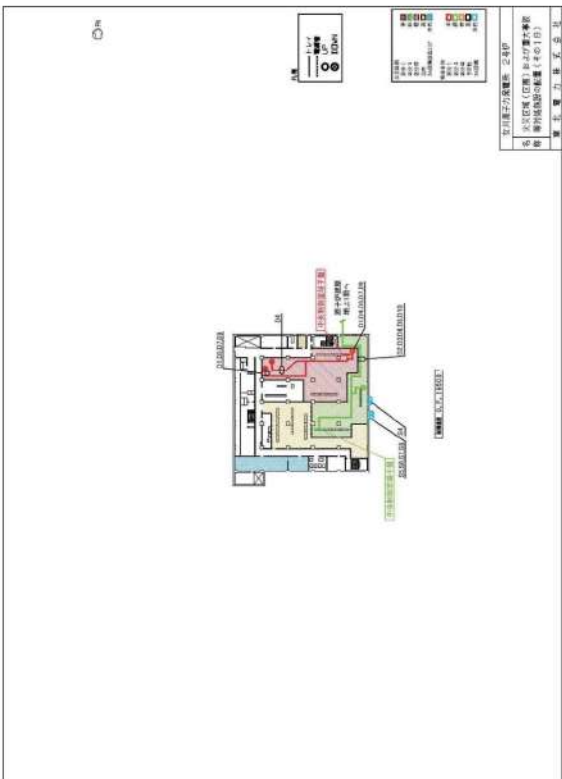
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 981">図47-25 2号炉副御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-26 2号制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

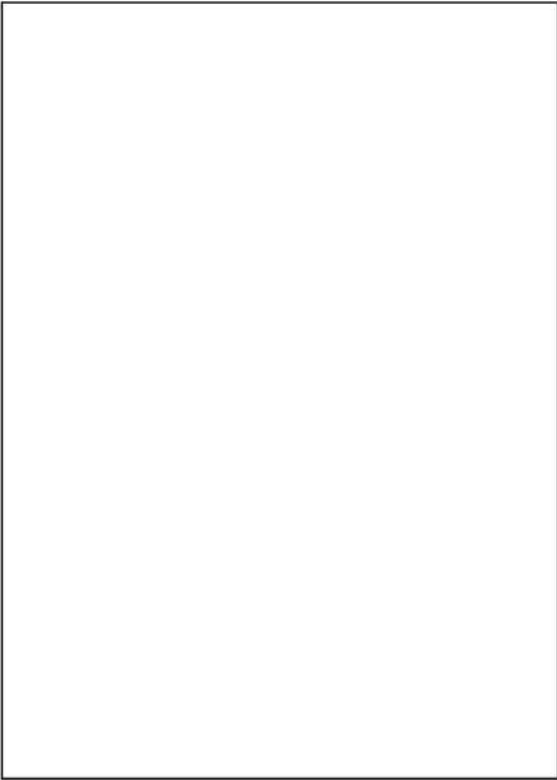


泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

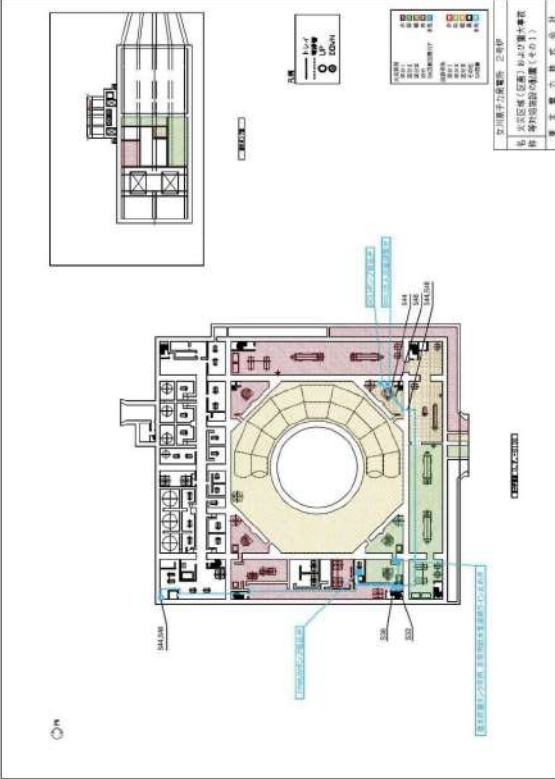
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 959 1077 979">図47-27 2号伊前御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 987 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 170 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

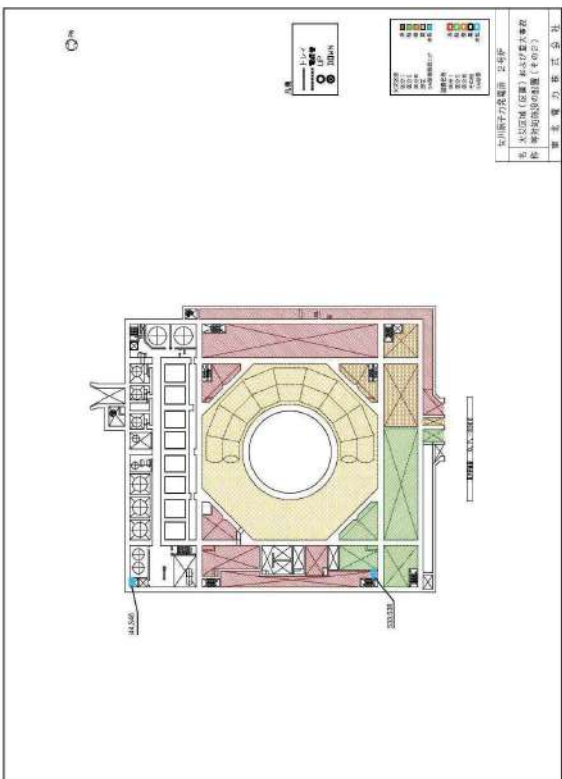
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-28 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

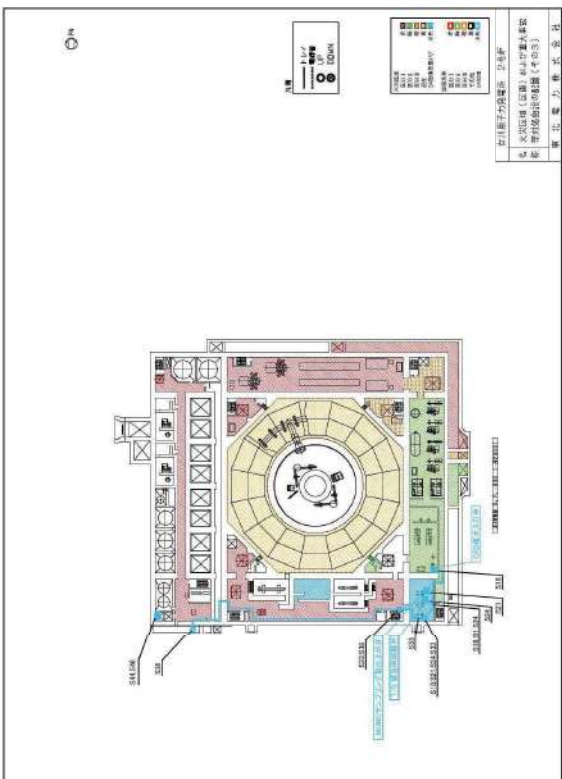
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-29 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

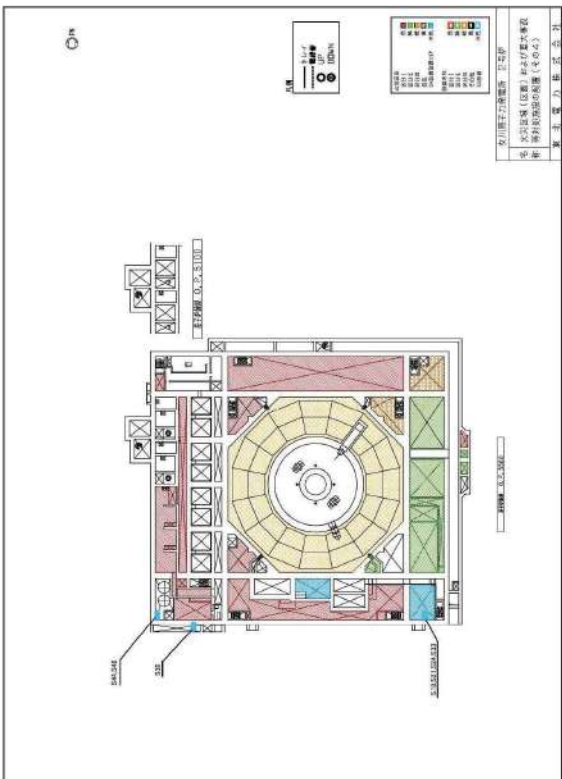
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図47-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1836 135 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1971 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

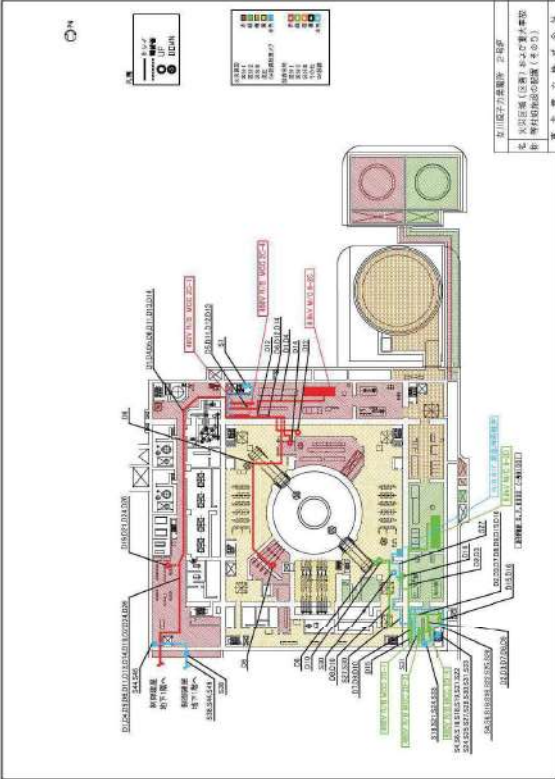
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

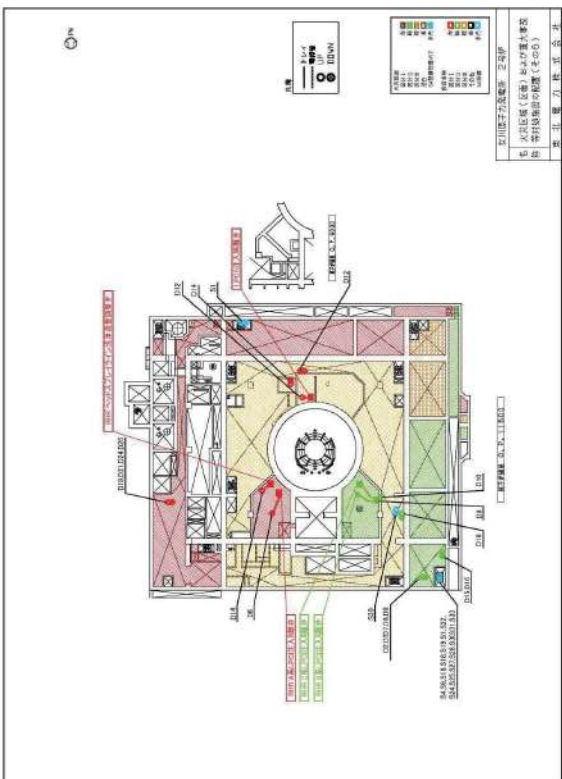
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 981">図47-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

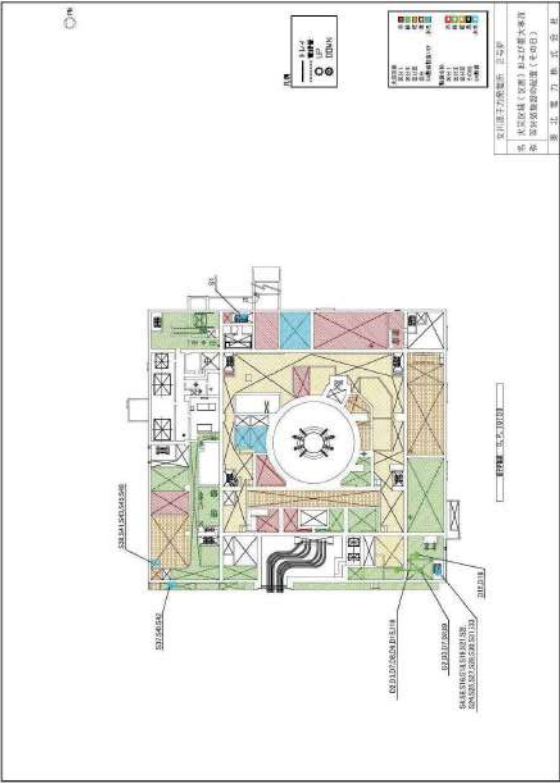
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

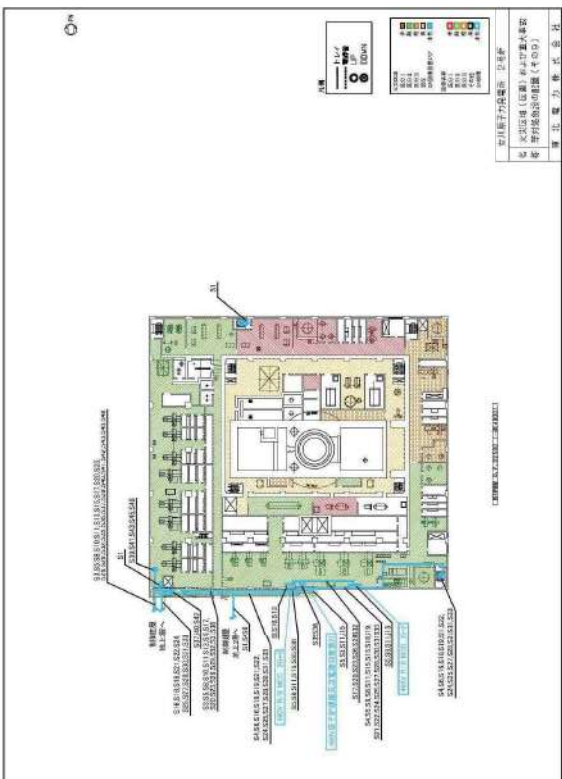
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-36 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

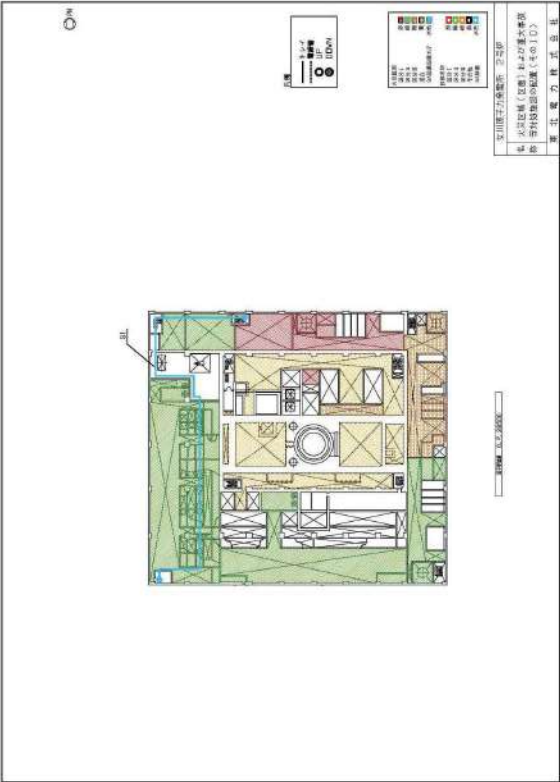
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

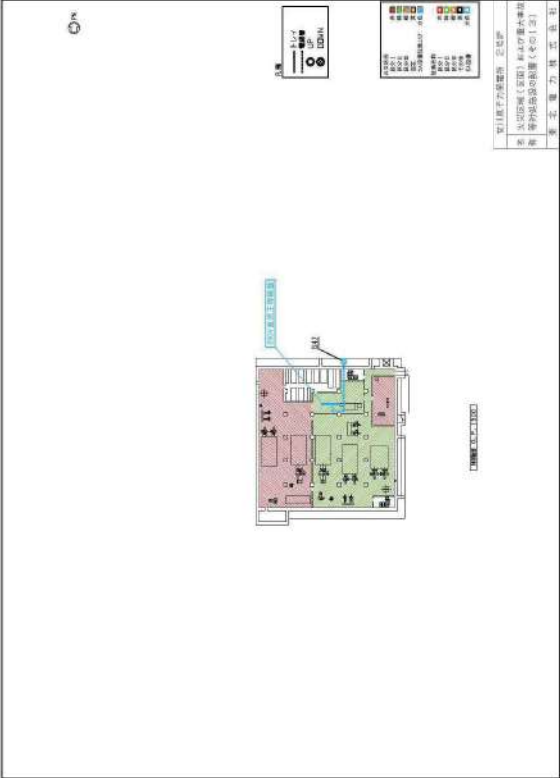
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-37 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 978">図47-38 2号炉制御室 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

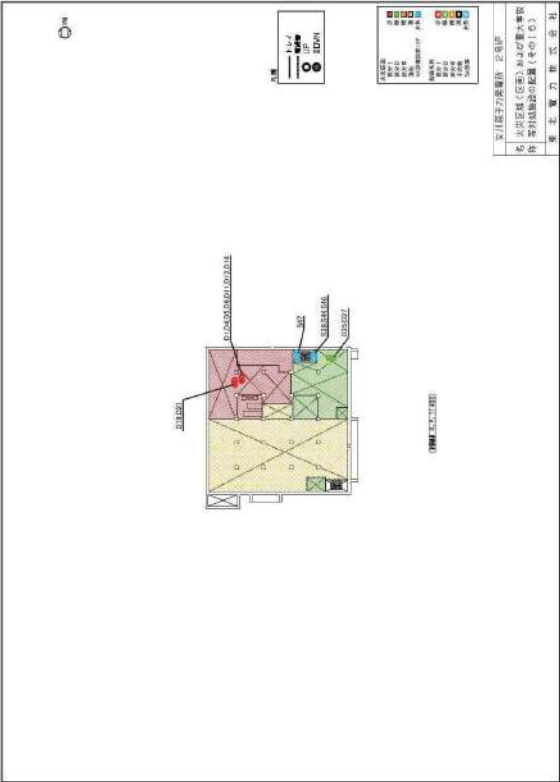
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 981">図47-39 2号炉副御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 989 1220 1013">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 199">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2161 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

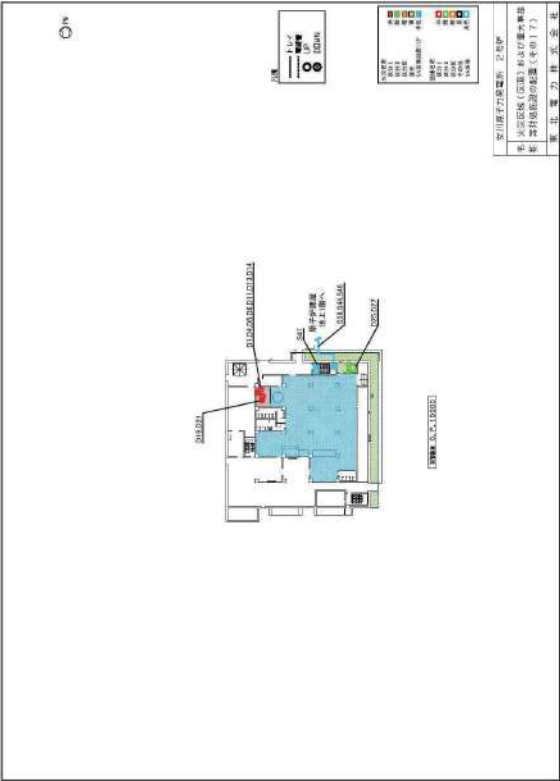
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-40 2号炉制御棟 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

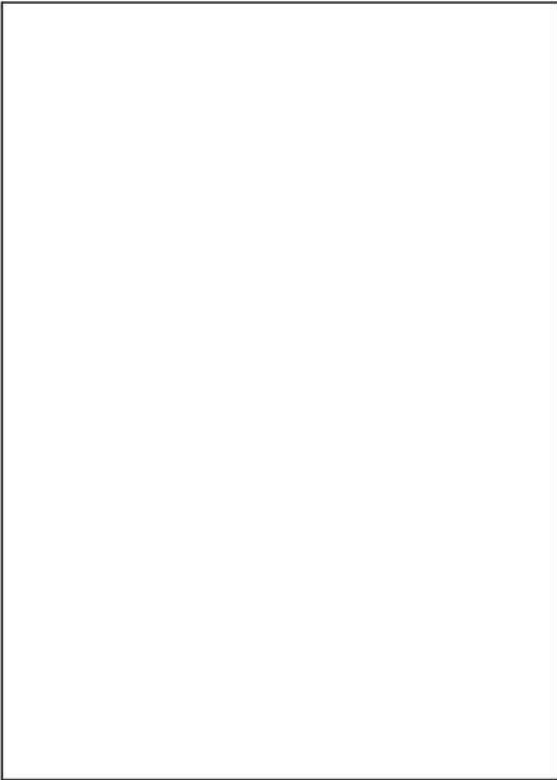
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-42 2号炉別棟建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

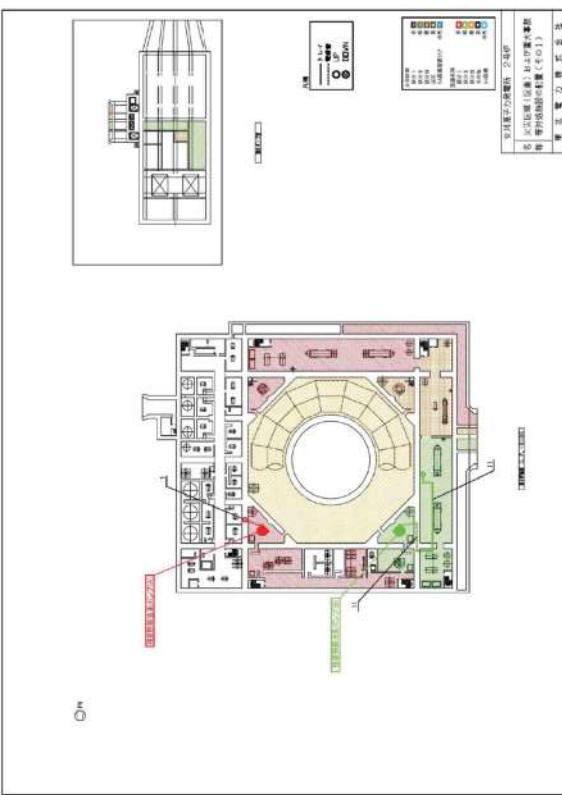
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 963 1077 983">図 47-43 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 991 1229 1018">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

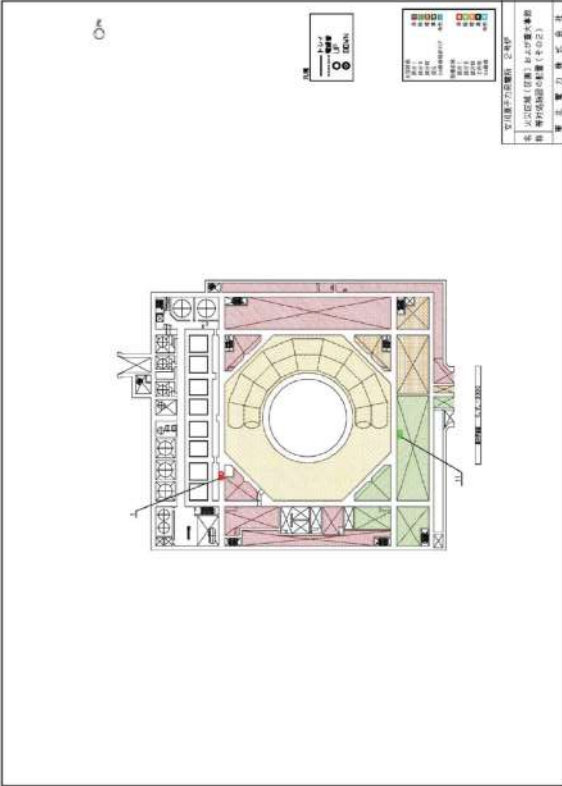
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>



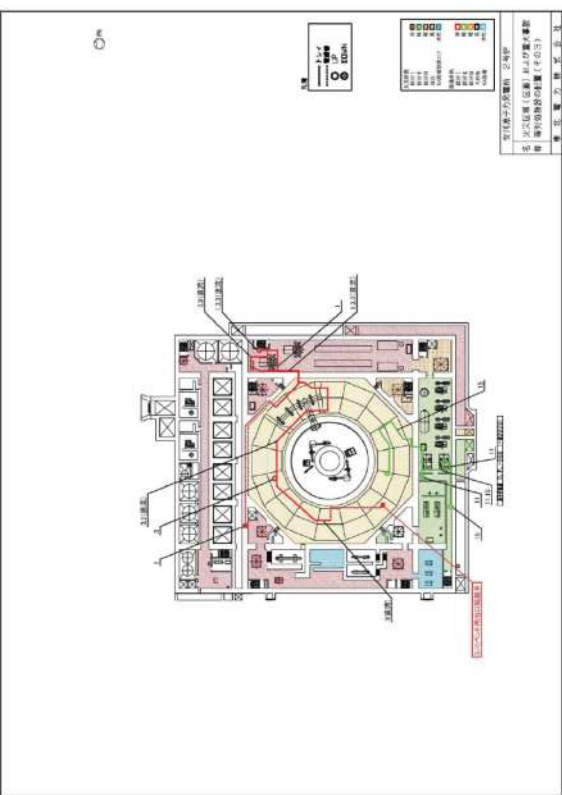
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="815 967 1077 986">図48-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

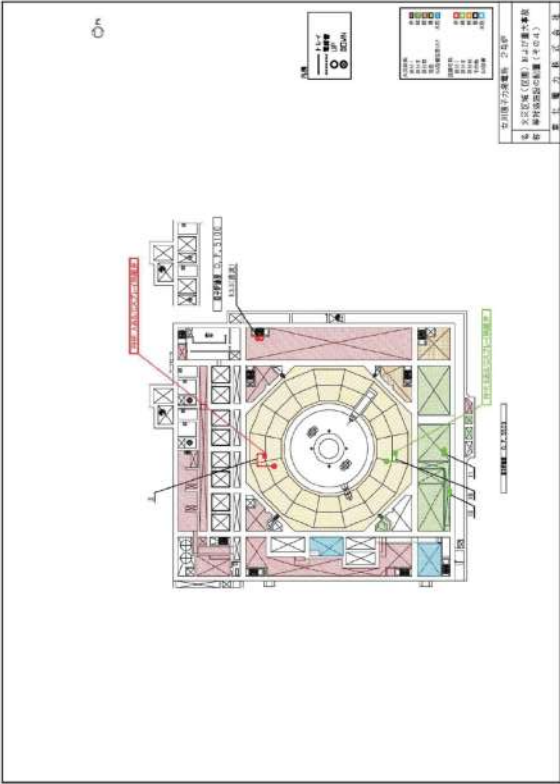
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

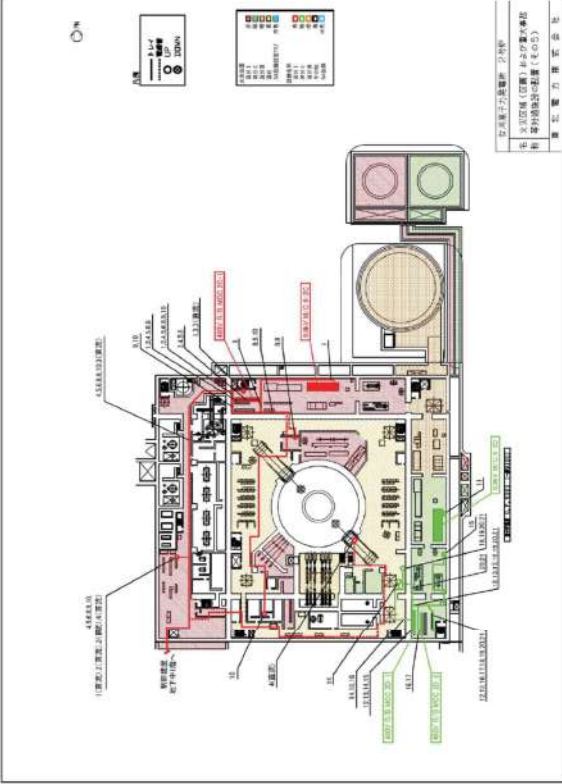
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1088 979">図 48-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 220" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

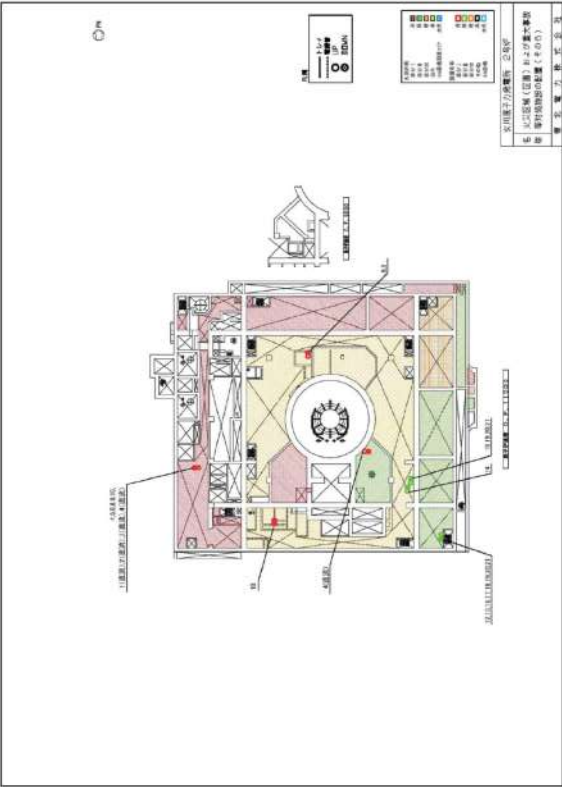
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

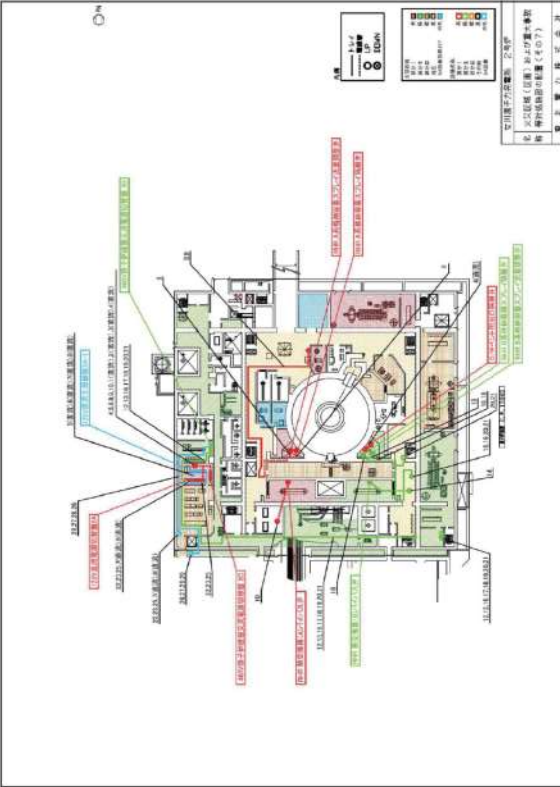
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

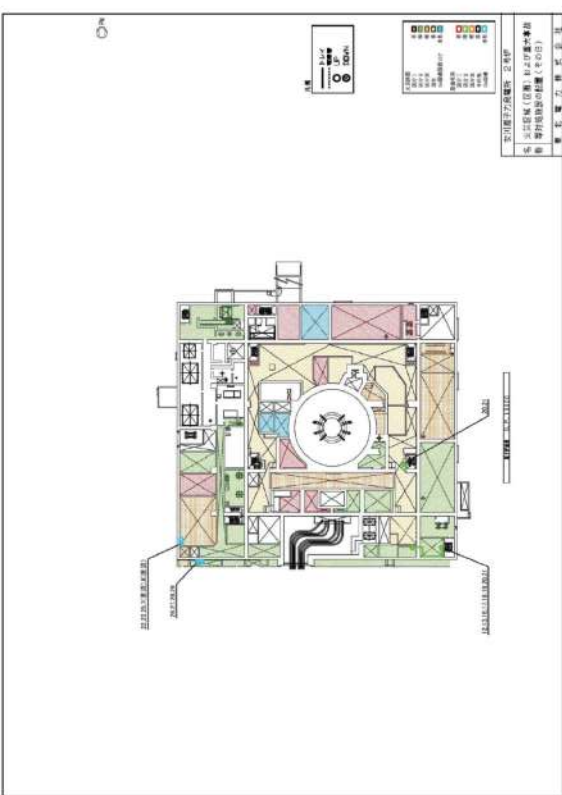
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 989">図 48-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>



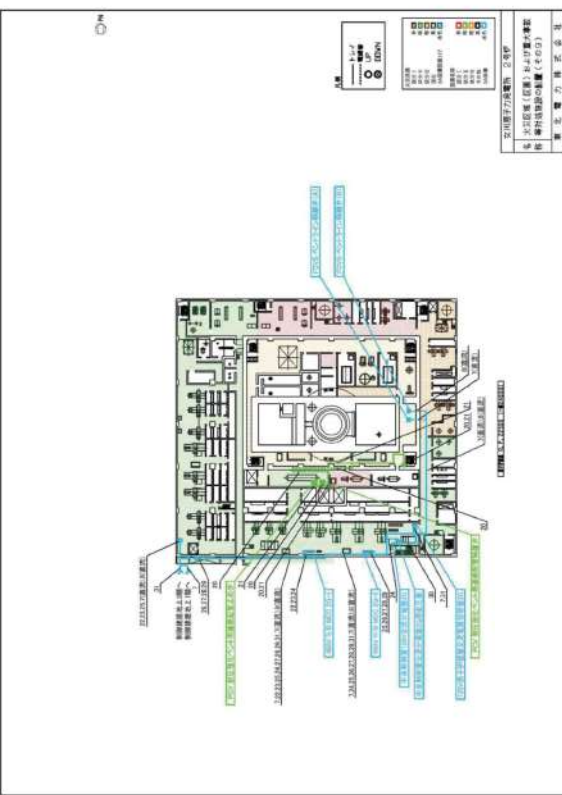
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 965 1086 989">図48-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

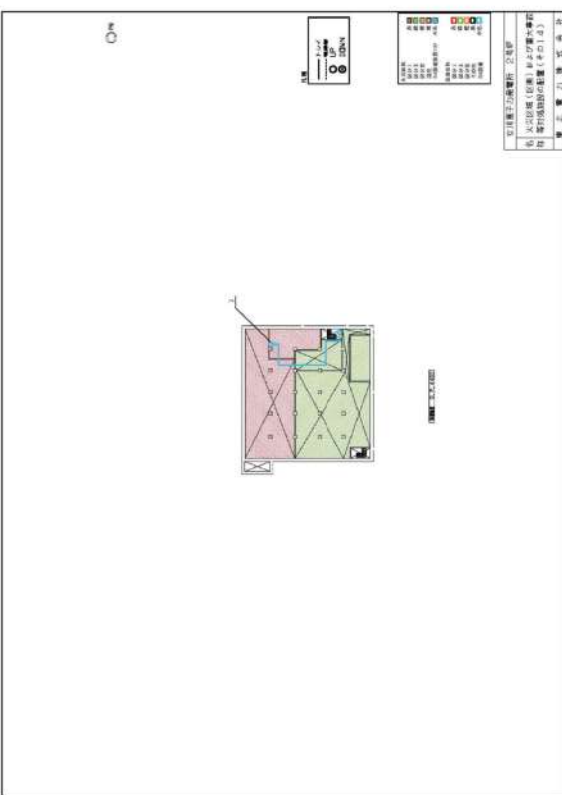
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

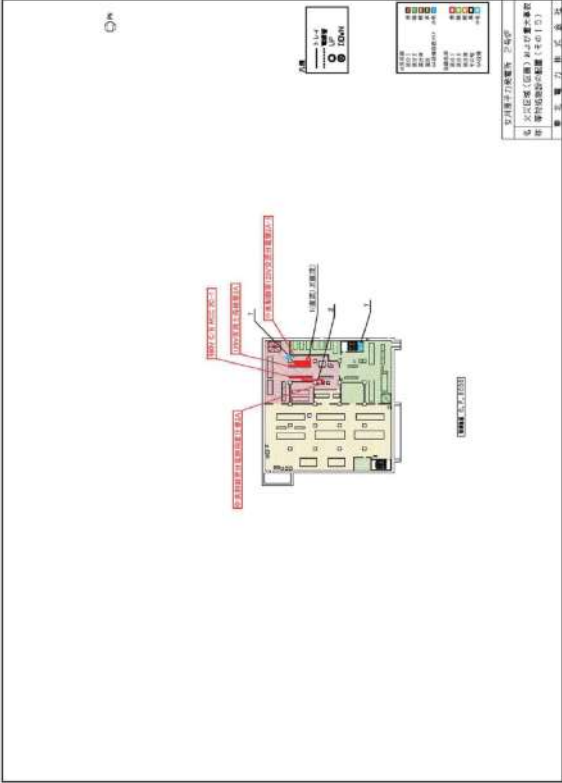
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-10 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p><b>【女川】</b>                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

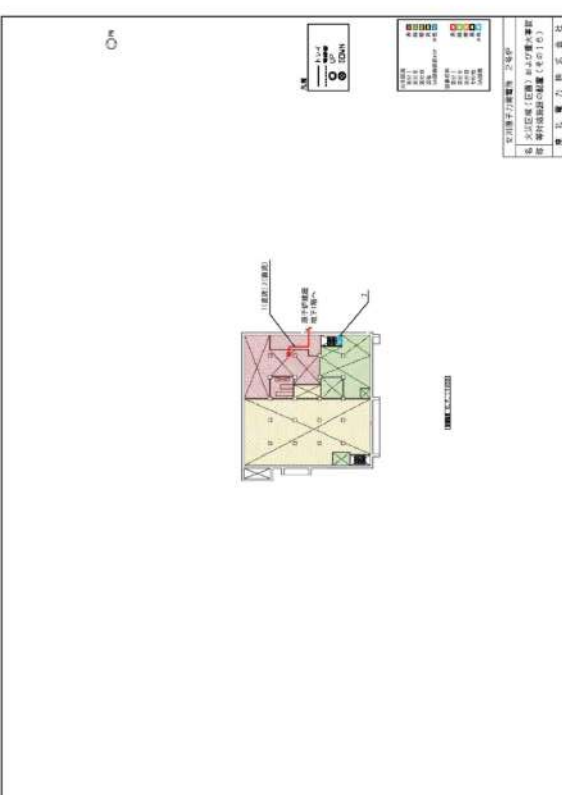
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 970 1081 991">図 48-11 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2119 220" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-12 2号炉清浄棟 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

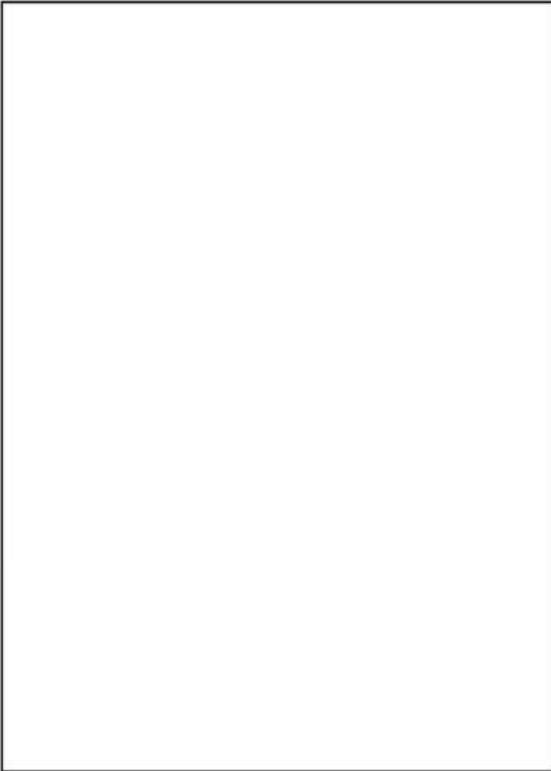
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>



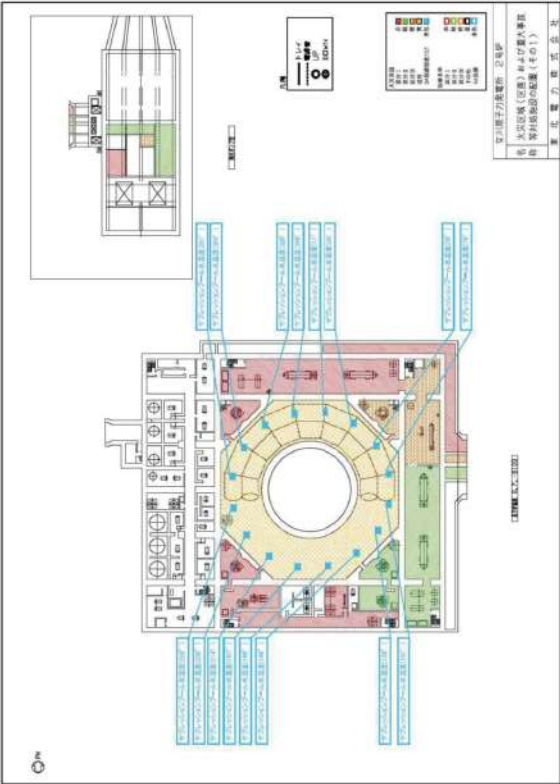
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 954 1077 970">図48-14 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="913 978 1227 997">特開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2119 218" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

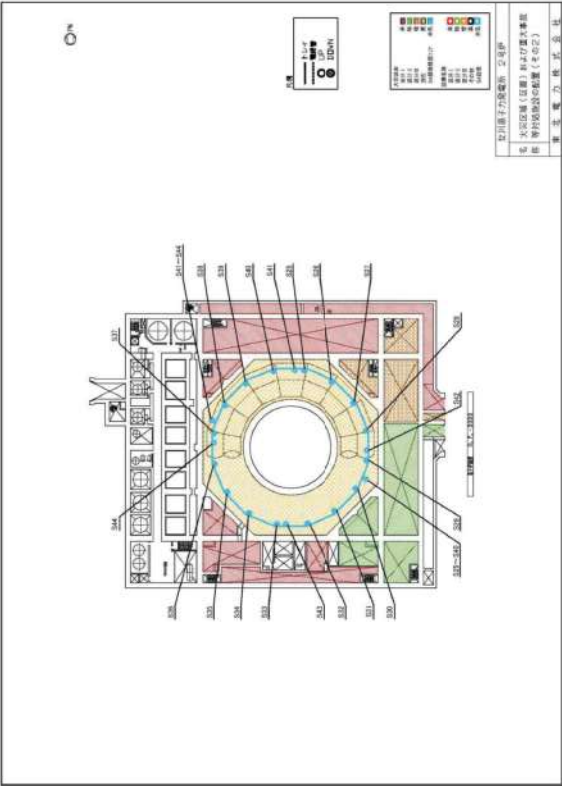
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-15 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

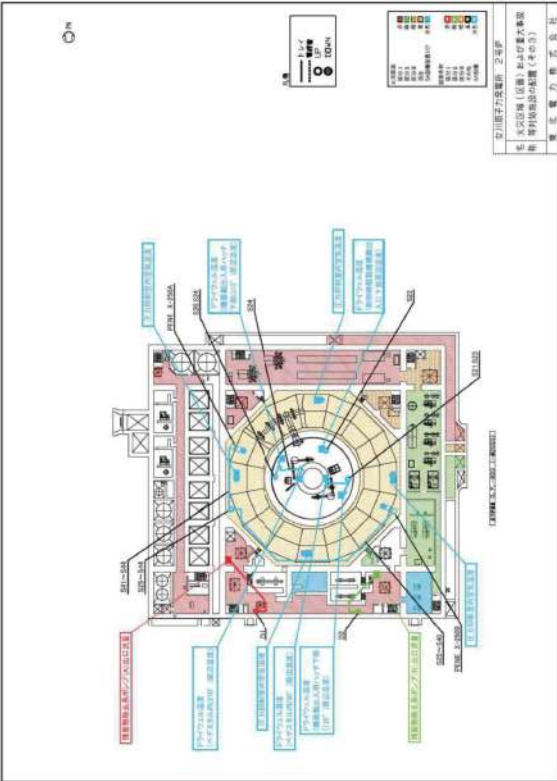
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p><b>【女川】</b>                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

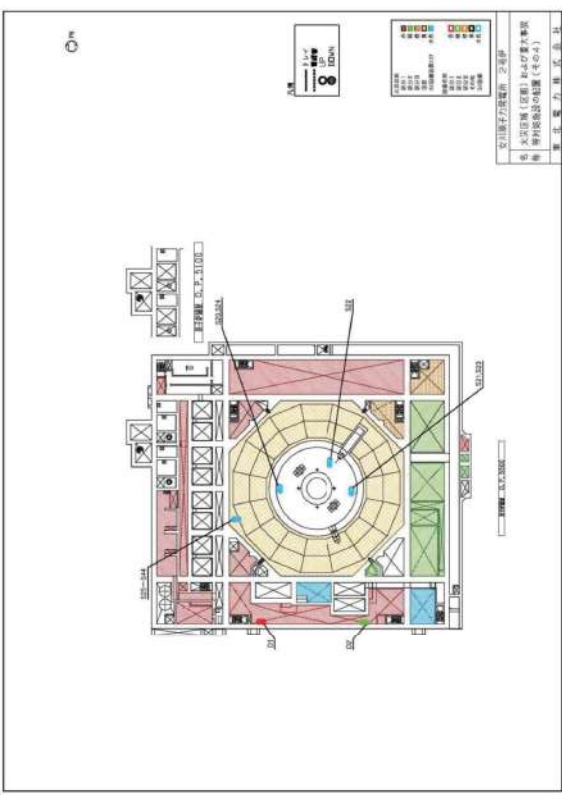
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-17 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

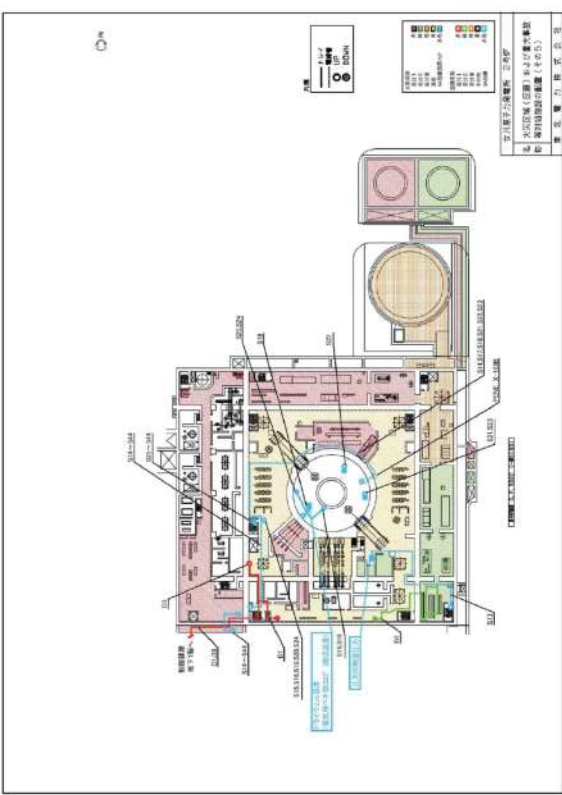
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 965 1093 986">図 48-18 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2116 225" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

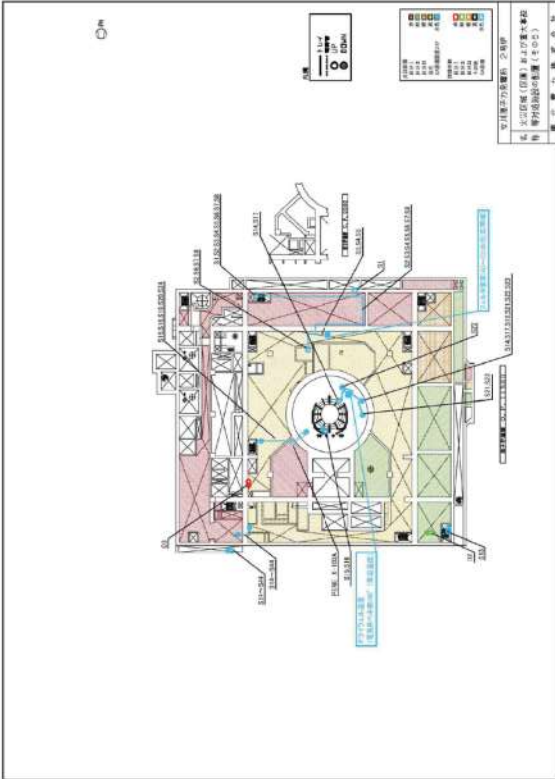
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-19 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>



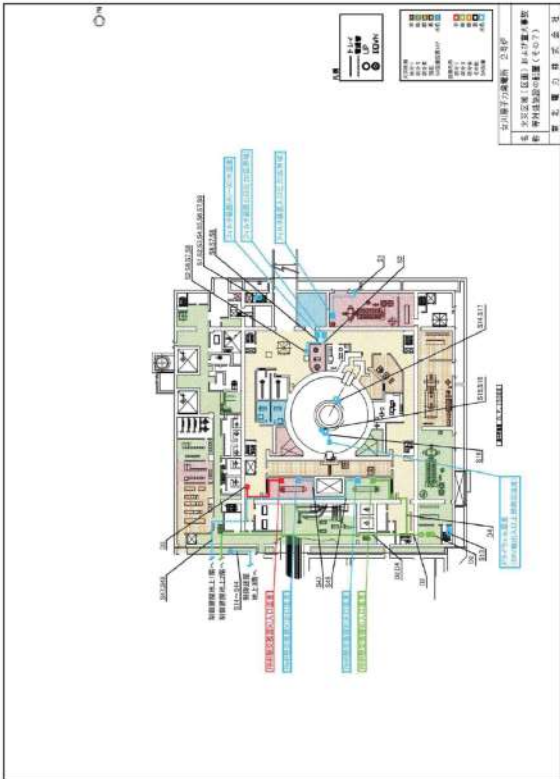
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 959 1093 978">図 48-20 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

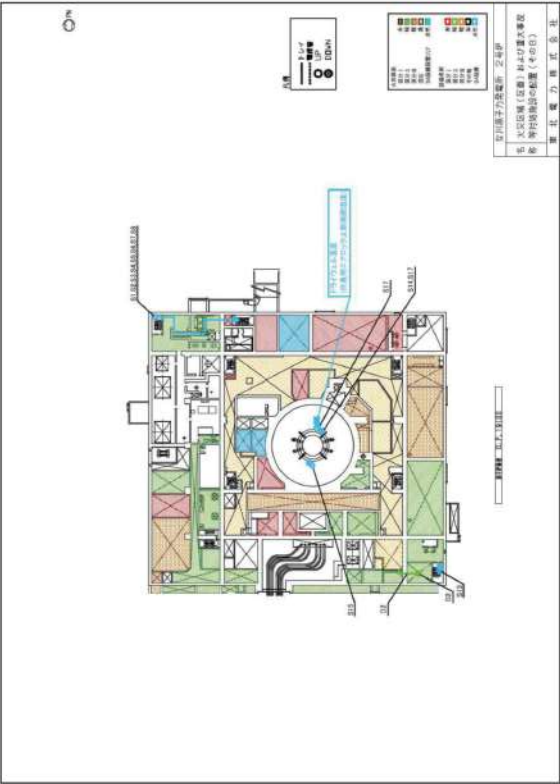
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-21 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

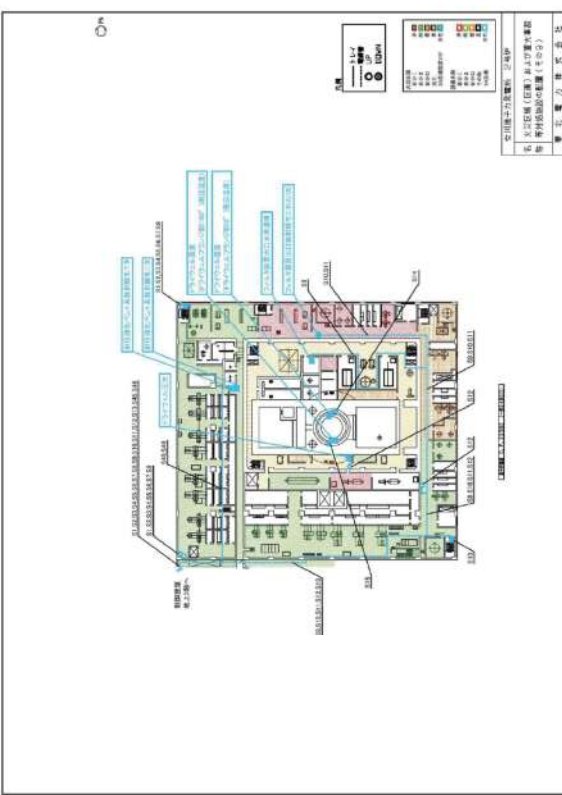
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-22 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-23 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-24 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

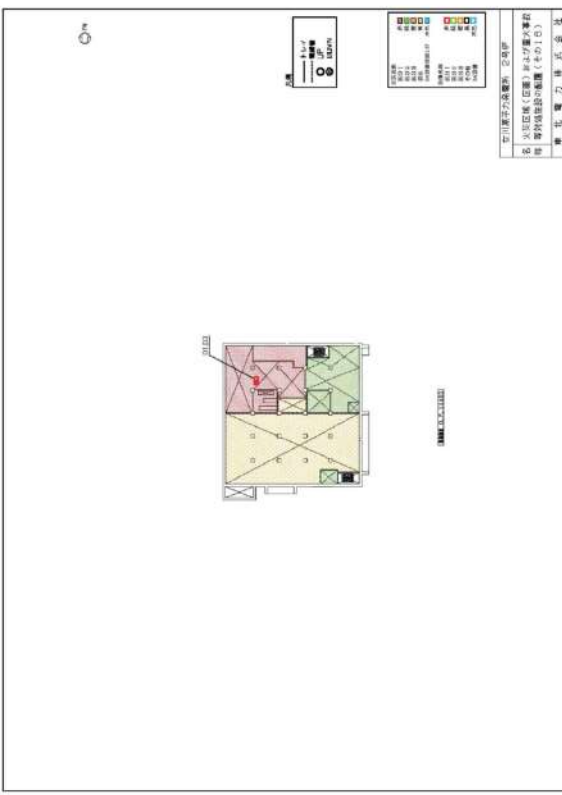
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 960 1077 979">図48-25 2号炉副建屋 地下1階</p> <div data-bbox="902 986 1227 1011" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="902 986 1227 1011">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>



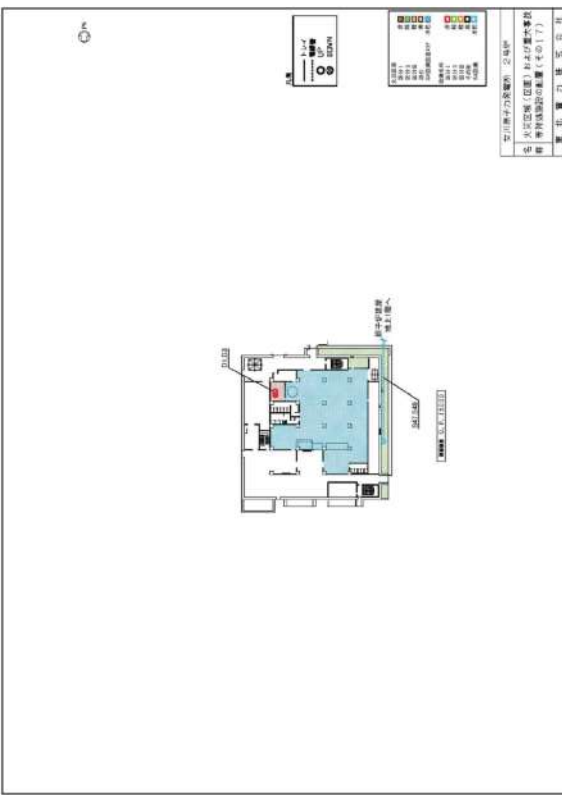
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-26 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b>                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

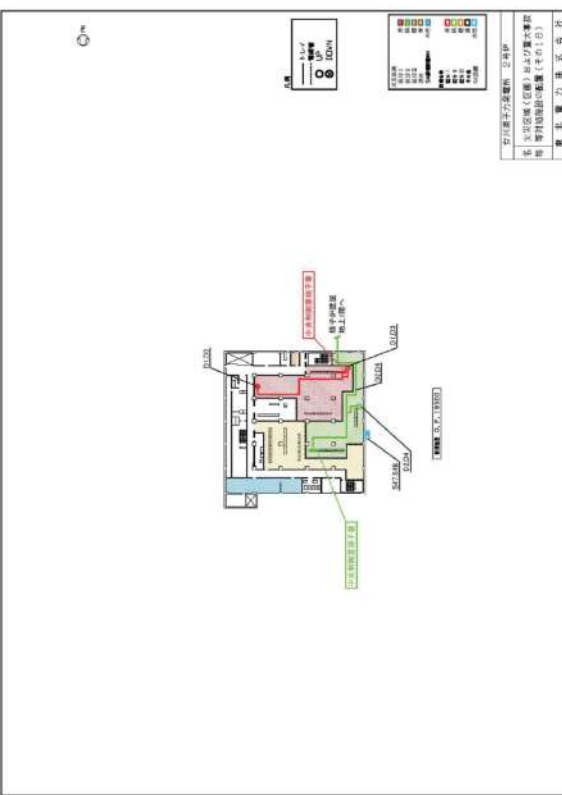
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-27 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

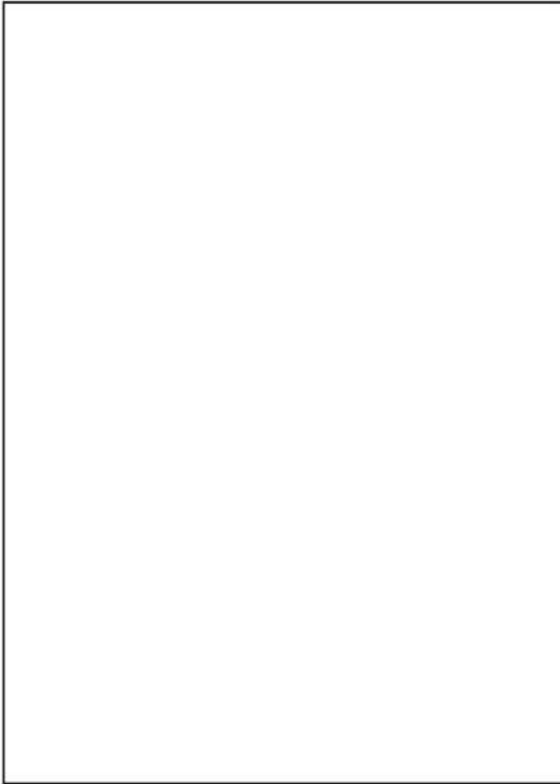
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-28 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

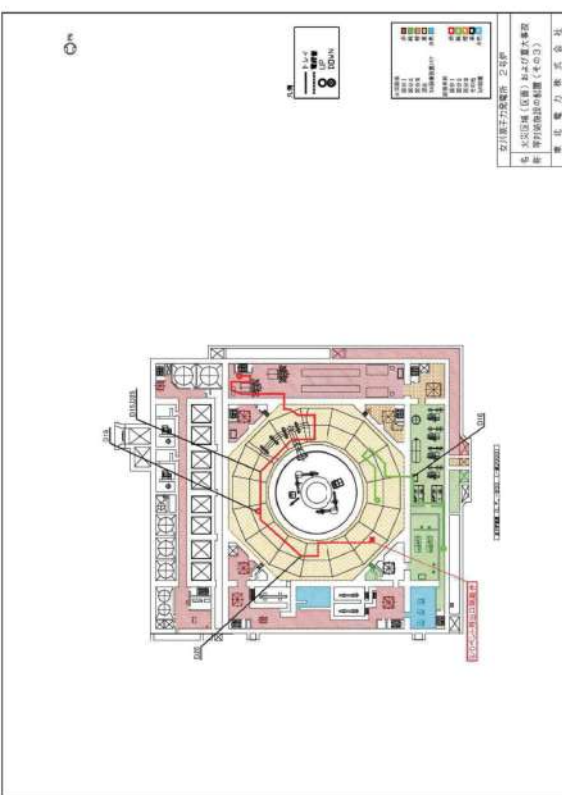
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 960 1081 979">図48-29 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 987 1218 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

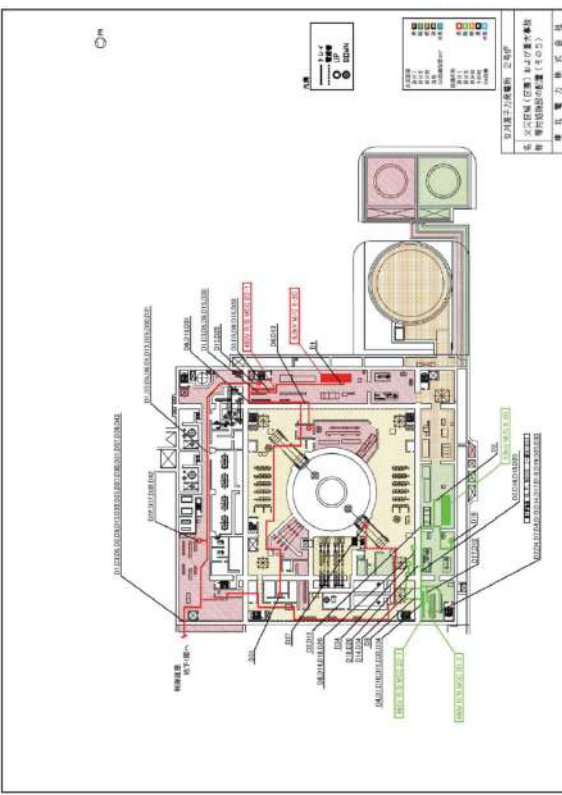
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 48-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>



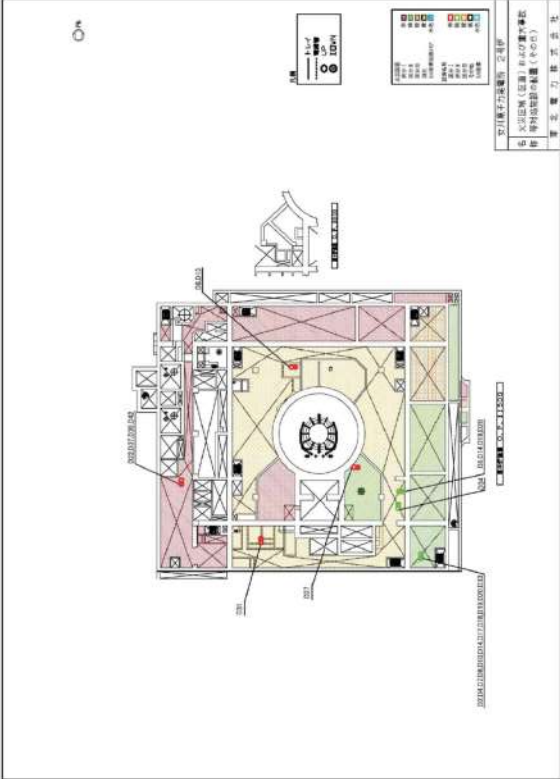
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 965 1093 986">図 48-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2116 225" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

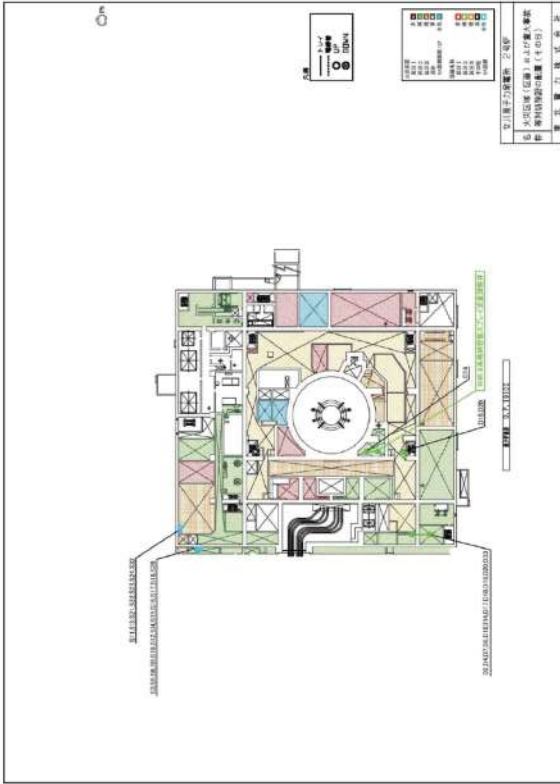
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

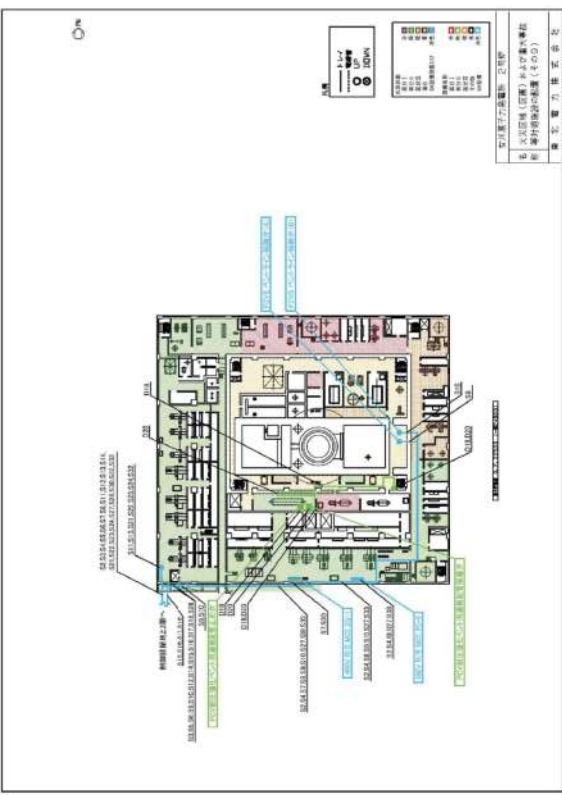
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b>                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

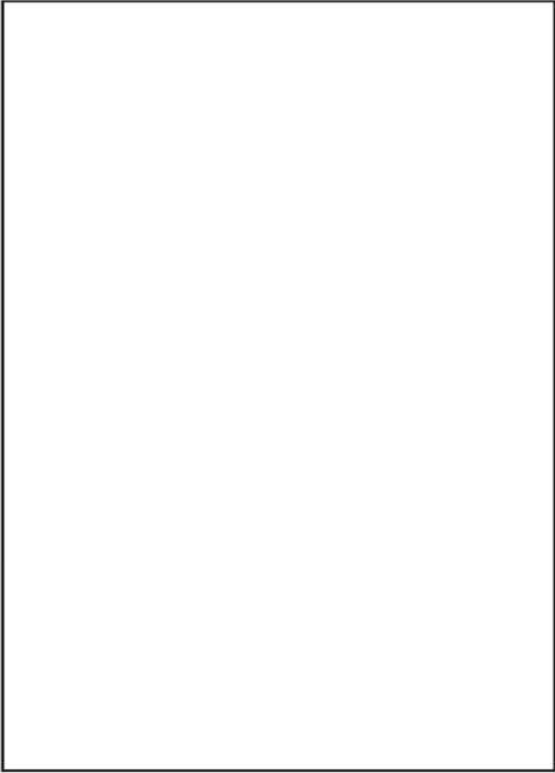
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

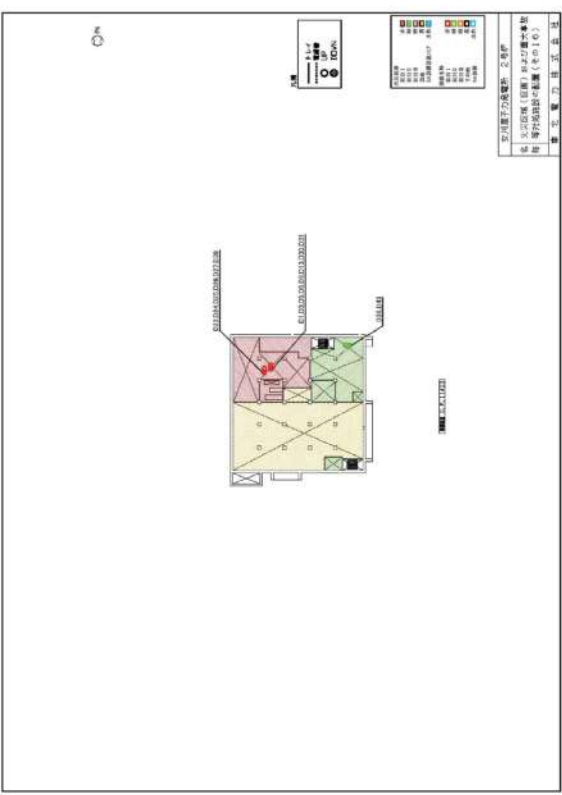
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 959 1075 975">図48-37. 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 983 1227 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 221" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-38 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>



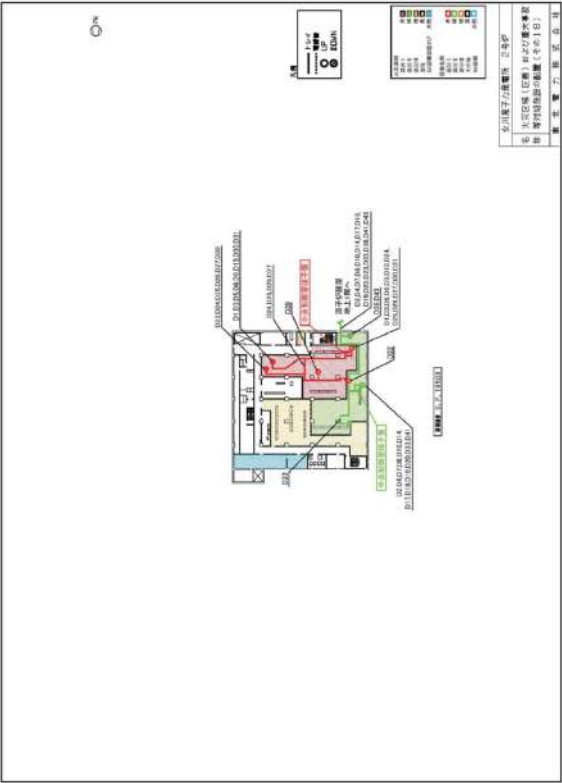
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 981">図48-39 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

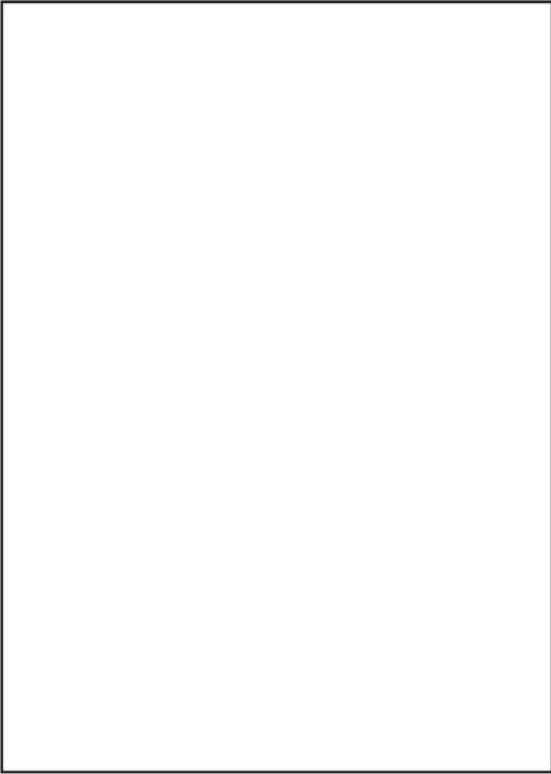
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 970 1079 991">図48-40 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2119 220" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

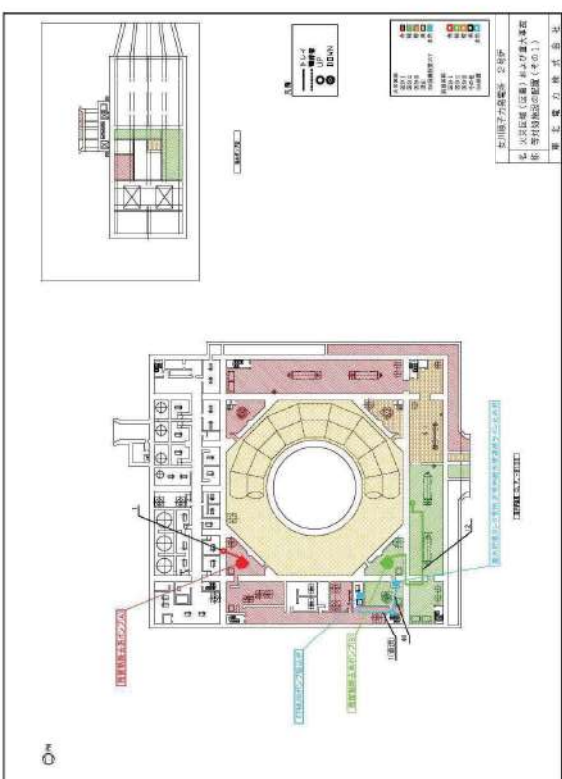
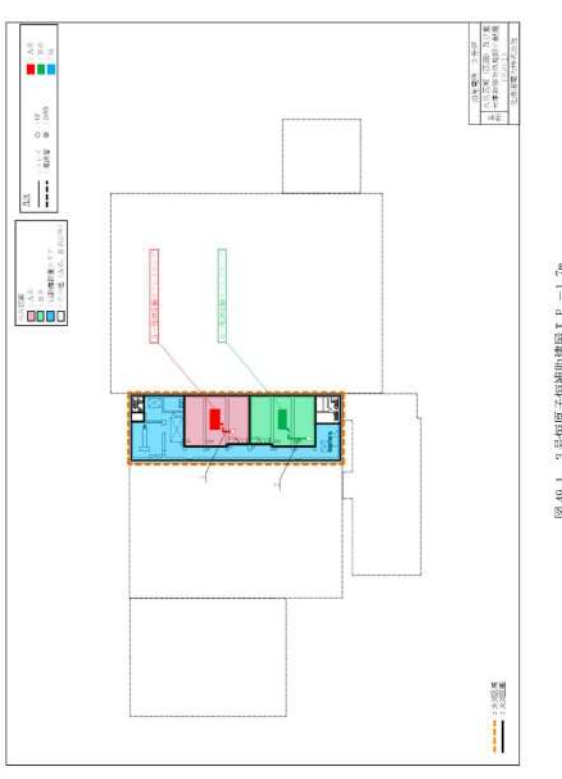
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 970 1077 986">図48-41 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 995 1223 1018" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 221" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

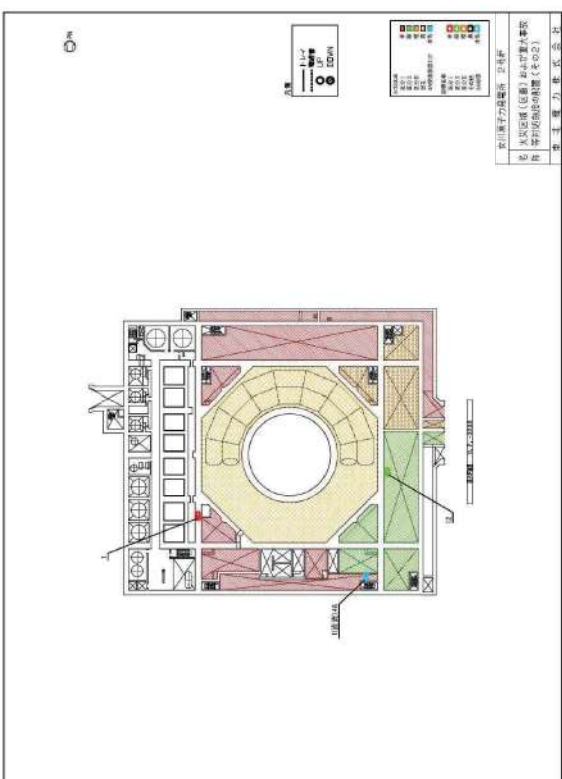
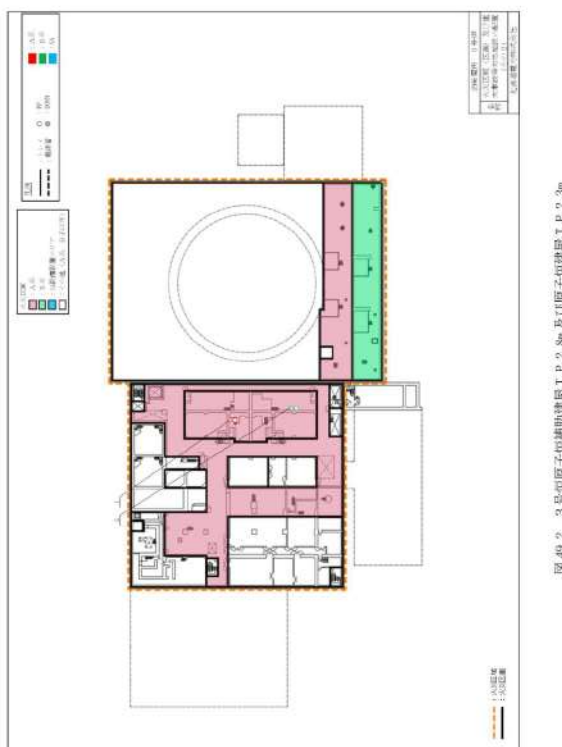
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-1 2号炉原子炉棟屋 地下3階</p>	 <p>図49.1 3号炉原子炉棟屋T.P. - 1.7m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

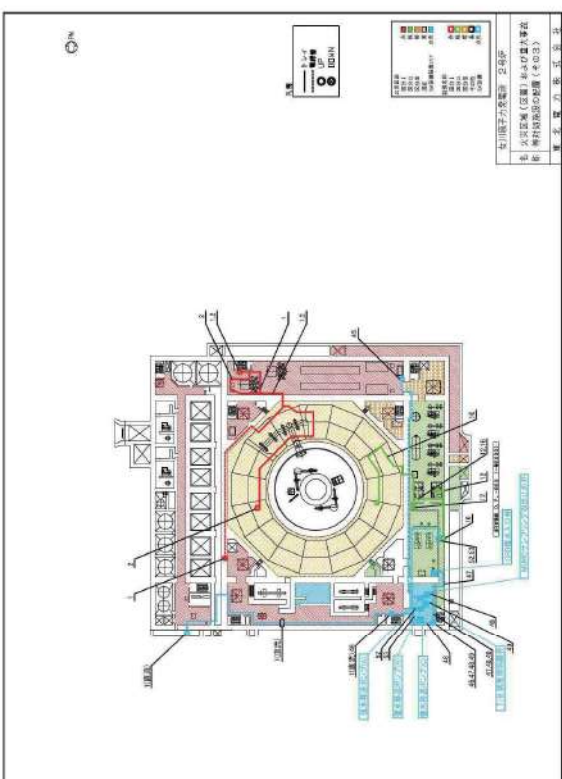
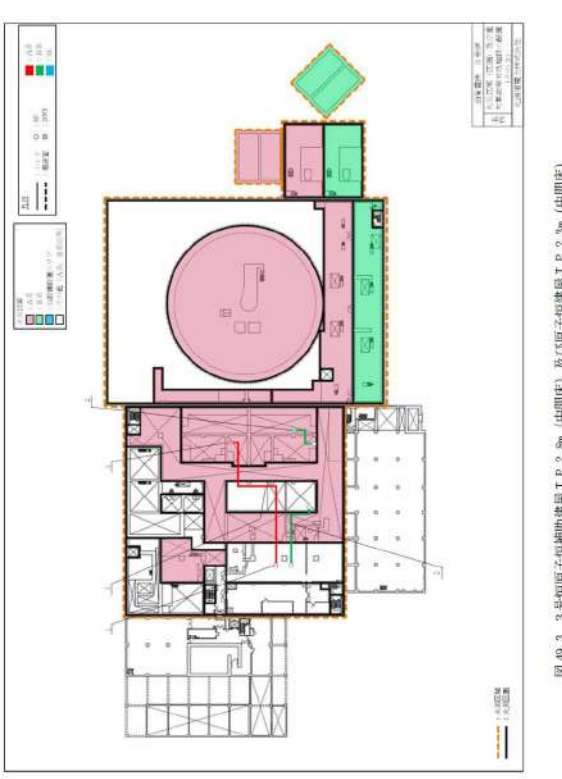
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 40-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 40.2 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m 及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

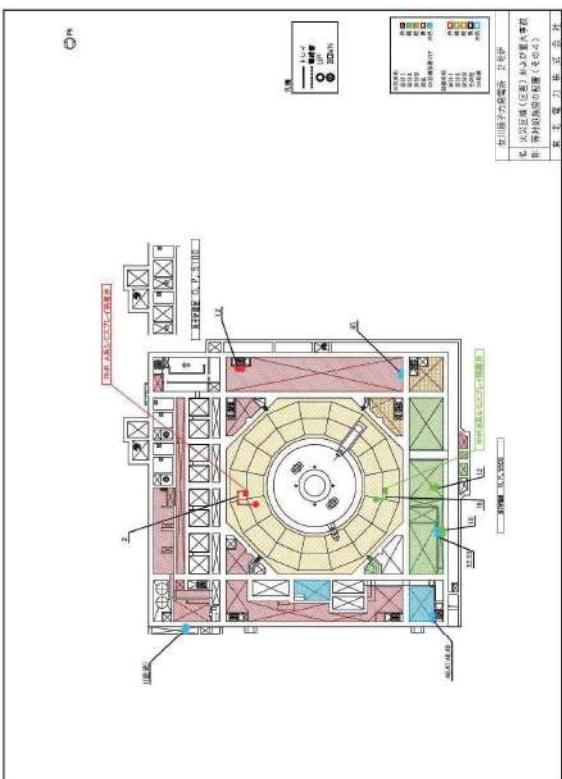
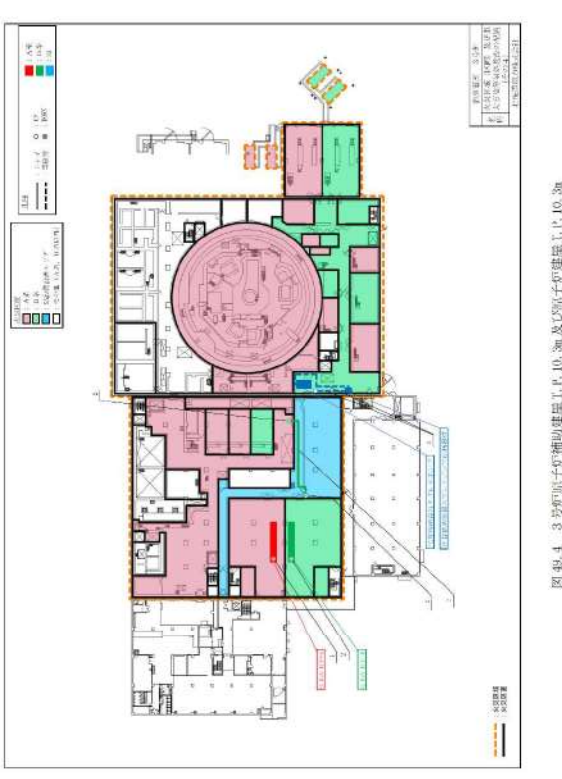
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図40-3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

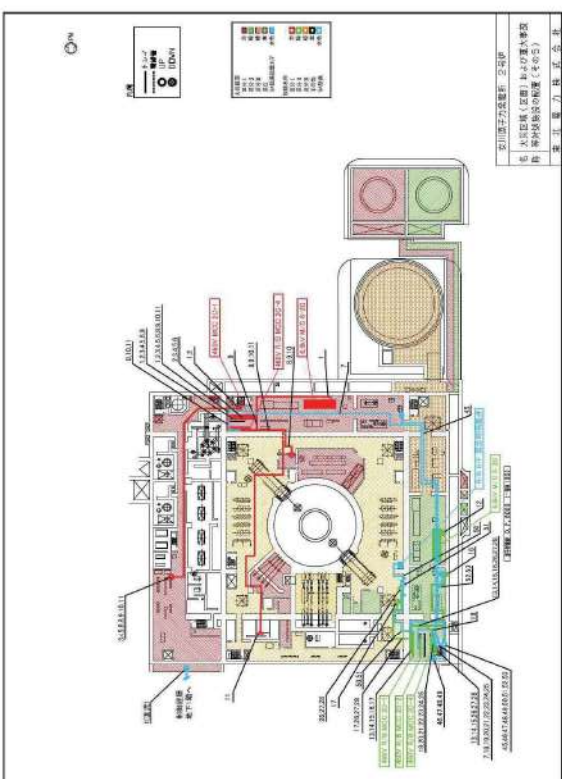
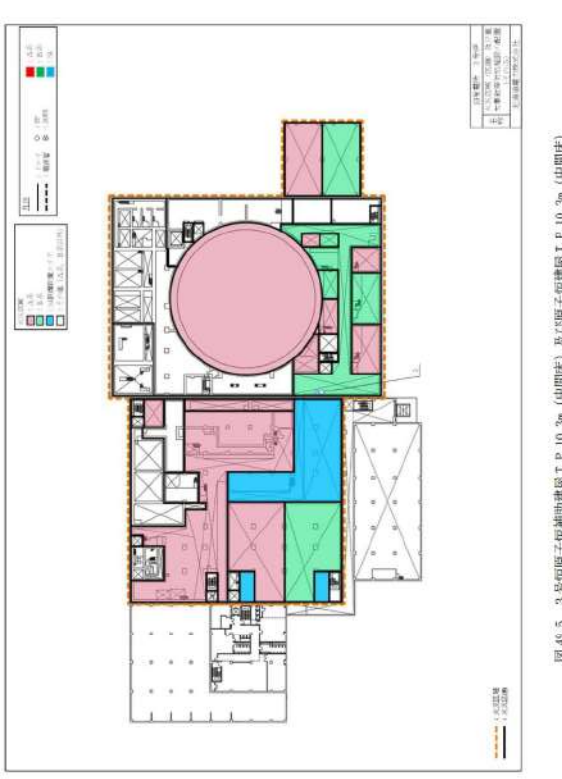
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 49-4 3号炉原子炉補助建屋工.P.10.3a及び3号炉原子炉建屋工.P.10.3a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



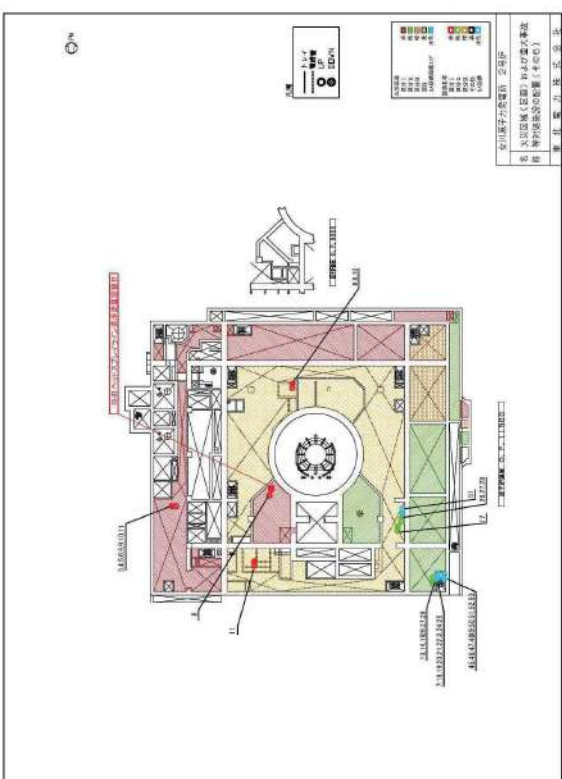
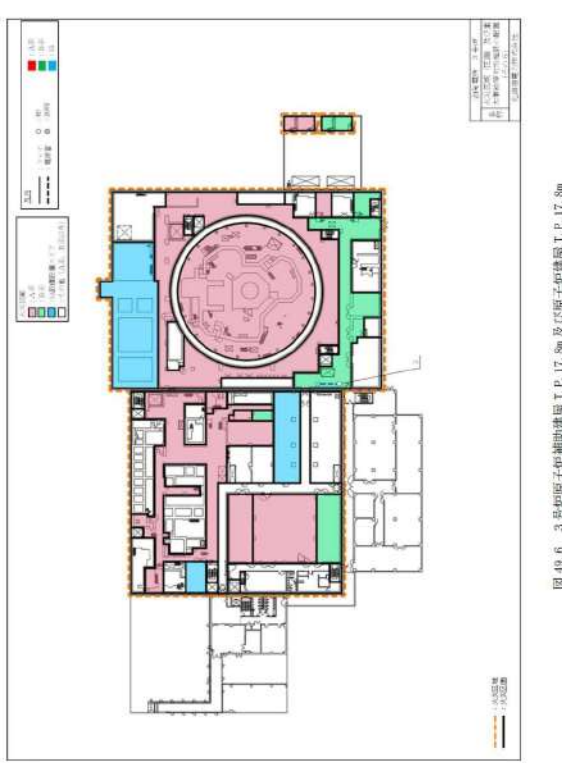
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-6 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図45.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m (中間床) 及び原子炉建屋 T.F.10.3m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

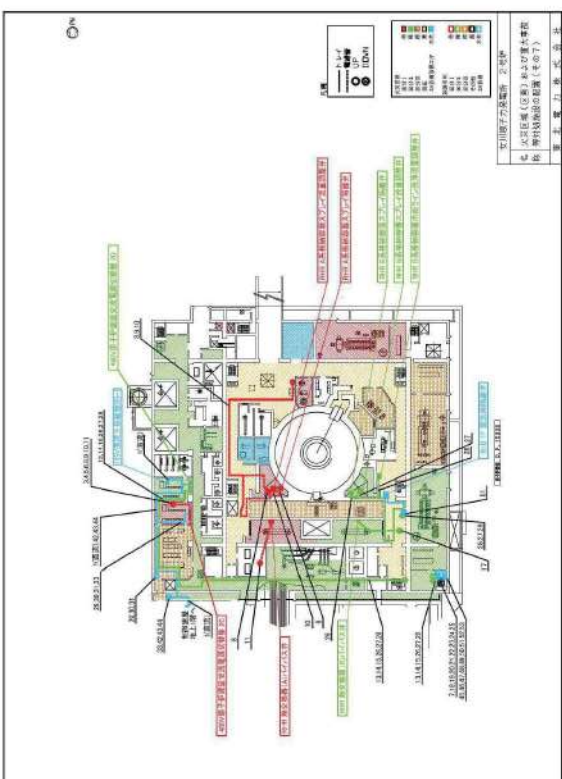
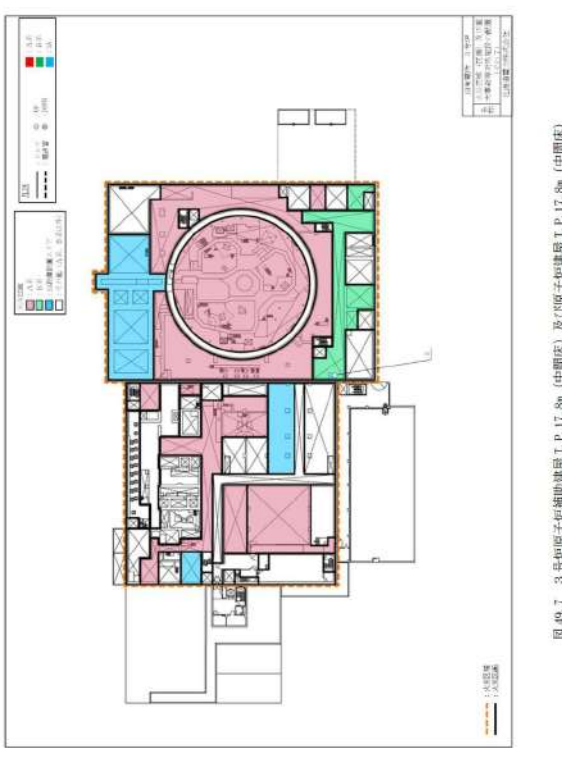
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 40-6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び原子炉建屋 T.P.17.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

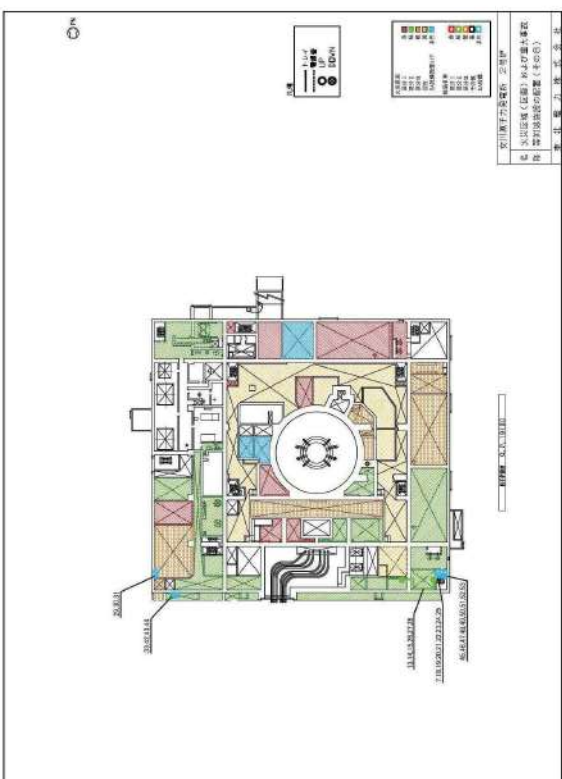
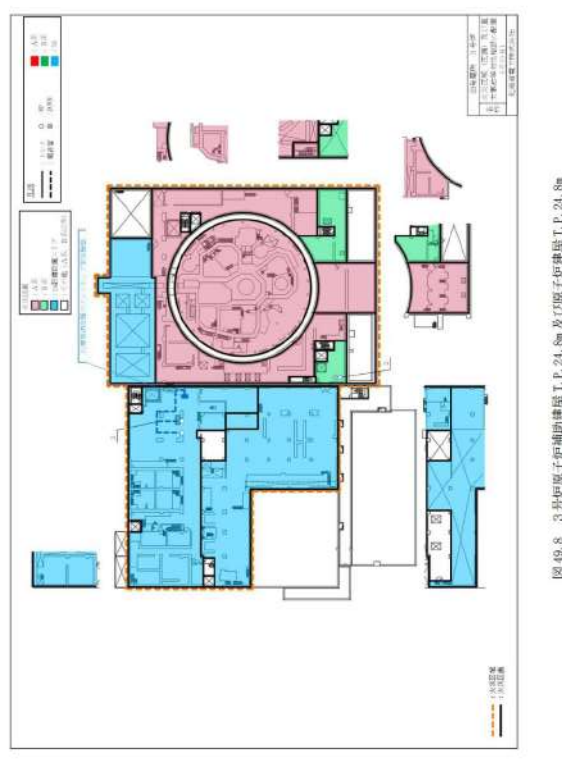
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 49.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.17.8b (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

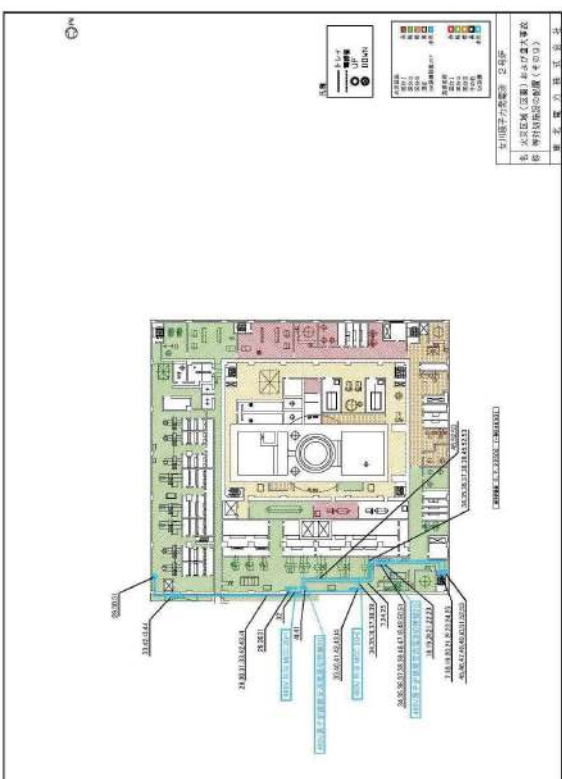
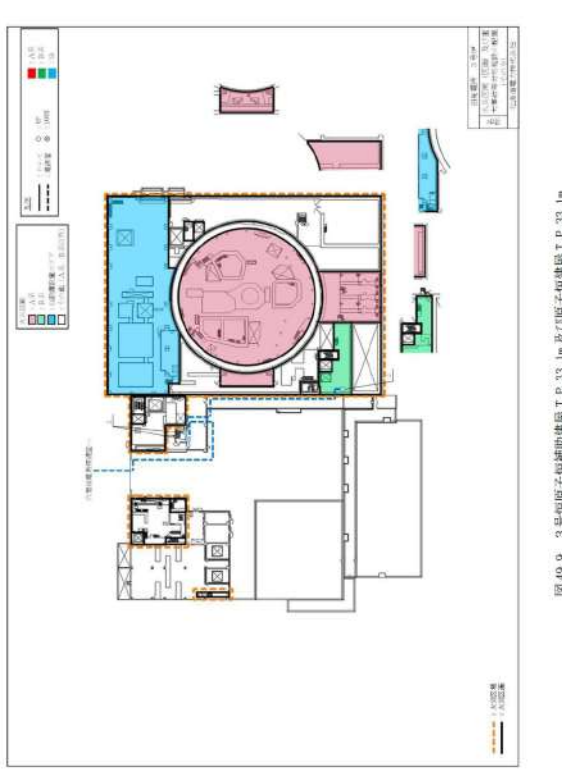
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図49.8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.6a 及び原子炉建屋 T.P.24.8a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



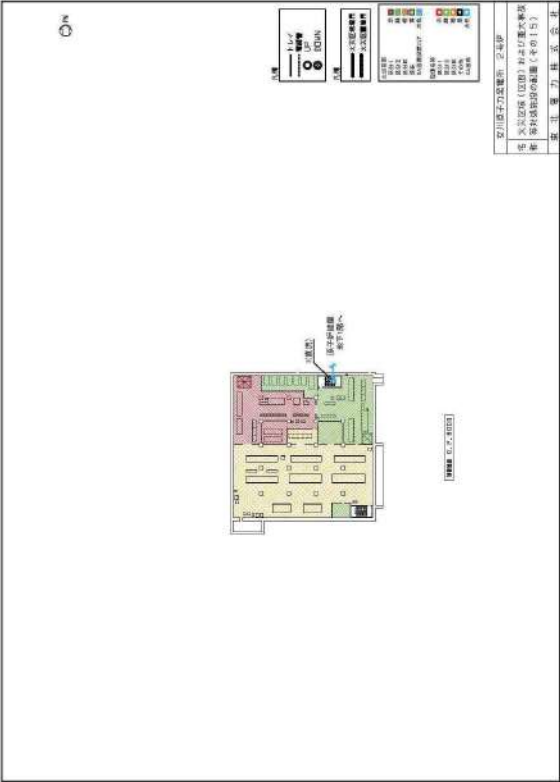
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図40-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1a及び原子炉建屋 T.P.33.1b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

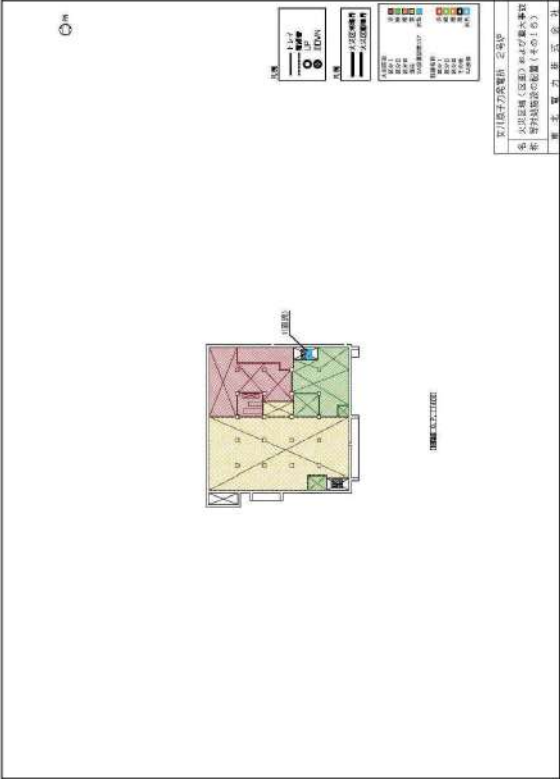
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-10 2号伊弉諾球屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

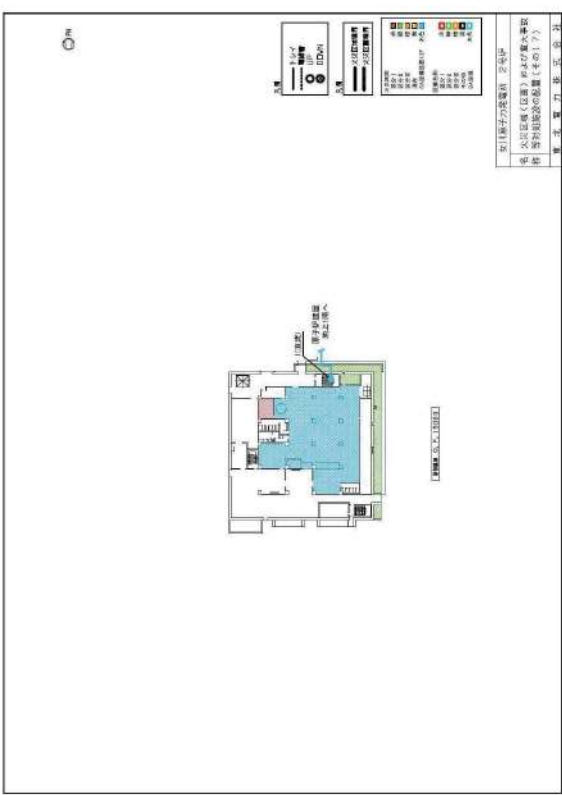
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



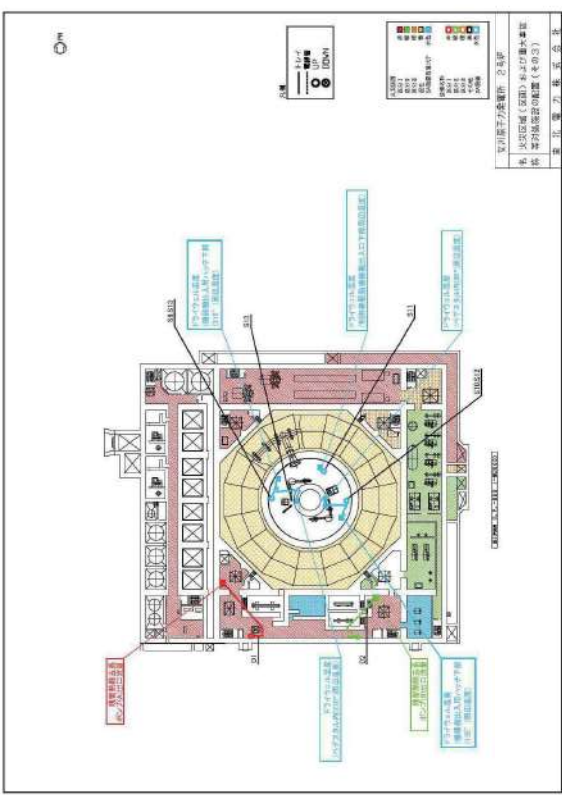
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-12 2号伊弉御魂屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

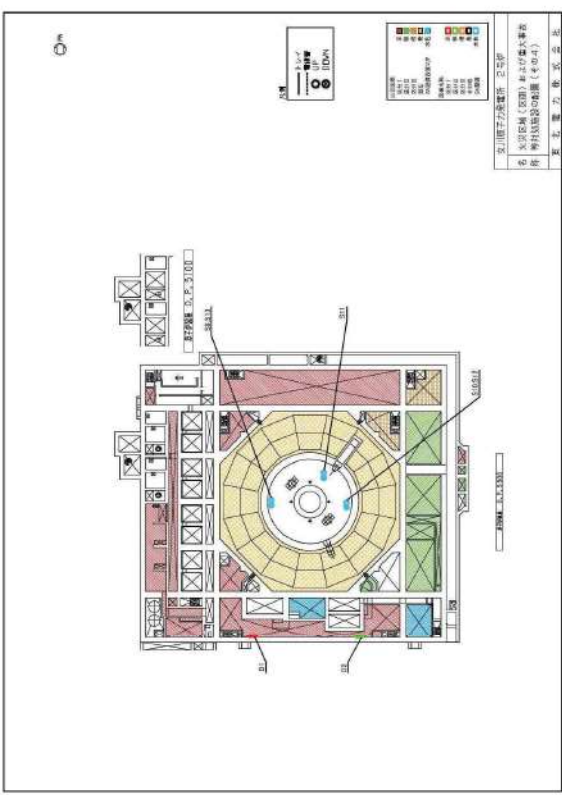
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-13 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

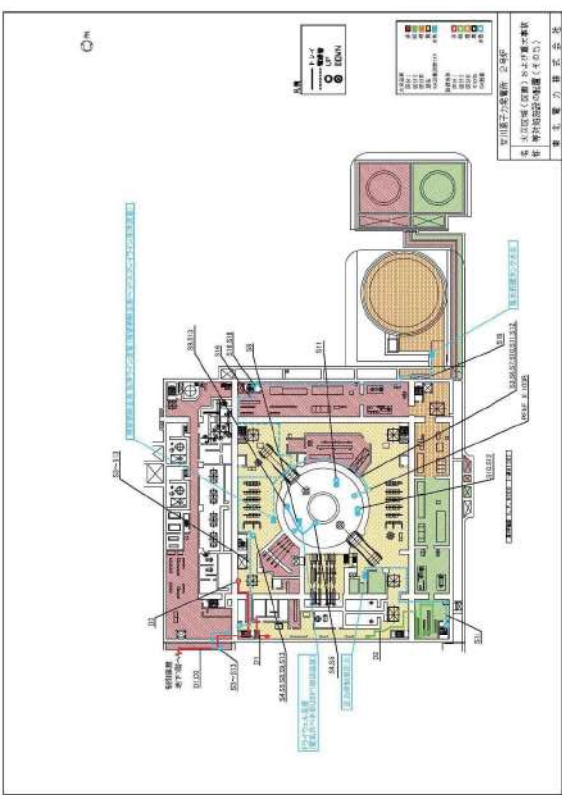
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-14 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

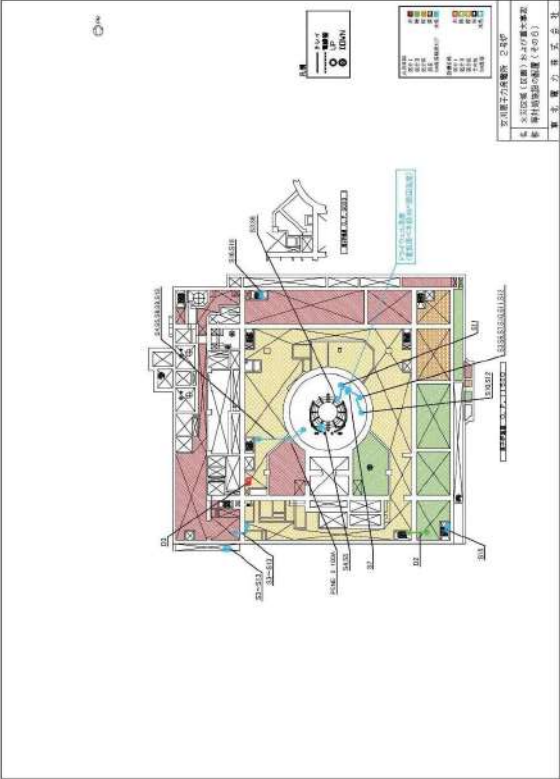
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-15 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

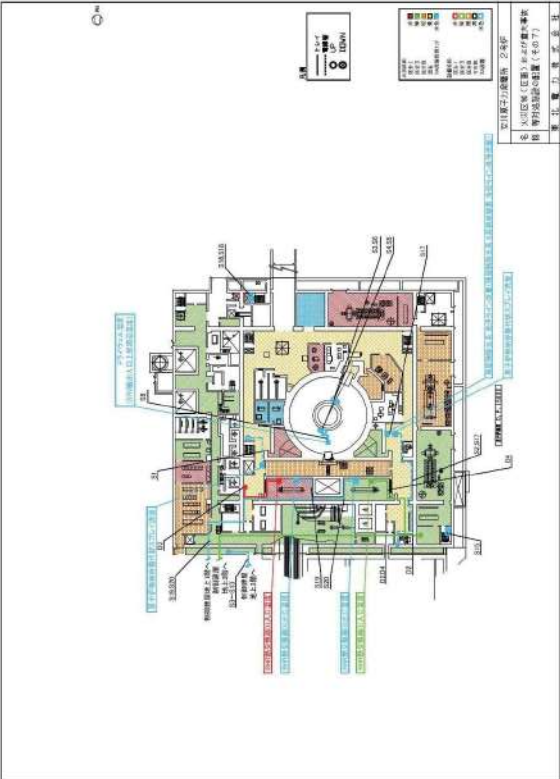
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 49-16 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

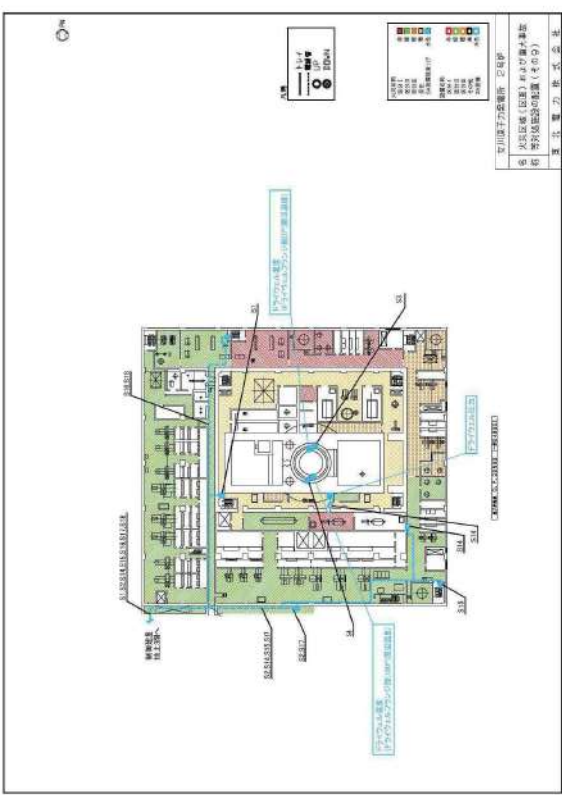
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-17 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>





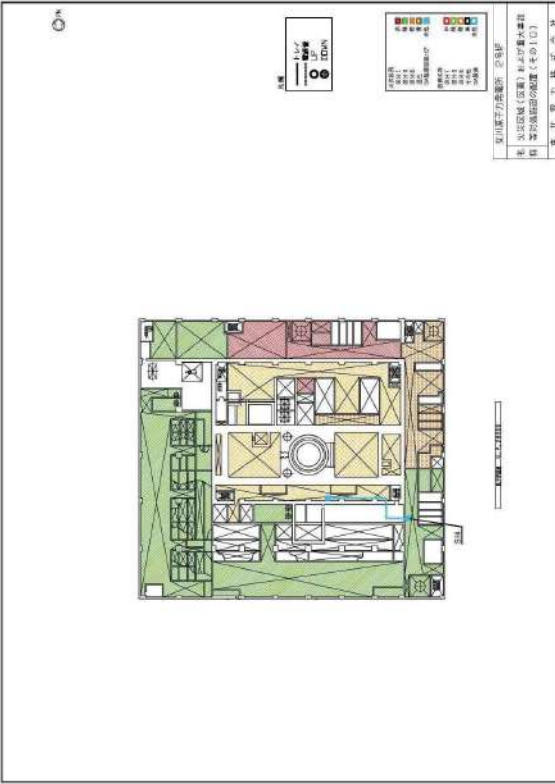
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-19 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 49-20 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

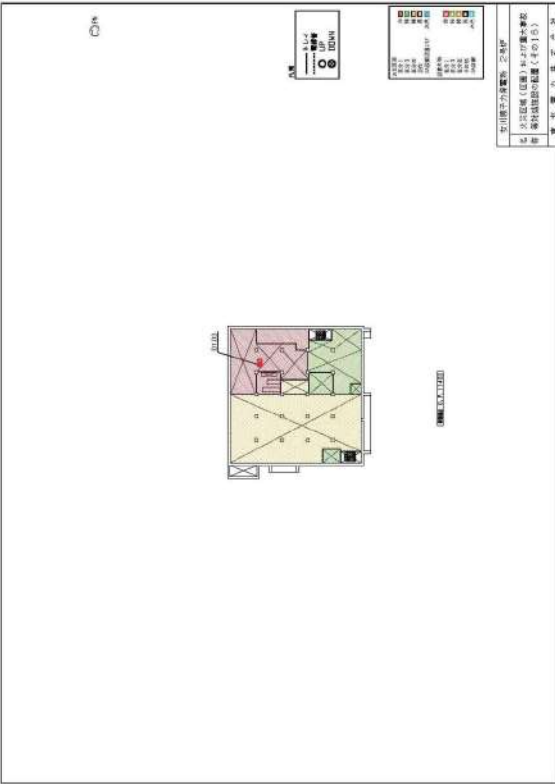
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 960 1077 978">図49-21 2号伊弉御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

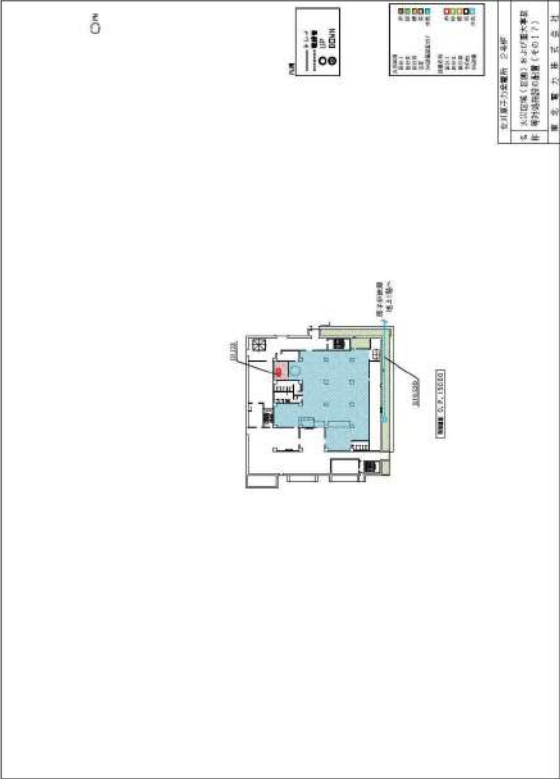
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 49-22 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

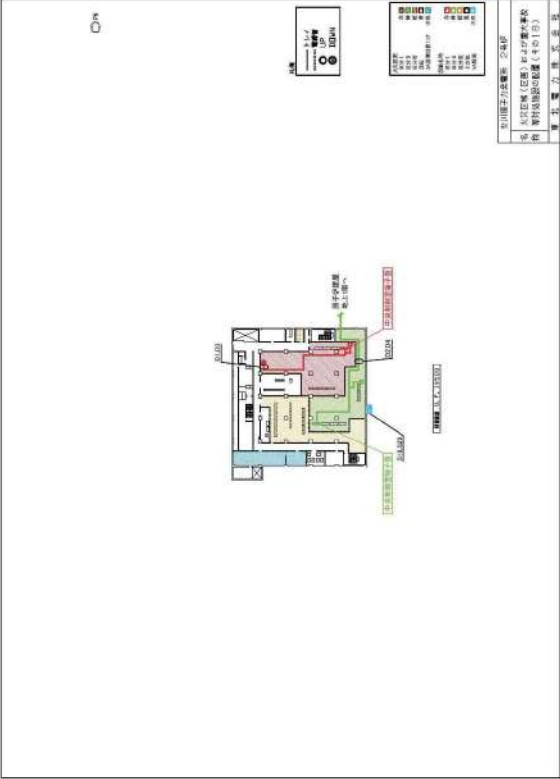
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図49-23 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

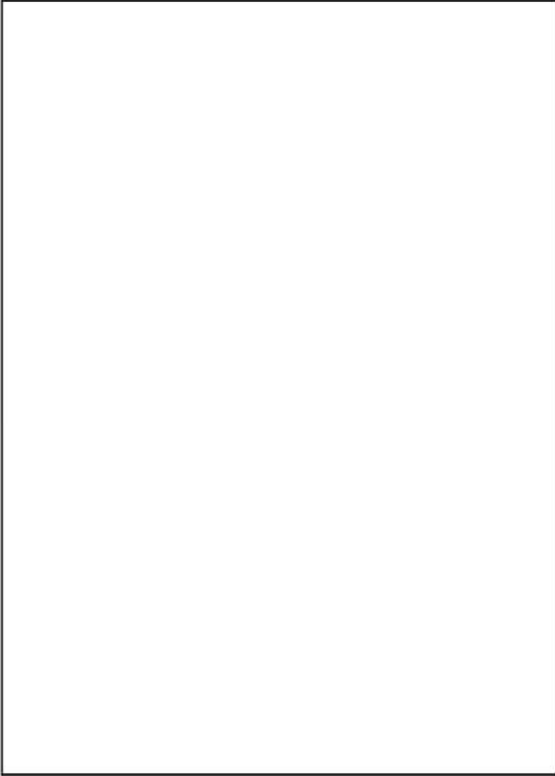
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-24 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

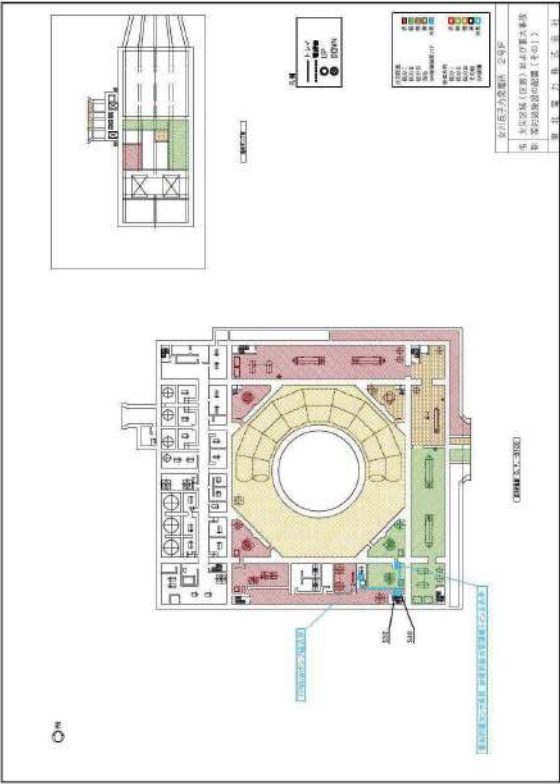
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 959 1077 976">図 49-25 2号炉測御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 986 1218 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



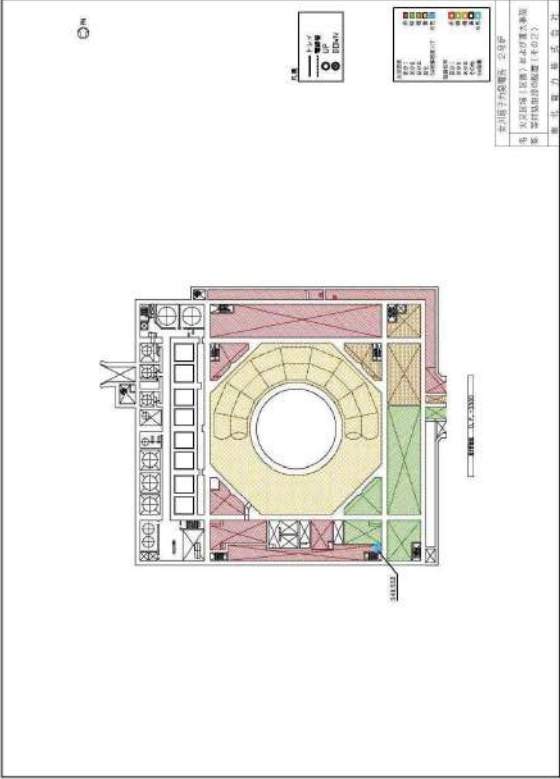
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-26 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

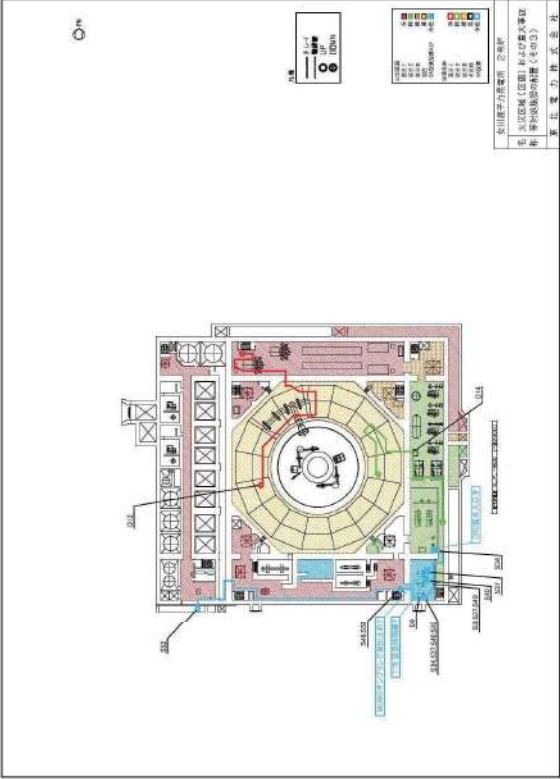
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-27 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

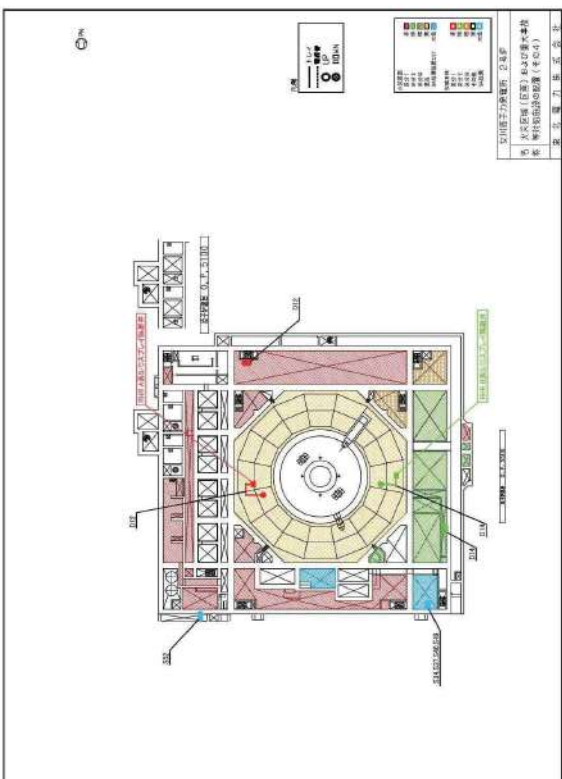
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1084 978">図49-28 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

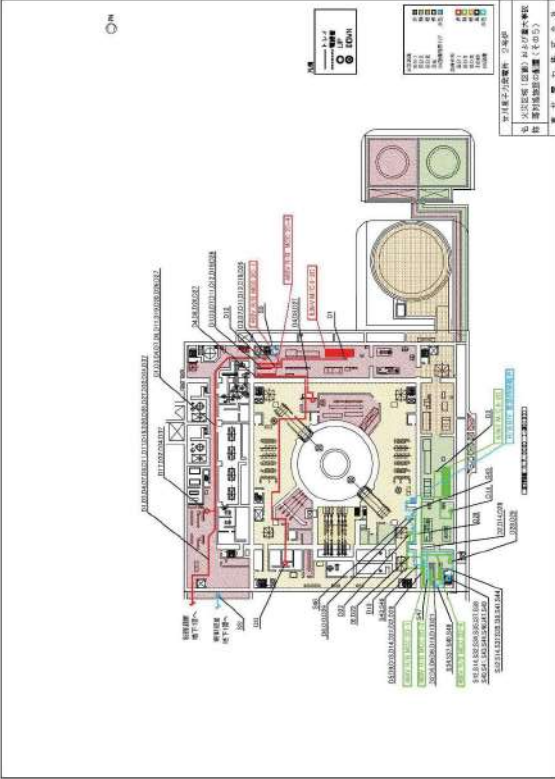
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-29 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

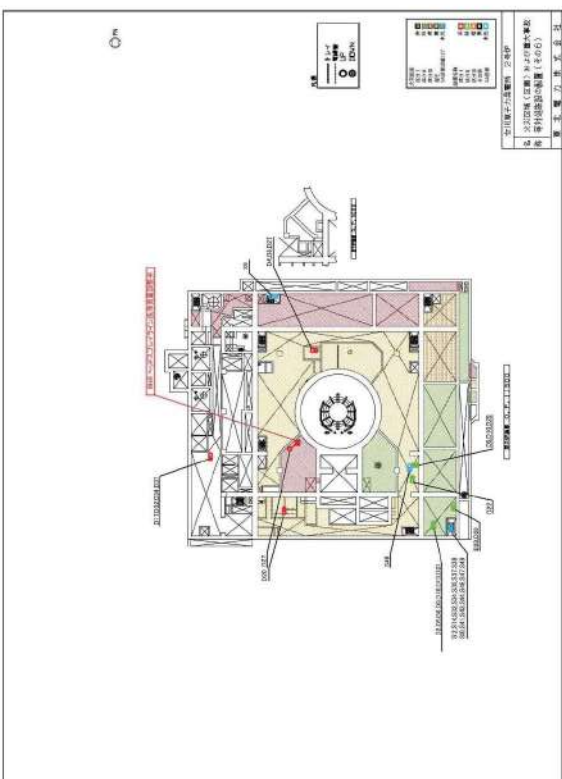
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図49-30 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

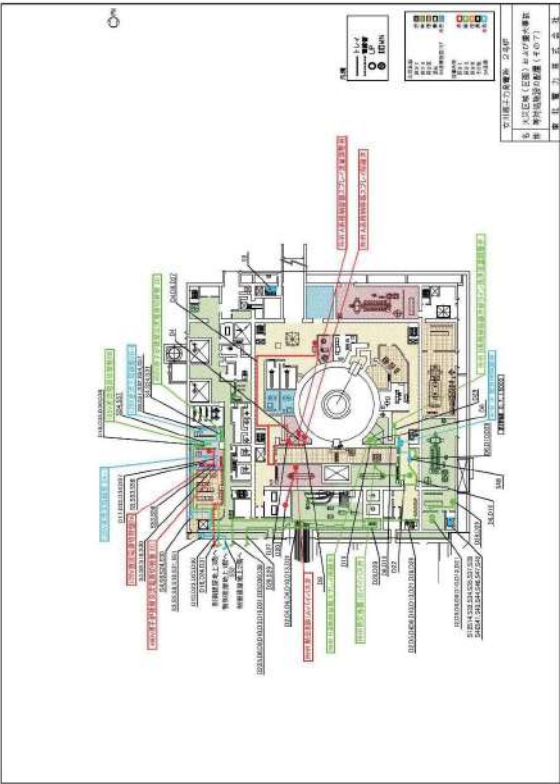
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-34 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

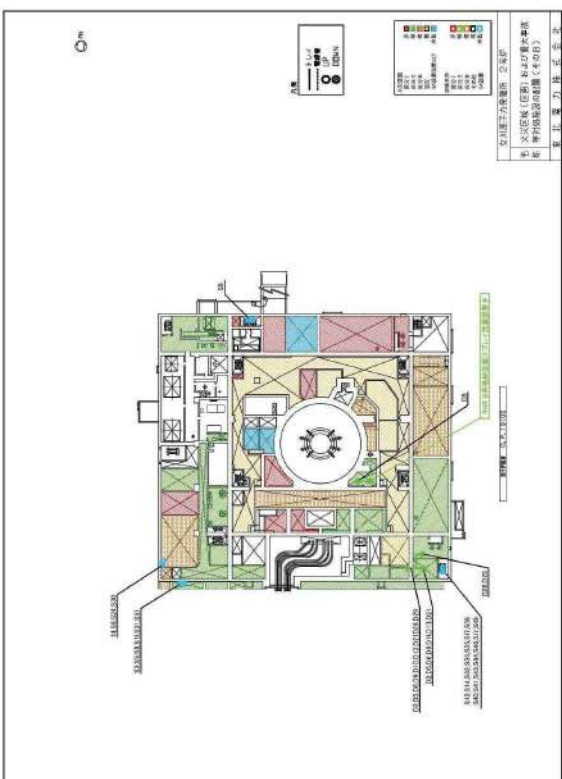
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 49-32 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



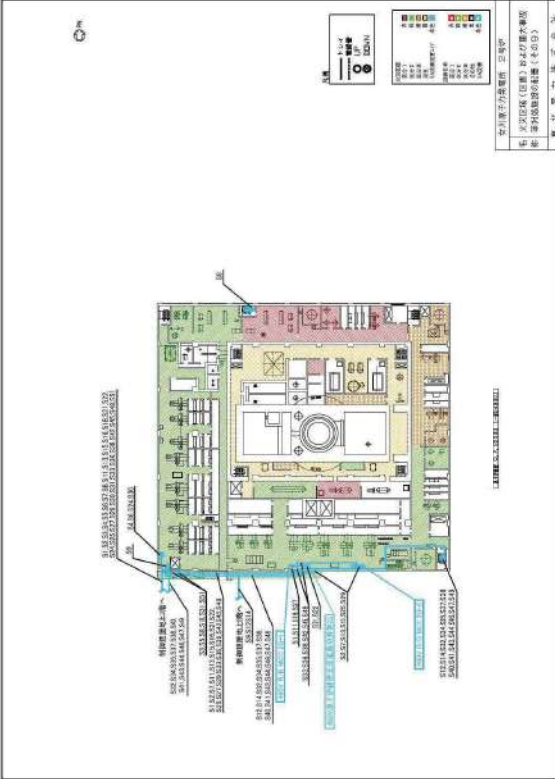
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-33 2号伊原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-34 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-35 2号伊原子伊建屋 地上中3階</p>		<p><b>【女川】</b>                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

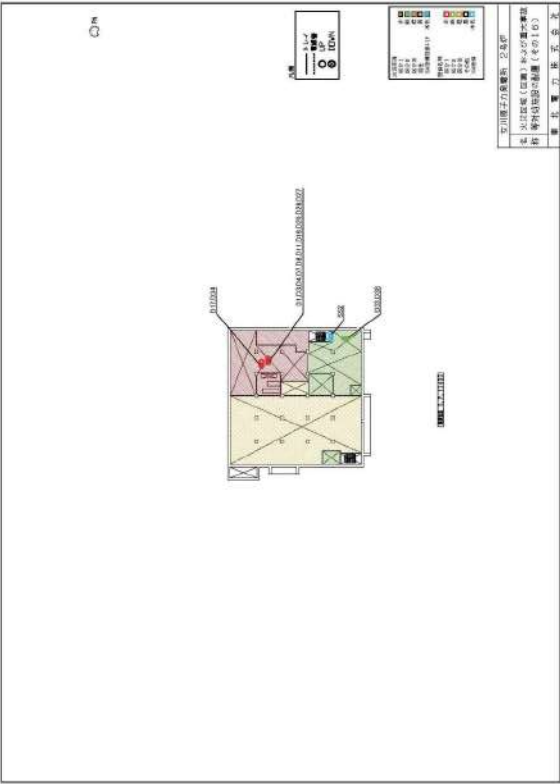
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 956 1075 973">図 49-36 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 981 1220 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2152 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-37 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

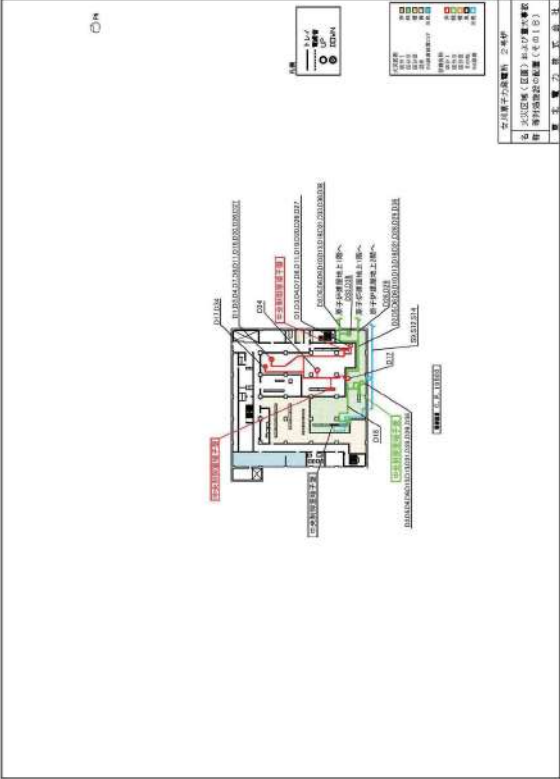
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図49-38 2号炉制御室 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

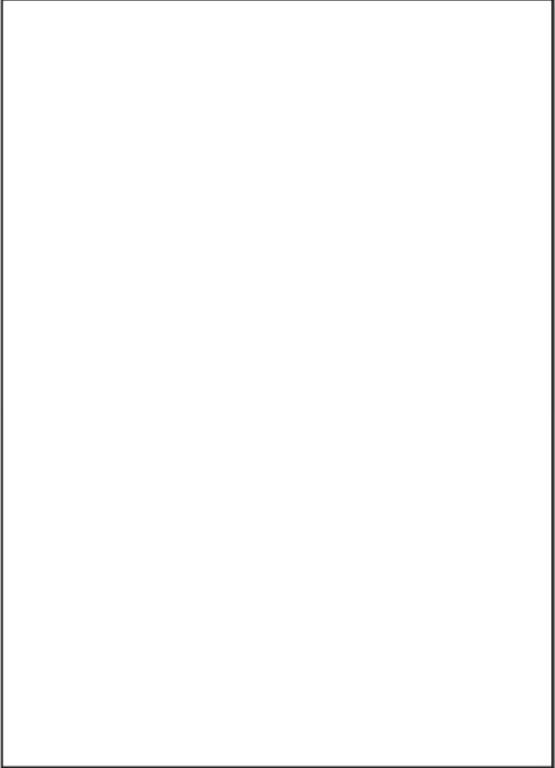
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-39 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



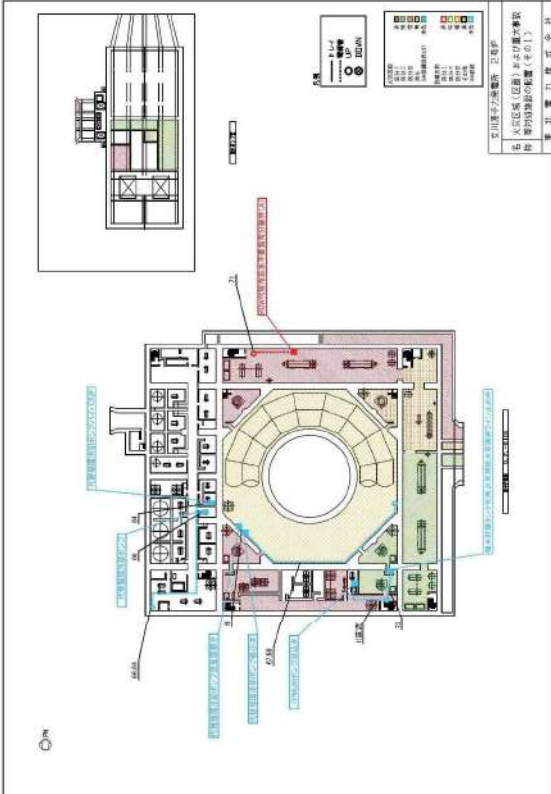
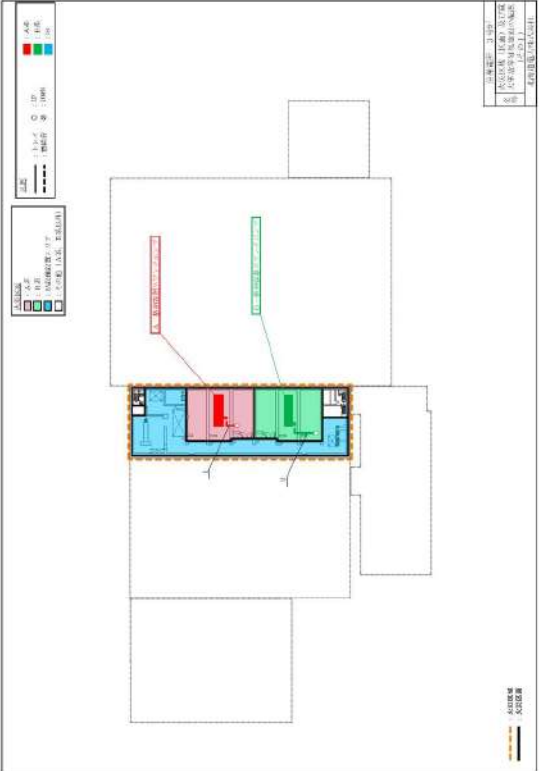
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 954 1075 970">図 49-40 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 979 1227 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 188">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

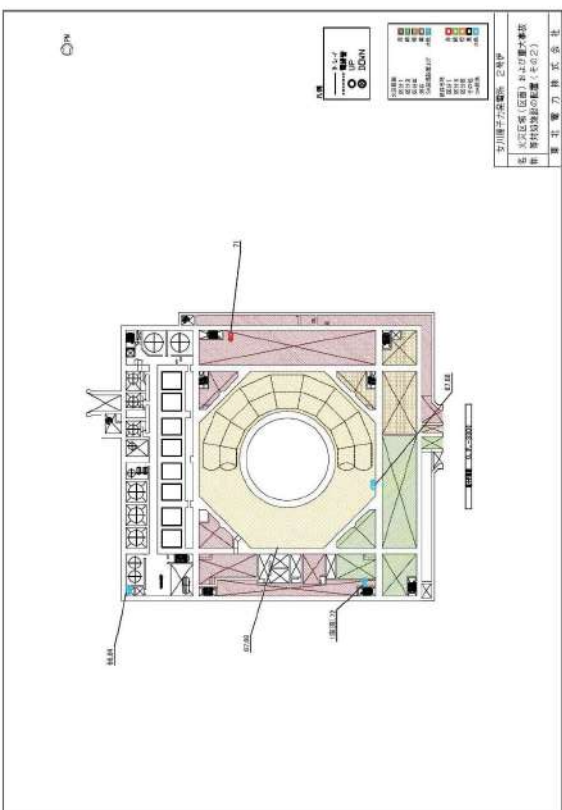
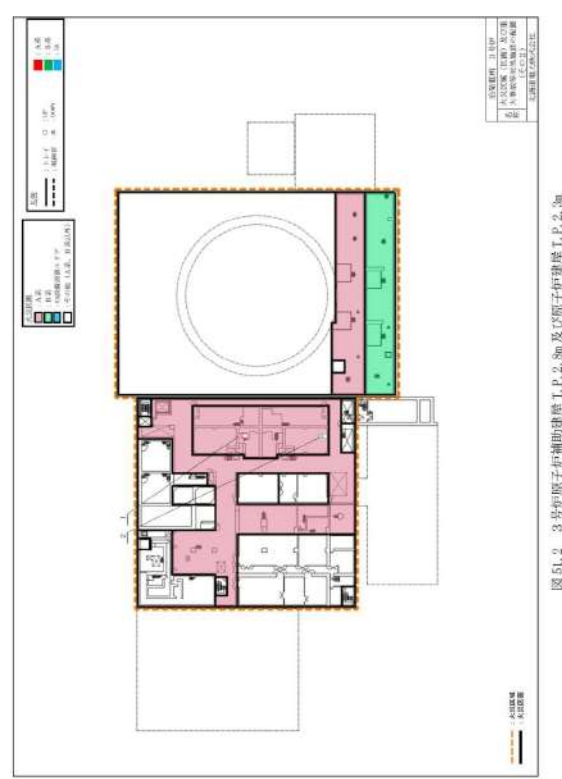
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図 51.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P. ー1.7m</p>	<p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

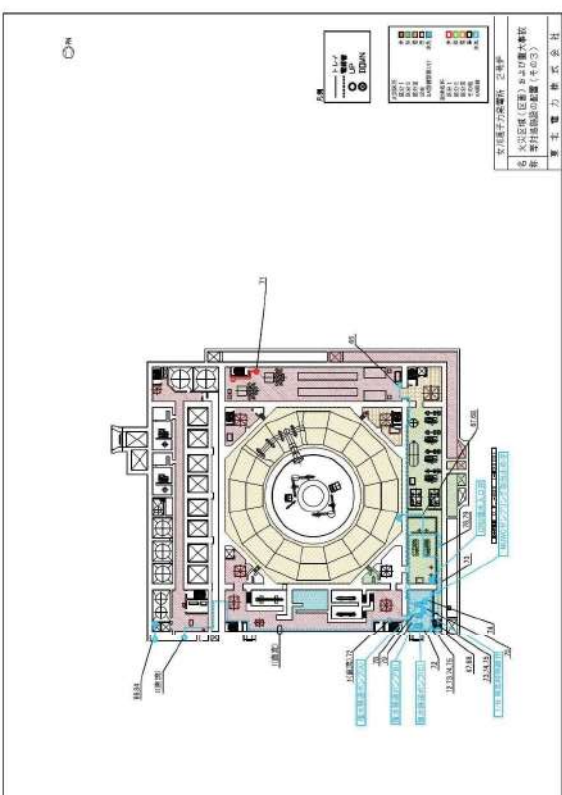
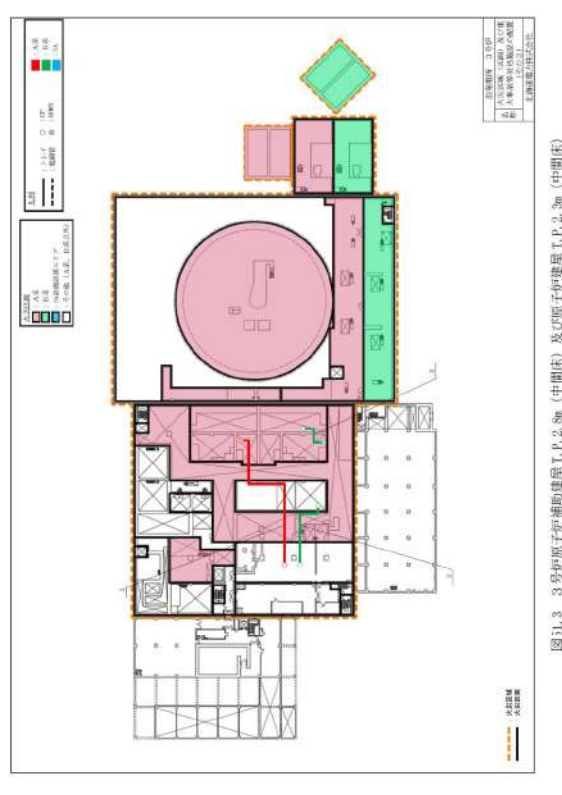
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 51.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m及び原子炉建屋 T.P.2.5m</p>	<p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

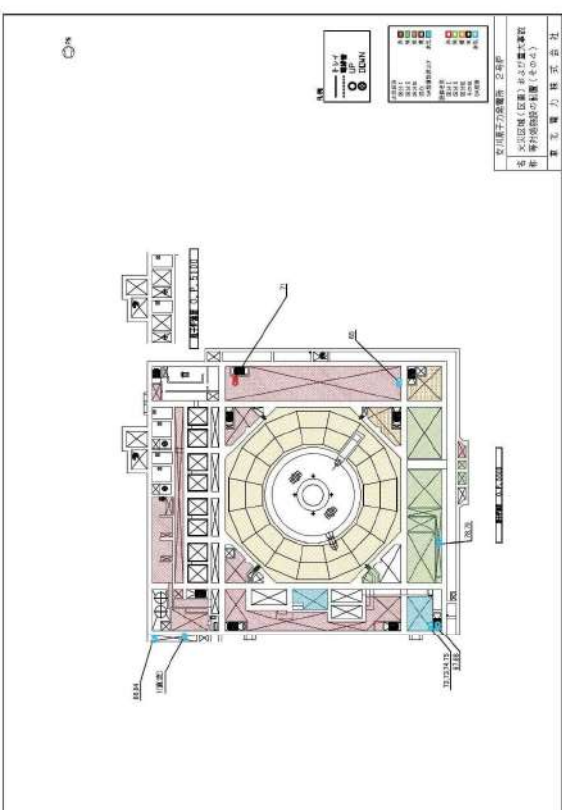
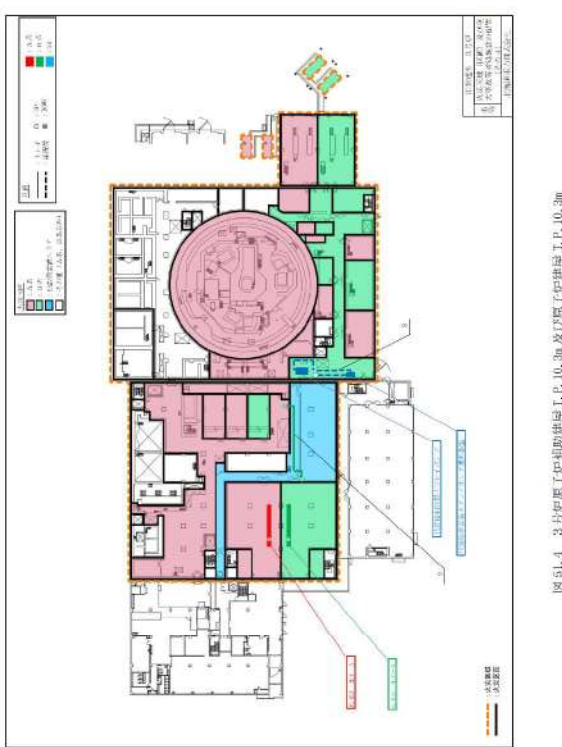
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図51.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.5m (中間床)</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

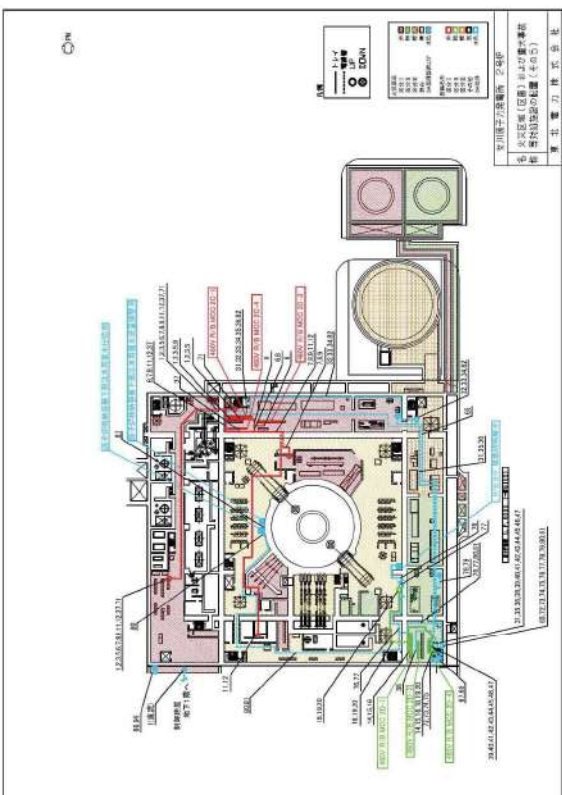
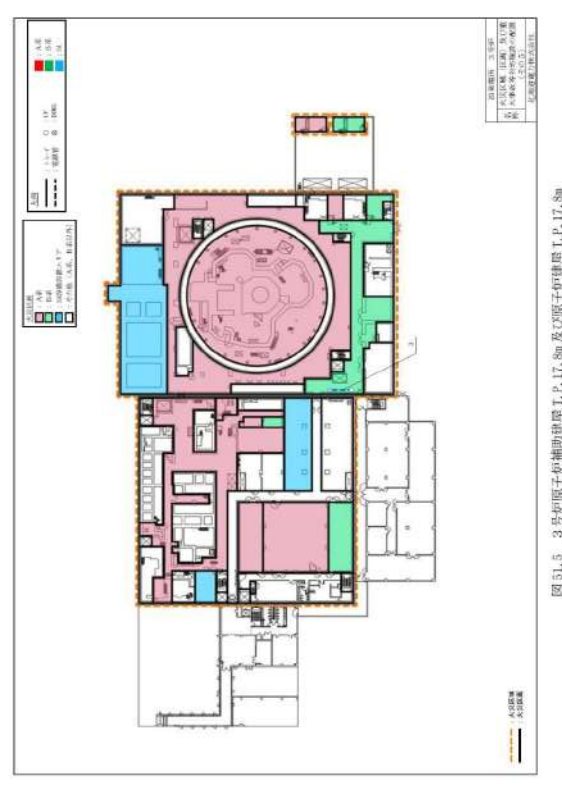
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 51.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P. 10.3m 及び建屋 T.P. 10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p><b>【大飯】</b>          記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>          設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



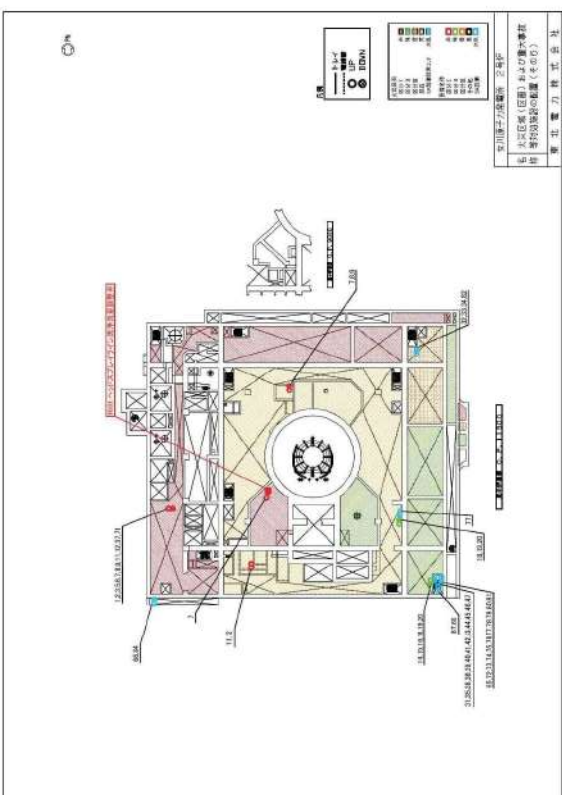
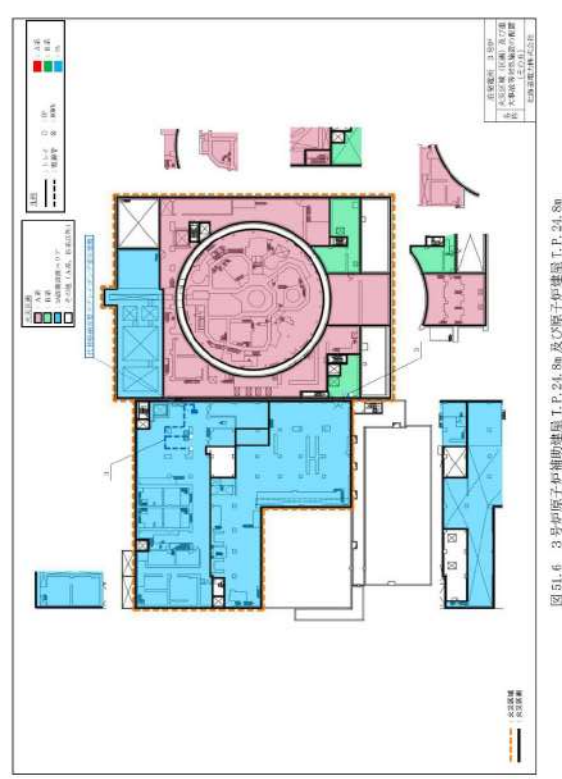
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 51.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8a及び原子炉建屋 T.P.17.8b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

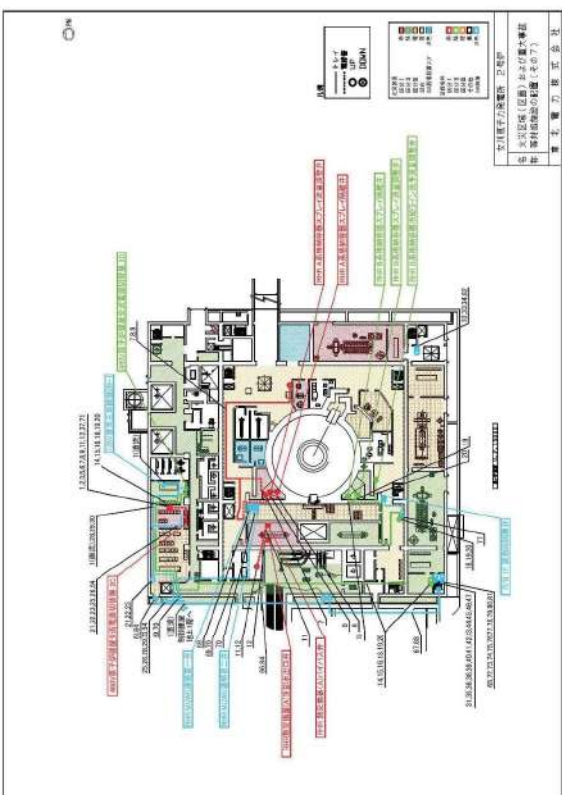
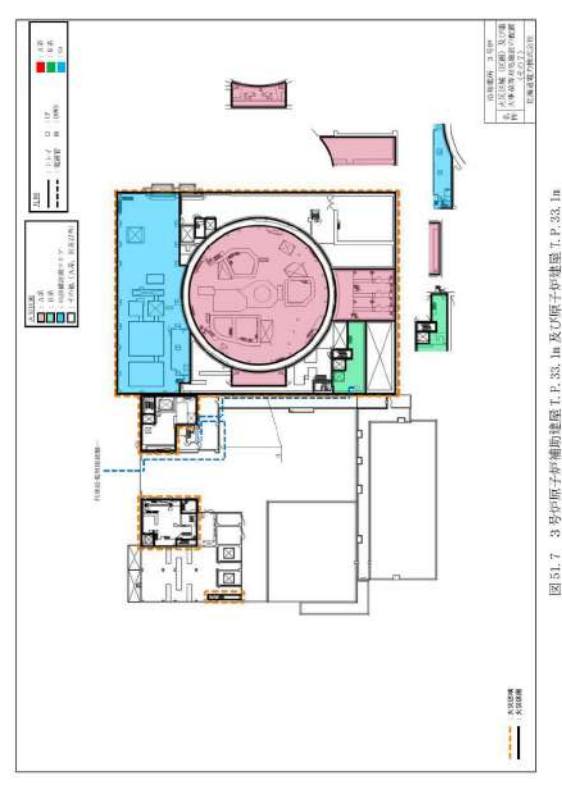
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図51.6 3号炉原子炉補助建屋 I.P.24.8a及び原子炉建屋 I.P.24.8b</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



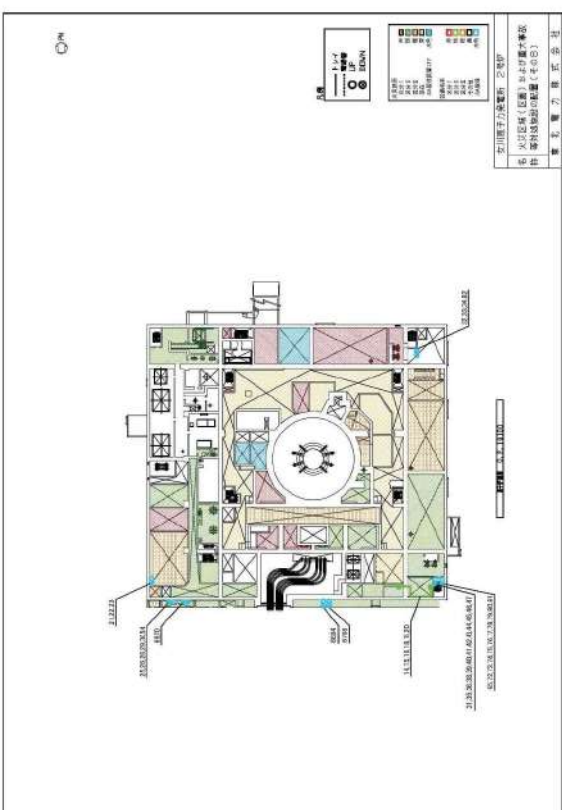
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 51.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33. In 及び原子炉建屋 T.P.33. In</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

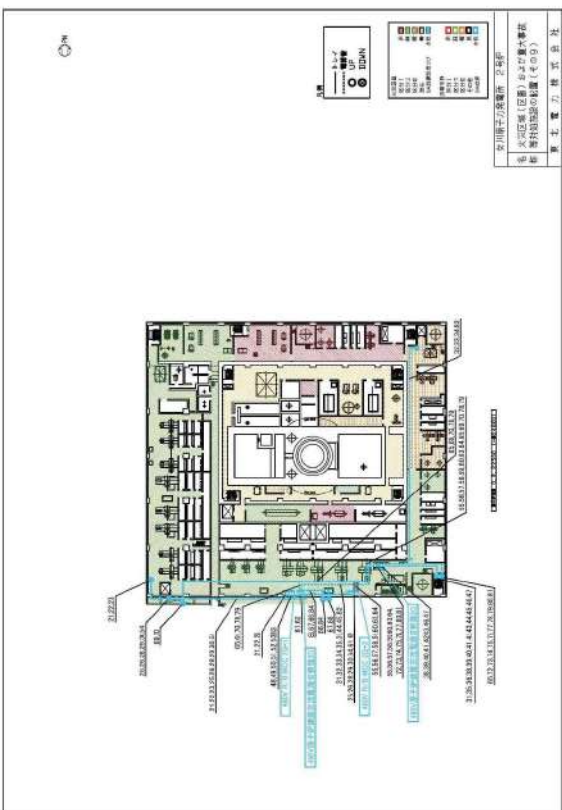
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 981 1075 1005">図 51-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

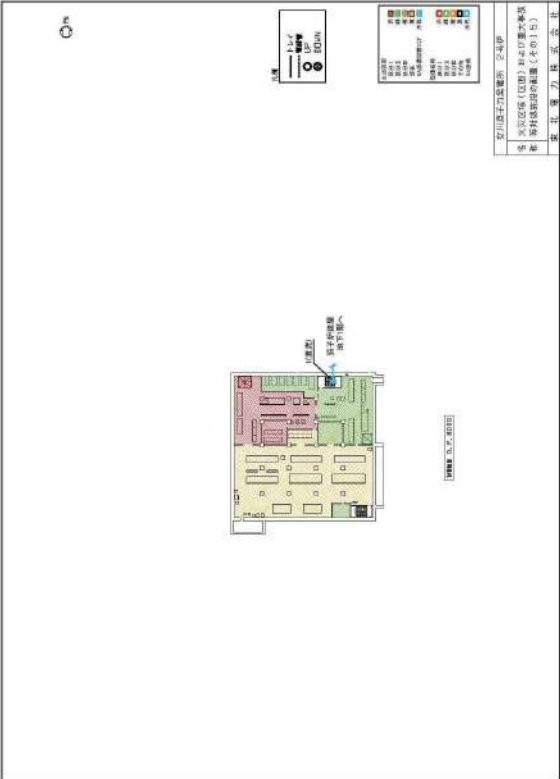
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

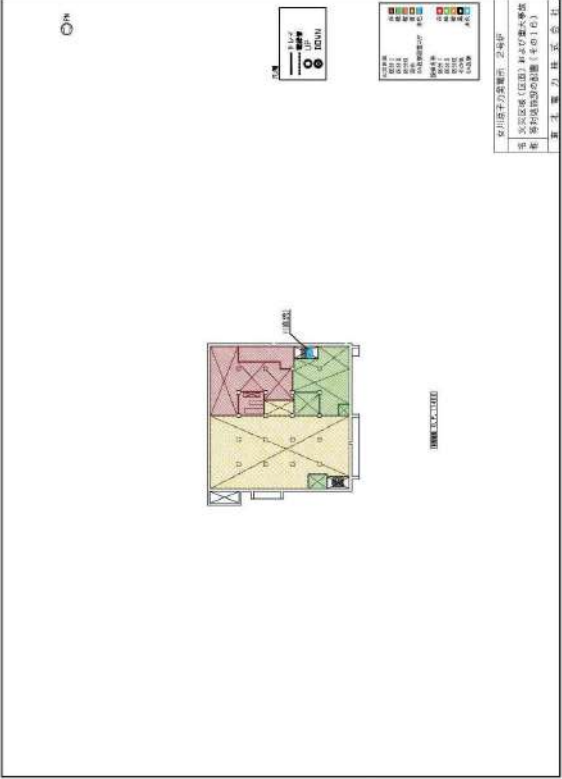
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-10 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

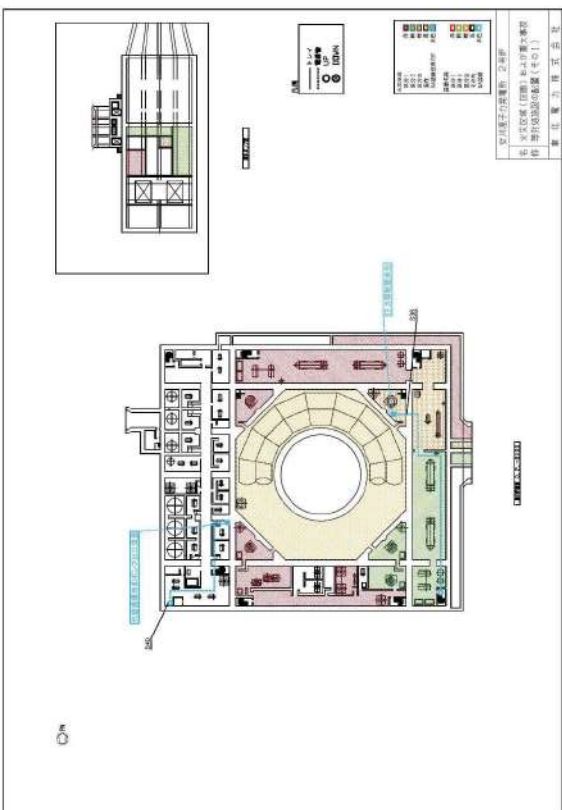
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-12 2号炉副設機室 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

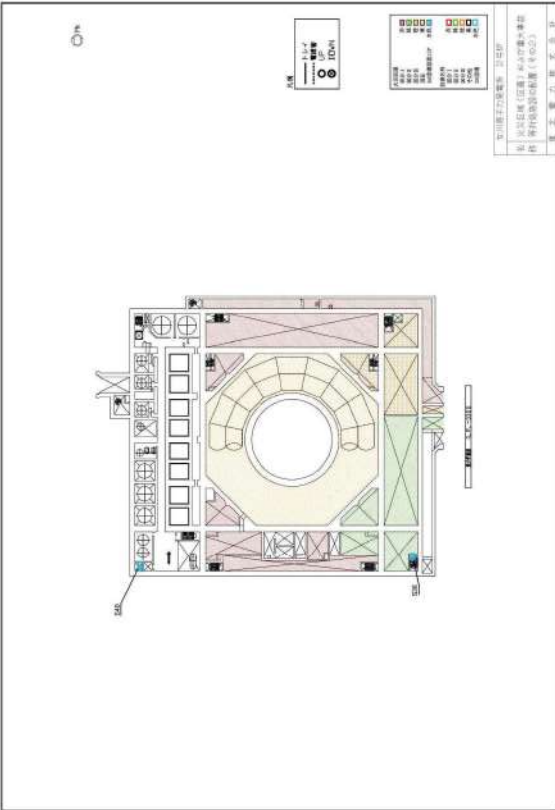
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-13 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



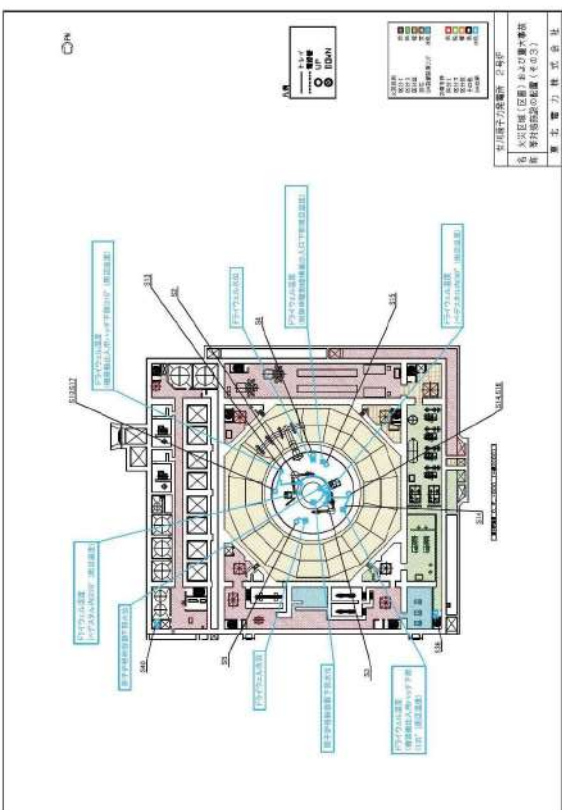
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図51-14 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

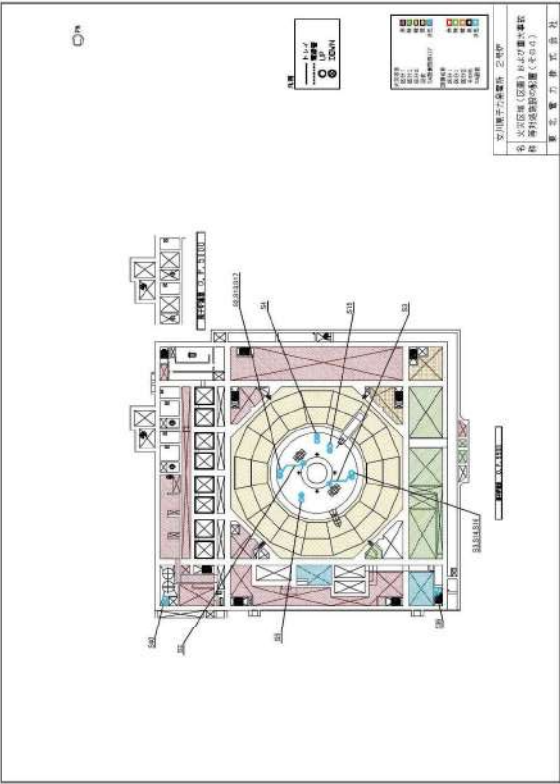
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-15 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

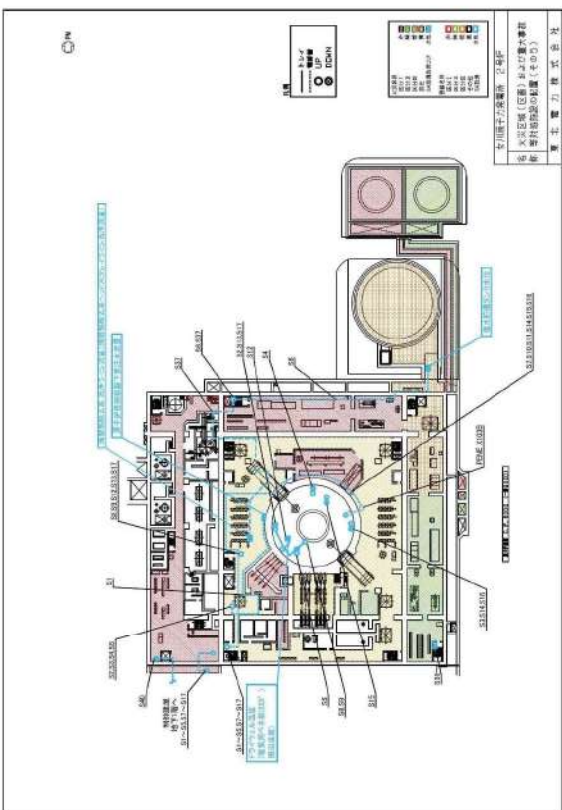
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-16 2号炉原子炉建屋：地下中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

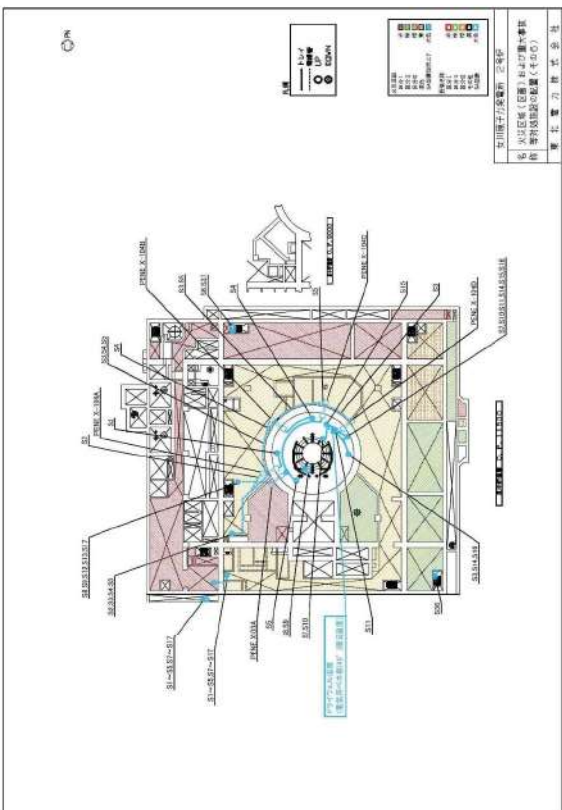
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-17 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

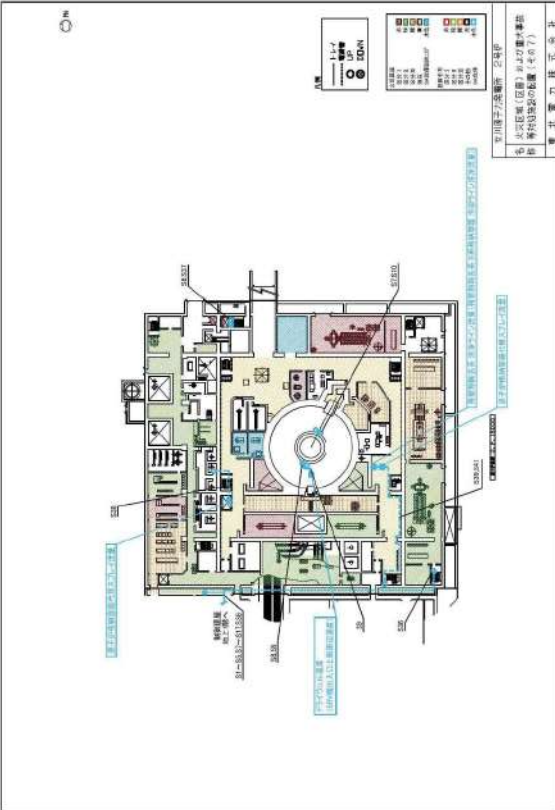
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-18 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

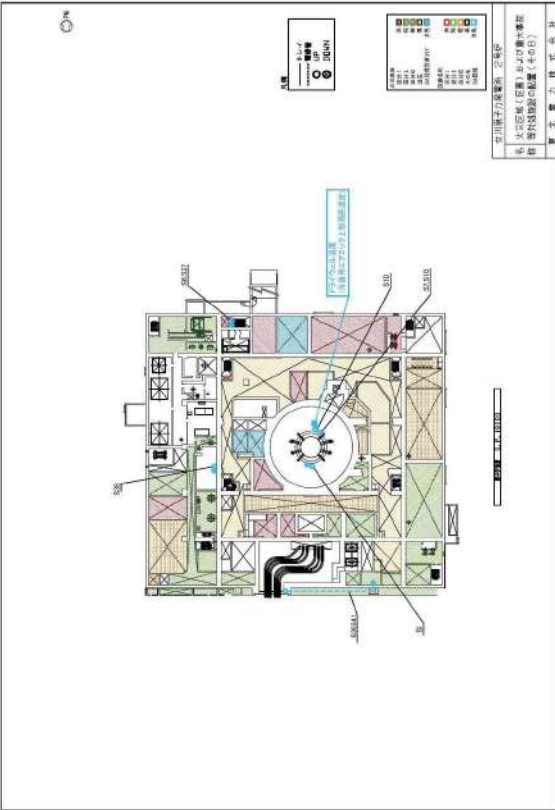
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-19 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

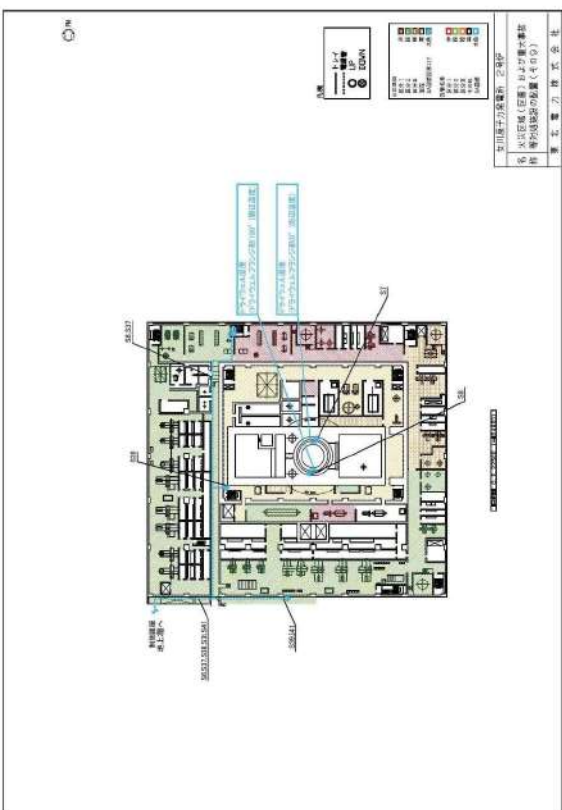
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-20 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



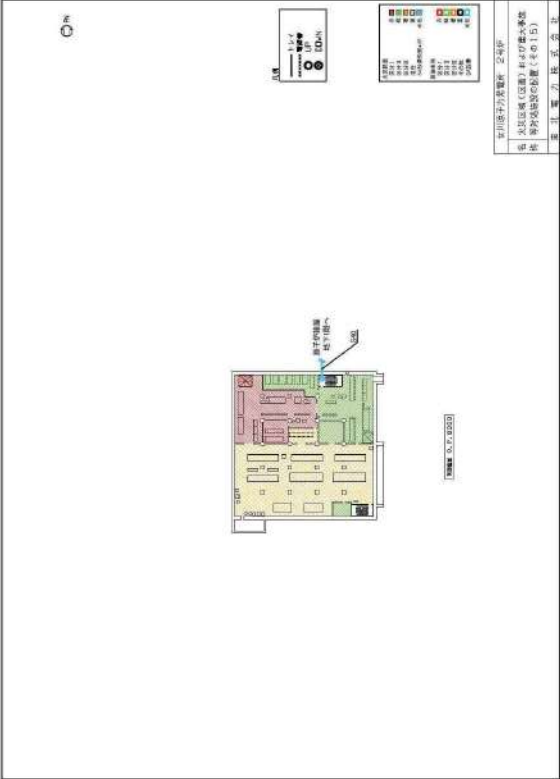
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-21 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

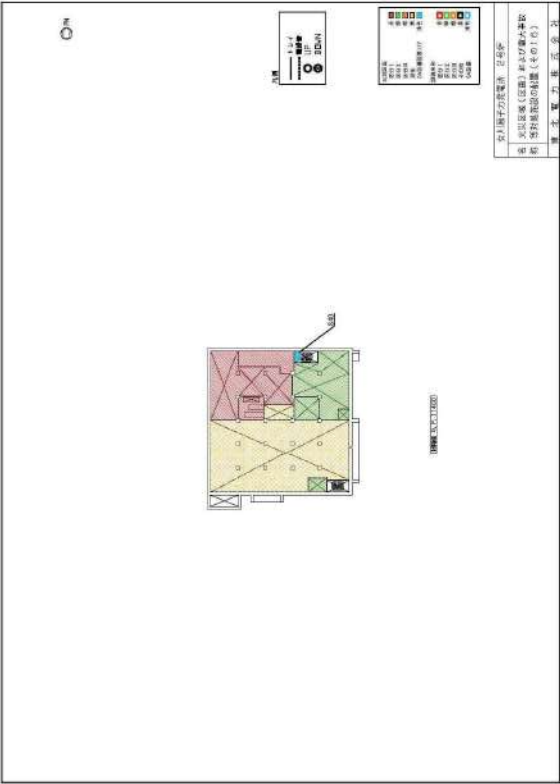
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 61-22 2号伊制御棟 地下1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

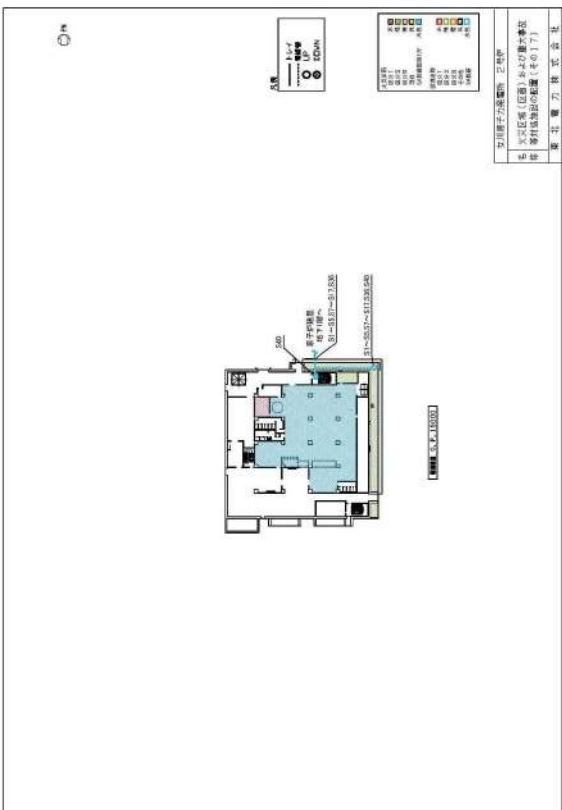
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-23 2号炉別棟建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-24 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

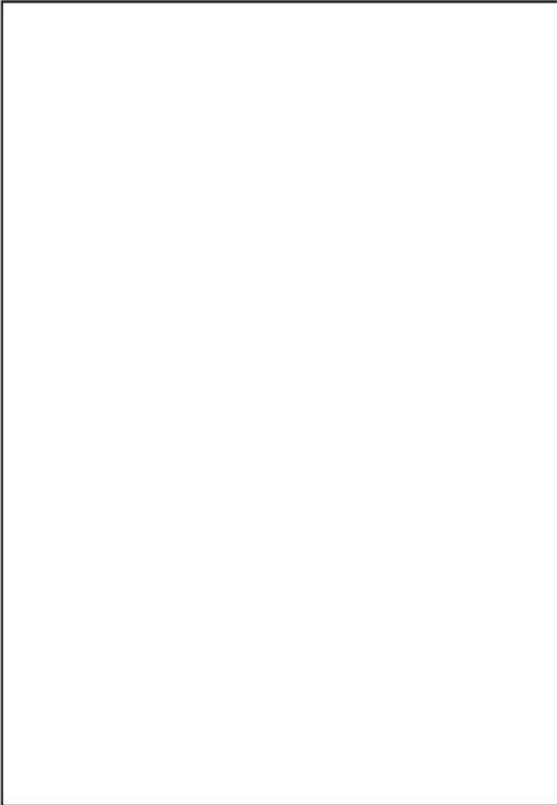
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-25 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

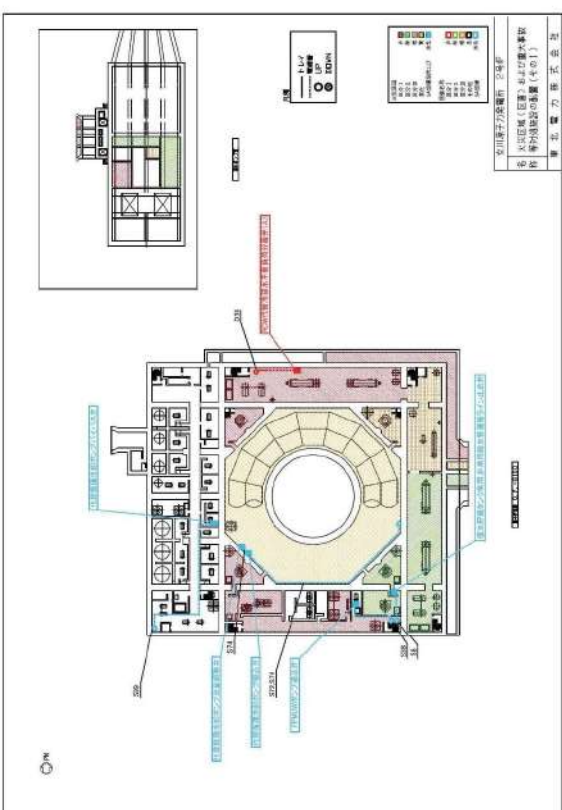
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1007">図51-26 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1010 1218 1027">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

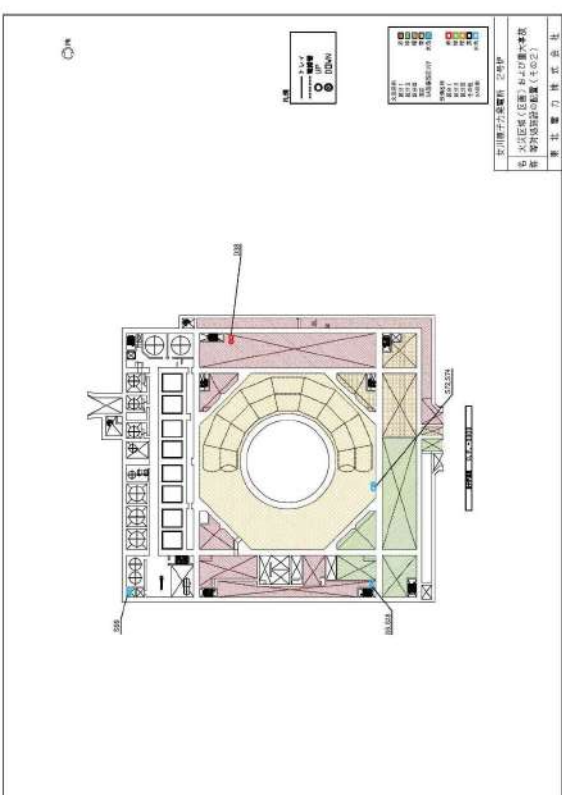
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-27 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



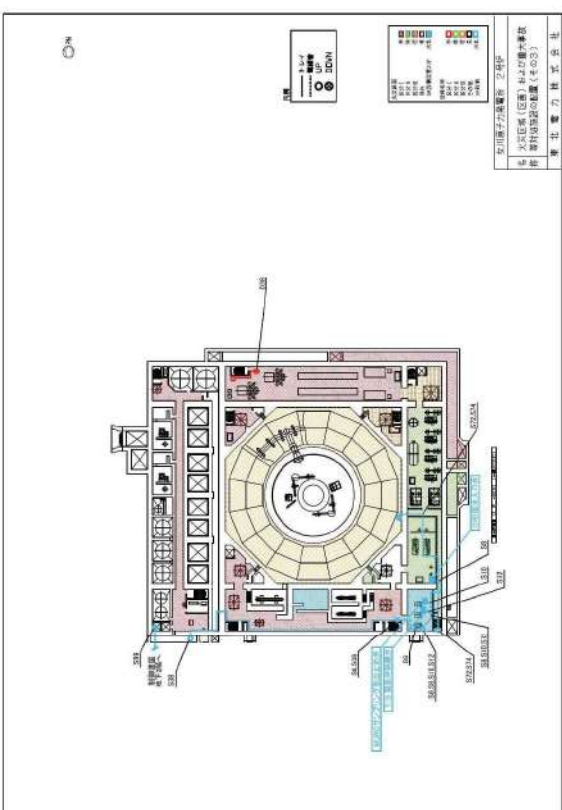
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-28 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

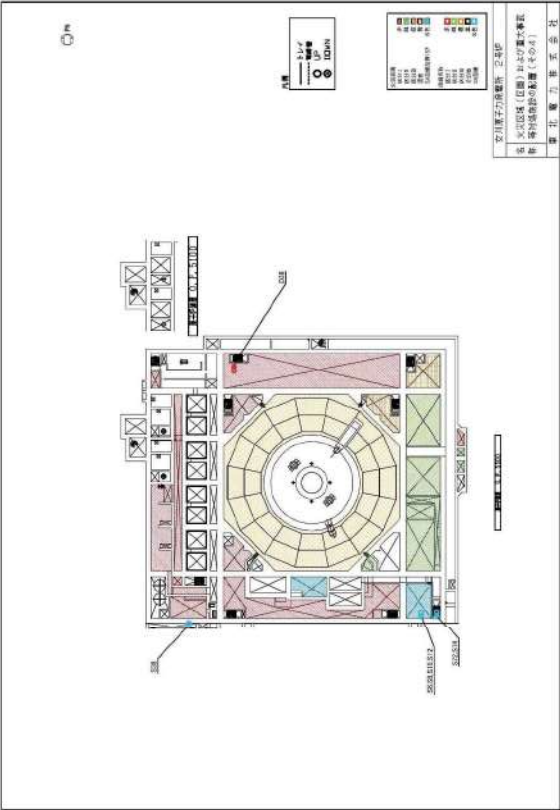
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-29 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p><b>【女川】</b>                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

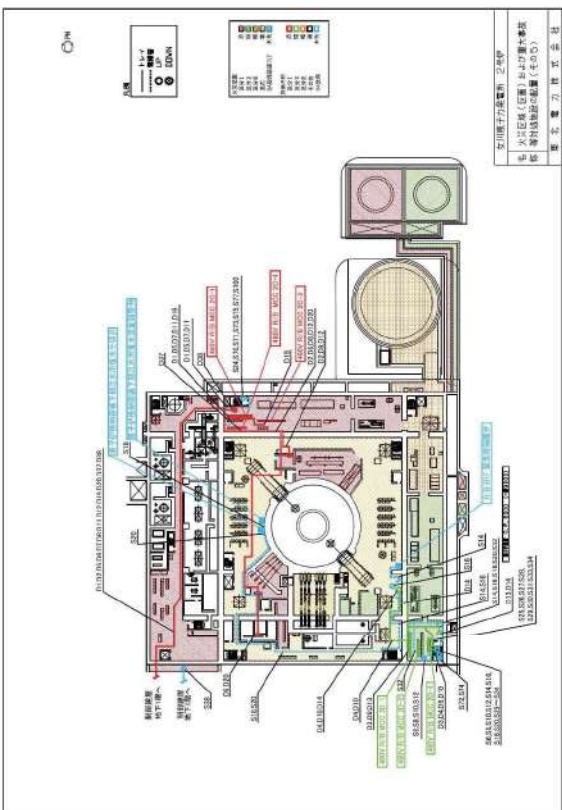
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-30 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

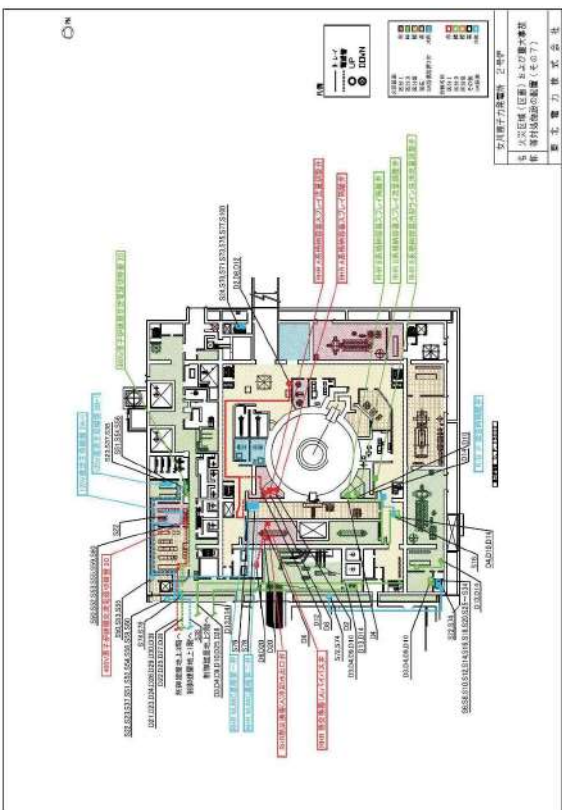
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-31 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



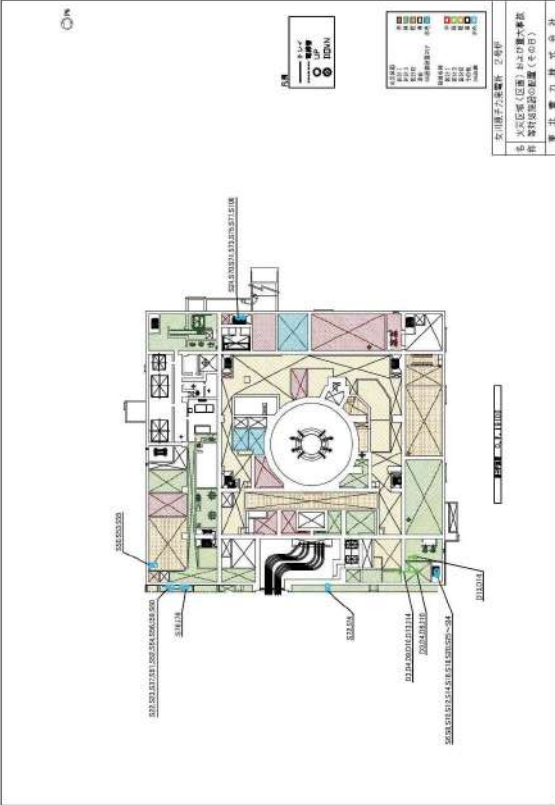
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-33 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

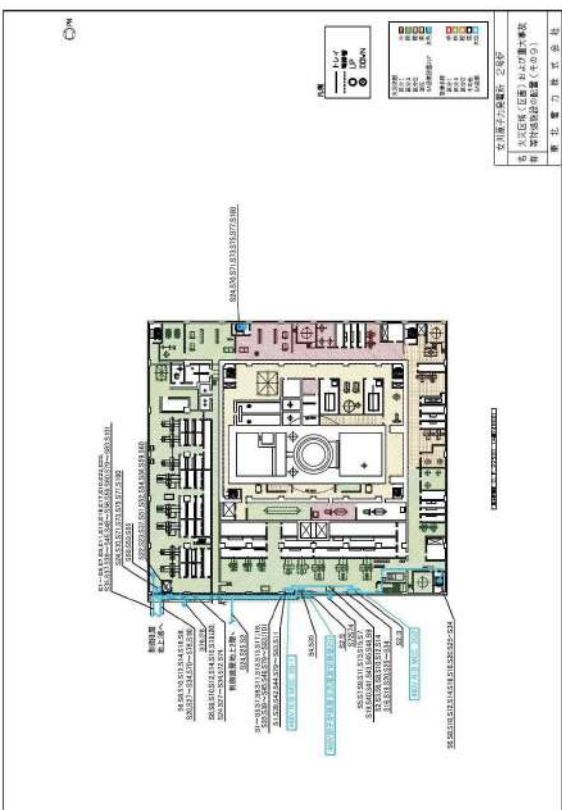
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-34 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



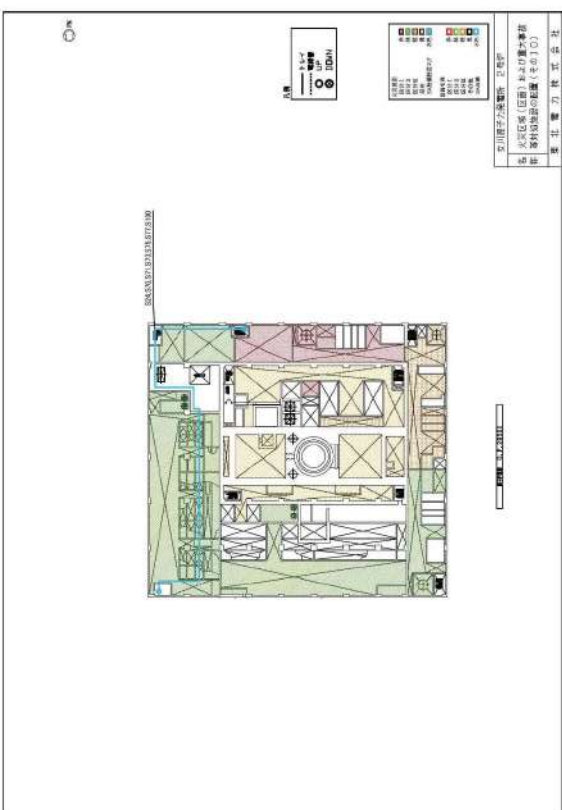
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-35 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

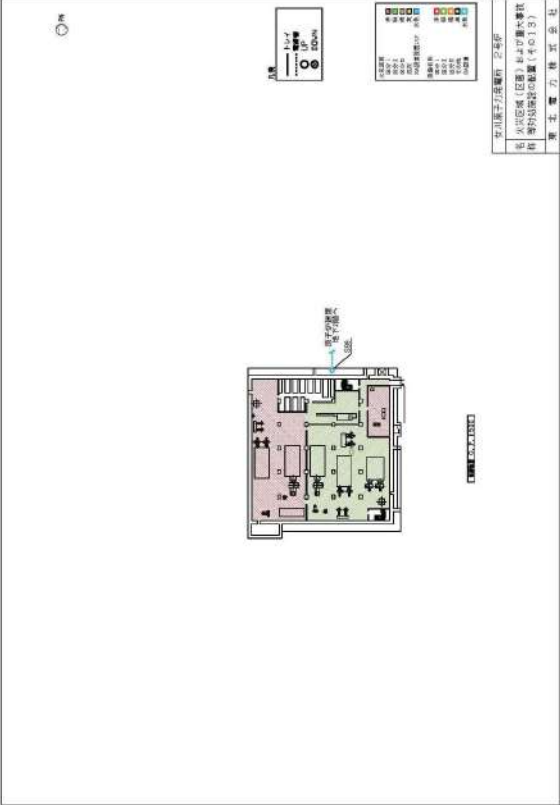
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-36 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

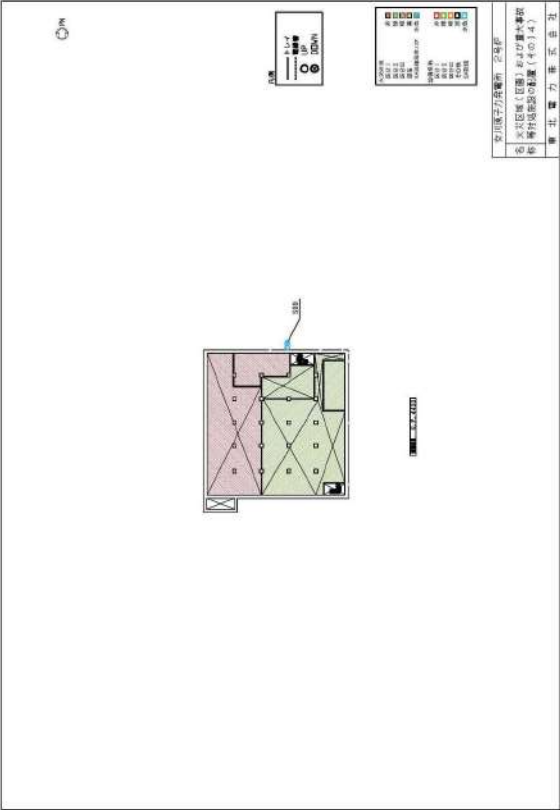
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-37 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p><b>【女川】</b>                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-38 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

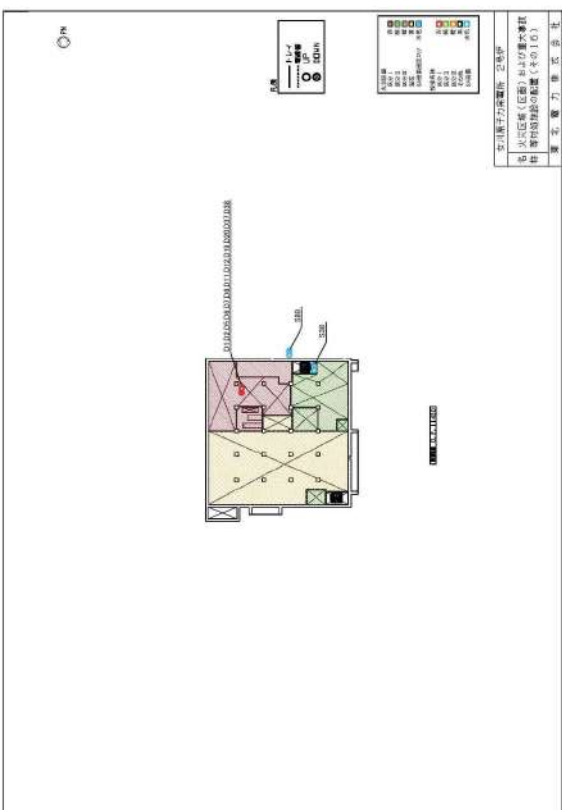
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1008">図51-39 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="898 1008 1227 1031">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 167">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

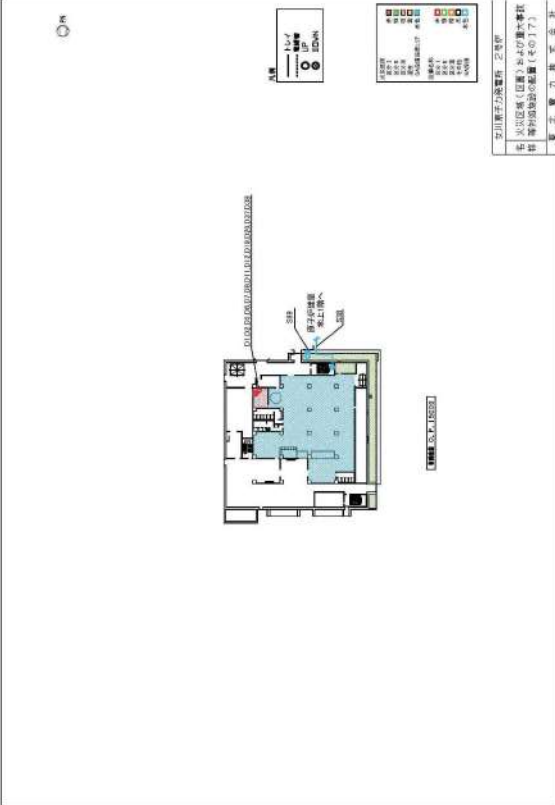
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-40 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

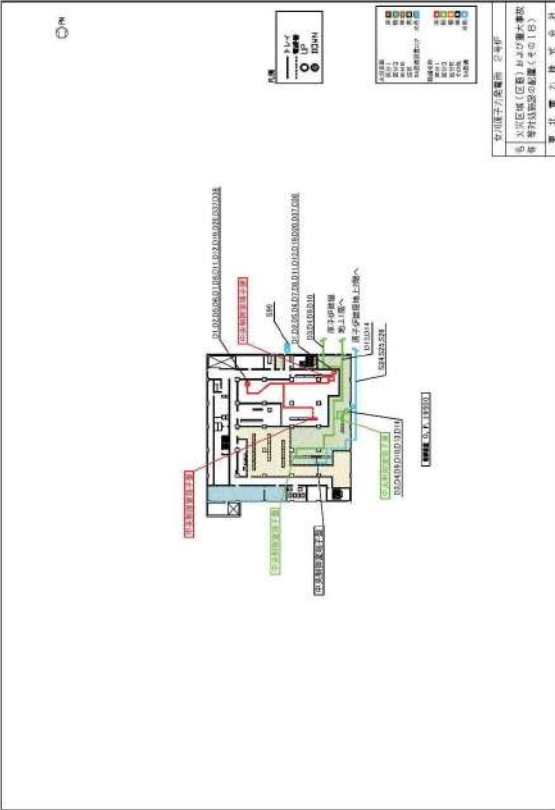
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

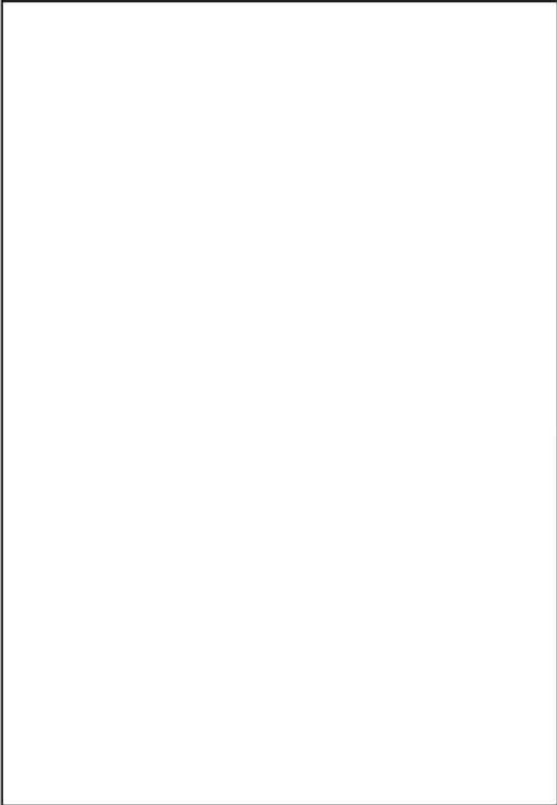
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-42 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

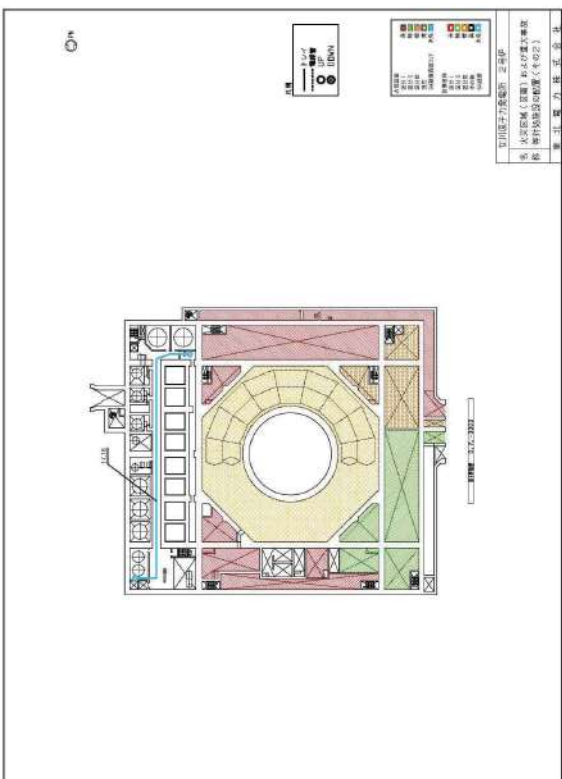
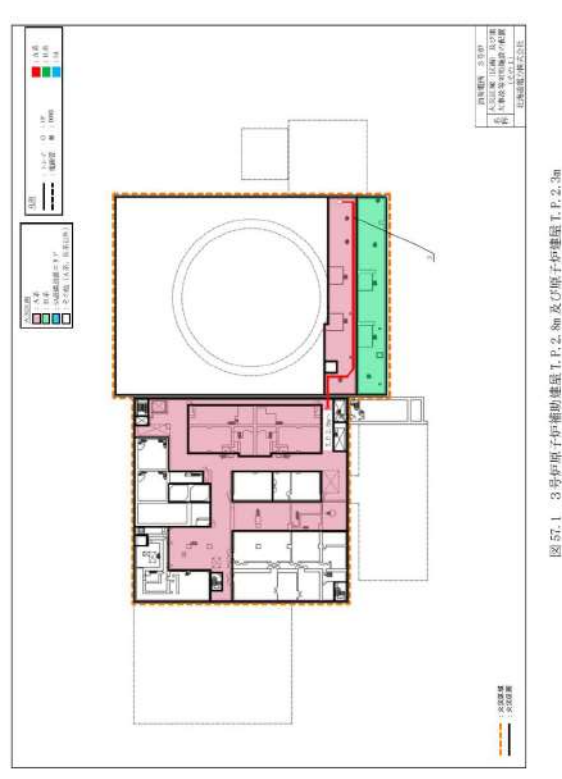
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1005">図51-49 2号が削削建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1008 1223 1027">特開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

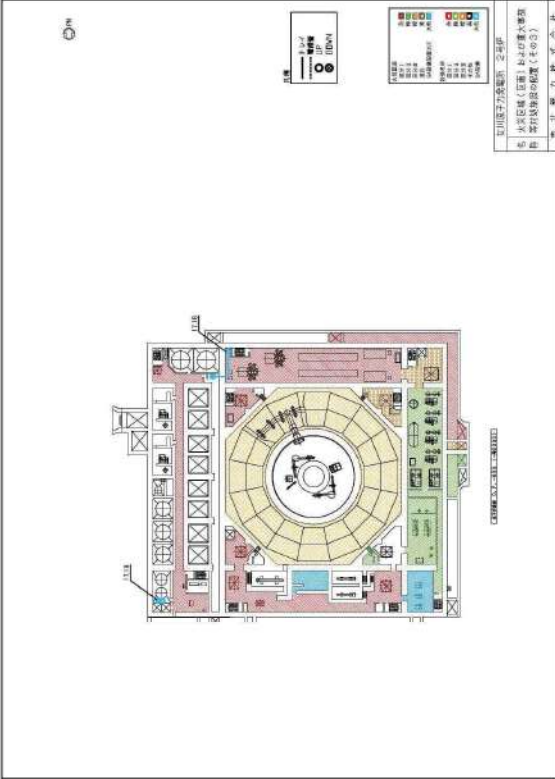
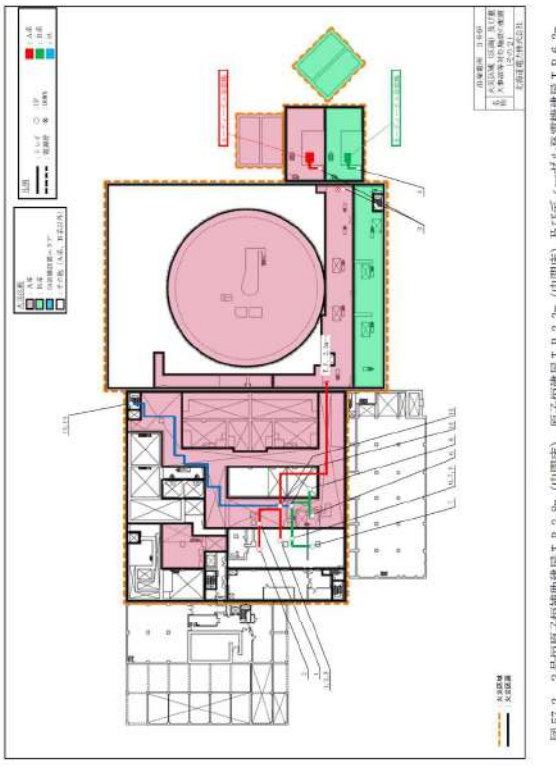
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-1 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図57.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

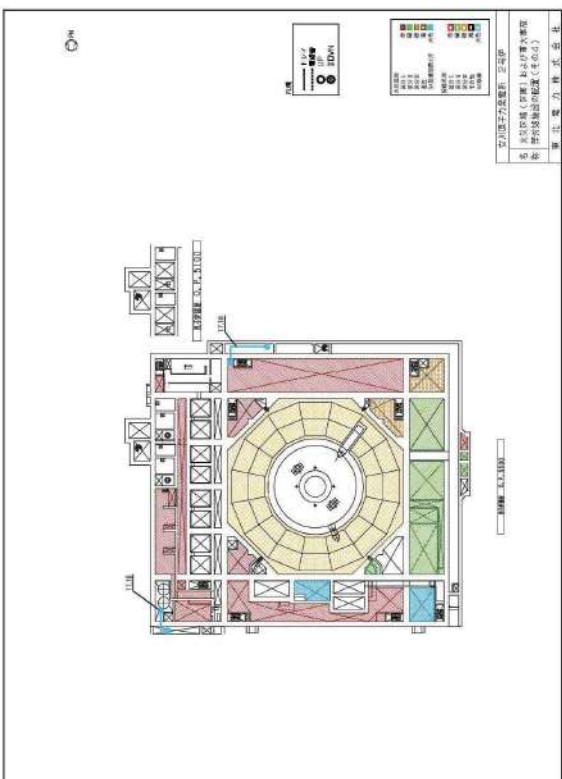
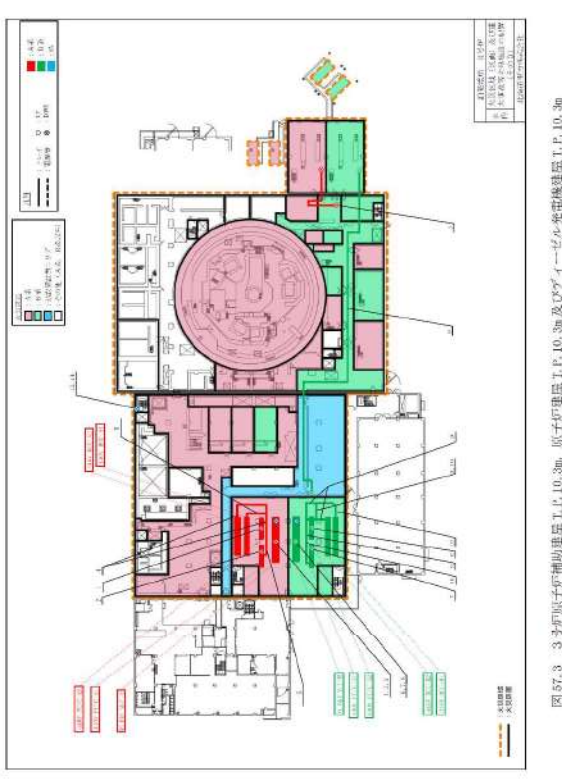
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 57-2 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a (中間約)、原子炉建屋 T.P.2.3a (中間床) 及びデレゼル発電機建屋 T.P.6.2a</p>	<p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

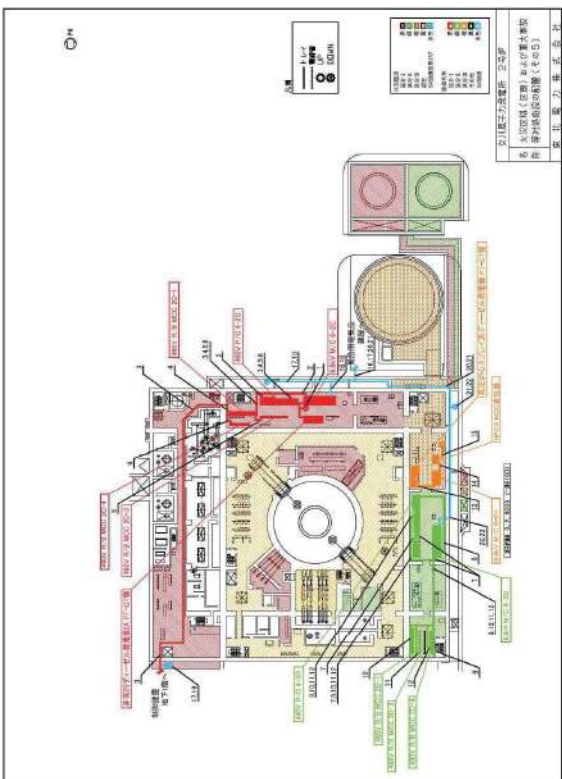
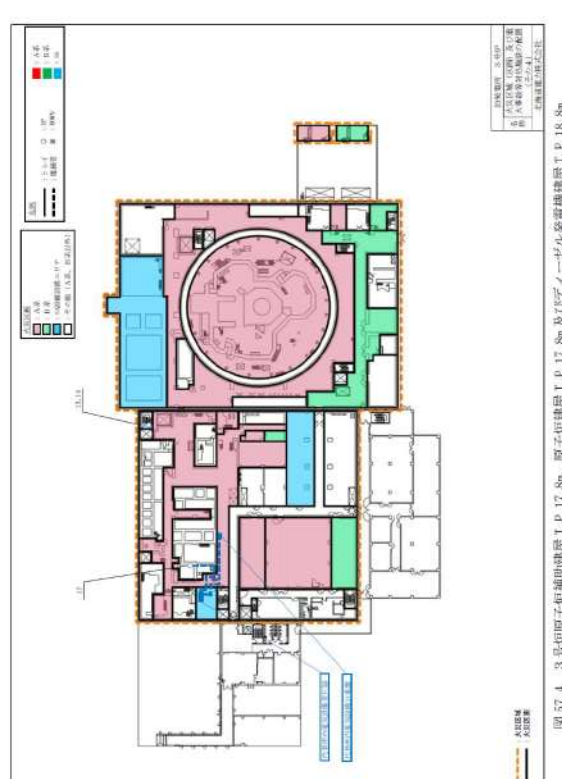
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-3 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図57.3 3号炉原子炉補助建屋T.P.10.3m、原子炉建屋T.P.10.3m、原子炉建屋T.P.10.3m及びブイローゼル発電機建屋T.P.10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



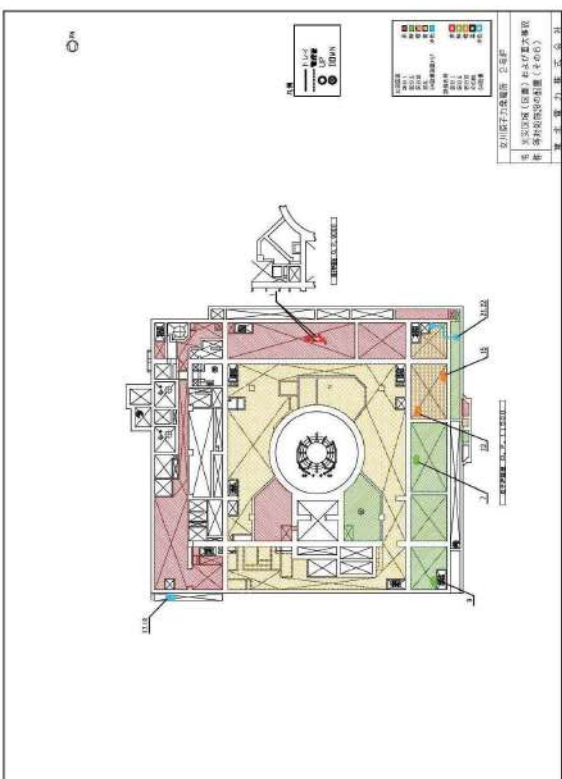
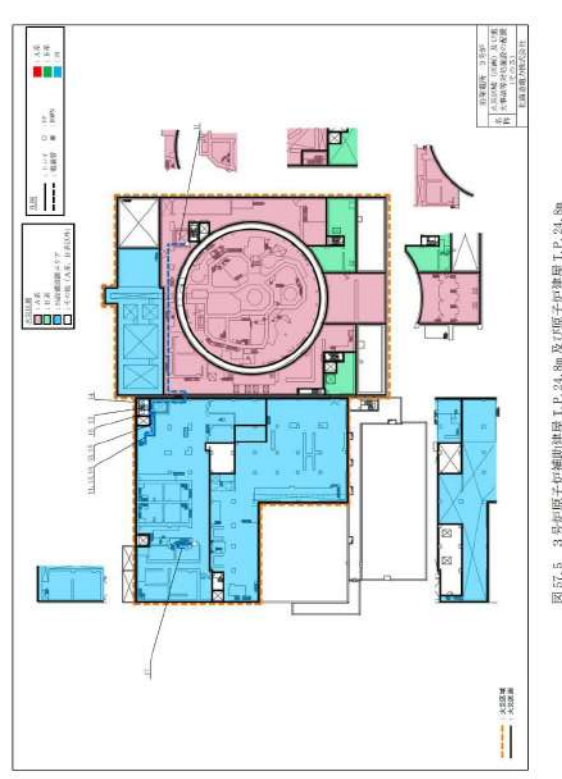
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57.4 3号炉原子炉補助建屋 I.P.17.8a, 原子炉建屋 I.P.17.8a 及びディーゼル発電機建屋 I.P.18.8a</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

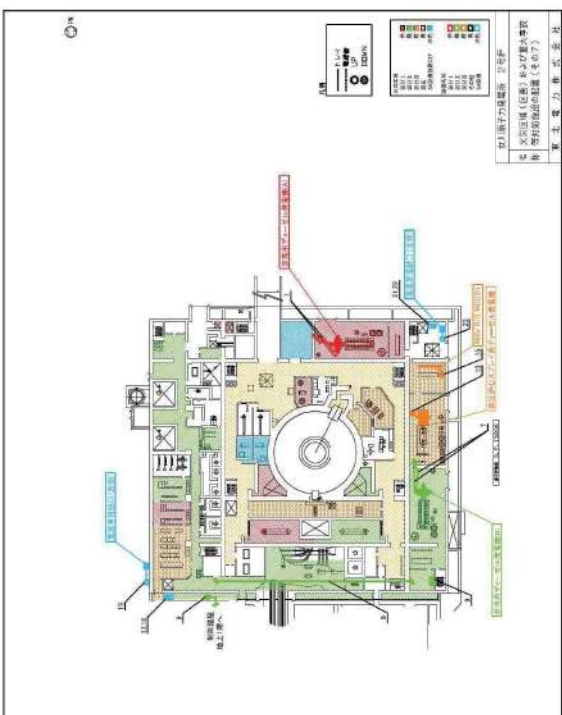
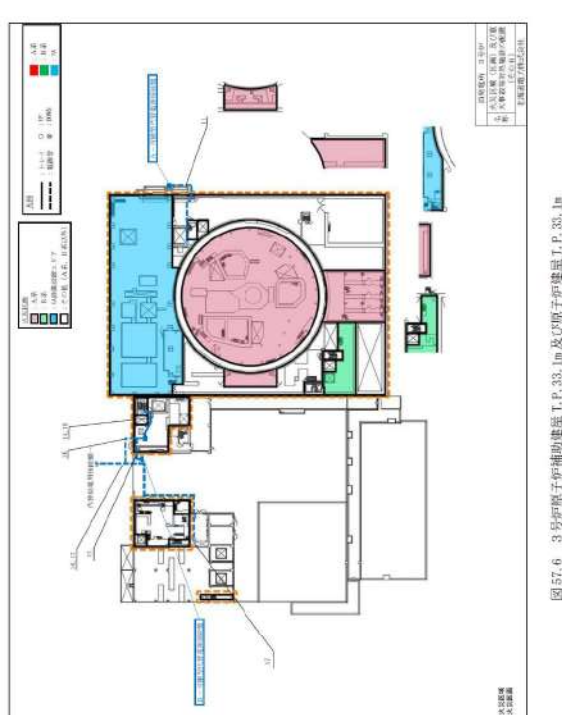
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.5 3号炉原子炉補助建屋 I.P.24.8m 及び原子炉建屋 I.P.24.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



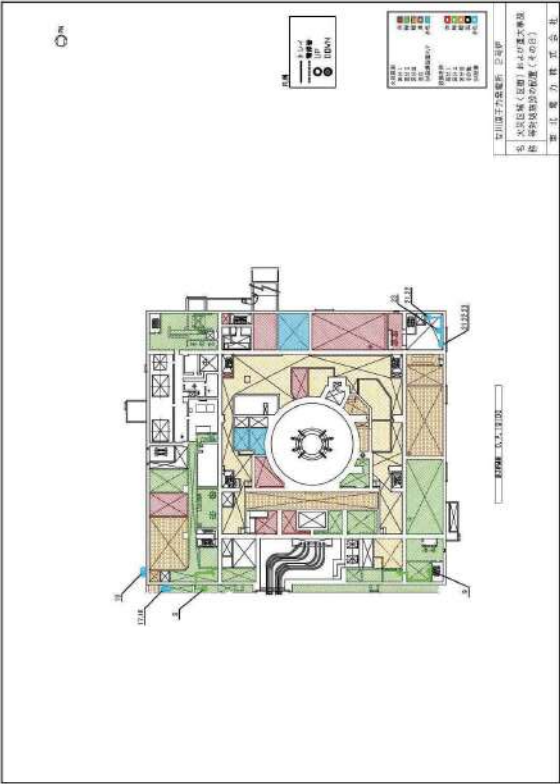
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-6 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図57.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m及び原子炉建屋 T.P.35.1m</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

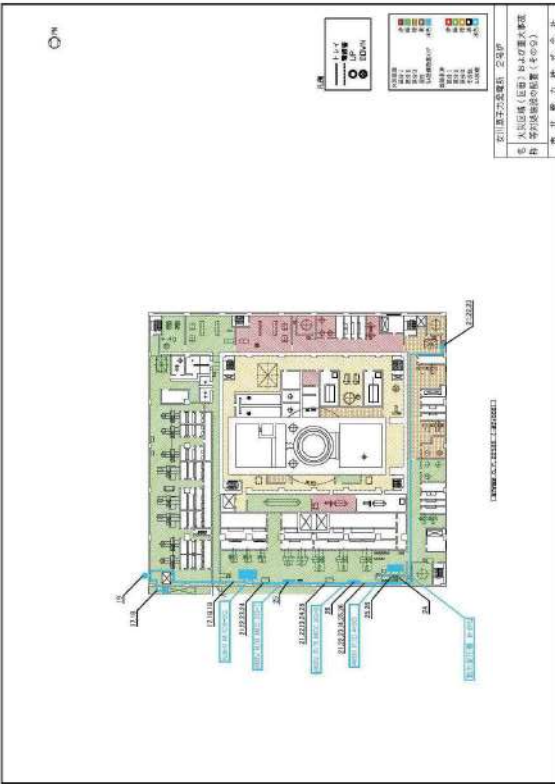
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1088 979">図 67-7 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1079 979">図 67-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

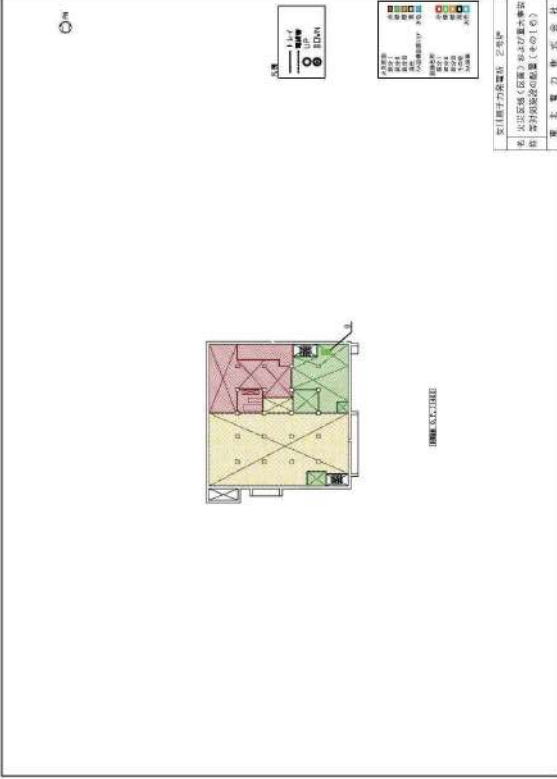
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="846 962 1077 981">図 57-9 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

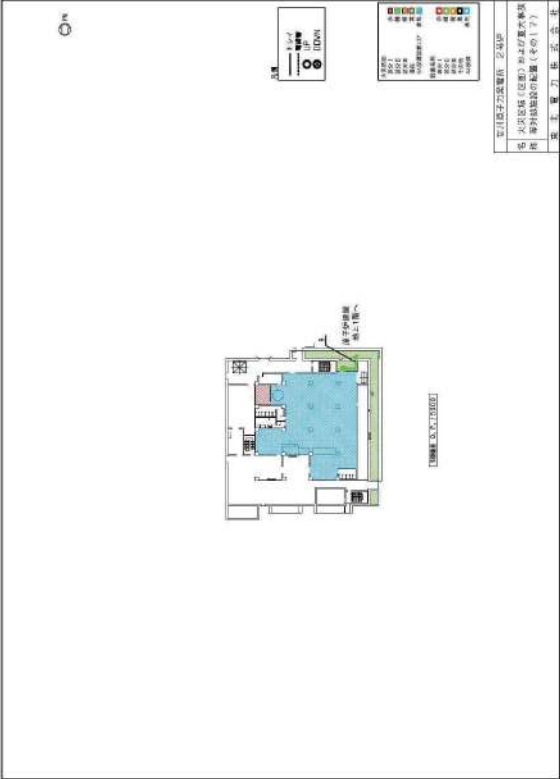
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-10 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

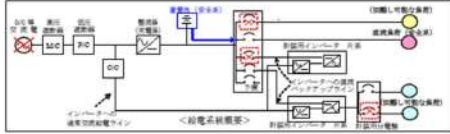
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 系統概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源は2系統（A、B）を有し、系統構成は下図のとおりである。</p>  <p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの2系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57-10-1に、単線結線図を図57-10-1に示す。蓄電池（非常用）は鉛蓄電池で、独立したものを3系統3組（125V蓄電池2A、2B及び2H）設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、125V蓄電池2A及び2Bを所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池（非常用）と別に、直流駆動低圧注水系ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ、タービン発電機初期励磁等へ給電する蓄電池（常用）を設けている。蓄電池（常用）は、250V 1系統（約6,000Ah）を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から約15分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池（非常用）は、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ（無停電電源装置）等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池（非常用）は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組（A蓄電池及びB蓄電池）設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池（非常用）と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池（常用）を設けている。蓄電池（常用）は、約130V 2系統2組（1組当たり約2,000Ah）を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池（非常用）は、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ（無停電電源装置）等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池（非常用）は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組（A蓄電池及びB蓄電池）設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池（非常用）と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池（常用）を設けている。蓄電池（常用）は、約130V 2系統2組（1組当たり約2,000Ah）を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池（非常用）は、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】          項目名称の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】          炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】          記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】          設備名称・記載表現の相違          ・女川：分電盤⇔泊：直流コントロールセンタ</p> <p>【女川】          設備の相違          ・泊の計測制御系統施設は計装用インバータ（無停電電源装置）の負荷である</p> <p>【女川】          設備の相違          ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】          炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】          設備名称の相違（蓄電池）          ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池          ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池</p> <p>【女川】          設備の相違          ・蓄電池（常用）の仕様及び負荷の相違</p> <p>【女川】          設備名称の相違          ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】          供給開始時間の相違</p> <p>【女川】          設備名称の相違          ・女川：電源車⇔泊：可搬型代替電源車</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

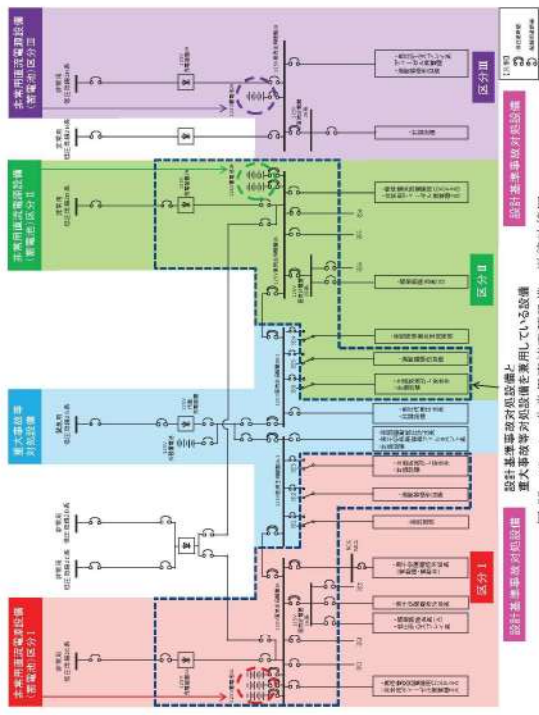
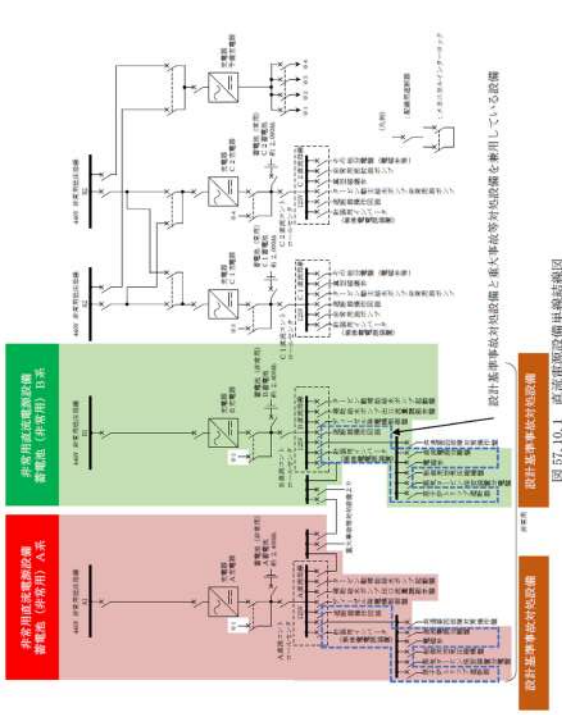
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
	<p>参考: 重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損, 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57-10-1 非常用直流電源設備の主要機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="784 343 1176 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">(参考) 重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>125V蓄電池2A (区分I)</th> <th>125V蓄電池2B (区分II)</th> <th>125V蓄電池2H (区分III)</th> <th>125V代替蓄電池</th> <th>250V蓄電池</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>125V 約8,000Ah</td> <td>125V 約6,000Ah</td> <td>125V 約400Ah</td> <td>125V 約2,000Ah</td> <td>250V 約6,000Ah</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充電器 台数</td> <td>1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)</td> <td></td> <td>1 (125V蓄電池2H用)</td> <td>1 (125V代替蓄電池用)</td> <td>1 (250V蓄電池用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備		(参考) 重大事故等対処設備		125V蓄電池2A (区分I)	125V蓄電池2B (区分II)	125V蓄電池2H (区分III)	125V代替蓄電池	250V蓄電池		蓄電池 電圧 容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	125V 約2,000Ah	250V 約6,000Ah		充電器 台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)	1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)		充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	浮動 (常時)		<p>参考: 重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損, 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57.10.1 非常用直流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1411 359 1736 1372"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th colspan="2">(参考) 重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>A蓄電池</th> <th>B蓄電池</th> <th>後備蓄電池</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>約130V 約2,400Ah</td> <td>約130V 約2,400Ah</td> <td>約130V 約2,400Ah × 2組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充電器 台数 充電方式</td> <td>1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用) 浮動 (常時)</td> <td></td> <td>2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備		A蓄電池	B蓄電池	後備蓄電池		蓄電池 電圧 容量	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah × 2組		充電器 台数 充電方式	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)		<p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 使用済燃料プール⇔泊: 使用済燃料ピット</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 ・負荷電流の相違により, 蓄電池の必要容量が相違する。</p>
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備		(参考) 重大事故等対処設備																																																			
	125V蓄電池2A (区分I)	125V蓄電池2B (区分II)	125V蓄電池2H (区分III)	125V代替蓄電池	250V蓄電池																																																			
蓄電池 電圧 容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	125V 約2,000Ah	250V 約6,000Ah																																																			
充電器 台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)	1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)																																																			
充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	浮動 (常時)																																																			
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備																																																					
	A蓄電池	B蓄電池	後備蓄電池																																																					
蓄電池 電圧 容量	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah × 2組																																																					
充電器 台数 充電方式	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)																																																					



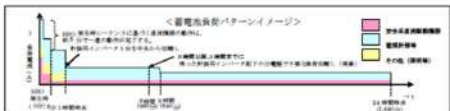
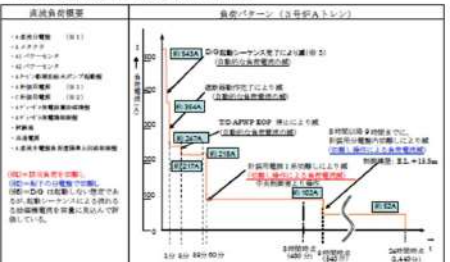
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-1 非常用直流電源設備 単線結線図</p>	 <p>図 57-10.1 直流電源設備単線結線図</p>	<p>【女川】                      設備の相違                      ・炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. SA時要求に対する設計方針（容量根拠概要）</p> <p>SA時（長期全交流動力電源喪失時）は、全交流動力電源喪失開始から8時間以内は中央制御室から、8時間以降は現地で操作にてSA時に給電不要な負荷を切り落とし、給電確保する設計としている。</p>  <p>（参考）容量根拠詳細例（大飯3号炉A系統（例））</p> 	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用する125V蓄電池2Aは原子炉隔離時冷却系による原子炉注水が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、原子炉隔離時冷却系は、蓄電池容量以外にもサブプレッションチェンバの圧力及び水温の上昇や中央制御室、原子炉隔離時冷却系ポンプ設置場所であるRCICタービンポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉へ注水することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。）</p> <p>2. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>2.3 全交流動力電源喪失</p>	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用するA蓄電池及びB蓄電池並びに重大事故等対処設備である後備蓄電池は、タービン動補助給水ポンプによる発電用原子炉の冷却時に操作する補助給水ポンプ出口流量調節弁が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、タービン動補助給水ポンプは、蓄電池容量以外にも中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉を冷却することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。）</p> <p>7.1 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.1.2 全交流動力電源喪失</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】          項目名称の相違（女川審査実績の反映）          【大飯】          記載の充実（女川審査実績の反映）          【女川】          設備の相違          ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】          設備名称の相違（蓄電池）          ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池          ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池          【女川】          設備の相違          ・泊はB蓄電池及び後備蓄電池からも給電する          ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.3.1 全交流動力電源喪失 (長期TB)</p> <p>2.3.2 全交流動力電源喪失 (TBU)</p> <p>2.3.3 全交流動力電源喪失 (TBD)</p> <p>2.3.4 全交流動力電源喪失 (TBP)</p> <p>2.4 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>2.4.1 取水機能が喪失した場合</p> <p>2.6 LOCA時注水機能喪失</p> <p>3. 運転中の原子炉における重大事故</p> <p>3.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>3.1.2 代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>3.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>3.4 水素燃焼</p> <p>5. 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>5.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機の自動起動に必要な設備として、<u>区分I～IIIの各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまでの約1分間給電可能な設計とする。</u></p> <p>直流設備：<u>非常用ディーゼル発電機初期励磁、高圧炉心スプレイスディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路</u>(表57-10-2)                      (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>7.2 重大事故</p> <p>7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>7.2.1.1 格納容器過圧破損</p> <p>7.2.1.2 格納容器過温破損</p> <p>7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.4.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、<u>A系、B系の各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまで及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの約1分間給電可能な設計とする。</u></p> <p>直流設備：<u>ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、補助給水設備 (タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁)</u>                      (表57.10.2)                      (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失を想定する有効性評価シナリオの相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】設備の相違 ・炉型の違いによる外部電源喪失後1分までに自動起動が完了する設備の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：非常用ディーゼル発電機⇔泊：ディーゼル発電機</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から15分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される<b>全ての</b>負荷に15分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される<b>全ての</b>負荷 （火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失15分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から15分後には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、ガスタービン発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される<b>全ての</b>負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される<b>全ての</b>負荷 （火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p>	<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される<b>すべての</b>負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される<b>すべての</b>負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される<b>すべての</b>負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される<b>すべての</b>負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタ</p>	<p>(b) 外部電源喪失から5分まで 外部電源喪失時にタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池（非常用）からタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプに電源供給を行う。電源供給時間はタービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの約5分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ）（表57.10.2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される<b>すべての</b>負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される<b>すべての</b>負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は外部電源喪失から5分後までに自動的に停止する負荷がある</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 供給時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇄泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため1時間以内にi, ii項に記載の負荷切離し<sup>*1</sup>を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。区分Ⅲの蓄電池については、負荷の切離しを実施せず、接続される全ての負荷に8時間電源供給を行う。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 無停電電源装置の負荷<sup>*2</sup> (原子炉保護系, 平均出力領域モニタ, 起動領域モニタ, 制御棒位置等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>直流照明<sup>*3</sup>, 直流照明兼非常用照明<sup>*3</sup>, 主蒸気逃がし安全弁, 原子炉隔離時冷却系, 原子炉水位(広帯域)(燃料域), 原子炉圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力, 格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W), 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C), 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量, 取水ピット水位計<sup>*3</sup>, 無線連絡設備(固定)/(携帯)<sup>*3</sup>, 衛星電話設備(固定)/(携帯)<sup>*3</sup>, 安全パラメータ表示システム(SPDS)<sup>*3</sup></u> (表57-10-2) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. 区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>リングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>A系及びB系の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため、1時間後にi, ii項に記載の負荷切離し<sup>*1</sup>を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 計装用インバータ(無停電電源装置)の負荷<sup>*2</sup> (原子炉保護設備等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>地下水排水設備<sup>*3</sup>, 津波監視カメラ<sup>*3</sup>, 取水ピット水位計<sup>*3</sup>, 水素検知器<sup>*3</sup>, 循環水ポンプの自動停止インターロック<sup>*3</sup>, 格納容器サンプ水位上昇率測定装置<sup>*3</sup>, 補助給水ポンプ出口流量調節弁, 出力領域中性子束, 中間領域中性子束, 中性子源領域中性子束, 加圧器圧力<sup>*3</sup>, 加圧器水位, 1次冷却材圧力(広域), 1次冷却材温度(広域-高温側), 1次冷却材温度(広域-低温側), 1次冷却材流量<sup>*3</sup>, 主蒸気ライン圧力, 蒸気発生器水位(狭域), 蒸気発生器水位(広域), 格納容器内温度, 原子炉格納容器圧力, 補助給水流量, 補助給水ピット水位, ほう酸タンク水位, 格納容器再循環サンプ水位(広域), 格納容器再循環サンプ水位(狭域), 原子炉補機冷却水サージタンク水位, 燃料取替用水ピット水位, 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ), 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)</u> (表57.10.2) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. A系及びB系の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準規</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:電源車⇔泊:可搬型代替電源車</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:無停電電源装置⇔泊:計装用インバータ(無停電電源装置) ・女川:原子炉保護系⇔泊:原子炉保護設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:使用済燃料プール⇔泊:使用済燃料ピット</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項 b) を考慮し、中央制御室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護系による原子炉停止及び平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置の状態による原子炉スクラム確認は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。なお、同様に無停電電源装置の負荷である燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、ドライウエル圧力、サブプレッションプール水温度及び圧力抑制室水位は、1時間で負荷切離した後、重大事故等対処設備にて監視可能である。</p> <p>*3. 直流照明、直流照明兼非常用照明、取水ビット水位計、無線連絡設備（固定） / （携帯）、衛星電話設備（固定） / （携帯）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項 b) を考慮し、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護設備による発電用原子炉停止は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。また、同様に無停電電源装置の負荷である主蒸気逃がし弁は全交流動力電源喪失時に現場操作を行うため、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。加圧器逃がし弁は直流電源が喪失している場合は弁操作用バッテリーを準備しており、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。原子炉トリップ遮断器、共通要因故障対策盤及び主蒸気隔離弁は ATWS 事象発生直後に動作を期待する設備であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。凝縮液量測定装置、格納容器内温度、格納容器再循環サンプル水位（広域）、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、原子炉補機冷却水サージタンク水位、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）は他系統又は他設備により監視可能であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。</p> <p>*3. 地下水排水設備、津波監視カメラ、取水ビット水位計、水素検知器、循環水ポンプの自動停止インターロック、格納容器サンプル水位上昇率測定装置、加圧器圧力、1次冷却材流量はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し場所の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：原子炉保護系⇄泊：原子炉保護設備</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切離し対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57-10-3, 表57-10-4) については、区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系、主蒸気逃がし安全弁、低圧代替注水系 (直流駆動低圧注水系ポンプ)、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力、原子炉圧力 (SA)、原子炉水位 (広帯域) (燃料域)、原子炉水位 (SA広帯域) (SA燃料域)、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位、格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)、格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)、フィルタ装置出口放射線モニタ、復水貯蔵タンク水位、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ベント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度 (表57-10-2)</p>	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57.10.3, 表57.10.4) については、A系及びB系の蓄電池並びに後備蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：補助給水ポンプ出口流量調節弁、格納容器水素イグナイタ温度監視装置、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置、使用済燃料ピット水位 (AM用)、使用済燃料ピット水位 (可搬型)、使用済燃料ピット温度 (AM用)、使用済燃料ピット監視カメラ、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子領域中性子束、補助給水流量、蒸気発生器水位 (狭域)、蒸気発生器水位 (広域)、補助給水ピット水位、1次冷却材温度 (広域-高温側)、1次冷却材温度 (広域-低温側)、1次冷却材圧力 (広域)、加圧器水位、燃料取替用ピット水位、格納容器再循環サンプ水位 (広域)、格納容器再循環サンプ水位 (狭域)、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力、格納容器内温度、格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)、原子炉容器水位、格納容器圧力 (AM用)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、ほう酸タンク水位、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位 (表57.10.2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機 ・女川：区分Ⅰ、区分Ⅱ⇔泊：A系、B系 【女川】設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備                      タービン系制御等の一部制御系についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離ししても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>タービン系制御</u>（表57-10-2）                      （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備                      蒸気タービン保安装置等の一部設備についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離ししても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>蒸気タービン保安装置等</u>（表57.10.2）                      （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>【大飯】                      記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】                      記載表現の相違                      ・泊は制御系だけでなく非常用設備への給電も行うため、「設備」と記載</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表 57-10-2 非常用直流電圧設備から電源供給する設備						
条文	内容	追加要求事項の番号	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8 燃料 #9 燃料 #10 要求時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ 供給可能時間
3条	設計基準対象施設の状態	無	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-
4条	地震による損傷の防止	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-
5条	津波による損傷の防止	有	5-1	津波対策メーサ	DB	交流電圧復旧装置に使用
6条	外部からの衝撃による損傷の防止	有	5-2	外部の林を監視する設備+1 (取水ポンプ水位計)	DB	- 24時間 24時間
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-
8条	火災による損傷の防止	有	8-1	火災検知装置 4-1と同一	DB	交流電圧復旧装置に使用
9条	漏水による損傷の防止	有	8-2	火災対策対象設備+2 4-1と同一	DB	専用電源から供給
10条	地震による損傷の防止	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-
11条	安全施設	有	11-1	風速監視	DB	- 8時間 24時間
12条	安全施設	有	11-2	風速監視装置運用監視	DB	- 8時間 24時間
13条	運転時の異常な温度変化及び設計基準を超えた膨張の防止	無	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-
14条	健全な交流電力が電源標準対象設備	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-

条文	内容	追加要求事項の番号	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 燃料 #6 燃料 #7 要求時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ 供給可能時間
3条	設計基準対象施設の状態	無	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-
4条	地震による損傷の防止	有	4-1	地下水位検出装置	DB	- 8時間 24時間
5条	津波による損傷の防止	有	5-1	外部の林を監視する設備+1 (貯留監視カメラ)	DB	- 8時間 24時間
5条	津波による損傷の防止	有	5-2	外部の林を監視する設備+1 (取水ポンプ水位計)	DB	- 8時間 24時間
6条	外部からの衝撃による損傷の防止	有	5-3	潮位計	DB	専用電源から供給
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-
8条	水災による損傷の防止	有	8-1	水災検知装置 (4-1と同一)	DB	- 8時間 24時間
8条	水災による損傷の防止	有	8-2	水災対策対象設備+2 (4-1と同一)	DB	専用電源から供給
9条	漏水による損傷の防止	有	9-1	監視カメラの自動停止インターロック	DB	- 8時間 24時間
10条	地震による損傷の防止	有	11-1	風速監視装置運用監視	DB	-
11条	安全施設	有	11-2	非常対応装置	DB	専用電源から供給
12条	安全施設	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-
13条	運転時の異常な温度変化及び設計基準を超えた膨張の防止	無	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要 求事項 の相違	番号	電源供給する設備 (電源が必要な設備が要求される)	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	
15条	炉心等	無	-			-	-	-	-	-	
16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3 16-4 16-5 16-6 16-7 16-8	使用済燃料プール水位/過渡(ワイドバルブ式) (16-1と同じ) 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール温度 燃料プールラジエントレン補え FFのポンプ入口温度 燃料交換ポンプ燃料温度 燃料貯蔵エリア放射線モニタ 原子炉建屋屋上放射線モニタ	DB/ SA DB DB DB DB DB DB	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	-
17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	有	-	(電源が必要な設備が要求される)	-	-	-	-	1時間 1時間 1時間	1時間 1時間 1時間	
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要な設備が要求される)	-	-	-	-	-	-	
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3 19-4	高圧炉心スプレイ系 (16-1と同じ) 低圧炉心スプレイ系 (16-2と同じ) 換熱器時定素 (16-3,16-4,16-5,16-6,16-7,16-8と同じ) 主蒸気凝結し定素弁 (16-1と同じ)	DB DB DB DB/SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	無	20-1	化学体積制御設備 (炉で生成する)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	
21条	冷却能力を除去することができる設備	無	21-1	余熱除去設備 (16-5,16-6,16-7,16-8と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	
条文	内容	追加要 求事項 の相違	区分	電源供給する設備 (電源が必要な設備が要求される)	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間 A系#8 B系#8	
14条	全交直動力電源喪失対策設備	有	-			-	-	-	-	-	
15条	炉心等	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3	使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピットエアモニタ	DB DB DB	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	有	17-1 17-2 17-3	高圧炉心スプレイ系 (16-1と同じ) 低圧炉心スプレイ系 (16-2と同じ) 換熱器時定素 (16-3,16-4,16-5,16-6,16-7,16-8と同じ)	DB DB DB/SA	-	-	-	8時間 1時間 1時間	24時間 1時間 1時間	
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3	高圧注入系 (16-1,16-2,16-3,16-4,16-5,16-6,16-7,16-8と同じ) 余熱除去設備 (16-5,16-6,16-7,16-8と同じ) 燃料注入系 (16-3,16-4,16-5,16-6,16-7,16-8と同じ)	DB/SA DB/SA DB/SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	無	20-1	化学体積制御設備 (炉で生成する)	DB/SA	○	○	-	1時間	1時間	
21条	冷却能力を除去することができる設備	無	21-1	余熱除去設備 (16-5,16-6,16-7,16-8と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電圧供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
20条	一次冷却材の減少を抑制する設備	無	20-1	原子炉冷却剤添加系 (47-2と同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	-	-	-	-
21条	機器熱を除去することができる設備	無	20-2	制御棒駆動水圧系 (47-249-4、49-2と同し)	DB 拡張	-	-	-	24時間	-	-	-	-
22条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	21-1	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB 拡張	-	-	-	24時間	-	-	-	-
23条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	22-1	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB 拡張	-	-	-	24時間	-	-	-	-
24条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	22-2	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB 拡張	-	-	-	24時間	-	-	-	-
25条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-1	制御棒駆動水圧系 (47-249-4、49-2と同し)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間
26条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-2	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間
27条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-3	制御棒駆動水圧系 (47-249-4、49-2と同し)	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間
28条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-4	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
29条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-5	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
30条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-6	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
31条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-7	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
32条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-8	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
33条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-9	原子炉冷却剤添加系 (47-249-4、49-2と同し)	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電圧供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
21条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	21-2	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (44-3、45-3、46-3、47-3、48-3と同し)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分	5分	5分
22条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	21-3	補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) #3 (44-4、45-4、46-4、47-4、48-4と同し)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間
23条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	21-4	蒸気発生設備 (蒸気発生器) (44-7、45-7、46-7、47-7、48-7と同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
24条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	21-5	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (44-9、45-9、46-9、47-9、48-9と同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
25条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	22-1	原子炉冷却剤添加系 (44-9、45-9、46-9、47-9、48-9と同し)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
26条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	22-2	原子炉冷却剤添加系 (44-9、45-9、46-9、47-9、48-9と同し)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
27条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-1	出力調整中性化装置 (58-1と同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
28条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-2	中間領域中性化装置 (58-2と同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
29条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-3	中性子源領域中性化装置 (58-3と同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
30条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-4	制御棒位置	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
31条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-5	加圧器圧力	DB	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
32条	蒸気発生器の交換を容易にすることができる設備	無	23-6	加圧器圧力 (58-11と同し)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間

【大飯】  
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
設備の相違  
・給電対象設備の相違



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉										相違理由												
条文	内容	追加要 本事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間 #7	供給可能時間		交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	相違理由												
										A系#8	B系#8															
										23-7	1次冷却母管圧力 (広域)				DB/ SA	DB/ SA	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違</p>
										23-8	1次冷却母管流量 (広域一基量) (58-8と同じ)				DB/ SA	DB/ SA	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-9	1次冷却母管流量 (広域一基量) (58-9と同じ)				DB/ SA	DB/ SA	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-10	1次冷却母管流量				DB	DB	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-11	主蒸気予熱器圧力 (58-10と同じ)				DB/ SA	DB/ SA	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-12	蒸気発生器水位 (狭域)				DB/ SA	DB/ SA	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-13	蒸気発生器水位 (広域)				DB	DB	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-14	格納容器内流量 (58-6と同じ)				DB	DB	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-15	蒸気発生器水位 (58-10と同じ)				DB/ SA	DB/ SA	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-16	凝結水流量 (58-18と同じ)				DB	DB	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-17	炉圧圧入流量 (58-17と同じ)				DB	DB	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-18	凝結水流量 (58-4と同じ)				DB	DB	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-19	凝結水ポンプ流量 (58-7と同じ)				DB	DB	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
										23-20	圧力降下タンク水位 (58-20と同じ)				DB/ SA	DB/ SA	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	供給可能時間
23条	計測制御系統施設	無	23-10	冷却ポンプの運転監視システム	DB/SA	-	-	-	1時間	1時間	1時間
			23-11	格納容器内冷却空気循環装置	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			23-12	格納容器内冷却空気循環装置	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			23-13	格納容器内冷却空気循環装置	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			23-14	格納容器内冷却空気循環装置	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			23-15	圧力調整装置	DB	-	-	-	1時間	-	-
			23-16	原子炉隔離時冷却系ポンプ	DB	-	-	-	24時間	-	-
			23-17	原子炉隔離時冷却系ポンプ	DB	-	-	-	-	-	-
			23-18	原子炉隔離時冷却系ポンプ	DB	-	-	-	-	-	-
			23-19	原子炉隔離時冷却系ポンプ	DB	-	-	-	-	-	-
24条	安全保護回路	有	24-1	原子炉保護装置	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間
25条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉制御系統	DB/SA	-	-	-	-	-	-
26条	原子炉制御装置	有	26-1	原子炉制御装置	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			26-2	原子炉制御装置	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			26-3	原子炉制御装置	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			26-4	原子炉制御装置	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #9	燃料 #7	要求時間	区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	供給可能時間
21条	計測制御系統施設	無	21-21	格納容器内冷却ポンプ水位 (正圧) (58-14と同し)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			21-22	格納容器内冷却ポンプ水位 (負圧) (58-15と同し)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			21-23	原子炉隔離時冷却系ポンプ水位 (58-21と同し)	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			21-24	原子炉隔離時冷却系ポンプ水位 (58-22と同し)	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			21-25	原子炉隔離時冷却系ポンプ水位 (58-23と同し)	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			21-26	原子炉隔離時冷却系ポンプ水位 (58-24と同し)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			21-27	原子炉隔離時冷却系ポンプ水位 (58-25と同し)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			21-28	原子炉隔離時冷却系ポンプ水位 (58-26と同し)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間
			21-29	原子炉隔離時冷却系ポンプ水位 (58-27と同し)	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間
24条	安全保護回路	有	24-1	原子炉保護装置	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間
25条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉制御系統	DB	-	-	-	-	-	-
			25-2	原子炉制御系統	DB	-	-	-	-	-	-
			25-3	原子炉制御系統	DB	-	-	-	-	-	-
			25-4	原子炉制御系統	DB/SA	-	-	-	-	-	-

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の種類	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	燃料 #9	送料 #10	要級 時間	供給可能時間			
											区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における単線線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト	DB	-	-	-	-	専用電源から供給	-	-	-
32条	原子炉格納施設	無	32-1	非常用ガス処理系	DB	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			32-2	可燃性ガス濃度制御系	DB	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
33条	保安電源設備	有	33-1	M.G.P.の運転装置	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	1分
			33-2	M.G.P.の運転装置	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	1分
			33-3	2.0kV配線回路	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	1分
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策用電源	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給	-	-	-
			35-1	無給電給電機(固定/携帯)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			35-2	無給電給電機(固定/携帯)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	24時間	24時間
35条	通報連絡設備	有	35-3	安全システム(安全システム)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-	-	-	-
36条	補助ボイラー	有	-			-	-	-	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要求事項の種類	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	燃料 #9	送料 #10	要級 時間	供給可能時間
26条	原子炉制御室等	有	26-3	酸濃度調整・二酸化炭素濃度計	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における単線線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト/モニタリングステーション	DB	-	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	無	32-1	アンモニアガス高純化設備	DB/SA	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用
			32-2	原子炉格納施設スプレッド設備	DB/SA	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用
			33-1	メタルフレーム上面防護装置	DB/SA	-	-	-	1分	1分
33条	保安電源設備	有	33-2	パワーストローブモニタ	DB/SA	-	-	-	1分	1分
			33-3	ディレータ駆動機初期励磁	DB/SA	-	-	-	1分	1分
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策所	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給
35条	通信連絡設備	有	35-1	通信連絡設備	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)		-	-	-	-	-

相違理由
【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)
【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分 I	区分 II	区分 III	供給可能時間
37条	重大事故等の拡大の防止等	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38条	重大事故等対処施設の設置	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39条	地震による損傷の防止	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40条	津波による損傷の防止	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41条	火災による損傷の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 (8-1と同じ) 火災防除対策設備*2 (8-2と同じ)	DB DB	-	-	-	-	-	-	-	-
42条	特定重大事故等対処施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43条	重大事故等対処設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未燃炉にするための設備	有	44-1 44-2 44-3 44-4	代替制御導入機能 代替原子炉再稼働ポンプ 浮動水注入系 (25-1と同じ) 自動戻し機能非動阻止機能	SA SA DB/ SA SA	O -	-	-	24 時間 24 時間 24 時間	-	24時間	24時間	24時間
45条	原子炉冷却系モカバタンダリ異常時に発電用原子炉を未燃炉にするための設備	有	45-1 45-2 45-3	漏れ検知器 大気防除対策設備*2 (8-2と同じ) 液体貯蔵タンク*3 (19-1と同じ)	DB DB DB DB	O O -	-	-	24 時間 24 時間	-	24時間	24時間	24時間
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	A系#8	A系#8	B系#8	供給可能時間
37条	重大事故等の拡大の防止等	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38条	重大事故等対処施設の設置	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39条	地震による損傷の防止	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40条	津波による損傷の防止	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41条	火災による損傷の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 (8-1と同じ) 大気防除対策設備*2 (8-2と同じ)	DB DB	-	-	-	8 時間 24 時間	-	24時間	24時間	24時間
42条	特定重大事故等対処施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43条	重大事故等対処設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備は要され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未燃炉にするための設備	有	44-1 44-2 44-3 44-4 44-5	化学体積制御設備 (充てんポンプ、ほろポンプ、緊急ほうげん注入弁) 原子炉トリップ制御器 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) #3 (21-3と同じ)	DB/ SA DB/ SA DB/ SA	O O O O	-	-	1 時間 1 時間 5 分 5 分	1時間	1時間	5分	1時間

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> <th>追加要 事項 の有無</th> <th>番号</th> <th>電源供給する設備</th> <th>機能</th> <th>炉心 #5</th> <th>格納 #6</th> <th>燃料 #7</th> <th>家本 時間</th> <th>供給可能時間 A系#8 B系#8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">44条</td> <td rowspan="4">緊急停止発動時に発電用原子炉を未始動にするための設備</td> <td rowspan="4">有</td> <td>44-6</td> <td>1次冷却設備 (加圧器過がし弁) (17-3と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>44-7</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気過がし弁) (21-4と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>44-8</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気隔離弁)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>44-9</td> <td>補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">45条</td> <td rowspan="8">原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</td> <td rowspan="8">有</td> <td>45-1</td> <td>冷却水入系 (19-1と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>45-2</td> <td>冷却水入系 (19-2,2E-1と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>45-3</td> <td>補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>45-4</td> <td>補助給水設備 (タービン動機防給水ポンプ) *3 (21-3と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5分</td> <td>5分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>45-5</td> <td>1次冷却設備 (加圧器過がし弁) (17-3と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>45-6</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気過がし弁) (21-4と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>45-7</td> <td>補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>45-8</td> <td>冷却水入系 (19-3と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	追加要 事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	家本 時間	供給可能時間 A系#8 B系#8	44条	緊急停止発動時に発電用原子炉を未始動にするための設備	有	44-6	1次冷却設備 (加圧器過がし弁) (17-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	44-7	主蒸気設備 (主蒸気過がし弁) (21-4と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	44-8	主蒸気設備 (主蒸気隔離弁)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	44-9	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	45条	原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-1	冷却水入系 (19-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	24時間	45-2	冷却水入系 (19-2,2E-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	24時間	45-3	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	24時間	45-4	補助給水設備 (タービン動機防給水ポンプ) *3 (21-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分	45-5	1次冷却設備 (加圧器過がし弁) (17-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	45-6	主蒸気設備 (主蒸気過がし弁) (21-4と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	45-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	45-8	冷却水入系 (19-3と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	24時間	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要 事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	家本 時間	供給可能時間 A系#8 B系#8																																																																																																																			
44条	緊急停止発動時に発電用原子炉を未始動にするための設備	有	44-6	1次冷却設備 (加圧器過がし弁) (17-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間																																																																																																																			
			44-7	主蒸気設備 (主蒸気過がし弁) (21-4と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間																																																																																																																			
			44-8	主蒸気設備 (主蒸気隔離弁)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間																																																																																																																			
			44-9	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間																																																																																																																			
45条	原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-1	冷却水入系 (19-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	24時間																																																																																																																			
			45-2	冷却水入系 (19-2,2E-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	24時間																																																																																																																		
			45-3	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	24時間																																																																																																																	
			45-4	補助給水設備 (タービン動機防給水ポンプ) *3 (21-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分																																																																																																																		
			45-5	1次冷却設備 (加圧器過がし弁) (17-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																		
			45-6	主蒸気設備 (主蒸気過がし弁) (21-4と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																		
			45-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																		
			45-8	冷却水入系 (19-3と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	24時間																																																																																																																	







灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>表文</th> <th>内容</th> <th>追加要求事項の有無</th> <th>番号</th> <th>電源供給する設備</th> <th>機種</th> <th>炉心 #5</th> <th>格納 #6</th> <th>燃料 #7</th> <th>運転時間</th> <th>供給可能時間 A系#8 B系#9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウナダリ配圧時に発電用原子炉を介するための設備</td> <td>有</td> <td>47-6 47-7 47-8</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (21-4と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同七) 代替燃料容器スプレイポンプ</td> <td>BB BB SA</td> <td>○ ○</td> <td>- -</td> <td>- -</td> <td>1時間 24時間</td> <td>1時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>48条</td> <td>蒸気ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</td> <td>有</td> <td>48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7</td> <td>冷却除去設備 (19-2、21-1と同七) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同七) 補助給水設備 (タービン駆動給水ポンプ) #3 (22-3と同七) 高圧注入器 (19-1と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-1と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-2と同七) 主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (23-4と同七)</td> <td>BB BB BB BB BB BB BB</td> <td>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td> <td>- - - - - - -</td> <td>- - - - - - -</td> <td>5分 5分 24時間 24時間</td> <td>5分 5分 24時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>49条</td> <td>原子炉燃料容器内の吊掛等のための設備</td> <td>有</td> <td>49-1 49-2</td> <td>原子炉補機冷却水設備 (22-3と同七)</td> <td>BB BB</td> <td>○ ○</td> <td>- -</td> <td>- -</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>	表文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機種	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	運転時間	供給可能時間 A系#8 B系#9	47条	原子炉冷却材圧力バウナダリ配圧時に発電用原子炉を介するための設備	有	47-6 47-7 47-8	主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (21-4と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同七) 代替燃料容器スプレイポンプ	BB BB SA	○ ○	- -	- -	1時間 24時間	1時間 24時間	48条	蒸気ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7	冷却除去設備 (19-2、21-1と同七) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同七) 補助給水設備 (タービン駆動給水ポンプ) #3 (22-3と同七) 高圧注入器 (19-1と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-1と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-2と同七) 主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (23-4と同七)	BB BB BB BB BB BB BB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - -	- - - - - - -	5分 5分 24時間 24時間	5分 5分 24時間 24時間	49条	原子炉燃料容器内の吊掛等のための設備	有	49-1 49-2	原子炉補機冷却水設備 (22-3と同七)	BB BB	○ ○	- -	- -	1時間	1時間	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
表文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機種	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	運転時間	供給可能時間 A系#8 B系#9																																					
47条	原子炉冷却材圧力バウナダリ配圧時に発電用原子炉を介するための設備	有	47-6 47-7 47-8	主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (21-4と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同七) 代替燃料容器スプレイポンプ	BB BB SA	○ ○	- -	- -	1時間 24時間	1時間 24時間																																					
48条	蒸気ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7	冷却除去設備 (19-2、21-1と同七) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同七) 補助給水設備 (タービン駆動給水ポンプ) #3 (22-3と同七) 高圧注入器 (19-1と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-1と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-2と同七) 主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (23-4と同七)	BB BB BB BB BB BB BB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - -	- - - - - - -	5分 5分 24時間 24時間	5分 5分 24時間 24時間																																					
49条	原子炉燃料容器内の吊掛等のための設備	有	49-1 49-2	原子炉補機冷却水設備 (22-3と同七)	BB BB	○ ○	- -	- -	1時間	1時間																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6 #9 #10	燃料 #9 #10	要求時間 #9 #10	区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	供給可能時間
50条	原子炉格納容器の過圧状態を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器フィルタベン	SA	○	○	24時間	-	-
51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	有	50-2	代替格納容器冷却系	SA	-	-	24時間	-	-
52条	水蒸気による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	51-1	原子炉格納容器下部注水系	SA	○	○	24時間	-	-
53条	水蒸気による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-1	原子炉格納容器フィルタベン	SA	○	○	24時間	-	-
			53-1	原子炉格納容器内水蒸気冷却	SA	-	○	24時間	-	24時間
			53-2	静電脱気式水蒸気冷却装置	SA	-	○	24時間	-	24時間
			54-1	燃料プール冷却浄化系	SA	-	-	24時間	-	24時間
			54-2	使用済燃料プール冷却/濃縮(ヒートサーモ)	SA	-	○	24時間	-	24時間
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却のための設備	有	54-3	使用済燃料プール冷却/濃縮(パイプイン)	DB/SA	-	-	24時間	-	-
			54-4	使用済燃料プール高容量/高線量	SA	-	○	24時間	-	-
			54-5	使用済燃料プール監視カメラ	SA	-	-	24時間	-	-
55条	工務等への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
56条	遮断機等の収束に必要な水の供給	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-
57条	電源設備	有	-	(電源が必要な設備については、各設備の要求に応じて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 #6 #7	燃料 #7	要求時間	A系#8 B系#6	供給可能時間
49条	原子炉格納容器内の溶融等のための設備	有	49-3	代替格納容器スプレイング	SA	-	-	24時間	-	-
			49-4	原子炉格納容器スプレイング設備 (S2-2と同じ)	DB	-	-	24時間	-	-
			50-1	原子炉格納容器スプレイング設備 (S2-2と同じ)	DB	-	-	24時間	-	-
50条	原子炉格納容器の過圧状態を防止するための設備	有	50-2	原子炉格納容器冷却設備	DB/SA	-	-	24時間	-	-
			50-3	原子炉格納容器冷却水設備	DB/SA	-	-	24時間	-	-
			50-4	代替格納容器スプレイング	SA	-	-	24時間	-	-
			51-1	原子炉格納容器スプレイング設備 (S2-2と同じ)	DB	-	-	24時間	-	-
51条	心を冷却するための設備(原子炉格納容器下部の溶融)	有	51-2	代替格納容器スプレイング	SA	-	-	24時間	-	-
			51-3	低圧注入系 (19-2, 21-1と同じ)	DB/SA	-	-	24時間	-	-
			51-4	化学体積調整設備 (東てんポンプ) (20-1と同じ)	DB/SA	-	-	24時間	-	-
			52-1	格納容器本系イグナイト温度監視装置	SA	-	○	31時間	24時間	24時間
			52-2	原子炉格納容器内水蒸気処理装置	SA	-	○	24時間	24時間	24時間
52条	水蒸気による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-3	可搬型格納容器内水蒸気処理装置 (ユニット (S8-S1)と同じ)	SA	-	-	24時間	-	-
			53-4	格納容器本系イグナイト	SA	-	-	24時間	-	-

【大飯】  
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
設備の相違  
・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
追加要求事項の有無  38条 計装設備	内容  有	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要成時間	仕様可能時間			
		58-1	原子炉圧力容器温度	SA	○	-	-	-	24時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
		58-2	原子炉圧力 (23-5と同じ)	DB/SA	○	○	-	-	24時間	24時間	-	-
		58-3	原子炉圧力(SA)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
		58-4	原子炉水位 (広帯域) (燃料域) (23-4と同じ)	DB/SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
		58-5	原子炉水位 (SA広帯域) (SA燃料域)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
		58-6	蒸気代管注水系ポンプ出口流量	SA	○	-	-	-	24時間	-	24時間	-
		58-7	蒸気動除蒸系冷却ライン流量 (蒸気動除蒸系ヘッドスプレイライン冷却流量)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
		58-8	蒸気動除蒸系冷却ライン流量 (蒸気動除蒸系冷却ポンプ流量)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
		58-9	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 (23-18と同じ)	DB 低圧	○	-	-	-	24時間	-	24時間	-
		58-10	蒸気動除蒸系ポンプ出口流量 (23-17と同じ)	DB 低圧	○	-	-	-	24時間	-	24時間	-
		58-11	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 (23-18と同じ)	DB 低圧	○	-	-	-	24時間	-	24時間	-
		58-12	蒸気動除蒸系ポンプ出口流量 (23-19と同じ)	DB 低圧	○	-	-	-	24時間	-	24時間	-
		交流電源復旧後に使用										
交流電源復旧後に使用												
交流電源復旧後に使用												
条文	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #6	燃料 #7	要成時間	仕様可能時間			
53条	本体機室による原子炉復旧等の機能を防止するための設備	53-1	アミノクラス空気浄化設備	DB/SA	-	-	-	24時間	A系+8	B系+8	-	
		53-2	可搬型アミノクラス本体濃度計測ユニット (23-32と同じ)	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	
54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	54-1	使用済燃料ピット水位 (AM用)	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
		54-2	使用済燃料ピット水位 (可搬型)	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
		54-3	使用済燃料ピット温度 (AM用)	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
		54-4	使用済燃料ピット可搬型エアリフトモニタリング	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
55条	工場外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	54-5	使用済燃料ピット監視カメラ	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
56条	重大事故等の発生に必要なとなるための設備	-	(電線が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	(電線が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	
57条	電源設備	-	(電線が必要な具体的な設備については、各設備の条項にて設備の抽出を行う。)	-	-	-	-	-	-	-	-	
		58-1	出力制限中性子束 (23-1と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
58条	計装設備	58-2	中間層中性子束 (23-2と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
		58-3	中性子層領域中性子束 (23-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
		58-4	補助給水流量 (23-18と同じ)	DB 低圧	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	

【大飯】  
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
設備の相違  
・給電対象設備の相違





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由								
条文	内容	追加要求事項の仕様	番号	電源供給する設備	機能	炉能	格納 #8	格納 #9	燃料 #10	要添時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
			58-27	起動機モータ (23-1と同一)	DB/SA	DB/SA	○	-	-	1時間	納品	1時間	-	-
			58-28	平均出力機モータ (23-2と同一)	DB/SA	DB/SA	○	-	-	1時間	納品	1時間	-	-
			58-29	フィルタ駆動出口駆動機モータ	SA	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			58-30	原子炉補機冷却水系統冷却機	DB/低圧	DB/低圧	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			58-31	蒸気発生器冷却水系統冷却機	DB/低圧	DB/低圧	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			58-32	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	DB/低圧	DB/低圧	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			58-33	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	DB/低圧	DB/低圧	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			58-34	蒸気発生器冷却水系統ポンプ出口圧力	DB/低圧	DB/低圧	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			58-35	機水貯蔵タンク水位	SA	SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-
			58-36	蒸気代用注水系統ポンプ出口圧力	SA	SA	○	-	-	24時間	-	24時間	-	-
			58-37	原子炉補機冷却水系統ポンプ出口圧力 (28-7と同一)	DB/低圧	DB/低圧	○	-	-	24時間	-	-	-	-
			58-38	機水貯蔵タンク水位	DB/SA	DB/SA	○	-	-	24時間	-	-	-	-
			58-39	機水貯蔵タンク水位	DB/SA	DB/SA	○	-	-	24時間	-	-	-	-
			58-40	機水貯蔵タンク水位	DB/SA	DB/SA	○	○	-	24時間	-	-	-	-
			58-41	機水貯蔵タンク水位	DB/SA	DB/SA	○	○	-	24時間	-	-	-	-
58条	計装設備	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉能	格納 #6	格納 #6	燃料 #7	要添時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
			58-20	格納容器内高レベルアラーム (23-2と同)	DB/SA	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	24時間	-	24時間
			58-21	格納容器内高レベルアラーム (23-2と同)	DB/SA	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	24時間	-	24時間
			58-22	原子炉容器水位	SA	SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			58-23	代用格納容器スプレイポンプ出口流量	SA	SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			58-24	格納容器圧力 (AM用)	SA	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			58-25	可搬型流量計用設置 (格納容器内高レベルアラーム)	DB/SA	DB/SA	○	-	-	24時間	1時間	24時間	-	24時間
			58-26	可搬型流量計用設置 (格納容器内高レベルアラーム)	DB/SA	DB/SA	○	-	-	24時間	1時間	24時間	-	24時間
			58-27	原子炉補機冷却水系統ポンプ出口圧力 (23-2と同)	DB/SA	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			58-28	原子炉補機冷却水系統ポンプ出口圧力 (23-2と同)	DB/SA	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			58-29	格納容器水位	SA	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			58-30	原子炉下層キャビティ水位	SA	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			58-31	可搬型格納容器内水流量計用ユニット (52-3と同)	SA	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			58-32	可搬型格納容器内水流量計用ユニット (52-3と同)	SA	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間

【大飯】  
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
設備の相違  
・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *8	格納 *9	燃料 *7	基本 時間	供給可能時間	
									区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
									24時間	24時間	-
58条	炉内設備	有	58-42	原子炉格納容器下部温度	SA	-	○	-	24時間	24時間	-
			58-43	炉内強化ベント系放射線モニタ	SA	○	-	-	24時間	24時間	-
			58-44	蒸気発生器除去系緊急停止入口	SA	○	○	-	24時間	24時間	-
			58-45	蒸気発生器除去系緊急停止出口	SA	○	○	-	24時間	24時間	-
59条	原子炉制御室	有	-	(電源が必要)な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-
60条	監視測定設備	有	40-1	可搬型代替モニタリング設備	SA	-	-	-	専用電源から供給	-	-
			40-2	可搬型モニタリング設備	SA	-	-	-	専用電源から供給	-	-
61条	緊急時対策所	有	11-1	緊急時対策用電源 (34-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	専用電源から供給	-	-
			12-1	緊急時対策用設備 (炉内/ (炉外))	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	-
			12-2	緊急時対策用設備 (炉内/ (炉外))	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	-
			12-3	緊急アラームアラーム装置システム (SPDS (35-32と同じ))	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	-
-	-	無	D-1	タービン系組立	(警用系)	-	-	-	1時間	1時間	-

(凡例)  
 ■: 区分Ⅰの蓄電池 (125V蓄電池2A) から電源供給  
 ■: 区分Ⅱの蓄電池 (125V蓄電池2B) から電源供給  
 ■: 区分Ⅲの蓄電池 (125V蓄電池2H) から電源供給  
 ---: 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *5	格納 *6	燃料 *7	基本 時間	供給可能時間	
59条	原子炉制御室	有	59-1	中央制御室空調装置 (29-4と同じ)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後から使用	A系48 B系48	
			59-2	アニュウラム緊急停止設備 (32-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後から使用	-	
			59-3	可搬型用機 (SA)	SA	-	-	-	専用電源から供給	交流電源復旧後から使用	
			59-4	熱交換度・二酸化炭素濃度計 (29-5と同じ)	DB/SA	-	-	-	専用電源から供給	-	
			60-1	可搬型モニタリングポスト	SA	-	-	-	専用電源から供給	-	
			60-2	可搬型気象観測設備	SA	-	-	-	専用電源から供給	-	
			60-3	放射線測定装置	SA	-	-	-	専用電源から供給	-	
			60-4	電機室サーベイメータ	SA	-	-	-	専用電源から供給	-	
61条	緊急時対策所	有	61-1	緊急時対策所 (34-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	専用電源から供給	-	
62条	通信連絡を行うために必要な設備	有	62-1	通信連絡設備 (35-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	専用電源から供給	-	
-	-	無	-	蒸気タービン系組立等	-	-	-	-	-	1時間	1時間

■: 蓄電池 (非常用) (A系) から電源供給  
 ■: 蓄電池 (非常用) (B系) から電源供給  
 ■: 交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備  
 ---: 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(略語)                      S/P: サプレッションプール                      D/W: ドライウェル                      S/C: サプレッションチェンバ</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ（自然現象監視カメラ、津波監視カメラ）、取水ピット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信器）及び消火設備（全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力（広帯域）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）、フィルタ装置水位（広帯域）及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出入口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>*1: 外の状況を把握する設備は、監視カメラ（構内監視カメラ、津波監視カメラ）、潮位計、取水ピット水位計、気象観測設備、公的機関から気象情報入手できる設備があり、このうち津波監視カメラ及び取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信機）及び消火設備（全域ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】                      記載内容の相違                      ・泊は略語を使用していない</p> <p>【大飯】                      記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                      設備名称の相違                      ・女川：自然現象監視カメラ⇔泊：構内監視カメラ                      ・女川：気象情報システム⇔泊：公的機関から気象情報入手できる設備                      ・女川：外の状況を監視する設備⇔泊：外の状況を把握する設備</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む                      ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする</p> <p>【女川】                      設備名称の相違                      ・女川：受信器⇔泊：受信機                      ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している</p> <p>【女川】                      供給開始時間の相違</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・女川にはない設備の記載</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊にはない設備の記載</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5: 代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6: 一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7: 使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4: 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタは使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用) 及び使用済燃料ビット監視カメラにて使用済燃料ビットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8: 後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している</p> <p>【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ビット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇔使用済燃料ビット ・使用済燃料プール水位/温度⇔使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 使用済燃料プール⇔泊: 使用済燃料ビット</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表 57-10-3 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な計装設備</p> <p>表 57.10.3 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な計装設備</p>		<p>表 57.10.3 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な計装設備</p>	
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>表 57-10-3 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な計装設備</p> <p>表 57.10.3 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な計装設備</p>		<p>表 57.10.3 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な計装設備</p>	
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>











泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

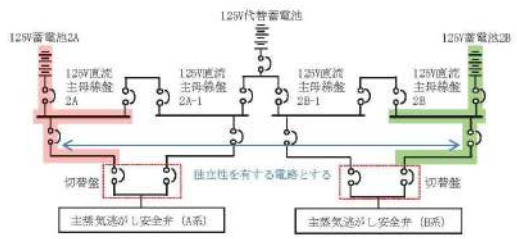
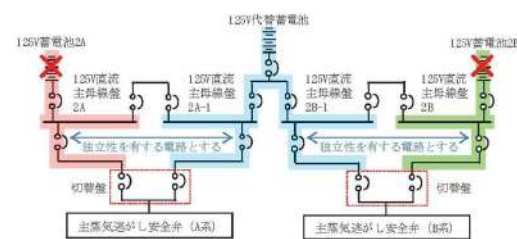
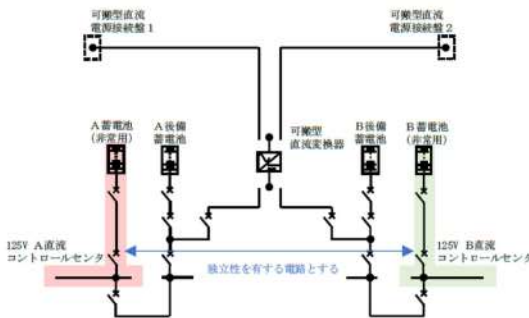
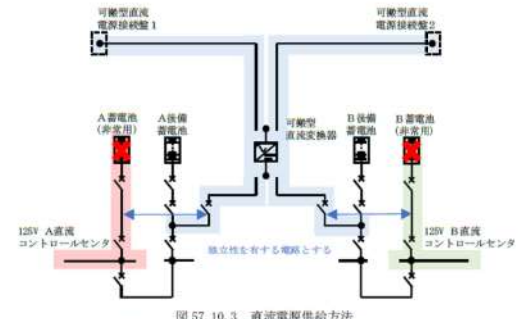
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57-10-3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57.10.3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合</p> <p>図57-10-4に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>代表として、以下の設備が該当する。</p> <p>○主蒸気逃がし安全弁 (A系) ⇔ 主蒸気逃がし安全弁 (B系)</p>  <p>図57-10-4 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合)</p> <p>図57-10-5に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図57-10-5 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合)</p>	<p>図57.10.2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p>  <p>図57.10.2 直流電源供給方法</p> <p>図57.10.3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図57.10.3 直流電源供給方法 (所内常設蓄電式直流電源設備の機能を考慮した場合)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はないため項目を分けていない。</li> </ul> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の構成に差異があるが、重大事故等対処設備の回路が分離された設計であるという点において同等である。</li> </ul> <p>【女川】 設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

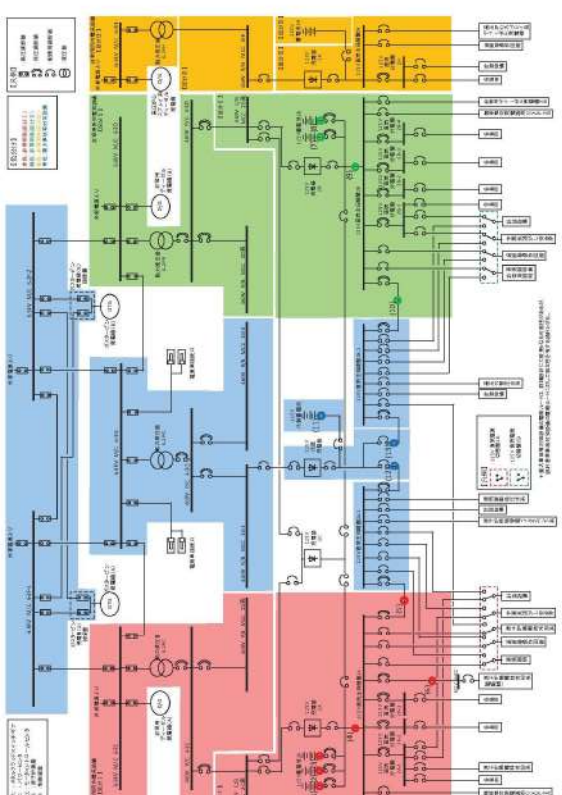
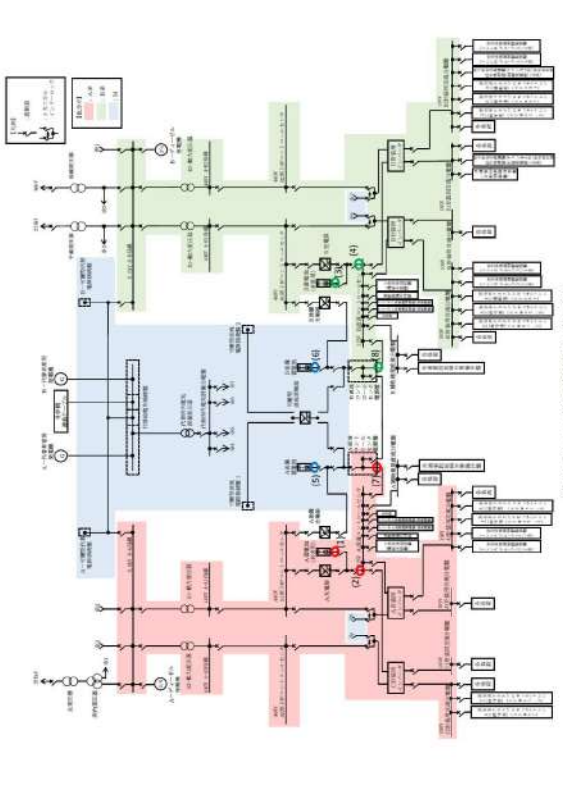
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57-10-5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57-10-5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="678 347 1223 411"> <thead> <tr> <th>甲線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th></th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57-10-6</td> <td>図 57-10-(57-1~10)</td> <td>57-10-(57-1~10)</td> </tr> </tbody> </table>	甲線結線図	ルート図			図番号	頁番号	図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57.10.5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57.10.5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="1261 347 1816 403"> <thead> <tr> <th>甲線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th></th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57.10.4</td> <td>図 57.10.5~6</td> <td>57-10-32~33</td> </tr> </tbody> </table>	甲線結線図	ルート図			図番号	頁番号	図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
甲線結線図	ルート図																				
	図番号	頁番号																			
図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)																			
甲線結線図	ルート図																				
	図番号	頁番号																			
図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33																			



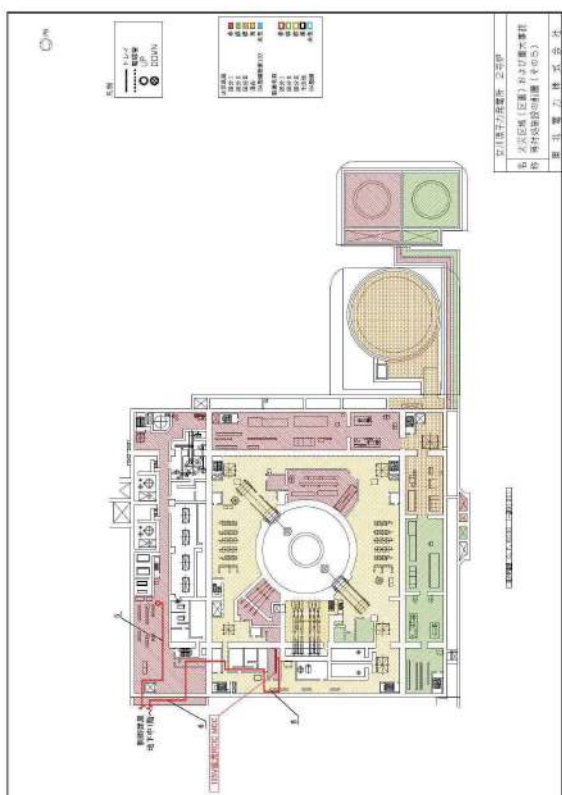
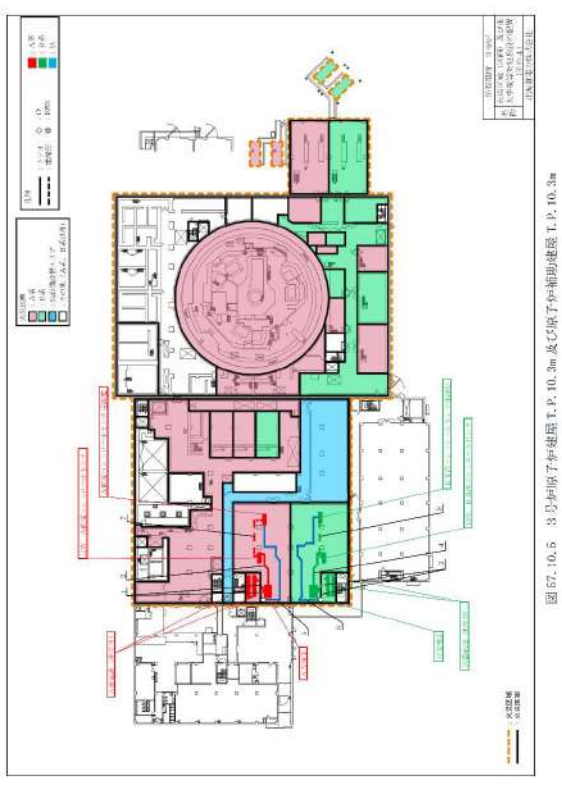
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-6 直流電源設備 (57条)</p>	 <p>図 57.10.4 直流電源設備 (57条)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

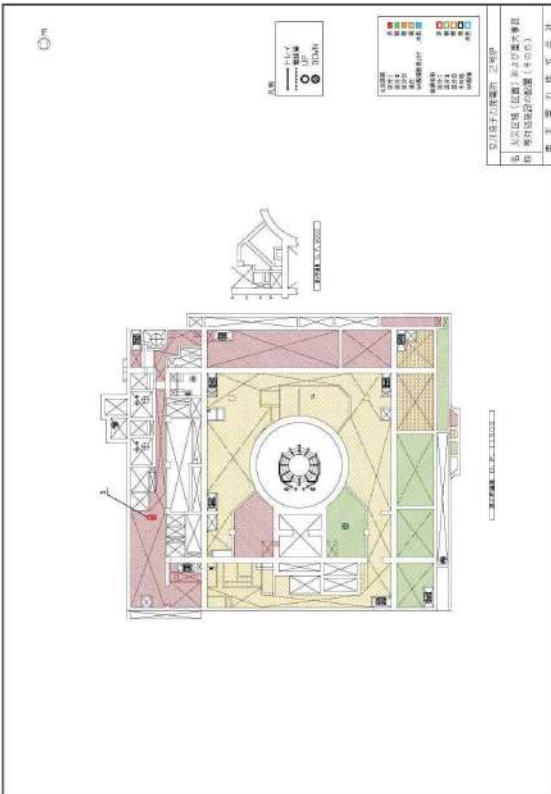
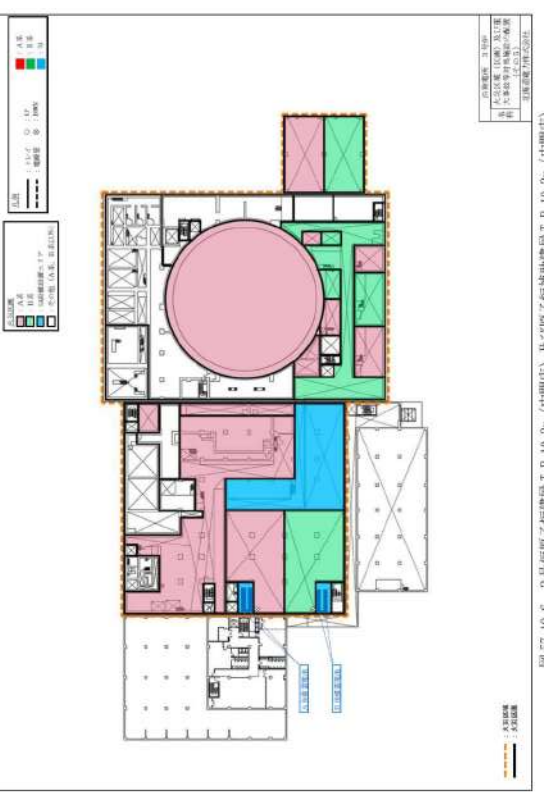
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-1) 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57-10.5 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3m及び原子炉補助建屋 T.P.10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



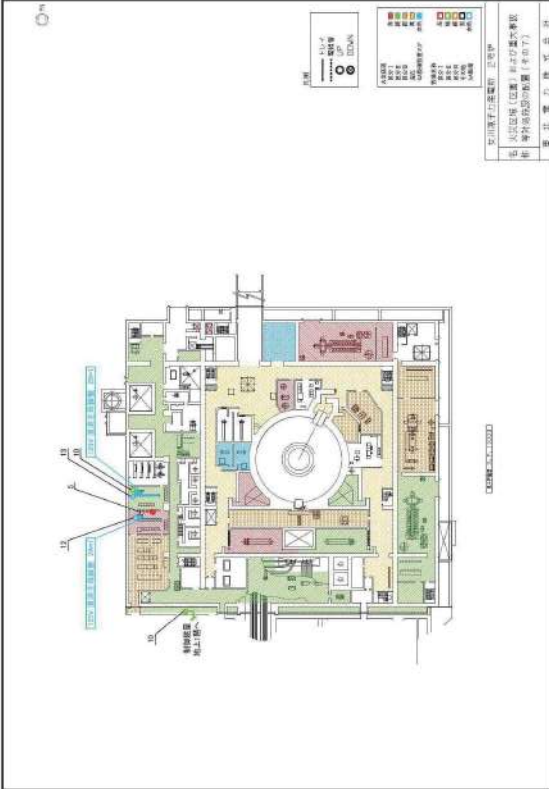
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-10-(57-2) 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図57.10.6 3号炉原子炉建屋T.P.10.3m (中間床) 及び原子炉補助建屋T.P.10.3m (中間床)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

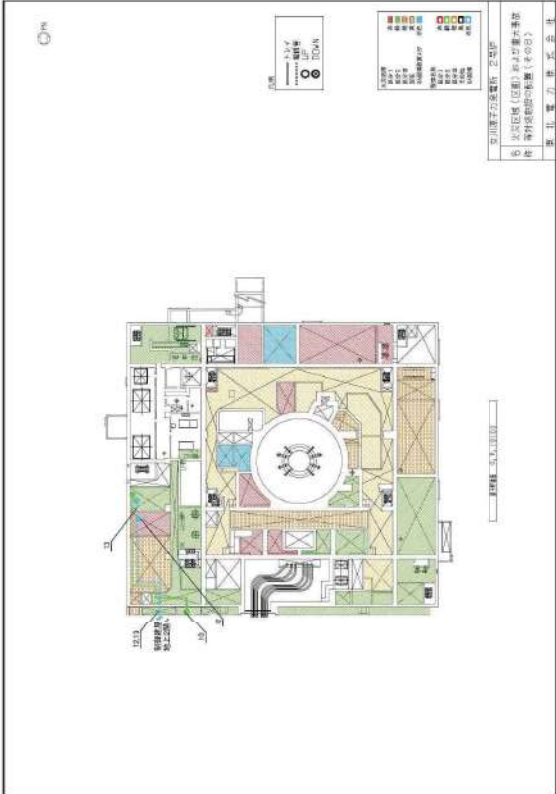
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 991 1128 1010">図 57-10-(57-3) 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-4) 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

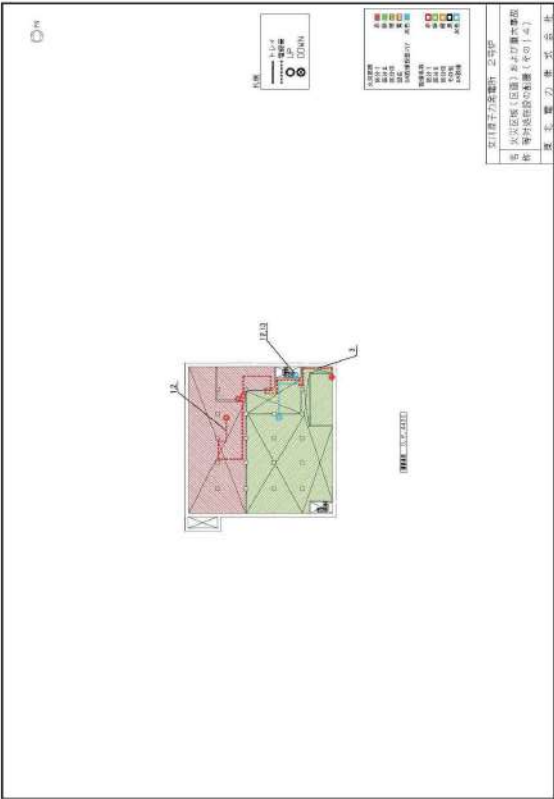
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-5) 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

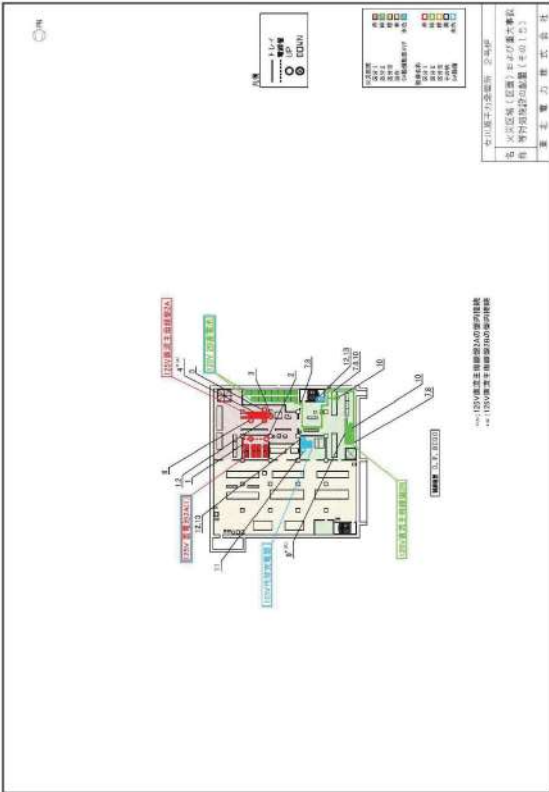
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-6) 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="786 1018 1115 1034">図 57-10-(57-7) 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>




灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 991 1122 1011">図 57-10-(57-8) 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 309" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-9) 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 986 1120 1005">図 57-10-(57-10) 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1845 146 1904 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 197 2159 309" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 項目番号の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

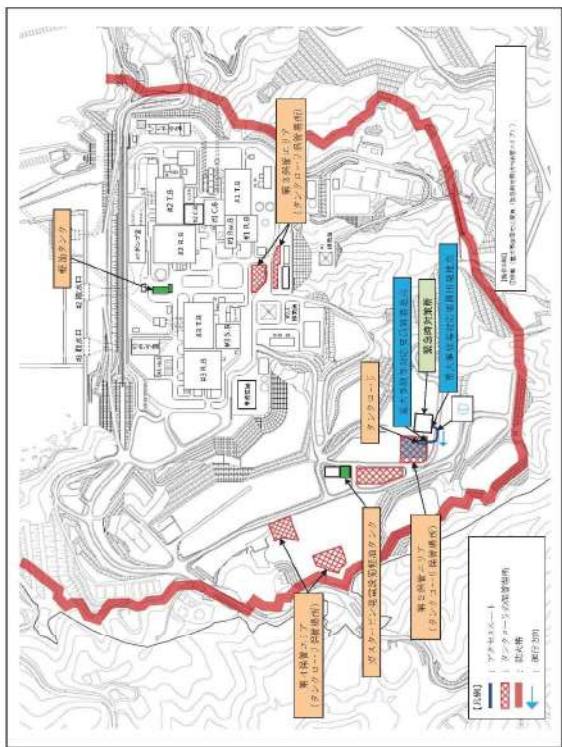
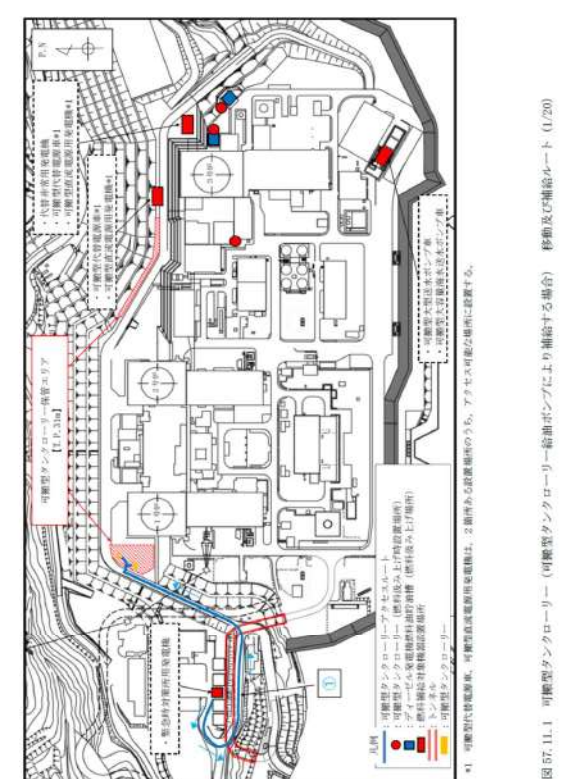
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本資料はタンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>本資料は可搬型タンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 可搬型タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

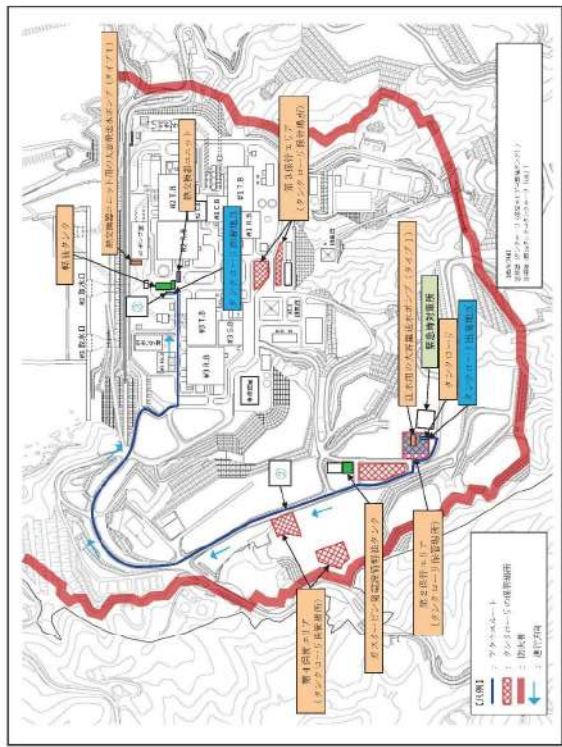
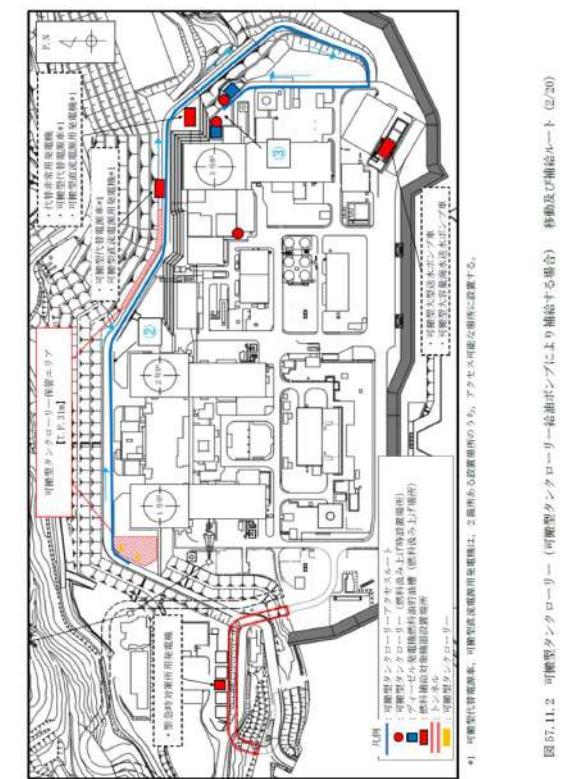
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-1 タンクローリーA 移動及び補給ルート (1/8)              (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>	 <p>図 57-11-1 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) (1/20)              移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



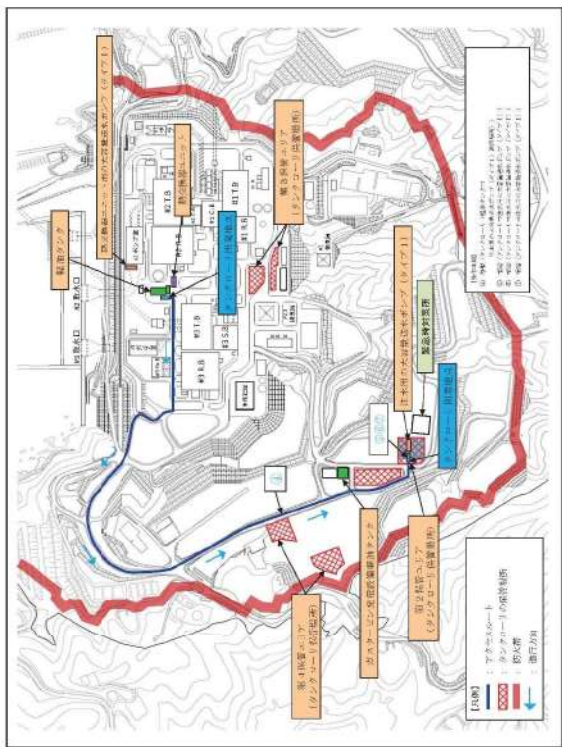
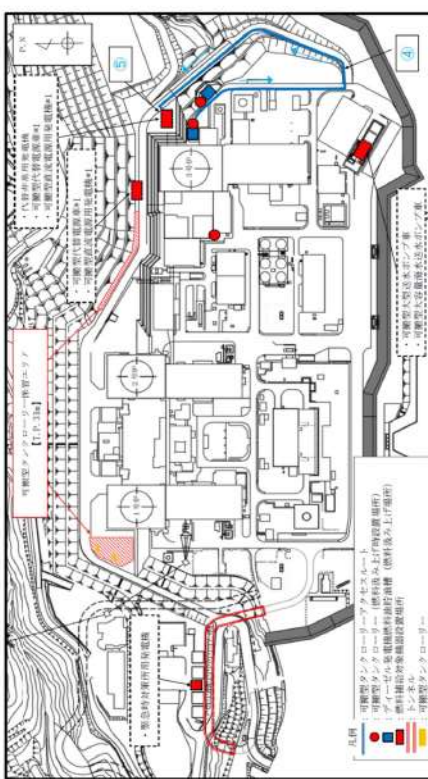
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-2 タンクローリーA 移動及び補給ルート (2/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11.2 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/20)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

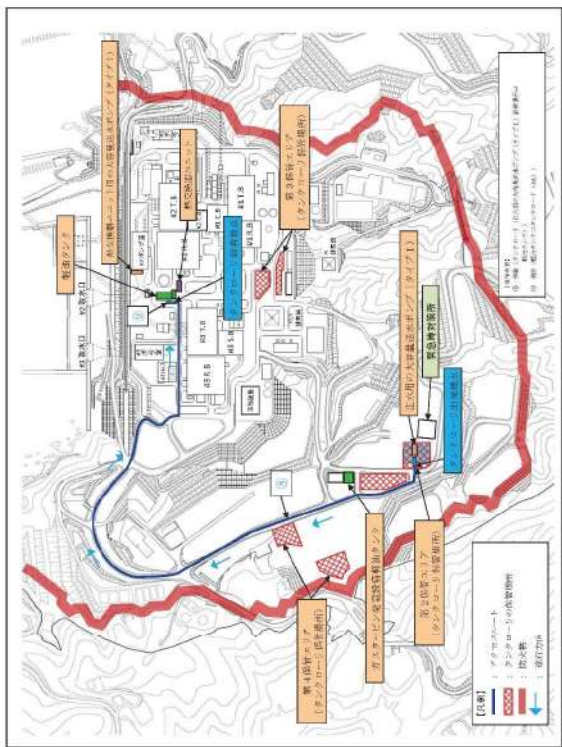
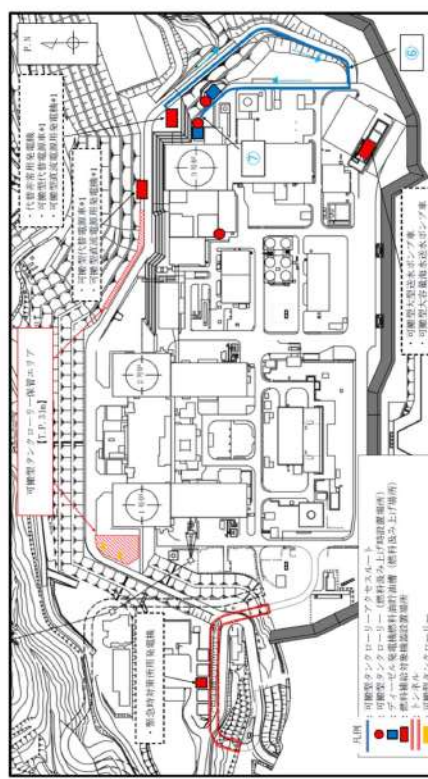
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-3 タンクローリーA 移動及び補給ルート (3/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11.3 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (3/20)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



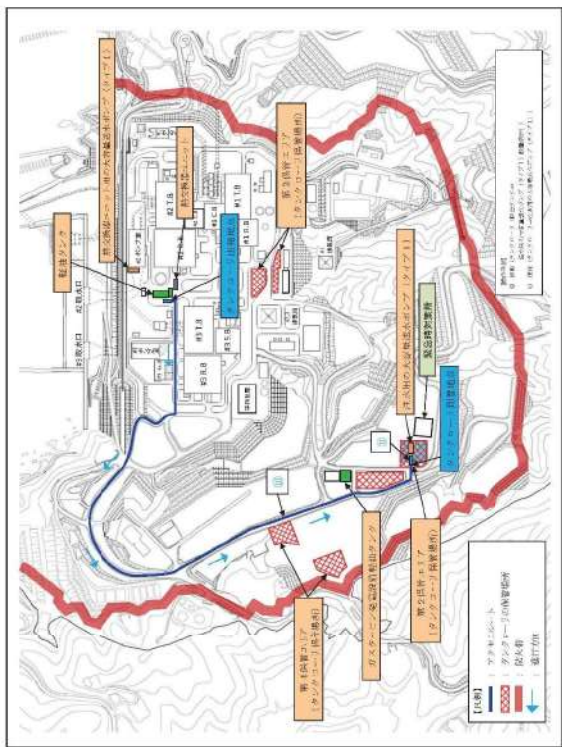
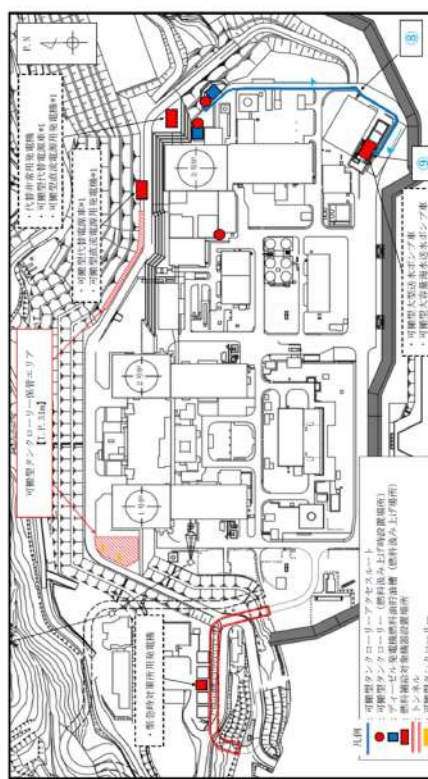
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-4 タンクローリーA 移動及び補給ルート (4/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>		<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

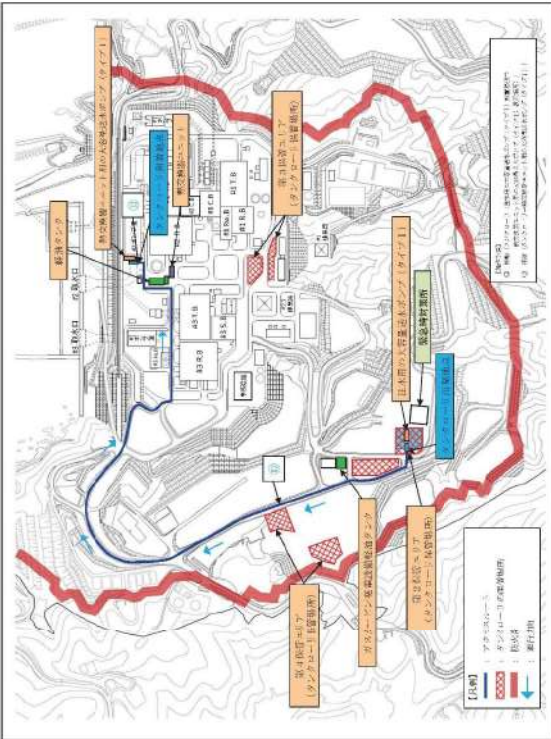
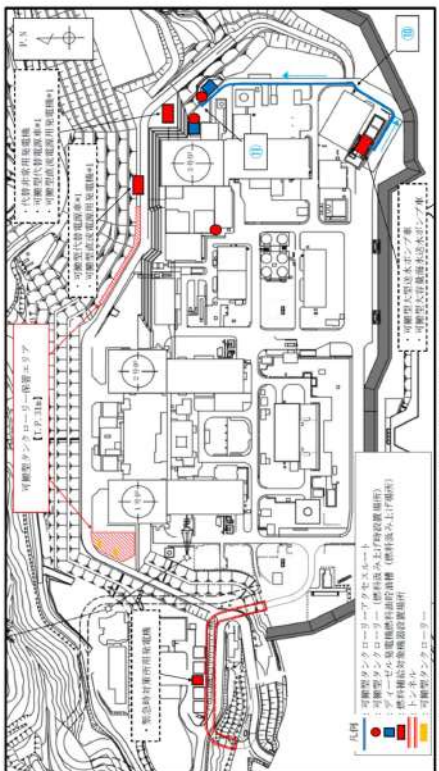
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-5 タンクローリーA 移動及び補給ルート (5/8)              (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>	 <p>図57.11.5 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (5/7/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



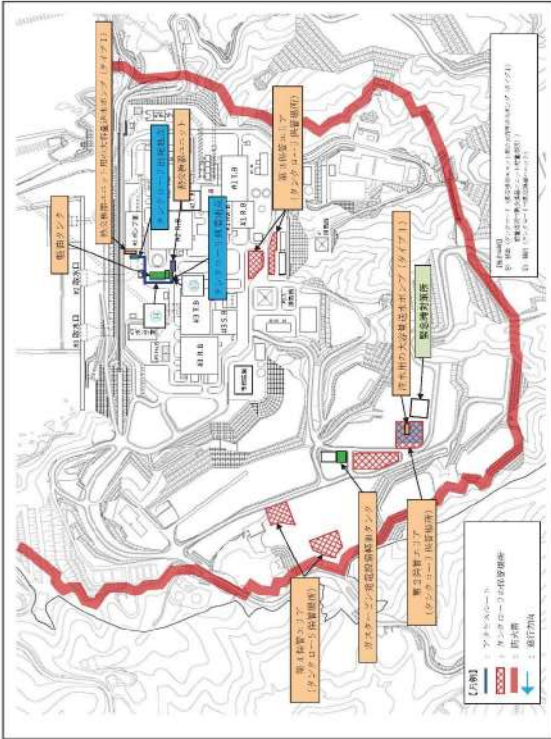
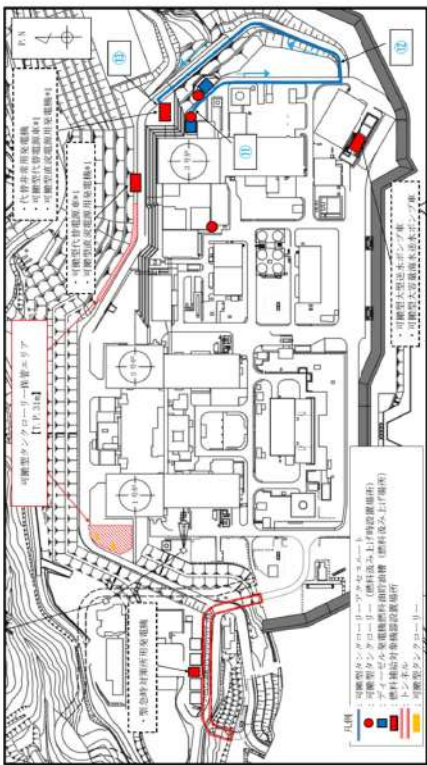
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-6 タンクローリーA 移動及び補給ルート (6/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.6 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/20)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

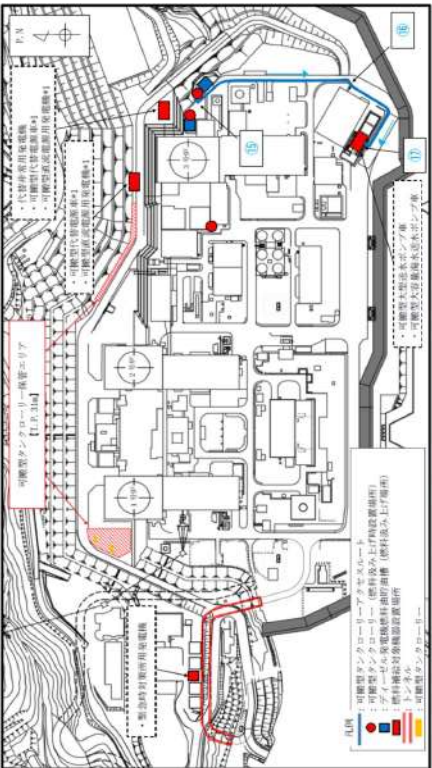
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-7 タンクローリーA 移動及び補給ルート (7/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57.11.7 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (7/20)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>





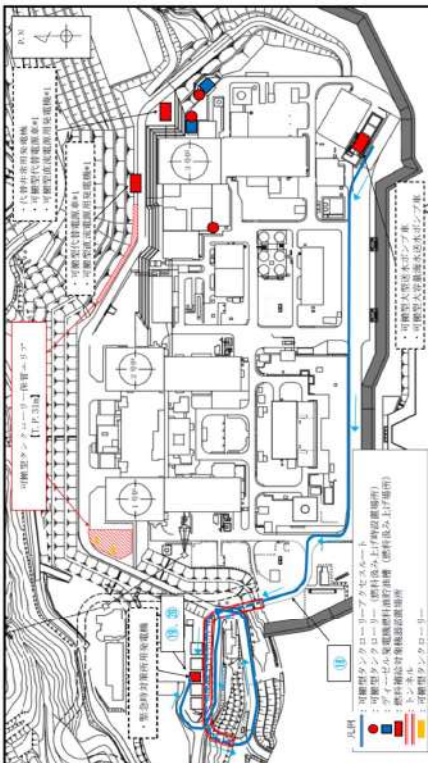
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-9 可燃型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合、移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

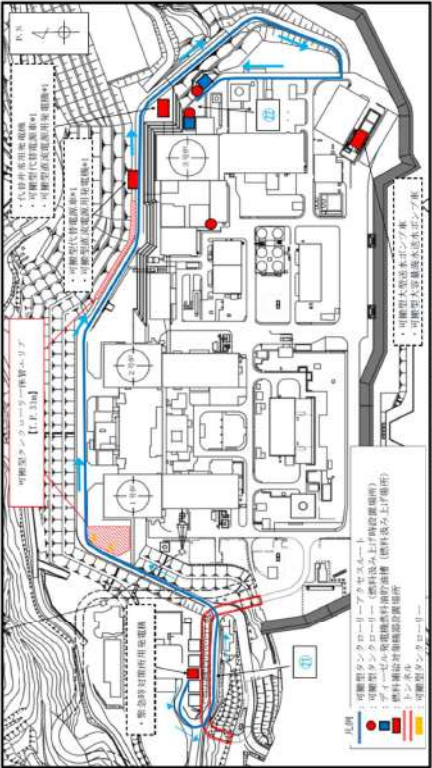
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例：              ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給ルート)              ● タンクローリー緊急電源燃料供給設備 (燃料供給上げ設備)              ● 緊急時対応用発電機              ● 可搬型タンクローリー</p> <p>4) 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー燃料供給ルートにより燃料供給する場合、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料供給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

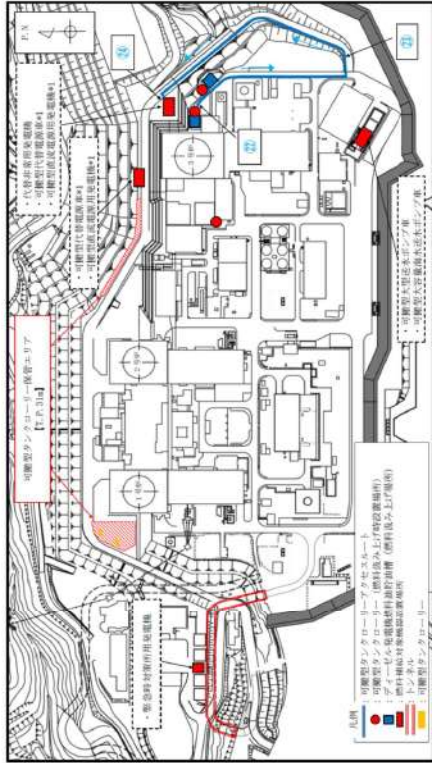
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-11-11 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (11/20)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

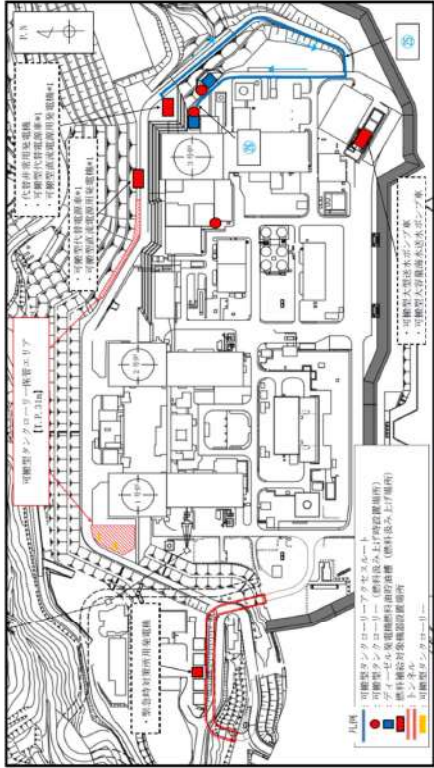
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.12 可搬型タンクローリー(可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/2.20)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

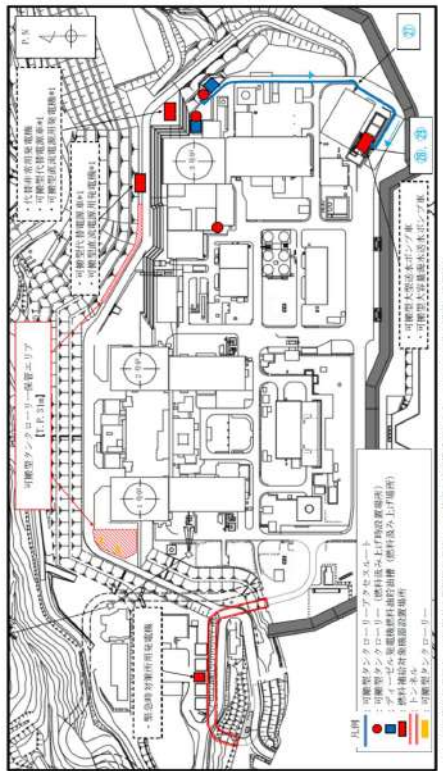
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-13 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13,720)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



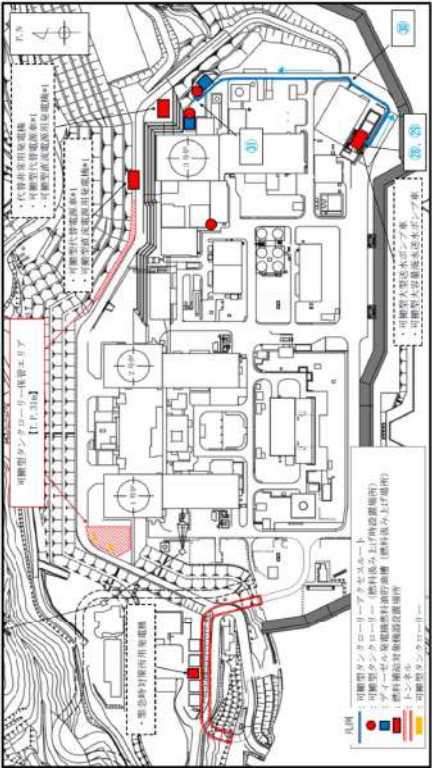
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.14 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (14/20)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

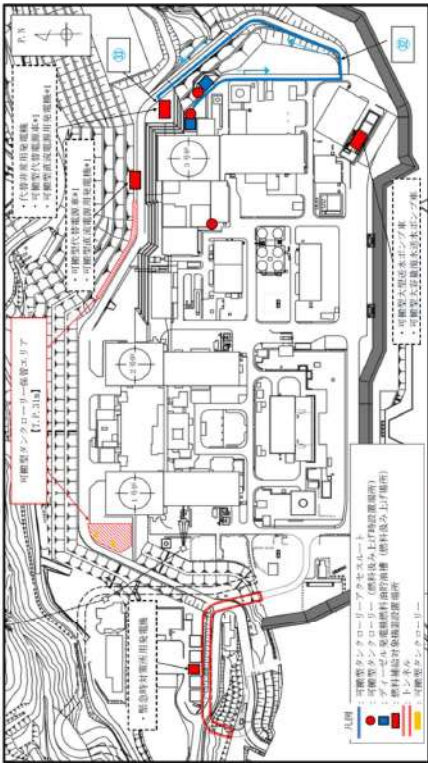
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.15 可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合 (15/20)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.16 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (16/20)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

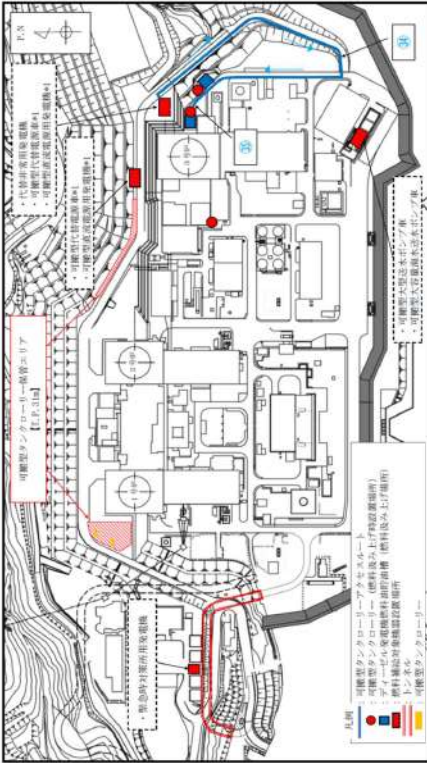
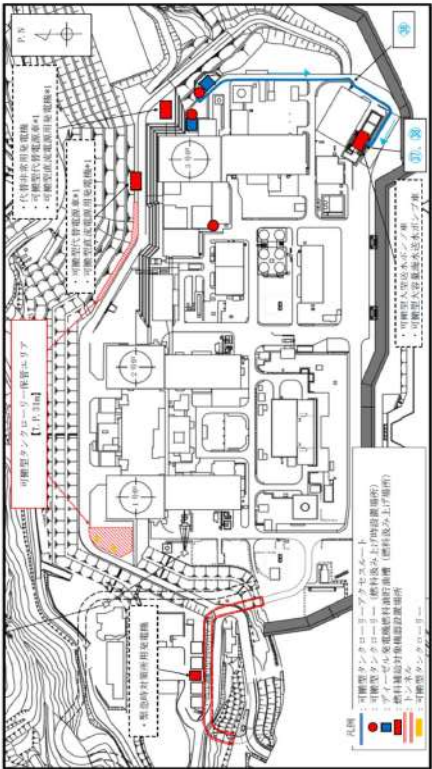
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例  <span style="color: red;">●</span> 可搬型タンクローリーアクセスルート (移動ルート)  <span style="color: blue;">●</span> タンクローリー燃料供給設備 (燃料タンク) (緑字)  <span style="color: red;">●</span> 燃料供給対象機器設置場所  <span style="color: blue;">●</span> タンクローリー  <span style="color: red;">●</span> 可搬型タンクローリー</p> <p>※1 可搬型代替燃料用受取機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

図 57-11-17 可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合 (1/7/20) 移動及び補給ルート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

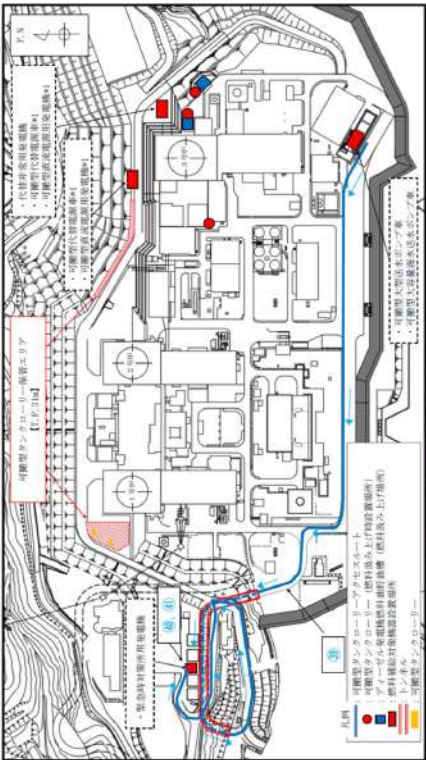
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.18 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) (18/20)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

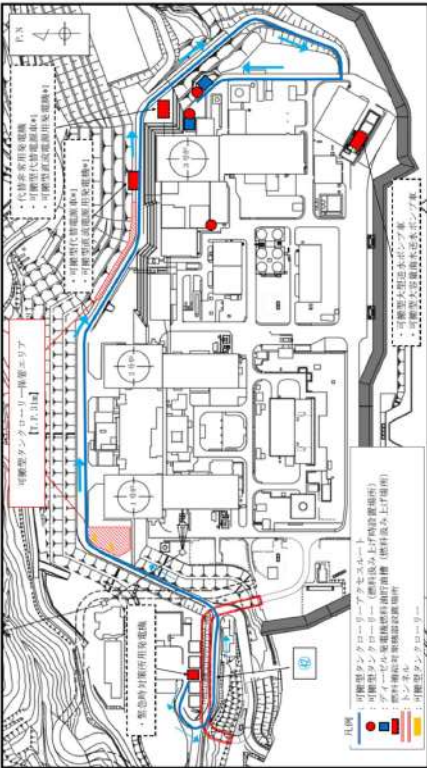
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.19 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (19/20)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>



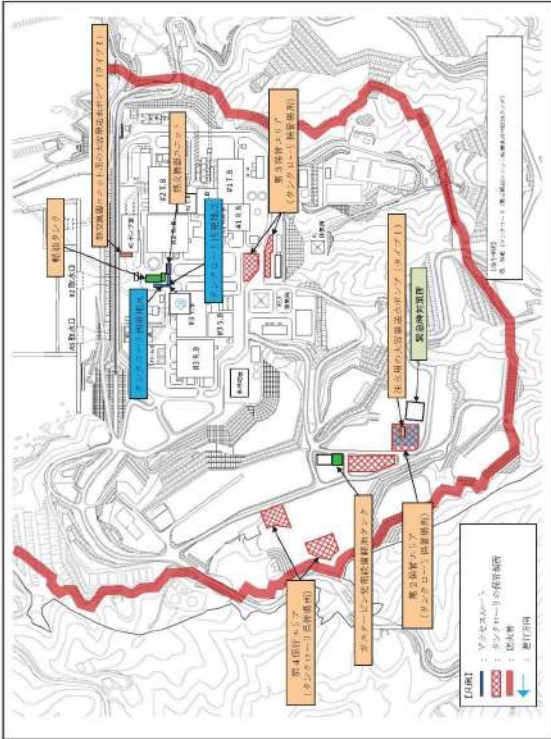
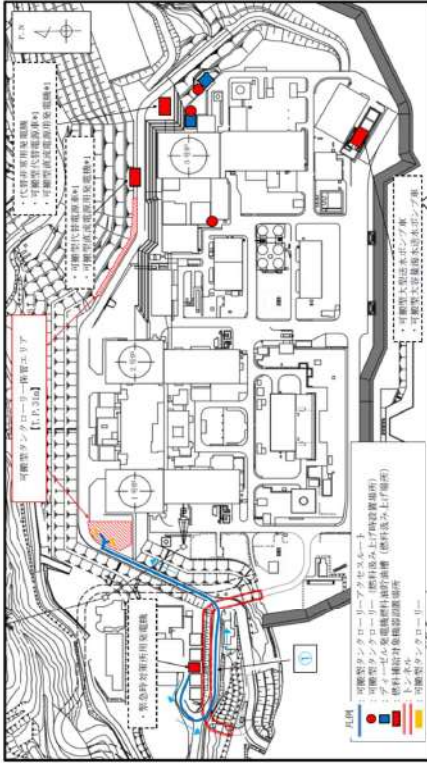
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.20 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (20/20)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

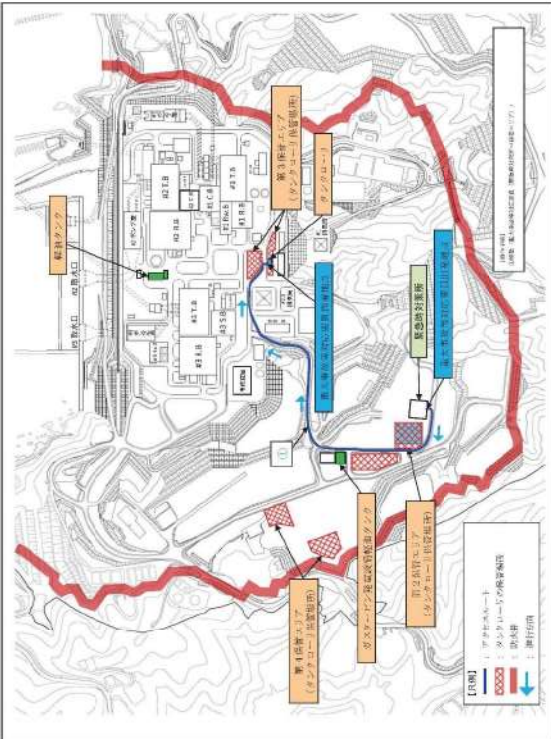
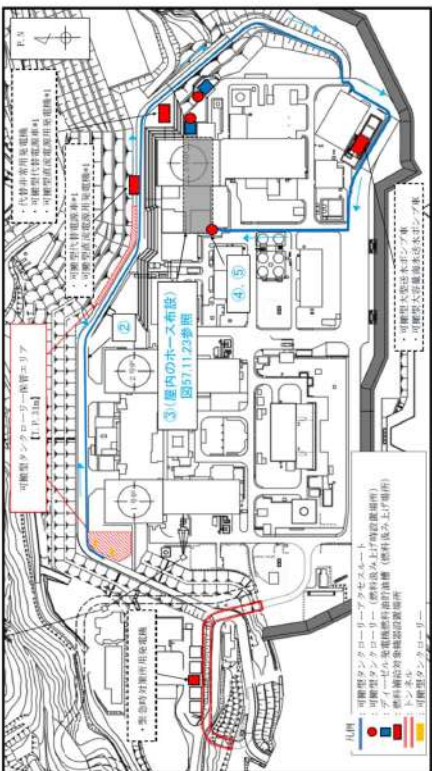
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-8 タンクローリーA 移動及び補給ルート (8/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11-21 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料送水ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/21)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

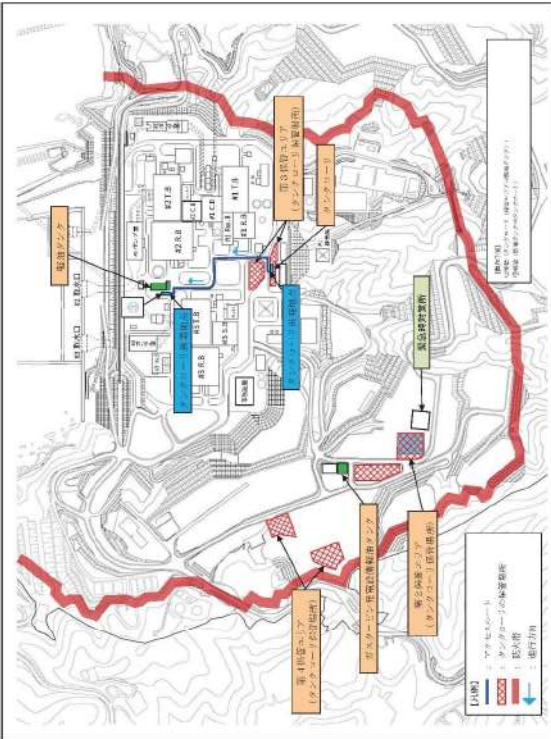
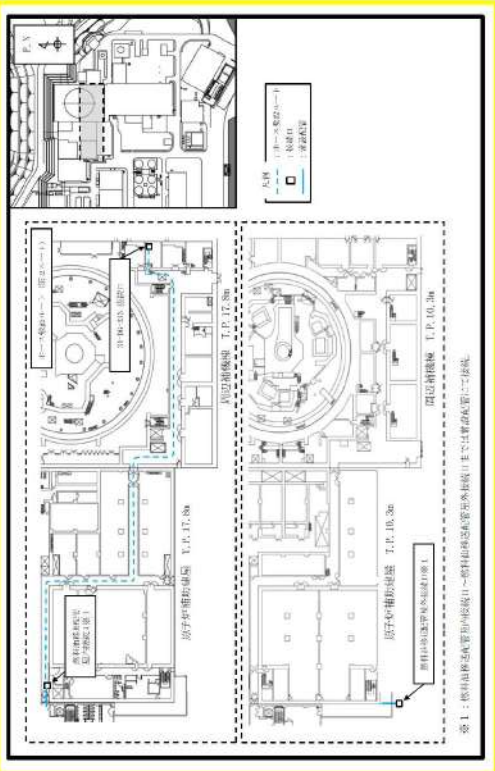
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-9 タンクローリ B 移動及び補給ルート (1/4)              (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図57.11.22 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する地点) 移動及び補給ルート (2/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



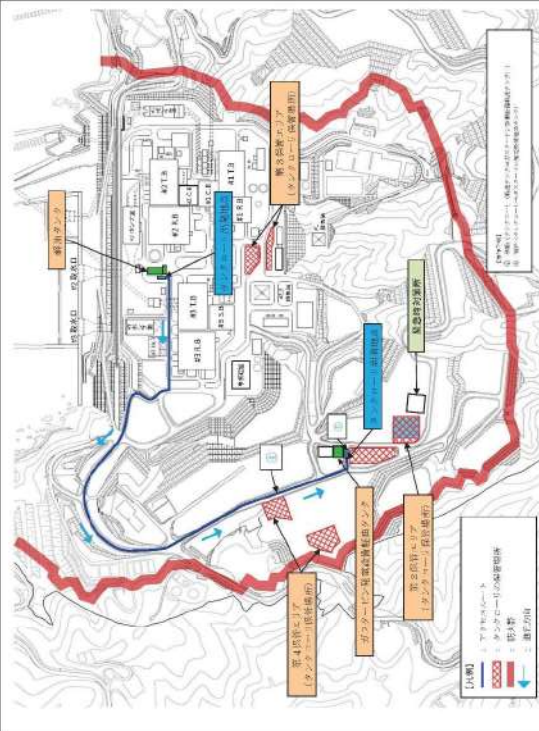
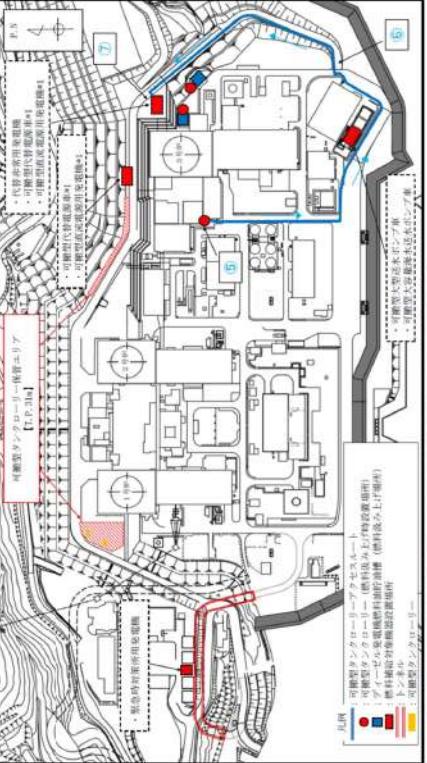
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-10 タンクローリーB 移動及び補給ルート (2/4)              (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>※1：燃料は移動時、即座に燃料タンク一部に貯留し、燃費計を外部接続口までは自動監視にて監視</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

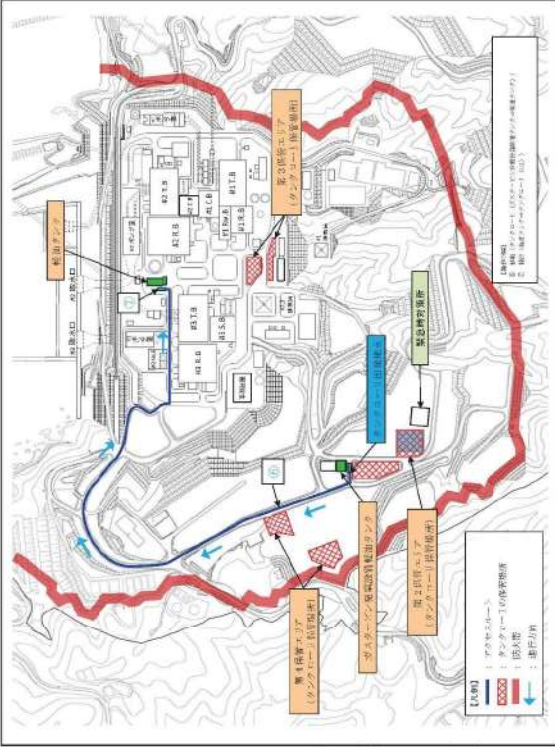
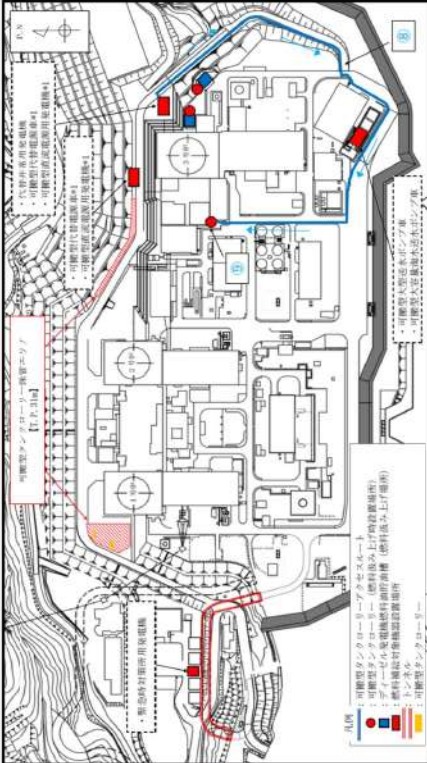
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 917 1153 957">図 57-11-11 タンクローリーB 移動及び補給ルート (3/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1713 422 1736 933">41. 可搬型タンクローリー-アクセスルートは、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2105 191">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 199 1904 223">【女川】</p> <p data-bbox="1848 231 1926 255">運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 263 2150 343" style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

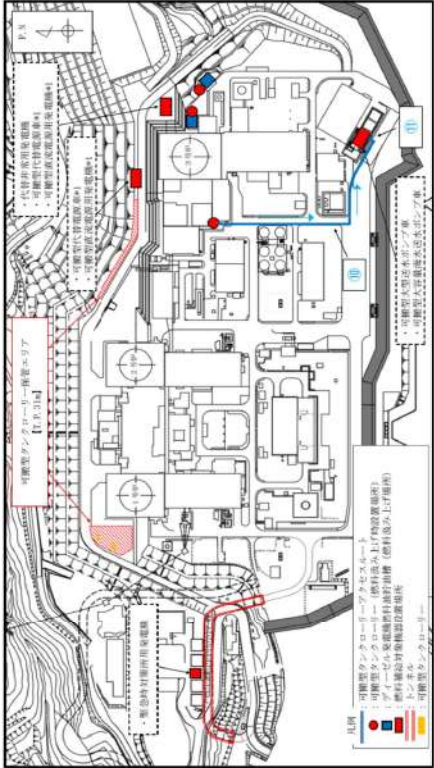
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-12 タンクローリーB 移動及び補給ルート (4/4)              (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57.11.25 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



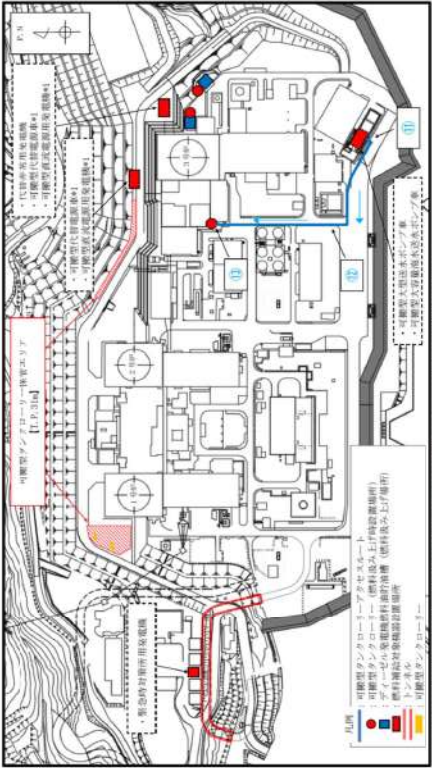
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.26 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6.21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

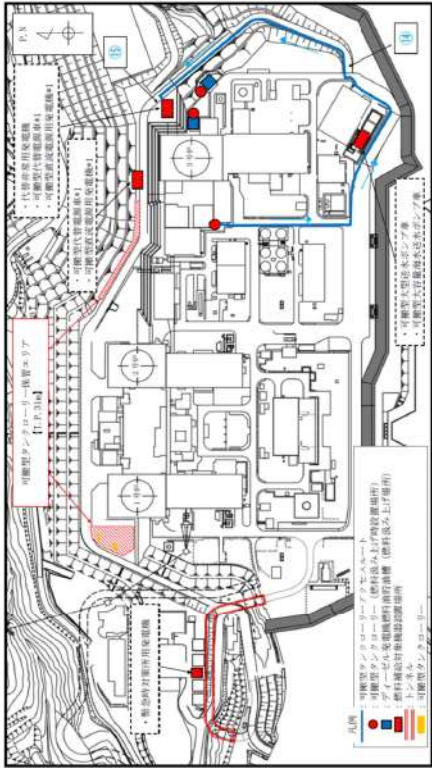
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

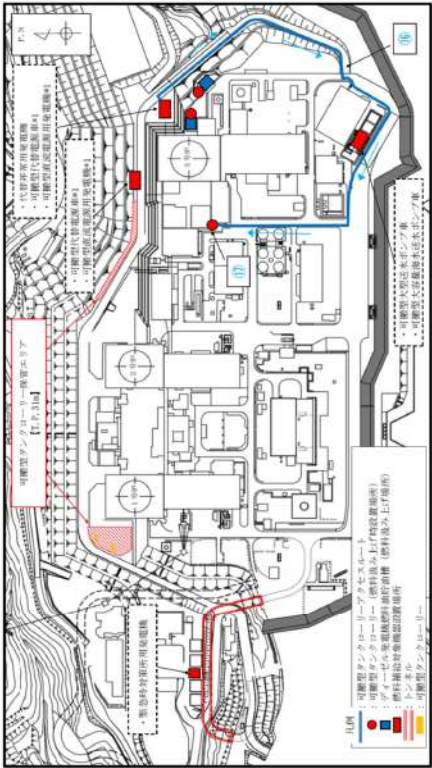
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.28 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給用) 移動及び補給ルート (8/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

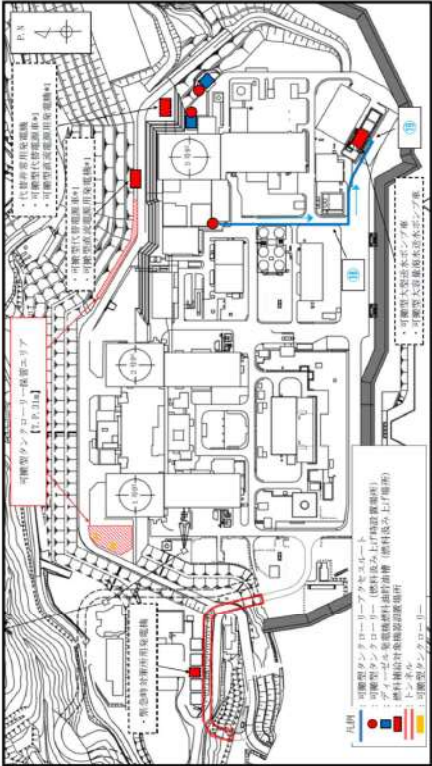
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.29 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (9/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

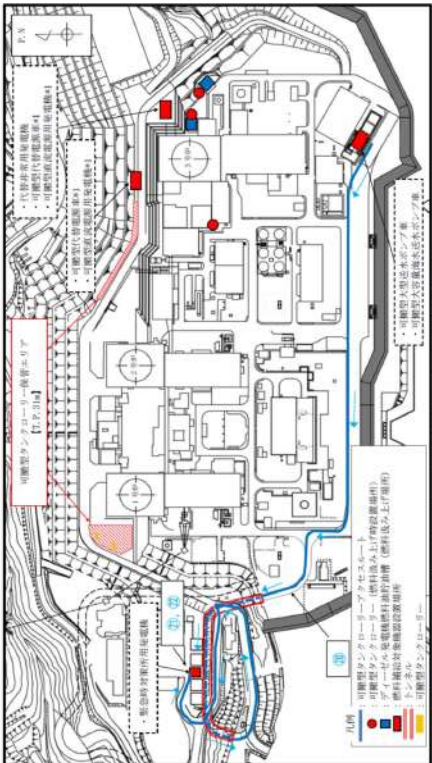
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.30 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機)燃料供給システムにより補給する場合、アクセス可能な箇所は設置する。</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

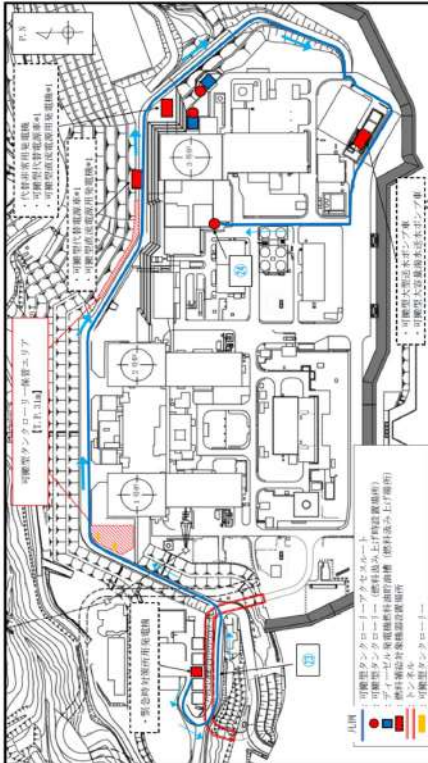
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>



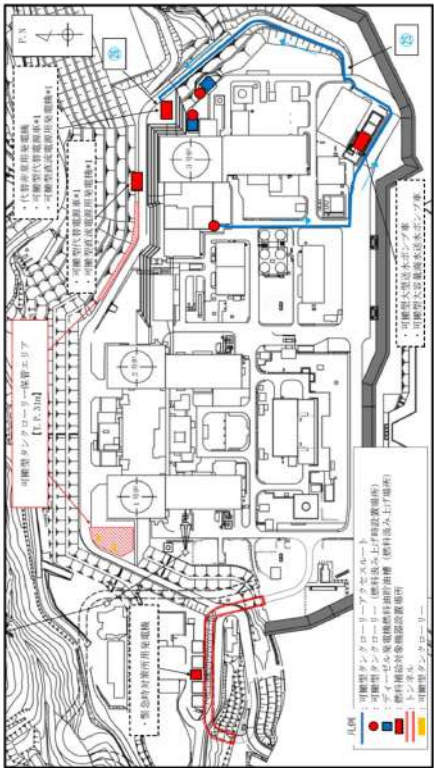
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-32 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (12/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

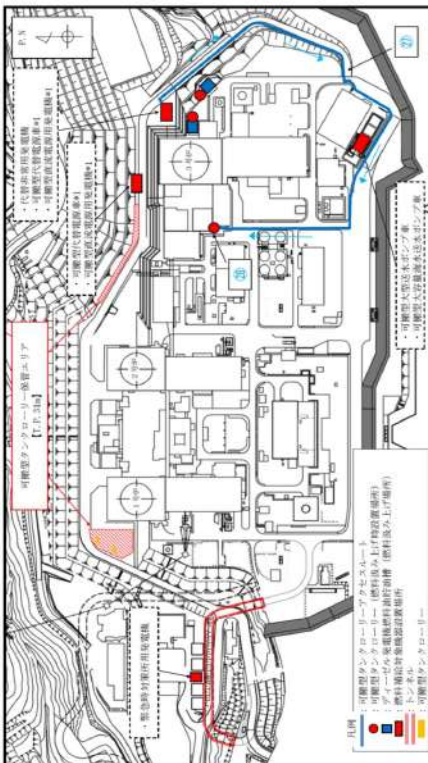
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.33 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13/21)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

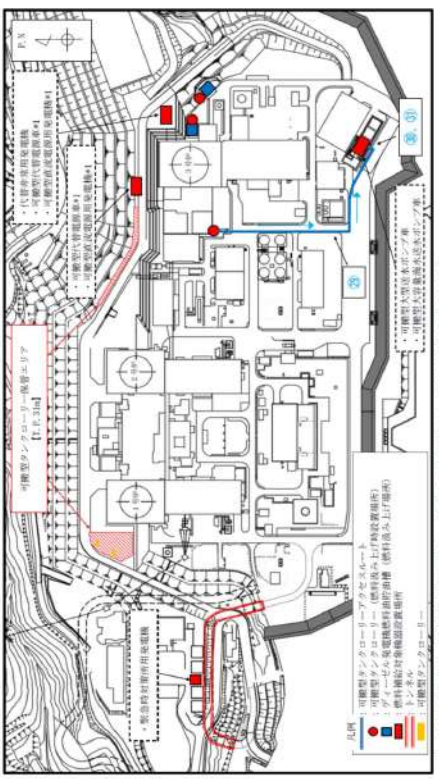
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.34 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給送ボンプにより供給する場合) 移動及び補給ルート (1/421)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

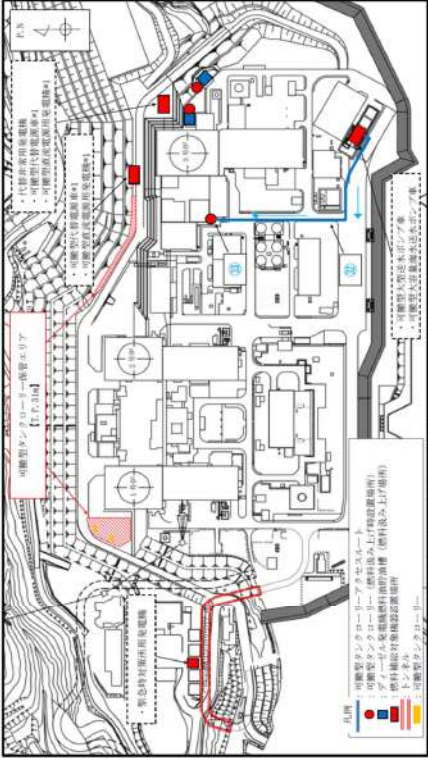
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.35 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補充する場合) 移動及び補給ルート (15/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

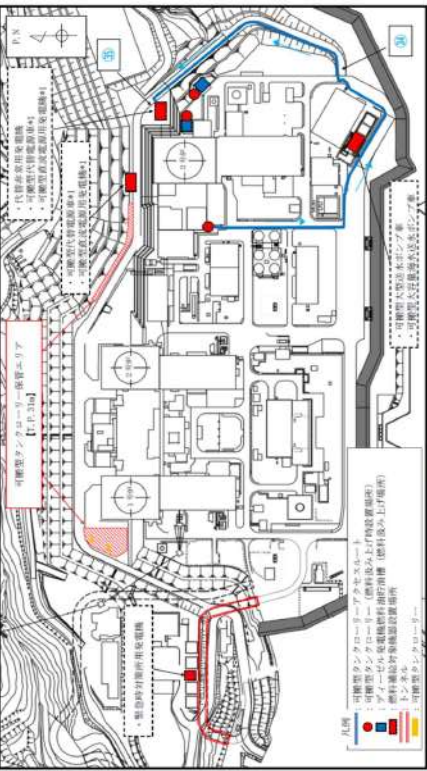
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.36 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (16/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

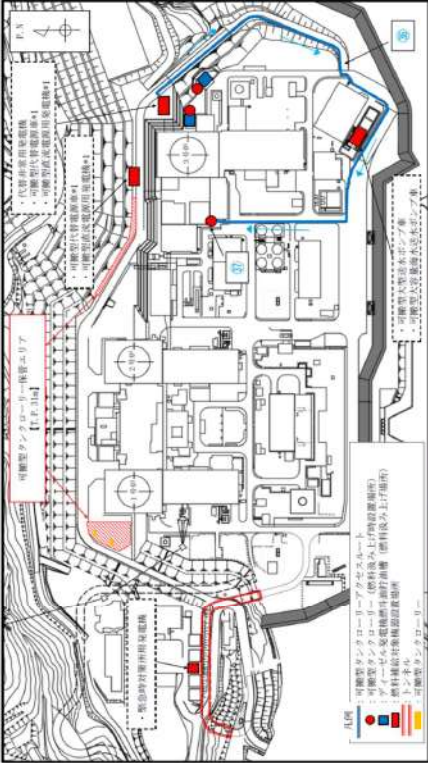
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>4) 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー用エレベーター、燃料タンク昇降機は、2基ある設置場所のうち、アクセル可能な側面に設置する。</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.38 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (18/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

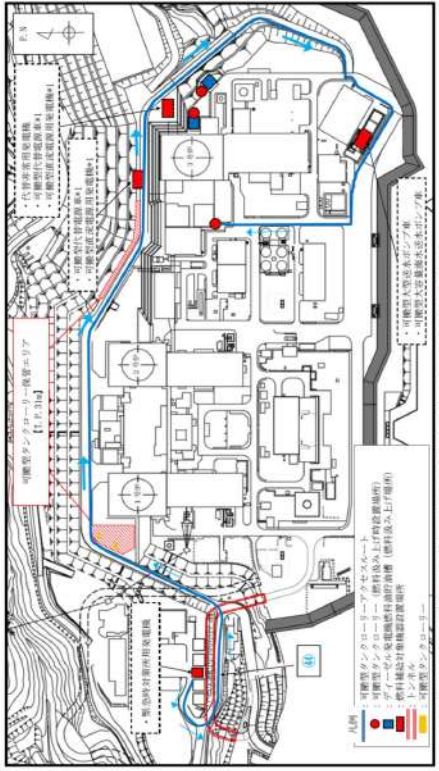
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11.2 原子炉格納容器ベントに伴う補給作業への悪影響有無について</p> <p>原子炉格納容器ベント後数時間においては、プラント周辺の雰              囲気線量が上昇するため、各可搬型重大事故等対処設備への補給              が困難になる可能性がある。ここでは、原子炉格納容器ベント後              の補給作業成立性について述べる。</p> <p>11.2.1 検討条件</p> <p>雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)              が発生し、原子炉格納容器ベントに至ることを想定する。交流              電源はガスタービン発電機によりプラントに供給されていると              仮定する。              ※中央制御室設計における被ばく評価にて想定する基本シナリ              オと同じ</p> <p>11.2.2 放射性雲通過時の補給の必要性</p> <p>同条件下において、機能を発揮することを要求される重大事故              等対処設備は以下のとおり。</p> <p>ガスタービン発電機 2 台              注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 1 台              熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 1 台              熱交換器ユニット 1 台</p> <p>事象発生から約 45 時間以降に原子炉格納容器ベントに至るこ              とを考慮し、ガスタービン発電設備軽油タンク、熱交換器ユニ              ット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) は原              子炉格納容器ベントに伴う待避前までに一度補給を行うことと              する。</p> <p>11.2.3 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量につい              て</p> <p>ガスタービン発電機、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用              の大容量送水ポンプ (タイプ I) について実負荷での燃料消費量              から、連続運転可能時間の評価を行う。なお、ガスタービン発電              設備軽油タンクへの補給にタンクローリ 1 台、熱交換器ユニ              ット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設備へ              の補給にタンクローリ 1 台で行うことを想定する。熱交換器ユニ              ット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) は、原子炉格納容器除熱              等に必要の流量は約 1,200m<sup>3</sup>/h (1.2MPa) であるが、残留熱除去              系及び代替循環冷却系が使用できず、原子炉格納容器ベントを実              施する状況において必要な流量は 600m<sup>3</sup>/h (0.7MPa) 以下である              ため、残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、熱              交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) の流量を絞る              ことにより、連続運転可能時間を延長することができる。</p>		<p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は 50 条第 2 項に要求により、原子              炉格納容器内の圧力を大気中に逃がす              ための設備である原子炉格納容器フィ              ルタベント系を設けている。一方、PWR              アイスコンデンサ型格納容器を有しな              い泊は適用対象外である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>【ガスタービン発電機】</b>                      ガスタービン発電機は、連続運転可能時間は、  <math>(300\text{kL}+160\text{kL}^{\text{※}}) \div 2.46\text{kL/h}=186\text{h}</math>                      ※ガスタービン発電機は、軽油タンクからタンクローリにて160kL(補給回数40回)を燃料補給する。</p> <p><b>【熱交換器ユニット】</b>                      熱交換器ユニットの連続運転可能時間は、  <math>900\text{L} \div 56\text{L/h} \approx 16\text{h}</math></p> <p><b>【熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI)】</b>                      残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、以下のとおり流量を600m<sup>3</sup>/h及び吐出圧を0.7MPaに調整を実施する。                      流量：600m<sup>3</sup>/h 吐出圧：0.7MPa 燃料消費量：60L/h                      大容量送水ポンプ (タイプI) の連続運転可能時間は、  <math>990\text{L} \div 60\text{L/h} \approx 16\text{h}</math></p> <p>ガスタービン発電機は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は<math>(300\text{kL}+160\text{kL}-12\text{kL}^{\text{※}}) \div 2.46\text{kL/h}=182\text{h}</math>となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要なく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は16h-12h=4hとなるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要はなく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>※タンクローリにて4時間に1回(4kL/回)燃料補給するため、放射性雲通過中は<math>12\text{h} \div 4\text{h}=3</math>回分の燃料補給ができなくなる。</p> <p>11.2.4 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について                      タンクローリを用いた補給作業場所である、ガスタービン発電設備軽油タンクを設置するガスタービン発電設備地下軽油タンクピット付近、注水用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する淡水貯水槽付近、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する海水ポンプ室付近及び熱交換器ユニットを設置する原子炉建屋大物搬出入口付近のうち、被ばく線量が一番高い場所は、原子炉格納容器フィルタベント系の排気口に近い原子炉建屋大物搬出入口であり、当該場所で補給作業を実施した場合、補給に伴う現場作業を約45分と見積ると以下のとおりとなる。</p>		<p><b>【女川】</b>                      運用の相違                      ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. 1mSv/h × (45 ÷ 60) h = 5.4mSv</p> <p>なお、プラント周辺の雰囲気線量率は時間経過に伴い低下していくことから、これ以降の補給作業時の被ばく線量は上記の値以下となる。</p> <p>11.2.5 検討結果</p> <p>上記のとおり、原子炉格納容器ベント後のプラント周辺の雰囲気線量を考慮し、補給作業の成立性を確認した結果、原子炉格納容器ベント後の補給作業時の被ばく線量は最大で5.4mSv となり、緊急時の作業基準である100mSvを下回っているため、補給作業は実施可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-8 タンクローリーによる燃料補給について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川内1,2号機の常設代替電源である大容量空冷式発電機（燃料消費率 1,370L/h）の燃料補給については、外付けで燃料タンクおよび燃料ポンプが備え付けられることで、給油間隔を約8時間としている。</li> <li>高浜3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m<sup>3</sup>を有し、燃料消費率が約238.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約7時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.4時間後の燃料補給以降、約3時間毎の給油間隔としている。</li> <li>大飯3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m<sup>3</sup>を有し、燃料消費率が約248.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.5時間後の燃料補給以降、約4時間毎の給油間隔としている。</li> </ul>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。</li> <li>可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠(可搬型タンクローリー)に記載している。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○空冷式非常用発電装置、電圧車等への燃料（重油）補給（イメージ）</p> 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。</li> <li>・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

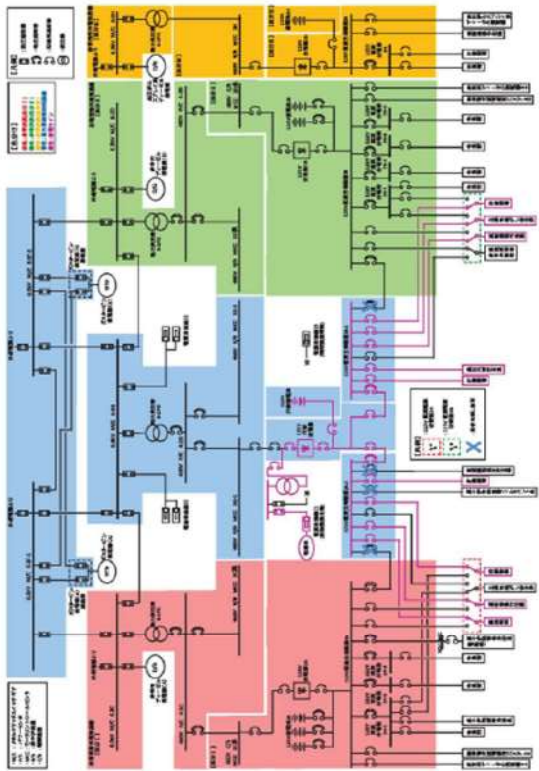
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>1. 125V代替充電器用電源車接続設備</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-1及び図57-12-2に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。</li> <li>泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

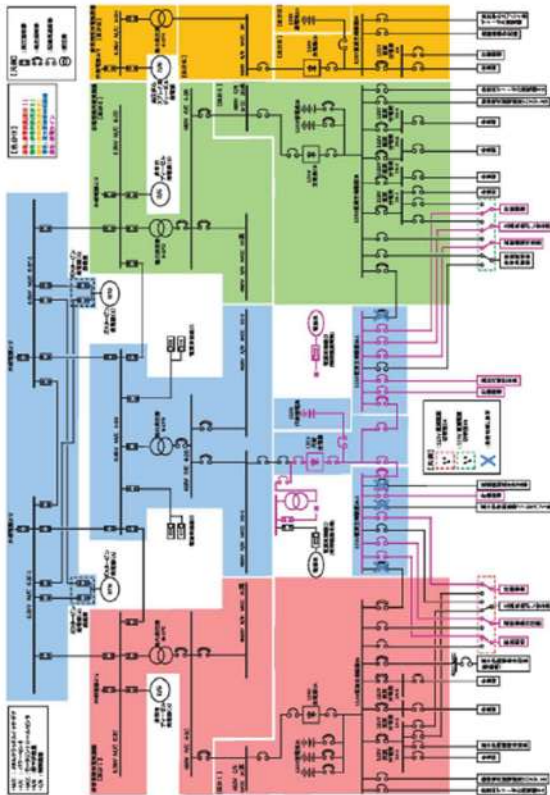
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 941 1146 981">図 57-12-1 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(制御建屋北側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 454" style="list-style-type: none"> <li>・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。</li> <li>・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 957 1153 1005">図 57-12-2 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(別御建屋南側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 199">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 454" style="list-style-type: none"> <li>・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。</li> <li>・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</li> </ul>

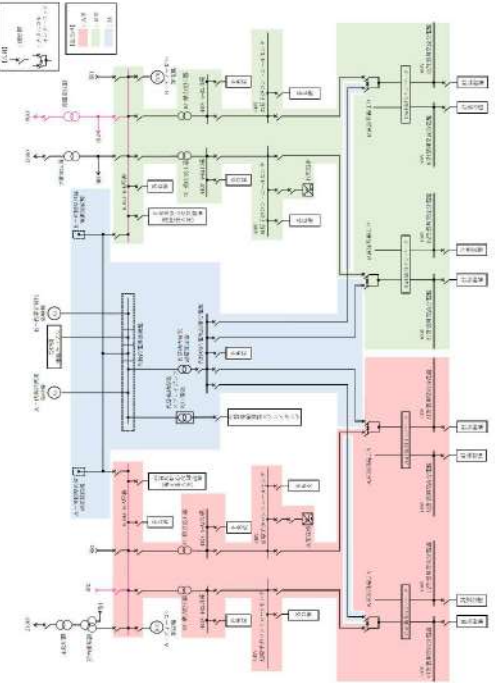
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1. 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、66kV 送電線から非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV 送電線から受電し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) 送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-12-1 後備変圧器系統概観図例              (後備変圧器～非常川高圧母線 (6-8) 電路)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) 送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(緊急用電気品建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(原子炉建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-3~6に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、他号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉及び他号炉の非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。なお、号炉間連絡ケーブルが使用できない場合は、配備している号炉間連絡予備ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。</li> <li>泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。</li> </ul> <p>また、女川は2号炉代替所内電気設備及び3号炉非常用所内電気設備を使用する構成に対して、泊は他号炉の非常用高圧母線及び3号炉非常用高圧母線を使用する構成である。</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(常設)          →泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(可搬型)          →泊：予備ケーブル</p> <p>(以降、「設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)」と記載する。)</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川：使用済燃料プール→泊：使用済燃料ビット</li> <li>女川：号炉間電力融通ケーブル→泊：号炉間連絡ケーブル</li> </ul> <p>【女川】 記載方針の相違(大飯審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は号炉間電力融通設備について、概要図を用いて説明しており項目分けしていないが、泊は大飯と同様に項目を分けて説明している。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

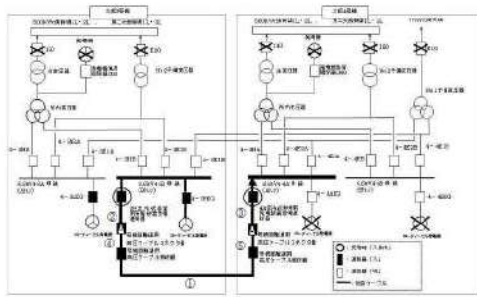
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について

1. 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統、設備概要

(1). 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統は以下である。



設計基準対称設備から追加した箇所

電線ケーブル、コネクタ仕様	大飯3号炉	大飯4号炉
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	約50m	-
② FR-CSHVT 3c-30sq 2条	約50m	-
③ FR-CSHVT 3c-30sq 2条	-	約100m
④ 号機間電力融通ケーブルコネクタ盤及び接続部	約1条	約2条

女川原子力発電所2号炉

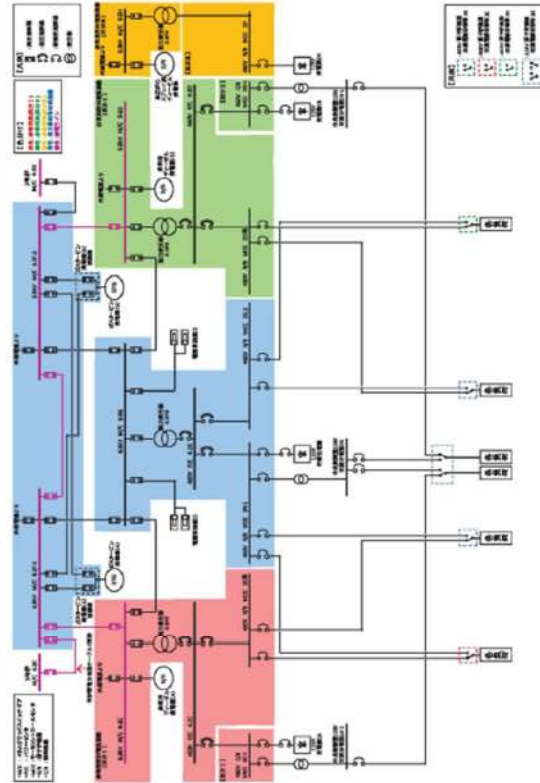


図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図  
 (非常用高圧母線 3C系～号機間電力融通ケーブル(常設)  
 ～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路)

泊発電所3号炉

2.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統、設備概要

2.1.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統は以下である。

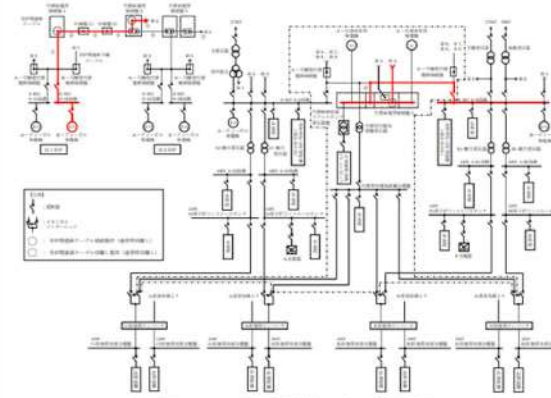


図 52.12.2 号炉間連絡ケーブル系統概要図

表 52.12.1 号炉間連絡ケーブル仕様及び敷設長さ

電路 (ケーブル)	敷設長さ
① FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m
② FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m
③ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m
④ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m
⑤ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m
⑥ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m
⑦ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m
⑧ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m

2.1.2 連結方法

号炉間連絡ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、代替替電用接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。通常時は、号炉間連絡ケーブルは切離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。

相違理由

- 【女川】記載の充実（大飯審査実績の反映）
- 【大飯】記載表現の相違  
設備名称の相違  
大飯：号機間電力融通ケーブル（常設）→泊：号炉間連絡ケーブル
- 【大飯】設計・運用の相違（号機間電力融通設備）
- 【大飯・女川】記載表現の相違  
・大飯は図表番号及び名称の記載なし  
・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。
- 【大飯・女川】設備名称の相違  
大飯：号機間電力融通ケーブル（常設）→女川：号機間電力融通ケーブル（常設）→泊：号炉間連絡ケーブル
- 【大飯・女川】設備構成の相違  
・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。  
・女川は遮断器の手动操作による接続としている。  
・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

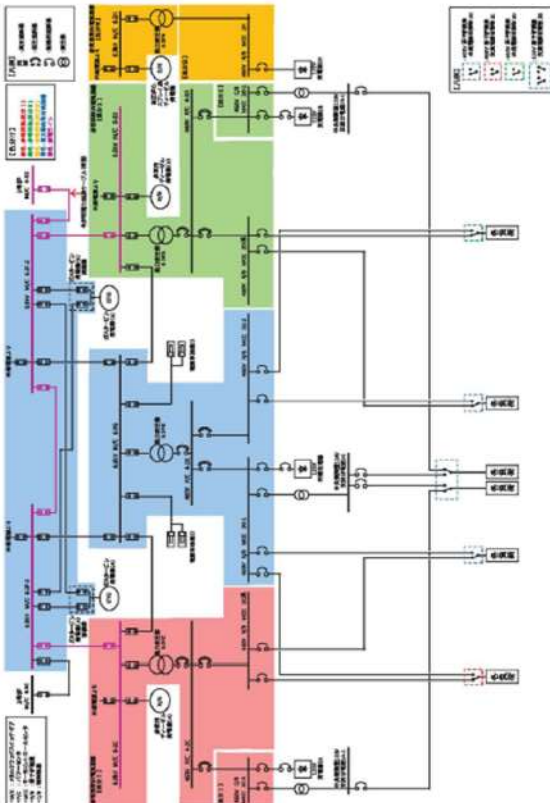
(2). 連結方法

常設の号機間融通用高圧ケーブルは、号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤内でコネクタ接続する。通常時は、コネクタは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 973 1153 1045">                 図 57-12-4 号炉間電力融通設備系統図                  (非常用高压母線 3D 系～号炉間電力融通ケーブル(常設)                  ～非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路)             </p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <p data-bbox="1848 201 2150 279">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p data-bbox="1848 287 1915 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 316 2139 339">記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p>



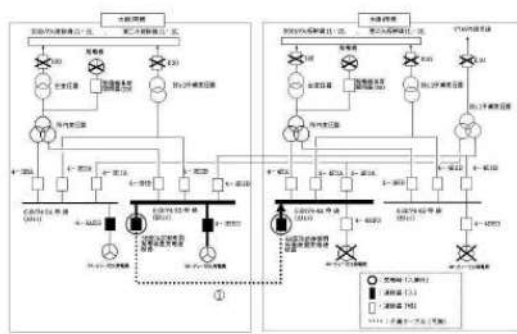
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

2. 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統、設備概要

(1) 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統は以下である。




予備ケーブルの仕様、配備数

電線ケーブル、コネクタの種類	大飯3、4号炉	配備数量 (組)
FR-C33HV-T 3c-3Bsq 2条	約300m	1 (予備1)

(2). 連結方法

号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)は、3号及び4号炉の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器間等で羽子板付予備ケーブルを布設し、しゃ断器の負荷側を解線し、両端を手動で接続(ボルト止め)する。

予備ケーブルは、恒設ケーブルライン(安全系補機開閉器室)と位置的分散を図った耐震建屋内に保管。



女川原子力発電所2号炉

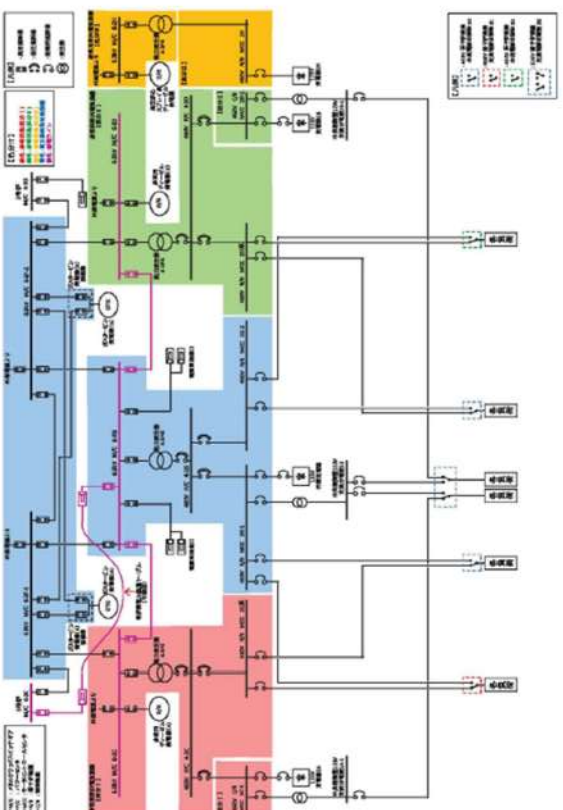


図 67-12-5 号炉間電力融通設備系統図  
 (非常用高圧母線3C系～号炉間電力融通ケーブル(可搬型)～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)

泊発電所3号炉

2.2 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統、設備概要

2.2.1 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統は以下である。

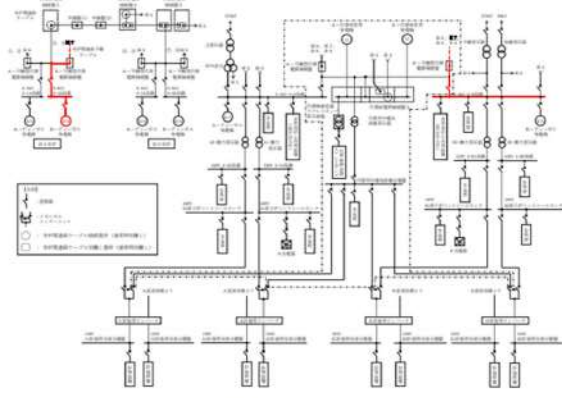


図 52.12.3 号炉間連絡予備ケーブル系統概要図

表 52.12.2 号炉間連絡予備ケーブルの仕様、敷設長さ及び配備数

可搬型代替電源接続盤電路(ケーブル)	敷設長さ	配備数量(組)
① 1号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1(予備1)
② 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
③ 1号炉D 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1(予備1)
④ 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑤ 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑥ 2号炉A 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1(予備1)
⑦ 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑧ 2号炉B 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1(予備1)

2.2.2 連結方法

号炉間連絡予備ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、可搬型代替電源接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。

号炉間連絡予備ケーブルは、号炉間連絡ケーブルと位置的分散を図った屋外(展望台西側エリア)及び51m倉庫・車庫に保管。




図 57.12.4 号炉間連絡予備ケーブル接続箇所

相違理由

【女川】  
 記載の充実(大飯審査実績の反映)

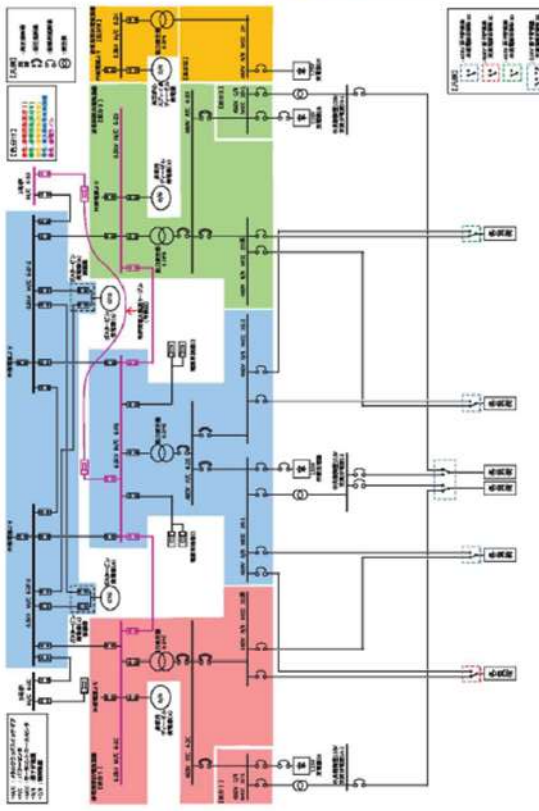
【大飯・女川】  
 設備名称の相違  
 大飯：号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)→女川：号間電力融通ケーブル(可搬型) →泊：号炉間連絡予備ケーブル

【大飯・女川】  
 記載表現の相違  
 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし  
 ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。

【大飯・女川】  
 設備構成の相違  
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。  
 ・女川はケーブルと盤を手動接続後、遮断器の手動操作による接続としている。  
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 965 1153 1029">                     図 57-12-6 号炉間電力融通設備系統図                      (非常用高压母線 3D 系～号炉間電力融通ケーブル(可搬型)                      ～非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路)                 </p>		<p data-bbox="1848 143 2139 183">【女川】 設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2139 279" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p data-bbox="1848 287 2139 343">【女川】 記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p>3. 電路等の電流容量</p> <p>(1) ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>①号機間電力融通ケーブル(常設)</p> <table border="1" data-bbox="123 231 593 343"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td>540A</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>320A</td> <td>3号機 約50m 4号機 約100m</td> </tr> <tr> <td>③④ 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル) (1型コネクタ)</td> <td>475A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)</p> <table border="1" data-bbox="123 375 593 422"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-28sq 2条</td> <td>320A</td> <td>約20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA時の必要容量電流193A(負荷容量1,759kW)を上回る電流容量としており問題ない。  <math>必要容量(kW) = \sqrt{3VI\cos\theta}</math>  <math>I = 1,759,000 / \sqrt{3 \cdot 6,600 \cdot 0.8} \approx 193A</math></p> <p>なお、最大負荷として、号機間電力融通ケーブル(常設)は約3,200kW、号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)では約3,017kW相当が常時通電可能。</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="100 805 638 1109"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A, B, C, D)</td> <td>充電器 (A, B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注水ポンプ (海水冷却)</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p>	電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m	② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	320A	3号機 約50m 4号機 約100m	③④ 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル) (1型コネクタ)	475A		電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	320A	約20m	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A, B)	77	77	計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759		<p>2.3 電路等の電流容量</p> <p>2.3.1 ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>表 52.12.3 号炉間連絡ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1265 239 1814 287"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考：敷設長さ (最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約280A</td> <td>約1070m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 52.12.4 号炉間連絡予備ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1265 335 1814 383"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考：敷設長さ (最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約325A</td> <td>約570m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時の必要容量電流約 234A (負荷容量 2,139kW) を上回る電流容量としており問題ない。  <math>必要容量 (kW) = \sqrt{3VI\cos\theta}</math> から、I[A] を求める。  <math>I[A] = 2,139 / \sqrt{3 \times 6.6 \times 0.8} \approx 234A</math></p> <p>なお、最大負荷として、号炉間連絡ケーブルは約 2,560kW、号炉間連絡予備ケーブルでは約 2,970kW 相当が常時通電可能。</p> <p>表 57.12.5 全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 1220"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注水ポンプ</td> <td>1,098kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>200kW</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>39kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>21kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>5kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td> <td>23kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ<sup>1)</sup></td> <td>7kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計 (連続負荷) (最大負荷)</td> <td>1,645kW</td> </tr> <tr> <td>2,139kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：事故シーケンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考：敷設長さ (最長)	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考：敷設長さ (最長)	FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m	負荷名称	負荷容量	高圧注水ポンプ	1,098kW	充電器 (A, B)	113kW	113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>1)</sup>	7kW	合計 (連続負荷) (最大負荷)	1,645kW	2,139kW	<p>【女川】 記載の充実（大阪審査実績を参照）</p> <p>【大阪】 設備名称の相違          ・大阪：号炉間電力融通ケーブル（常設）          →泊：号炉間連絡ケーブル          ・大阪：号炉間電力融通ケーブル(可搬型)          →泊：号炉間連絡予備ケーブル</p> <p>【大阪】 設備の相違          ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違          ・大阪：全交流電源喪失→泊：全交流動力電源喪失</p> <p>【大阪、女川】 運用の相違          ・女川および大阪は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。          ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</p>
電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ																																																																																			
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m																																																																																			
② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	320A	3号機 約50m 4号機 約100m																																																																																			
③④ 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル) (1型コネクタ)	475A																																																																																				
電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・敷設長さ																																																																																			
① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	320A	約20m																																																																																			
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																																																				
充電器 (A, B)	77																																																																																				
	77																																																																																				
計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む																																																																																				
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																																																				
高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400																																																																																				
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																				
中央制御室空調ファン	19																																																																																				
中央制御室循環ファン	11																																																																																				
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																				
合計 (kW)	1,759																																																																																				
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考：敷設長さ (最長)																																																																																			
FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m																																																																																			
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考：敷設長さ (最長)																																																																																			
FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m																																																																																			
負荷名称	負荷容量																																																																																				
高圧注水ポンプ	1,098kW																																																																																				
充電器 (A, B)	113kW																																																																																				
	113kW																																																																																				
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)																																																																																				
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																				
	22kW (A 充電器に含む)																																																																																				
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																				
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																				
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																				
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																				
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																				
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																				
中央制御室照明等	23kW																																																																																				
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																				
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>1)</sup>	7kW																																																																																				
合計 (連続負荷) (最大負荷)	1,645kW																																																																																				
	2,139kW																																																																																				



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

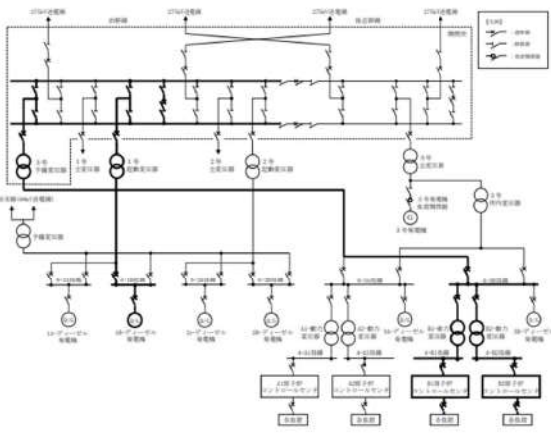
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時に必要な負荷】<sup>※1</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">負荷名称</th> <th style="width: 30%;">容量 (kW) <sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td rowspan="2">88</td> </tr> <tr> <td>                     ( S A監視操作盤                      静的触媒式水素再結合装置温度監視装置                      原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置                      原子炉格納容器水位                      原子炉下部キャビティ水位                      可搬型格納容器内水素濃度計測装置                      A、B、C、D計器用電源                      衛星電話（固定）                      安全パラメータ表示システム（SPDS）                      安全パラメータ伝送システム                      可搬型照明（SA）                 </td> </tr> <tr> <td>仮設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td>70<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ（A、B）</td> <td>3<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）</td> <td>1<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シナリオにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。                  ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。                  ※3 事故シナリオ上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考)                  その他事象の所要負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用)                  ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW                  ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 622kW                  ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p> </div>	負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)	88	( S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）	仮設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ（A、B）	3 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 <sup>※3</sup>	合計(kW)	1,567		<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 約540kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 約540kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 約1,638kW</p>	<p>【女川】                  記載の充実（大阪審査実績を参照）</p> <p>【大阪】                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>																													
余熱除去ポンプ	270																													
充てん/高圧注入ポンプ	780																													
充電器(A,B)	88																													
( S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）																														
仮設代替低圧注水ポンプ	160																													
アニュラス循環ファン	15																													
制御建屋送気ファン	55																													
制御建屋循環ファン	22																													
中央制御室非常用循環ファン	15																													
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 <sup>※3</sup>																													
燃料油移送ポンプ（A、B）	3 <sup>※3</sup>																													
燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 <sup>※3</sup>																													
合計(kW)	1,567																													

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 開閉所設備</p> <p>開閉所設備は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、他号炉のディーゼル発電機から3号炉の非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備の遮断器を操作して融通回路を構成し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>  <p>図 57.12.5 開閉所設備系統概要図</p>	<p>【大飯、女川】                      設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備 (開閉所設備) により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。</li> <li>・女川は開閉所設備を使用する電力融通は想定していない。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-12 所内電気設備の頑健性について		57-13 所内電気設備の頑健性について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を<u>うしなう</u>ことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>			<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を<u>失う</u>ことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯：うしなう→泊：失う</li> </ul> <p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>
共通要因	対応（確認）方針	状況	表 57.13.1 所内電気設備の信頼性	
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。
津波	設計基準津波に対して、湧水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び放水路等から施設へ流入させない設計としている。	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設が設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうが、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気機器等は、3時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうが、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	安全補機用機器等は、3時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。
溢水	想定すべ全溢水（浸水・蒸気・排水）に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水溢等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機用機器室、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。	想定すべ全溢水（浸水・蒸気・排水）に対し、影響のないことを確認。若しくは溢水溢等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	配管エリア内に蒸気を含む機器、配管は存在せず液体を内蔵する機器、配管等は破損が生じない設計とするため、漏れ漏れはならない。また、潤水については、二酸化炭素及びハロゲン潤水設備による潤水を行うことから、配管エリアにおける潤水の放出は防止し、隣接するエリアにおける内部溢水に対しては、配管エリアからの潤水流入を防止する対策（止水板）を施すことにより系統機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認する。
火山灰 電塵	火山灰、電塵等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。電塵及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電塵影響評価にて確認している。	火山灰、電塵等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。電塵及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電塵影響評価にて確認している。



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について		57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照） 【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）



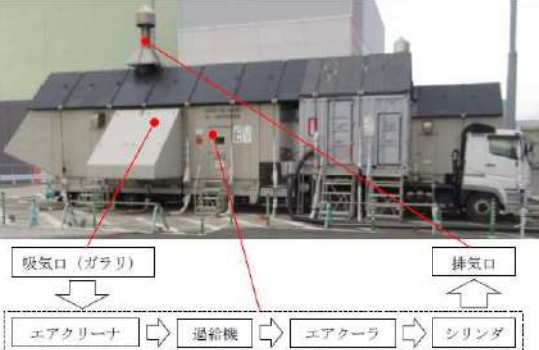
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によって非常用ディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、非常用ディーゼル発電機において「大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山に対する防護)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>空冷式非常用発電装置は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図1に示すとおり、空冷式非常用発電装置においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>更に、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破砕しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、空冷式非常用発電装置の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>		<p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によってディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、ディーゼル発電機において「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山影響評価について)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>代替非常用発電機は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図57.14.1に示すとおり、代替非常用発電機においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>さらに、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破砕しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、代替非常用発電機の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【大飯】 ブランド名称の相違 記載表現の相違 ・大飯：火山に対する防護→泊：火山影響評価について</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：更に→泊：さらに</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図1. 空冷式非常用発電装置における燃焼用空気の流れ</p>		<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、代替非常用発電機への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図 57. 14. 1 代替非常用発電機における燃焼用空気の流れ</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA58H-9 r.12.0
提出年月日	令和5年12月22日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

58条

令和5年12月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉 (大阪3/4号炉は目次なし)	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉 目次	相違理由
	58条 58-1 SA設備基準適合性一覧表 58-2 単線結線図 58-3 配置図 58-4 系統図 58-5 試験及び検査 58-6 容量設定根拠 58-7 アクセスルート図 58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について 58-9 可搬型計測器について 58-10 主要パラメータの耐環境性について 58-11 パラメータの抽出について 58-12 別紙 58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ 58-14 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表	58条 58-1 SA設備基準適合性一覧表 58-2 配置図 58-3 試験・検査説明資料 58-4 系統図 58-5 容量設定根拠 58-6 単線結線図 58-7 アクセスルート図 58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について 58-9 可搬型計測器及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）について 58-10 主要パラメータの耐環境性について 58-11 パラメータの抽出について 58-12 別紙 58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ 58-14 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表	【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）  【女川】記載表現の相違 ・資料構成順の相違 ・資料名称の相違  【女川】設備構成の相違（相違理由③）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉  
58-1 SA 設備基準適合性一覧表

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能

女川原子力発電所2号炉  
58-1 SA 設備基準適合性一覧表

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能

泊発電所3号炉  
58-1 SA設備基準適合性一覧表

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能	監視・警報機能

【女川、大飯】記載表現の相違  
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目名	項目内容		適合性	備考
		項目内容	適合性		
計装設備	温度・湿度・圧力/湿度の監視・制御	炉子炉壁炉子炉壁内	B		
	流量	(計測)機能も具備する	-		
	海水	海水を過水しない	対応あり		
	振動	振動検出からの影響	振動検出からの影響により機能が大さうおそれがない	-	
	電圧/電流	電圧/電流により機能が低下しない	-		
	保護材料	第1-2 保護材料	-		
	保存性	保存不要	対応あり		
	設置材料	-	-		
	試験・検査 (保守性、系統構成、内部入力)	計装制御設備	K		
	設置材料	第1-3 試験及び検査	-		
計装設備	記録・保存	本機の用途として録用一切不要	B		
	設置材料	第1-4 記録用	-		
	保護設計	保護設計同様の保護構成	A・D		
	その他 (埋設型)	埋設型	対応あり		
	設置材料	-	-		
	設置場所	埋設不要	対応あり		
	設置材料	-	-		
	実用/停止	実用/停止 (設備)	-		
	設置材料	-	-		
	設置場所	設計基準対象設備の高さ及び機器の設置高さ十分	B		
計装設備	実用/停止	(実用/停止設備)	-		
	設置材料	-	-		
	設置場所	埋設不要、自然現象、人為事故、雷、火災	A・C		
	その他 (埋設型)	埋設型	対応あり		
	設置材料	対策 (サボータシスあり) - 異なる種別機又は由線	C・D		
	設置場所	第1-2 埋設設備、第1-3 設置場所	-		
	その他 (埋設型)	埋設型	対応あり		
	設置材料	-	-		
	設置場所	埋設不要	対応あり		
	設置材料	-	-		

項目	項目名	項目内容		適合性	備考
		項目内容	適合性		
計装設備	温度・湿度・圧力/湿度の監視・制御	炉子炉壁炉子炉壁内	B		
	流量	(計測)機能も具備する	-		
	海水	海水を過水しない	対応あり		
	振動	振動検出からの影響	振動検出からの影響により機能が低下しない	-	
	電圧/電流	電圧/電流により機能が低下しない	-		
	保護材料	第1-2 保護材料	-		
	保存性	保存不要	対応あり		
	設置材料	-	-		
	試験・検査 (保守性、系統構成、内部入力)	計装制御設備	K		
	設置材料	第1-3 試験及び検査	-		
計装設備	記録・保存	本機の用途として録用一切不要	B		
	設置材料	第1-4 記録用	-		
	保護設計	保護設計同様の保護構成	A・D		
	その他 (埋設型)	埋設型	対応あり		
	設置材料	-	-		
	設置場所	埋設不要	対応あり		
	設置材料	-	-		
	実用/停止	実用/停止 (設備)	-		
	設置材料	-	-		
	設置場所	設計基準対象設備の高さ及び機器の設置高さ十分	B		
計装設備	実用/停止	(実用/停止設備)	-		
	設置材料	-	-		
	設置場所	埋設不要、自然現象、人為事故、雷、火災	A・C		
	その他 (埋設型)	埋設型	対応あり		
	設置材料	対策 (サボータシスあり) - 異なる種別機又は由線	C・D		
	設置場所	第1-2 埋設設備、第1-3 設置場所	-		
	その他 (埋設型)	埋設型	対応あり		
	設置材料	-	-		
	設置場所	埋設不要	対応あり		
	設置材料	-	-		

項目	項目名	項目内容		適合性	備考
		項目内容	適合性		
計装設備	温度・湿度・圧力/湿度の監視・制御	炉子炉壁炉子炉壁内	B		
	流量	(計測)機能も具備する	-		
	海水	海水を過水しない	対応あり		
	振動	振動検出からの影響	振動検出からの影響により機能が低下しない	-	
	電圧/電流	電圧/電流により機能が低下しない	-		
	保護材料	第1-2 保護材料	-		
	保存性	保存不要	対応あり		
	設置材料	-	-		
	試験・検査 (保守性、系統構成、内部入力)	計装制御設備	K		
	設置材料	第1-3 試験及び検査	-		
計装設備	記録・保存	本機の用途として録用一切不要	B		
	設置材料	第1-4 記録用	-		
	保護設計	保護設計同様の保護構成	A・D		
	その他 (埋設型)	埋設型	対応あり		
	設置材料	-	-		
	設置場所	埋設不要	対応あり		
	設置材料	-	-		
	実用/停止	実用/停止 (設備)	-		
	設置材料	-	-		
	設置場所	設計基準対象設備の高さ及び機器の設置高さ十分	B		
計装設備	実用/停止	(実用/停止設備)	-		
	設置材料	-	-		
	設置場所	埋設不要、自然現象、人為事故、雷、火災	A・C		
	その他 (埋設型)	埋設型	対応あり		
	設置材料	対策 (サボータシスあり) - 異なる種別機又は由線	C・D		
	設置場所	第1-2 埋設設備、第1-3 設置場所	-		
	その他 (埋設型)	埋設型	対応あり		
	設置材料	-	-		
	設置場所	埋設不要	対応あり		
	設置材料	-	-		

- 記号「A」: 設置場所 (埋設型) 及び設置高さ (埋設型) について適合性を示す。  
 - 「B」: 本機の用途として録用一切不要であることを示す。  
 - 「C」: 本機の用途として録用一切不要であることを示す。  
 - 「D」: 埋設型設備であることを示す。埋設型設備は埋設型設備として適合性を示す。





灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

項目	項目	項目	項目
...	...	...	...

項目	項目	項目	項目
...	...	...	...

・記号は「表5-2」記載事項の記載内容に比しては異なる場合があります。  
 ・「/」は「表5-2」記載事項の記載内容に比しては異なる場合があります。  
 ・「/」は「表5-2」記載事項の記載内容に比しては異なる場合があります。













灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2 から再掲

項目	設計		製造		検査		保守		運用		廃止	
	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様
炉内温度計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内圧力計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内水位計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内流量計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内放射線計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内中性子計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内温度・圧力・流量・放射線・中性子計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内温度・圧力・流量・放射線・中性子計測 (補足)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		検査		保守		運用		廃止	
	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様
炉内温度計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内圧力計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内水位計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内流量計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内放射線計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内中性子計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内温度・圧力・流量・放射線・中性子計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内温度・圧力・流量・放射線・中性子計測 (補足)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		検査		保守		運用		廃止	
	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様
炉内温度計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内圧力計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内水位計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内流量計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内放射線計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内中性子計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内温度・圧力・流量・放射線・中性子計測	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
炉内温度・圧力・流量・放射線・中性子計測 (補足)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

\*適用しうる 2. 適用範囲及び適用内容) 及びその適用状況を示す。  
 \*1) 設計上の相違に該当する場合は適用範囲と一致しない場合、適用範囲の適用状況を示す。  
 \*2) 設計上の相違に該当する場合は適用範囲と一致しない場合、適用範囲の適用状況を示す。



灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2 から再掲

項目	項目名	相違理由		相違理由		相違理由		相違理由		相違理由		
		相違理由	相違理由	相違理由	相違理由	相違理由	相違理由	相違理由	相違理由	相違理由	相違理由	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目名	相違理由	相違理由
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目名	相違理由	相違理由
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備

・記号「A」は、機器及び装置の名称に記号を付し、機器及び装置の名称を記す。  
 ・「1」は、記号に記号を付し、機器及び装置の名称を記す。  
 ・「2」は、記号に記号を付し、機器及び装置の名称を記す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-6 から再掲

項目	計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

・記号「A」は、計装設備(計装設備)に該当する項目を示す。  
 ・「F」は、計装設備(計装設備)に該当する項目を示す。  
 ・「C」は、計装設備(計装設備)に該当する項目を示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-6 から再掲

項目	項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
		仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容
機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定
機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置
機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付
機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検
機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理
機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定
機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置
機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付
機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検
機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理
機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定	機器の選定
機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置	機器の設置
機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付	機器の取付
機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検	機器の点検
機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理	機器の修理
機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止	機器の廃止

相違理由

- ・記号は「補58」記載の各号炉の記載内容に記される機器区分番号です。
- ・「」は全ての機器に共通する共通の設計方針であることを示し、個別の機器の設計方針として記載せず、共通の設計方針として記載する。
- ・「」は「補58」記載の各号炉の記載内容に記される機器区分番号を示す。













灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																									
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計装設備</th> <th>原子炉設備等及び関連設備</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>環境条件における耐震性</td> <td>原子炉等建屋等屋内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(右記に機能に影響する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない*</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>地震機軸からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁気により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-1 製造図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号炉</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-1 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替手段</td> <td>本記の用途として使用一切手続</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3号炉</td> <td>他の設計</td> <td>その他</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>その他 (検査側)</td> <td>対応済</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>操作手続</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4号炉</td> <td>設計SAの考慮</td> <td>輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-6 重要部品図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号炉</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水没</td> <td>固有設備 (又は防波でも認知でもない設備) → 対応 (同一目的のSA設備あり)</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>予備ト送故障</td> <td>対策 (予備ト送あり) → 異なる駆動源又は送電線</td> <td>C*</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-2 重要部品図、図-3 製造図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計装設備	原子炉設備等及び関連設備	適合性	第1号炉	環境条件における耐震性	原子炉等建屋等屋内	B	荷重	(右記に機能に影響する)	-	海水	海水を過水しない*	対応済	地震機軸からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁気により機能が低下しない)	-	製造資料	図-1 製造図	-	操作性	操作手続	対応済	製造資料	-	-	第2号炉	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K	製造資料	図-1 試験及び検査	-	代替手段	本記の用途として使用一切手続	なし	製造資料	図-4 系統図	-	第3号炉	他の設計	その他	A*	その他 (検査側)	対応済	対応済	製造資料	-	-	製造資料	操作手続	対応済	第4号炉	設計SAの考慮	輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの	A	製造資料	図-6 重要部品図	-	製造資料	(使用しない設備)	-	第5号炉	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水没	固有設備 (又は防波でも認知でもない設備) → 対応 (同一目的のSA設備あり)	D	予備ト送故障	対策 (予備ト送あり) → 異なる駆動源又は送電線	C*	製造資料	図-2 重要部品図、図-3 製造図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計装設備</th> <th>原子炉設備等及び関連設備</th> <th>適合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水没</td> <td>原子炉設備等屋内</td> <td>A</td> <td>(製造資料図-1 製造図)</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(右記に機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない*</td> <td>対応済</td> <td>(製造資料図-1 製造図)</td> </tr> <tr> <td>地震機軸からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁気により機能が低下しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-1 製造図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対応済</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号炉</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> <td>(製造資料図-1 製造図、図-2 系統図)</td> </tr> <tr> <td>代替手段</td> <td>本記の用途として使用一切手続</td> <td>なし</td> <td>(製造資料図-1 製造図)</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3号炉</td> <td>他の設計</td> <td>その他</td> <td>M</td> <td>(製造資料図-1 製造図、図-2 系統図)</td> </tr> <tr> <td>その他 (検査側)</td> <td>対応済</td> <td>対応済</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>操作手続</td> <td>対応済</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4号炉</td> <td>設計SAの考慮</td> <td>輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの</td> <td>C</td> <td>(製造資料図-1 製造図、図-2 重要部品図)</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-6 重要部品図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号炉</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水没</td> <td>固有設備 (又は防波でも認知でもない設備) → 対応 (同一目的のSA設備あり)</td> <td>B</td> <td>(製造資料図-1 製造図)</td> </tr> <tr> <td>予備ト送故障</td> <td>対策 (予備ト送あり) → 異なる駆動源又は送電線</td> <td>C</td> <td>(製造資料図-1 製造図、図-2 重要部品図)</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-2 重要部品図、図-3 製造図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計装設備	原子炉設備等及び関連設備	適合性	備考	第1号炉	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水没	原子炉設備等屋内	A	(製造資料図-1 製造図)	荷重	(右記に機能を失うおそれがない)	-	-	海水	海水を過水しない*	対応済	(製造資料図-1 製造図)	地震機軸からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	-	電磁的障害	(電磁気により機能が低下しない)	-	-	製造資料	図-1 製造図	-	-	操作性	操作手続	対応済	-	製造資料	-	-	-	第2号炉	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	(製造資料図-1 製造図、図-2 系統図)	代替手段	本記の用途として使用一切手続	なし	(製造資料図-1 製造図)	製造資料	図-4 系統図	-	-	第3号炉	他の設計	その他	M	(製造資料図-1 製造図、図-2 系統図)	その他 (検査側)	対応済	対応済	-	製造資料	-	-	-	製造資料	操作手続	対応済	-	第4号炉	設計SAの考慮	輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの	C	(製造資料図-1 製造図、図-2 重要部品図)	製造資料	図-6 重要部品図	-	-	製造資料	(使用しない設備)	-	-	第5号炉	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水没	固有設備 (又は防波でも認知でもない設備) → 対応 (同一目的のSA設備あり)	B	(製造資料図-1 製造図)	予備ト送故障	対策 (予備ト送あり) → 異なる駆動源又は送電線	C	(製造資料図-1 製造図、図-2 重要部品図)	製造資料	図-2 重要部品図、図-3 製造図	-	-	<p>相違理由</p>
項目名	計装設備	原子炉設備等及び関連設備	適合性																																																																																																																																																																									
第1号炉	環境条件における耐震性	原子炉等建屋等屋内	B																																																																																																																																																																									
	荷重	(右記に機能に影響する)	-																																																																																																																																																																									
	海水	海水を過水しない*	対応済																																																																																																																																																																									
	地震機軸からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																									
	電磁的障害	(電磁気により機能が低下しない)	-																																																																																																																																																																									
	製造資料	図-1 製造図	-																																																																																																																																																																									
	操作性	操作手続	対応済																																																																																																																																																																									
	製造資料	-	-																																																																																																																																																																									
	第2号炉	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																								
		製造資料	図-1 試験及び検査	-																																																																																																																																																																								
代替手段		本記の用途として使用一切手続	なし																																																																																																																																																																									
製造資料		図-4 系統図	-																																																																																																																																																																									
第3号炉		他の設計	その他	A*																																																																																																																																																																								
		その他 (検査側)	対応済	対応済																																																																																																																																																																								
		製造資料	-	-																																																																																																																																																																								
		製造資料	操作手続	対応済																																																																																																																																																																								
第4号炉		設計SAの考慮	輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																								
		製造資料	図-6 重要部品図	-																																																																																																																																																																								
	製造資料	(使用しない設備)	-																																																																																																																																																																									
第5号炉	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水没	固有設備 (又は防波でも認知でもない設備) → 対応 (同一目的のSA設備あり)	D																																																																																																																																																																									
	予備ト送故障	対策 (予備ト送あり) → 異なる駆動源又は送電線	C*																																																																																																																																																																									
	製造資料	図-2 重要部品図、図-3 製造図	-																																																																																																																																																																									
項目名	計装設備	原子炉設備等及び関連設備	適合性	備考																																																																																																																																																																								
第1号炉	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水没	原子炉設備等屋内	A	(製造資料図-1 製造図)																																																																																																																																																																								
	荷重	(右記に機能を失うおそれがない)	-	-																																																																																																																																																																								
	海水	海水を過水しない*	対応済	(製造資料図-1 製造図)																																																																																																																																																																								
	地震機軸からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	-																																																																																																																																																																								
	電磁的障害	(電磁気により機能が低下しない)	-	-																																																																																																																																																																								
	製造資料	図-1 製造図	-	-																																																																																																																																																																								
	操作性	操作手続	対応済	-																																																																																																																																																																								
	製造資料	-	-	-																																																																																																																																																																								
	第2号炉	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	(製造資料図-1 製造図、図-2 系統図)																																																																																																																																																																							
		代替手段	本記の用途として使用一切手続	なし	(製造資料図-1 製造図)																																																																																																																																																																							
製造資料		図-4 系統図	-	-																																																																																																																																																																								
第3号炉		他の設計	その他	M	(製造資料図-1 製造図、図-2 系統図)																																																																																																																																																																							
		その他 (検査側)	対応済	対応済	-																																																																																																																																																																							
		製造資料	-	-	-																																																																																																																																																																							
		製造資料	操作手続	対応済	-																																																																																																																																																																							
第4号炉		設計SAの考慮	輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの	C	(製造資料図-1 製造図、図-2 重要部品図)																																																																																																																																																																							
		製造資料	図-6 重要部品図	-	-																																																																																																																																																																							
		製造資料	(使用しない設備)	-	-																																																																																																																																																																							
第5号炉	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水没	固有設備 (又は防波でも認知でもない設備) → 対応 (同一目的のSA設備あり)	B	(製造資料図-1 製造図)																																																																																																																																																																								
	予備ト送故障	対策 (予備ト送あり) → 異なる駆動源又は送電線	C	(製造資料図-1 製造図、図-2 重要部品図)																																																																																																																																																																								
	製造資料	図-2 重要部品図、図-3 製造図	-	-																																																																																																																																																																								

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																								
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td rowspan="10">第1号</td> <td>第1号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2種</td> <td rowspan="10">第1号</td> <td>第1号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	内容	適合性	第1種	第1号	第1号	原子炉格納容器及び炉内	D	第2号	原子炉格納容器及び炉内	—	第3号	原子炉格納容器及び炉内	—	第4号	原子炉格納容器及び炉内	—	第5号	原子炉格納容器及び炉内	—	第6号	原子炉格納容器及び炉内	—	第7号	原子炉格納容器及び炉内	—	第8号	原子炉格納容器及び炉内	—	第9号	原子炉格納容器及び炉内	—	第10号	原子炉格納容器及び炉内	—	第2種	第1号	第1号	原子炉格納容器及び炉内	—	第2号	原子炉格納容器及び炉内	—	第3号	原子炉格納容器及び炉内	—	第4号	原子炉格納容器及び炉内	—	第5号	原子炉格納容器及び炉内	—	第6号	原子炉格納容器及び炉内	—	第7号	原子炉格納容器及び炉内	—	第8号	原子炉格納容器及び炉内	—	第9号	原子炉格納容器及び炉内	—	第10号	原子炉格納容器及び炉内	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td rowspan="10">第1号</td> <td>第1号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2種</td> <td rowspan="10">第1号</td> <td>第1号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>原子炉格納容器及び炉内</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	内容	適合性	第1種	第1号	第1号	原子炉格納容器及び炉内	A	第2号	原子炉格納容器及び炉内	—	第3号	原子炉格納容器及び炉内	—	第4号	原子炉格納容器及び炉内	—	第5号	原子炉格納容器及び炉内	—	第6号	原子炉格納容器及び炉内	—	第7号	原子炉格納容器及び炉内	—	第8号	原子炉格納容器及び炉内	—	第9号	原子炉格納容器及び炉内	—	第10号	原子炉格納容器及び炉内	—	第2種	第1号	第1号	原子炉格納容器及び炉内	—	第2号	原子炉格納容器及び炉内	—	第3号	原子炉格納容器及び炉内	—	第4号	原子炉格納容器及び炉内	—	第5号	原子炉格納容器及び炉内	—	第6号	原子炉格納容器及び炉内	—	第7号	原子炉格納容器及び炉内	—	第8号	原子炉格納容器及び炉内	—	第9号	原子炉格納容器及び炉内	—	第10号	原子炉格納容器及び炉内	—	
項目	項目名	内容	適合性																																																																																																																																								
第1種	第1号	第1号	原子炉格納容器及び炉内	D																																																																																																																																							
		第2号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第3号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第4号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第5号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第6号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第7号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第8号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第9号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第10号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
第2種	第1号	第1号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第2号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第3号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第4号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第5号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第6号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第7号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第8号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第9号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第10号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
項目	項目名	内容	適合性																																																																																																																																								
第1種	第1号	第1号	原子炉格納容器及び炉内	A																																																																																																																																							
		第2号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第3号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第4号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第5号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第6号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第7号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第8号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第9号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第10号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
第2種	第1号	第1号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第2号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第3号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第4号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第5号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第6号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第7号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第8号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第9号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							
		第10号	原子炉格納容器及び炉内	—																																																																																																																																							

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-6 から再掲

項目	項目名	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
		仕様	品質	仕様	品質	仕様	品質	仕様	品質	仕様	品質	仕様	品質
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置距離	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置距離	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目名	仕様	品質
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面
	計装設備の設置距離	正面	正面
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面
	計装設備の設置距離	正面	正面
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目名	仕様	品質
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面
	計装設備の設置距離	正面	正面
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面
	計装設備の設置距離	正面	正面
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面

相違理由

\*記号は「A」は常設設備以外の設備内容に該当する場合は除外。  
 \*「」は記号の記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)。  
 \*「」は記号の記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)。



灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-6 から再掲

項目	項目名	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
		内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置距離	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面	正面

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覽表 (常設)

項目	項目名	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置距離	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覽表 (常設)

項目	項目名	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
計装設備	計装設備の設置場所	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室	計装室
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置距離	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上
	計装設備の設置高さ	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上	床面より1.5m以上
	計装設備の設置間隔	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上	0.5m以上
	計装設備の設置向き	正面	正面	正面	正面	正面	正面
	計装設備の設置角度	正面	正面	正面	正面	正面	正面

・記号は「A」を指す場合は計装室内の設計基準を指す。  
 ・「/」は互いの設備に備わっている設備と同等であることを示し、両者とも設備を有している設備を示す。両者とも有していない設備を示す。  
 ・「/」は互いの設備に備わっていない設備であることを示し、両者とも設備を有していない設備を示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	相違理由		相違理由		相違理由		相違理由		相違理由		相違理由		相違理由		相違理由		相違理由	
	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由	項目	相違理由
原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系	原子炉冷却系

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備名	規格	適合性
計装設備	監視・保護・正力/過力の監視・制御	原子炉格納容器内	A
	蒸気	(直接に機能を実現する)	-
	凝水	凝水を過水しない	対応性
	蒸気発生器からの影響	(周辺機器等から電磁響により機能を行うおそれがない)	-
	電磁的障害	(電磁響により機能が損なわれない)	-
	関連資料	図-2 配置図	-
	操作性	操作手要	対応性
	関連資料	-	-
	試験・検査 (種別、手続構成・外漏入力)	計装制御設備	K
	関連資料	図-5 試験及び検査	-

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備名	規格	適合性
計装設備	監視・保護・正力/過力の監視・制御	原子炉格納容器内	A
	蒸気	(直接に機能を実現する)	-
	凝水	凝水を過水しない	対応性
	蒸気発生器からの影響	(周辺機器等から電磁響により機能を行うおそれがない)	-
	電磁的障害	(電磁響により機能が損なわれない)	-
	関連資料	図-2 配置図	-
	操作性	操作手要	対応性
	関連資料	-	-
	試験・検査 (種別、手続構成・外漏入力)	計装制御設備	K
	関連資料	図-5 試験及び検査	-

1. 記号は「A」は、設置場所及び設置内容に、記号を参照してください。  
 2. 「-」は、記号が記載されていない項目であり、設置内容が異なる項目として記載せず、詳細は図面等にて対応してください。  
 3. 「K」は、記号が記載されていない項目であり、設置内容が異なる項目として記載せず、詳細は図面等にて対応してください。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-22 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目		
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

項目		項目	項目	項目
...	...	...	...	...

項目		項目	項目	項目
...	...	...	...	...

・記号「A」: 設置又は運用に必要と認められる設備 (設置又は運用に必要と認められる設備)  
 ・「B」: 設置又は運用に必要と認められる設備 (設置又は運用に必要と認められる設備)  
 ・「C」: 設置又は運用に必要と認められる設備 (設置又は運用に必要と認められる設備)









灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-22 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

項目		項目		項目	
...	...	...	...	...	...

項目		項目		項目	
...	...	...	...	...	...

-記号「A」: 警報発生時の対応内容に於ける警報発生後一時的な対応  
 -「」: 注記の記載に照準する本号炉の設計内容と一致する。異なる対応内容に於ては記載せず。相違内容に於ては記載する。  
 -「/」: 両号炉間の相違内容を示す。記載内容が一致する場合は記載しない。







灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 58-1-1 女川2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目名	女川2号炉		大飯3/4号炉		相違理由
		適合性	備考	適合性	備考	
計装設備	運転監視	適合		適合		
	警報	適合		適合		
	制御	適合		適合		
	保護	適合		適合		
	調整	適合		適合		
	記録	適合		適合		
	通信	適合		適合		
	電源	適合		適合		
	接地	適合		適合		
	その他	適合		適合		
計装設備	運転監視	適合		適合		
	警報	適合		適合		
	制御	適合		適合		
	保護	適合		適合		
	調整	適合		適合		
	記録	適合		適合		
	通信	適合		適合		
	電源	適合		適合		
	接地	適合		適合		
	その他	適合		適合		

表 58-1-2 女川2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目名	女川2号炉		相違理由
		適合性	備考	
計装設備	運転監視	適合		
	警報	適合		
	制御	適合		
	保護	適合		
	調整	適合		
	記録	適合		
	通信	適合		
	電源	適合		
	接地	適合		
	その他	適合		
計装設備	運転監視	適合		
	警報	適合		
	制御	適合		
	保護	適合		
	調整	適合		
	記録	適合		
	通信	適合		
	電源	適合		
	接地	適合		
	その他	適合		

表 58-1-3 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目名	泊発電所3号炉		相違理由
		適合性	備考	
計装設備	運転監視	適合		
	警報	適合		
	制御	適合		
	保護	適合		
	調整	適合		
	記録	適合		
	通信	適合		
	電源	適合		
	接地	適合		
	その他	適合		
計装設備	運転監視	適合		
	警報	適合		
	制御	適合		
	保護	適合		
	調整	適合		
	記録	適合		
	通信	適合		
	電源	適合		
	接地	適合		
	その他	適合		





灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29 から再掲

項目	第一号機		第二号機		第三号機		第四号機		第五号機		第六号機		第七号機		第八号機		第九号機		第十号機		
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	第一号機		第二号機		第三号機		第四号機		第五号機		第六号機		第七号機		第八号機		第九号機		第十号機		
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	第一号機		第二号機		第三号機		第四号機		第五号機		第六号機		第七号機		第八号機		第九号機		第十号機		
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

1) 記号「A」は、機器及び計装設備の仕様・性能が本設計仕様と異なるが、同等以上の性能を有する機器及び計装設備を使用することにより、同等以上の性能を確保するものと認められる場合を示す。  
 2) 記号「B」は、機器及び計装設備の仕様・性能が本設計仕様と異なるが、同等以上の性能を確保するものと認められる場合を示す。  
 3) 記号「C」は、機器及び計装設備の仕様・性能が本設計仕様と異なるが、同等以上の性能を確保するものと認められる場合を示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29 から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	計画	製作	検査	組立	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	設置	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	設置	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

・記号は「表1」欄に記載の相違内容に該当する項目を示す。  
 ・「/」は設計・製造・設置・運用・保守・廃止のいずれかを示す。  
 ・「/」は記載表現の相違を示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																														
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>規格等</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境条件 (温度、湿度、圧力、放射線)</td> <td>原子炉建屋内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>(湿度) 機器と兼用する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(施設機器等から) 影響により機器を失うおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により) 機器が動作しない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-3 防護用</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験、検査 (検査性、点検検定、外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2種</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として使用一切を不要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-4 系統用</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>保護路上同様の系統構成</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>主の地 (建築物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設計SAの位置</td> <td>設計基準対象施設の保護及び機器の位置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-6 設置設定機構</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>制御の禁止 (共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3種</td> <td>環境条件、自然現象、人為的、地震、火災</td> <td>防火設備 (対象 (汽部制御設備あり) 一層内)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線)</td> <td>対象 (放射線) あり - 高圧少電圧線又は高電圧線</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-2 系統防護用、防-3 防護用</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	規格等	適合性	第1種	環境条件 (温度、湿度、圧力、放射線)	原子炉建屋内	B	湿度	(湿度) 機器と兼用する	-	海水	海水を遮水しない	対象外	施設からの影響	(施設機器等から) 影響により機器を失うおそれがない	-	電磁的障害	(電磁波により) 機器が動作しない	-	防護材料	防-3 防護用	-	操作性	操作不要	対象外	防護材料	-	-	試験、検査 (検査性、点検検定、外部入力)	計装制御設備	K	防護材料	防-3 試験及び検査	-	第2種	設置条件	本来の用途として使用一切を不要	Ba	防護材料	防-4 系統用	-	系統設計	保護路上同様の系統構成	Ba	主の地 (建築物)	対象外	対象外	防護材料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	防護材料	-	-	設計SAの位置	設計基準対象施設の保護及び機器の位置等が十分	B	防護材料	防-6 設置設定機構	-	制御の禁止 (共用しない設備)	-	-	防護材料	-	-	第3種	環境条件、自然現象、人為的、地震、火災	防火設備 (対象 (汽部制御設備あり) 一層内)	Aa	その他 (放射線)	対象 (放射線) あり - 高圧少電圧線又は高電圧線	Ca	防護材料	防-2 系統防護用、防-3 防護用	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>規格等</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境条件 (温度、湿度、圧力、放射線)</td> <td>設計仕様書 (BWR固有の設備や対応手段あり)</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>(湿度) 機器と兼用する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(施設機器等から) 影響により機器を失うおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により) 機器が動作しない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-3 防護用</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験、検査 (検査性、点検検定、外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2種</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として使用一切を不要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-4 系統用</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>系統</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>主の地 (建築物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設計SAの位置</td> <td>設計基準対象施設の保護及び機器の位置等が十分</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-6 設置設定機構</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>制御の禁止 (共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3種</td> <td>環境条件、自然現象、人為的、地震、火災</td> <td>防火設備 (対象 (汽部制御設備あり) 一層内)</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線)</td> <td>対象 (放射線) あり - 高圧少電圧線又は高電圧線</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>防-2 系統防護用、防-3 防護用</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	規格等	適合性	第1種	環境条件 (温度、湿度、圧力、放射線)	設計仕様書 (BWR固有の設備や対応手段あり)	Ba	湿度	(湿度) 機器と兼用する	-	海水	海水を遮水しない	対象外	施設からの影響	(施設機器等から) 影響により機器を失うおそれがない	-	電磁的障害	(電磁波により) 機器が動作しない	-	防護材料	防-3 防護用	-	操作性	操作不要	対象外	防護材料	-	-	試験、検査 (検査性、点検検定、外部入力)	計装制御設備	I	防護材料	防-3 試験及び検査	-	第2種	設置条件	本来の用途として使用一切を不要	Ba	防護材料	防-4 系統用	-	系統設計	系統	Ba	主の地 (建築物)	対象外	対象外	防護材料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	防護材料	-	-	設計SAの位置	設計基準対象施設の保護及び機器の位置等が十分	C	防護材料	防-6 設置設定機構	-	制御の禁止 (共用しない設備)	-	-	防護材料	-	-	第3種	環境条件、自然現象、人為的、地震、火災	防火設備 (対象 (汽部制御設備あり) 一層内)	Ba	その他 (放射線)	対象 (放射線) あり - 高圧少電圧線又は高電圧線	Ba	防護材料	防-2 系統防護用、防-3 防護用	-	
項目	項目名	規格等	適合性																																																																																																																																																														
第1種	環境条件 (温度、湿度、圧力、放射線)	原子炉建屋内	B																																																																																																																																																														
	湿度	(湿度) 機器と兼用する	-																																																																																																																																																														
	海水	海水を遮水しない	対象外																																																																																																																																																														
	施設からの影響	(施設機器等から) 影響により機器を失うおそれがない	-																																																																																																																																																														
	電磁的障害	(電磁波により) 機器が動作しない	-																																																																																																																																																														
	防護材料	防-3 防護用	-																																																																																																																																																														
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																														
	防護材料	-	-																																																																																																																																																														
	試験、検査 (検査性、点検検定、外部入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																																														
	防護材料	防-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																														
第2種	設置条件	本来の用途として使用一切を不要	Ba																																																																																																																																																														
	防護材料	防-4 系統用	-																																																																																																																																																														
	系統設計	保護路上同様の系統構成	Ba																																																																																																																																																														
	主の地 (建築物)	対象外	対象外																																																																																																																																																														
	防護材料	-	-																																																																																																																																																														
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																														
	防護材料	-	-																																																																																																																																																														
	設計SAの位置	設計基準対象施設の保護及び機器の位置等が十分	B																																																																																																																																																														
	防護材料	防-6 設置設定機構	-																																																																																																																																																														
	制御の禁止 (共用しない設備)	-	-																																																																																																																																																														
防護材料	-	-																																																																																																																																																															
第3種	環境条件、自然現象、人為的、地震、火災	防火設備 (対象 (汽部制御設備あり) 一層内)	Aa																																																																																																																																																														
	その他 (放射線)	対象 (放射線) あり - 高圧少電圧線又は高電圧線	Ca																																																																																																																																																														
	防護材料	防-2 系統防護用、防-3 防護用	-																																																																																																																																																														
項目	項目名	規格等	適合性																																																																																																																																																														
第1種	環境条件 (温度、湿度、圧力、放射線)	設計仕様書 (BWR固有の設備や対応手段あり)	Ba																																																																																																																																																														
	湿度	(湿度) 機器と兼用する	-																																																																																																																																																														
	海水	海水を遮水しない	対象外																																																																																																																																																														
	施設からの影響	(施設機器等から) 影響により機器を失うおそれがない	-																																																																																																																																																														
	電磁的障害	(電磁波により) 機器が動作しない	-																																																																																																																																																														
	防護材料	防-3 防護用	-																																																																																																																																																														
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																														
	防護材料	-	-																																																																																																																																																														
	試験、検査 (検査性、点検検定、外部入力)	計装制御設備	I																																																																																																																																																														
	防護材料	防-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																														
第2種	設置条件	本来の用途として使用一切を不要	Ba																																																																																																																																																														
	防護材料	防-4 系統用	-																																																																																																																																																														
	系統設計	系統	Ba																																																																																																																																																														
	主の地 (建築物)	対象外	対象外																																																																																																																																																														
	防護材料	-	-																																																																																																																																																														
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																														
	防護材料	-	-																																																																																																																																																														
	設計SAの位置	設計基準対象施設の保護及び機器の位置等が十分	C																																																																																																																																																														
	防護材料	防-6 設置設定機構	-																																																																																																																																																														
	制御の禁止 (共用しない設備)	-	-																																																																																																																																																														
防護材料	-	-																																																																																																																																																															
第3種	環境条件、自然現象、人為的、地震、火災	防火設備 (対象 (汽部制御設備あり) 一層内)	Ba																																																																																																																																																														
	その他 (放射線)	対象 (放射線) あり - 高圧少電圧線又は高電圧線	Ba																																																																																																																																																														
	防護材料	防-2 系統防護用、防-3 防護用	-																																																																																																																																																														

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計装設備</th> <th>起動領域モード</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>構造・形状・寸力 / 屋内外の区分 / 防射線</td> <td>原子炉核燃料容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水を達成しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震動からの影響</td> <td>(震出機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>試験・検査 (構造性、信頼性・可搬入性)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>切替と程</td> <td>本家の用途として機能-切替不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5種</td> <td>態 系統設計</td> <td>系統設計と同様の系統構成</td> <td>A、d</td> </tr> <tr> <td>その他 (振動等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6種</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7種</td> <td>取設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量計算関係</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8種</td> <td>実働の禁止</td> <td>(取用しない)設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9種</td> <td>異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内</td> <td>A、a</td> </tr> <tr> <td>サボート系統</td> <td>対象 (サボートあり) 一基なら駆動装置は系統図</td> <td>C、a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御系統図、図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計装設備	起動領域モード	型式記号	第1種	構造・形状・寸力 / 屋内外の区分 / 防射線	原子炉核燃料容器内	A	用途	(有線)機能を実現する	-	防水	防水を達成しない	対象外	地震動からの影響	(震出機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれる)	-	関連資料	図-3 配置図	-	第2種	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第3種	試験・検査 (構造性、信頼性・可搬入性)	計装制御設備	K	関連資料	図-5 試験及び検査	-	第4種	切替と程	本家の用途として機能-切替不要	対象外	関連資料	図-4 系統図	-	第5種	態 系統設計	系統設計と同様の系統構成	A、d	その他 (振動等)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第6種	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第7種	取設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	H	関連資料	図-6 容量計算関係	-	第8種	実働の禁止	(取用しない)設備	-	関連資料	-	-	第9種	異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内	A、a	サボート系統	対象 (サボートあり) 一基なら駆動装置は系統図	C、a	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配置図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計装設備</th> <th>機内/機外 (1) 機外 (2) 機外 (3)</th> <th>型式記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>構造・形状・寸力 / 屋内外の区分 / 防射線</td> <td>機内/機外 (2) 機外 (3)</td> <td>B</td> <td>【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水を達成しない</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地震動からの影響</td> <td>(震出機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれる)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>試験・検査 (構造性、信頼性・可搬入性)</td> <td>計装制御設備</td> <td>J</td> <td>【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>切替と程</td> <td>本家の用途として機能-切替不要</td> <td>K</td> <td>【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5種</td> <td>態 系統設計</td> <td>系統設計と同様の系統構成</td> <td>L</td> <td>【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】</td> </tr> <tr> <td>その他 (振動等)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6種</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7種</td> <td>取設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>M</td> <td>【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量計算関係</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8種</td> <td>実働の禁止</td> <td>(取用しない)設備</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9種</td> <td>異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内</td> <td>N</td> <td>【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】</td> </tr> <tr> <td>サボート系統</td> <td>対象 (サボートあり) 一基なら駆動装置は系統図</td> <td>O</td> <td>【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御系統図、図-3 配置図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計装設備	機内/機外 (1) 機外 (2) 機外 (3)	型式記号	備考	第1種	構造・形状・寸力 / 屋内外の区分 / 防射線	機内/機外 (2) 機外 (3)	B	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】	用途	(有線)機能を実現する	-	-	防水	防水を達成しない	-	-	地震動からの影響	(震出機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれる)	-	-	関連資料	図-3 配置図	-	-	第2種	操作性	操作不要	-	-	関連資料	-	-	-	第3種	試験・検査 (構造性、信頼性・可搬入性)	計装制御設備	J	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】	関連資料	図-5 試験及び検査	-	-	第4種	切替と程	本家の用途として機能-切替不要	K	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】	関連資料	図-4 系統図	-	-	第5種	態 系統設計	系統設計と同様の系統構成	L	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】	その他 (振動等)	対象外	-	-	関連資料	-	-	-	第6種	設置場所	操作不要	-	-	関連資料	-	-	-	第7種	取設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	M	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】	関連資料	図-6 容量計算関係	-	-	第8種	実働の禁止	(取用しない)設備	-	-	関連資料	-	-	-	第9種	異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内	N	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】	サボート系統	対象 (サボートあり) 一基なら駆動装置は系統図	O	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配置図	-	-	<p>相違理由</p>
項目名	計装設備	起動領域モード	型式記号																																																																																																																																																																																																			
第1種	構造・形状・寸力 / 屋内外の区分 / 防射線	原子炉核燃料容器内	A																																																																																																																																																																																																			
	用途	(有線)機能を実現する	-																																																																																																																																																																																																			
	防水	防水を達成しない	対象外																																																																																																																																																																																																			
	地震動からの影響	(震出機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれる)	-																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-3 配置図	-																																																																																																																																																																																																			
	第2種	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																		
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																		
	第3種	試験・検査 (構造性、信頼性・可搬入性)	計装制御設備	K																																																																																																																																																																																																		
		関連資料	図-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																																		
第4種	切替と程	本家の用途として機能-切替不要	対象外																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-4 系統図	-																																																																																																																																																																																																			
第5種	態 系統設計	系統設計と同様の系統構成	A、d																																																																																																																																																																																																			
	その他 (振動等)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
第6種	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
第7種	取設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	H																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-6 容量計算関係	-																																																																																																																																																																																																			
第8種	実働の禁止	(取用しない)設備	-																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
第9種	異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内	A、a																																																																																																																																																																																																			
	サボート系統	対象 (サボートあり) 一基なら駆動装置は系統図	C、a																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配置図	-																																																																																																																																																																																																			
項目名	計装設備	機内/機外 (1) 機外 (2) 機外 (3)	型式記号	備考																																																																																																																																																																																																		
第1種	構造・形状・寸力 / 屋内外の区分 / 防射線	機内/機外 (2) 機外 (3)	B	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】																																																																																																																																																																																																		
	用途	(有線)機能を実現する	-	-																																																																																																																																																																																																		
	防水	防水を達成しない	-	-																																																																																																																																																																																																		
	地震動からの影響	(震出機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-	-																																																																																																																																																																																																		
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれる)	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-3 配置図	-	-																																																																																																																																																																																																		
	第2種	操作性	操作不要	-	-																																																																																																																																																																																																	
		関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																	
	第3種	試験・検査 (構造性、信頼性・可搬入性)	計装制御設備	J	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】																																																																																																																																																																																																	
		関連資料	図-5 試験及び検査	-	-																																																																																																																																																																																																	
第4種	切替と程	本家の用途として機能-切替不要	K	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-4 系統図	-	-																																																																																																																																																																																																		
第5種	態 系統設計	系統設計と同様の系統構成	L	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】																																																																																																																																																																																																		
	その他 (振動等)	対象外	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
第6種	設置場所	操作不要	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
第7種	取設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	M	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-6 容量計算関係	-	-																																																																																																																																																																																																		
第8種	実働の禁止	(取用しない)設備	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
第9種	異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一部内	N	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】																																																																																																																																																																																																		
	サボート系統	対象 (サボートあり) 一基なら駆動装置は系統図	O	【機内/機外 (2) 機外 (3) 共通】																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配置図	-	-																																																																																																																																																																																																		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																				
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・強度・圧力・電圧の制限・防振</td> <td>炉子炉格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>(有償に補正と見做す)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (保安性、事故防止・再発防止)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>計-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用し検査不要</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>計-4 信頼性</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計段階の系統構成</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>計-5 系統設計</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>取組</td> <td>設計基準対象設計の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>計-6 容量設定値</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>取組</td> <td>取組を適さない (取組しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>取組</td> <td>取組を適さない (代位対象設備あり) → 屋内</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組 (計-7) → あり → 適した取組設計は再検討</td> <td>C,B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>取組</td> <td>計-7 取組設計</td> <td>計-7 取組設計</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	第1項	構造・強度・圧力・電圧の制限・防振	炉子炉格納容器内	A	取組	(有償に補正と見做す)	-	取組	取組を適さない	対象外	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	取組	-	-	第3項	試験・検査 (保安性、事故防止・再発防止)	計装制御設備	B	取組	計-3 試験及び検査	-	第4項	信頼性	本来の用途として使用し検査不要	B	取組	計-4 信頼性	-	第5項	系統設計	系統設計段階の系統構成	A,B	取組	計-5 系統設計	対象外	第6項	設置場所	操作不要	対象外	取組	-	-	第7項	取組	設計基準対象設計の系統及び機器の容量等が十分	B	取組	計-6 容量設定値	-	第8項	取組	取組を適さない (取組しない設備)	-	取組	-	-	第9項	取組	取組を適さない (代位対象設備あり) → 屋内	A,B	取組	取組 (計-7) → あり → 適した取組設計は再検討	C,B	第10項	取組	計-7 取組設計	計-7 取組設計	取組	-	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・強度・圧力・電圧の制限・防振</td> <td>炉子炉格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>(有償に補正と見做す)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組を適さない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (保安性、事故防止・再発防止)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>計-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用し検査不要</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>計-4 信頼性</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計段階の系統構成</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>計-5 系統設計</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>取組</td> <td>設計基準対象設計の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>計-6 容量設定値</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>取組</td> <td>取組を適さない (取組しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>取組</td> <td>取組を適さない (代位対象設備あり) → 屋内</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>取組 (計-7) → あり → 適した取組設計は再検討</td> <td>C,B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>取組</td> <td>計-7 取組設計</td> <td>計-7 取組設計</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	第1項	構造・強度・圧力・電圧の制限・防振	炉子炉格納容器内	A	取組	(有償に補正と見做す)	-	取組	取組を適さない	対象外	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	取組	取組を適さない	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	取組	-	-	第3項	試験・検査 (保安性、事故防止・再発防止)	計装制御設備	B	取組	計-3 試験及び検査	-	第4項	信頼性	本来の用途として使用し検査不要	B	取組	計-4 信頼性	-	第5項	系統設計	系統設計段階の系統構成	A,B	取組	計-5 系統設計	対象外	第6項	設置場所	操作不要	対象外	取組	-	-	第7項	取組	設計基準対象設計の系統及び機器の容量等が十分	B	取組	計-6 容量設定値	-	第8項	取組	取組を適さない (取組しない設備)	-	取組	-	-	第9項	取組	取組を適さない (代位対象設備あり) → 屋内	A,B	取組	取組 (計-7) → あり → 適した取組設計は再検討	C,B	第10項	取組	計-7 取組設計	計-7 取組設計	取組	-	-	
項目	項目名	項目内容	適合性																																																																																																																																																																																																				
第1項	構造・強度・圧力・電圧の制限・防振	炉子炉格納容器内	A																																																																																																																																																																																																				
	取組	(有償に補正と見做す)	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	対象外																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																				
	取組	-	-																																																																																																																																																																																																				
	第3項	試験・検査 (保安性、事故防止・再発防止)	計装制御設備	B																																																																																																																																																																																																			
		取組	計-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																																			
	第4項	信頼性	本来の用途として使用し検査不要	B																																																																																																																																																																																																			
		取組	計-4 信頼性	-																																																																																																																																																																																																			
	第5項	系統設計	系統設計段階の系統構成	A,B																																																																																																																																																																																																			
		取組	計-5 系統設計	対象外																																																																																																																																																																																																			
	第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																			
		取組	-	-																																																																																																																																																																																																			
第7項	取組	設計基準対象設計の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																																				
	取組	計-6 容量設定値	-																																																																																																																																																																																																				
第8項	取組	取組を適さない (取組しない設備)	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	-	-																																																																																																																																																																																																				
第9項	取組	取組を適さない (代位対象設備あり) → 屋内	A,B																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組 (計-7) → あり → 適した取組設計は再検討	C,B																																																																																																																																																																																																				
第10項	取組	計-7 取組設計	計-7 取組設計																																																																																																																																																																																																				
	取組	-	-																																																																																																																																																																																																				
項目	項目名	項目内容	適合性																																																																																																																																																																																																				
第1項	構造・強度・圧力・電圧の制限・防振	炉子炉格納容器内	A																																																																																																																																																																																																				
	取組	(有償に補正と見做す)	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	対象外																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組を適さない	-																																																																																																																																																																																																				
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																				
	取組	-	-																																																																																																																																																																																																				
	第3項	試験・検査 (保安性、事故防止・再発防止)	計装制御設備	B																																																																																																																																																																																																			
		取組	計-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																																			
	第4項	信頼性	本来の用途として使用し検査不要	B																																																																																																																																																																																																			
		取組	計-4 信頼性	-																																																																																																																																																																																																			
	第5項	系統設計	系統設計段階の系統構成	A,B																																																																																																																																																																																																			
		取組	計-5 系統設計	対象外																																																																																																																																																																																																			
	第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																			
		取組	-	-																																																																																																																																																																																																			
第7項	取組	設計基準対象設計の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																																				
	取組	計-6 容量設定値	-																																																																																																																																																																																																				
第8項	取組	取組を適さない (取組しない設備)	-																																																																																																																																																																																																				
	取組	-	-																																																																																																																																																																																																				
第9項	取組	取組を適さない (代位対象設備あり) → 屋内	A,B																																																																																																																																																																																																				
	取組	取組 (計-7) → あり → 適した取組設計は再検討	C,B																																																																																																																																																																																																				
第10項	取組	計-7 取組設計	計-7 取組設計																																																																																																																																																																																																				
	取組	-	-																																																																																																																																																																																																				





灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補 58-1-36 から再掲

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

相違理由

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																							
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名: 計装設備</th> <th>フィルタ装置本体 (広業機)</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>構造・保安・圧力 異常の監視/制御</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に機能を考慮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を越えない*</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>地震揺動からの影響</td> <td>(固有の揺動等からの影響により機能を示すおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>備注</td> <td>機体不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号機</td> <td>試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>本機の用途として使用一回終了後</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号機</td> <td>構造・保安 監視</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を越えない*</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4号機</td> <td>設置場所</td> <td>機体不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設計SAの容量</td> <td>最大事故等への対応を本機の目的として設計するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号機</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 常設計装設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6号機</td> <td>構造・保安・圧力 異常の監視/制御</td> <td>計装設備-対象 (対象材料の制御あり) - 一部内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を越えない*</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>対象「サブポート」を有する一貫炉心駆動炉及び炉心駆動炉</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号機</td> <td>設置場所</td> <td>機体不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名: 計装設備	フィルタ装置本体 (広業機)	型式記号	第1号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	原子炉建屋原子炉室内	B	荷重	(荷重に機能を考慮する)	-	高さ	基本を越えない*	対応なし	地震揺動からの影響	(固有の揺動等からの影響により機能を示すおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-2 配置図	-	備注	機体不要	対応なし	関連資料	-	-	第2号機	試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	K	関連資料	第1-5 試験及び検査	-	設置条件	本機の用途として使用一回終了後	Ba	関連資料	第1-4 配置図	-	第3号機	構造・保安 監視	その他	Aa	高さ	基本を越えない*	対応なし	関連資料	-	-	第4号機	設置場所	機体不要	対応なし	関連資料	-	-	設計SAの容量	最大事故等への対応を本機の目的として設計するもの	A	第5号機	関連資料	第1-6 常設計装設備	-	設置の禁止	(適用しない設備)	-	関連資料	-	-	第6号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	計装設備-対象 (対象材料の制御あり) - 一部内	Aa	高さ	基本を越えない*	対応なし	関連資料	対象「サブポート」を有する一貫炉心駆動炉及び炉心駆動炉	Ca	第7号機	設置場所	機体不要	対応なし	関連資料	第1-2 配置図	-	設置の禁止	(適用しない設備)	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名: 計装設備</th> <th>フィルタ装置本体 (広業機)</th> <th>型式記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>構造・保安・圧力 異常の監視/制御</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に機能を考慮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を越えない*</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>地震揺動からの影響</td> <td>(固有の揺動等からの影響により機能を示すおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>備注</td> <td>機体不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号機</td> <td>試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>本機の用途として使用一回終了後</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号機</td> <td>構造・保安 監視</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を越えない*</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4号機</td> <td>設置場所</td> <td>機体不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設計SAの容量</td> <td>最大事故等への対応を本機の目的として設計するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号機</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 常設計装設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6号機</td> <td>構造・保安・圧力 異常の監視/制御</td> <td>計装設備-対象 (対象材料の制御あり) - 一部内</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を越えない*</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>対象「サブポート」を有する一貫炉心駆動炉及び炉心駆動炉</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号機</td> <td>設置場所</td> <td>機体不要</td> <td>対応なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名: 計装設備	フィルタ装置本体 (広業機)	型式記号	備考	第1号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	原子炉建屋原子炉室内	Ba	荷重	(荷重に機能を考慮する)	-	高さ	基本を越えない*	対応なし	地震揺動からの影響	(固有の揺動等からの影響により機能を示すおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-2 配置図	-	備注	機体不要	対応なし	関連資料	-	-	第2号機	試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	J	関連資料	第1-5 試験及び検査	-	設置条件	本機の用途として使用一回終了後	Ba	関連資料	第1-4 配置図	-	第3号機	構造・保安 監視	その他	Aa	高さ	基本を越えない*	対応なし	関連資料	-	-	第4号機	設置場所	機体不要	対応なし	関連資料	-	-	設計SAの容量	最大事故等への対応を本機の目的として設計するもの	A	第5号機	関連資料	第1-6 常設計装設備	-	設置の禁止	(適用しない設備)	-	関連資料	-	-	第6号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	計装設備-対象 (対象材料の制御あり) - 一部内	Ba	高さ	基本を越えない*	対応なし	関連資料	対象「サブポート」を有する一貫炉心駆動炉及び炉心駆動炉	Ca	第7号機	設置場所	機体不要	対応なし	関連資料	-	-	設置の禁止	(適用しない設備)	-	<p>相違理由</p>
設備名: 計装設備	フィルタ装置本体 (広業機)	型式記号																																																																																																																																																																																								
第1号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																																																																																																																							
	荷重	(荷重に機能を考慮する)	-																																																																																																																																																																																							
	高さ	基本を越えない*	対応なし																																																																																																																																																																																							
	地震揺動からの影響	(固有の揺動等からの影響により機能を示すおそれがない)	-																																																																																																																																																																																							
	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																							
	関連資料	第1-2 配置図	-																																																																																																																																																																																							
	備注	機体不要	対応なし																																																																																																																																																																																							
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																							
	第2号機	試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																						
		関連資料	第1-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																						
設置条件		本機の用途として使用一回終了後	Ba																																																																																																																																																																																							
関連資料		第1-4 配置図	-																																																																																																																																																																																							
第3号機		構造・保安 監視	その他	Aa																																																																																																																																																																																						
		高さ	基本を越えない*	対応なし																																																																																																																																																																																						
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																						
第4号機		設置場所	機体不要	対応なし																																																																																																																																																																																						
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																						
		設計SAの容量	最大事故等への対応を本機の目的として設計するもの	A																																																																																																																																																																																						
第5号機	関連資料	第1-6 常設計装設備	-																																																																																																																																																																																							
	設置の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																																																																																																																							
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																							
第6号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	計装設備-対象 (対象材料の制御あり) - 一部内	Aa																																																																																																																																																																																							
	高さ	基本を越えない*	対応なし																																																																																																																																																																																							
	関連資料	対象「サブポート」を有する一貫炉心駆動炉及び炉心駆動炉	Ca																																																																																																																																																																																							
第7号機	設置場所	機体不要	対応なし																																																																																																																																																																																							
	関連資料	第1-2 配置図	-																																																																																																																																																																																							
	設置の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																																																																																																																							
設備名: 計装設備	フィルタ装置本体 (広業機)	型式記号	備考																																																																																																																																																																																							
第1号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	原子炉建屋原子炉室内	Ba																																																																																																																																																																																							
	荷重	(荷重に機能を考慮する)	-																																																																																																																																																																																							
	高さ	基本を越えない*	対応なし																																																																																																																																																																																							
	地震揺動からの影響	(固有の揺動等からの影響により機能を示すおそれがない)	-																																																																																																																																																																																							
	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																							
	関連資料	第1-2 配置図	-																																																																																																																																																																																							
	備注	機体不要	対応なし																																																																																																																																																																																							
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																							
	第2号機	試験・検査 (既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	J																																																																																																																																																																																						
		関連資料	第1-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																						
設置条件		本機の用途として使用一回終了後	Ba																																																																																																																																																																																							
関連資料		第1-4 配置図	-																																																																																																																																																																																							
第3号機		構造・保安 監視	その他	Aa																																																																																																																																																																																						
		高さ	基本を越えない*	対応なし																																																																																																																																																																																						
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																						
第4号機		設置場所	機体不要	対応なし																																																																																																																																																																																						
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																						
		設計SAの容量	最大事故等への対応を本機の目的として設計するもの	A																																																																																																																																																																																						
第5号機	関連資料	第1-6 常設計装設備	-																																																																																																																																																																																							
	設置の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																																																																																																																							
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																							
第6号機	構造・保安・圧力 異常の監視/制御	計装設備-対象 (対象材料の制御あり) - 一部内	Ba																																																																																																																																																																																							
	高さ	基本を越えない*	対応なし																																																																																																																																																																																							
	関連資料	対象「サブポート」を有する一貫炉心駆動炉及び炉心駆動炉	Ca																																																																																																																																																																																							
第7号機	設置場所	機体不要	対応なし																																																																																																																																																																																							
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																							
	設置の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																																																																																																																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・形状・圧力・電圧の範囲/放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(有源)機能未定解する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>寿命</td> <td>寿命未定未定なし</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>軌道からの影響</td> <td>(周辺軌道等からの影響)により機能未定未定未定なし</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用一回操作不要</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置設計</td> <td>その他</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (駆動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置SAの位置</td> <td>無人監視等への機能を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 設置設定書</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱いの禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置条件、自然現象、人為事象、盗犯、火災</td> <td>防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>試験・検査</td> <td>対象 (第1-7-1条あり) - 電気工機械部(立)検査</td> <td>C4</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 検査記録簿、第1-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	規格化区分	第1項	構造・形状・圧力・電圧の範囲/放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B	質量	(有源)機能未定解する	-	寿命	寿命未定未定なし	対象外	軌道からの影響	(周辺軌道等からの影響)により機能未定未定未定なし	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-3 配線図	-	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第2項	試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	第3項	信頼性	本来の用途として使用一回操作不要	B3	関連資料	第1-4 系統図	-	第4項	設置設計	その他	A4	その他 (駆動物)	対象外	対象外	第5項	関連資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	第6項	関連資料	-	-	設置SAの位置	無人監視等への機能を本来の目的として設置するもの	A	第7項	関連資料	第1-6 設置設定書	-	取扱いの禁止	(共用しない設備)	-	第8項	関連資料	-	-	設置条件、自然現象、人為事象、盗犯、火災	防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内	A4	第9項	試験・検査	対象 (第1-7-1条あり) - 電気工機械部(立)検査	C4	関連資料	第1-2 検査記録簿、第1-3 配線図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>規格化区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・形状・圧力・電圧の範囲/放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B4</td> <td>【電気設備用材料】(C)と記載</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(有源)機能未定解する</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>寿命</td> <td>寿命未定未定なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>軌道からの影響</td> <td>(周辺軌道等からの影響)により機能未定未定未定なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配線図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> <td>【電気設備用材料】(C)と記載</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用一回操作不要</td> <td>B4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置設計</td> <td>原子炉建屋設置</td> <td>A4</td> <td>【電気設備用材料】(C)と記載</td> </tr> <tr> <td>その他 (駆動物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置SAの位置</td> <td>無人監視等への機能を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 設置設定書</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱いの禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置条件、自然現象、人為事象、盗犯、火災</td> <td>防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内</td> <td>A4</td> <td>【電気設備用材料】(C)と記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>試験・検査</td> <td>対象 (第1-7-1条あり) - 電気工機械部(立)検査</td> <td>C4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 検査記録簿、第1-3 配線図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	規格化区分	備考	第1項	構造・形状・圧力・電圧の範囲/放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B4	【電気設備用材料】(C)と記載	質量	(有源)機能未定解する	-	-	寿命	寿命未定未定なし	-	-	軌道からの影響	(周辺軌道等からの影響)により機能未定未定未定なし	-	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	-	関連資料	第1-3 配線図	-	-	操作性	操作不要	-	-	関連資料	-	-	-	第2項	試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)	計測制御設備	J	【電気設備用材料】(C)と記載	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	-	第3項	信頼性	本来の用途として使用一回操作不要	B4	-	関連資料	第1-4 系統図	-	-	第4項	設置設計	原子炉建屋設置	A4	【電気設備用材料】(C)と記載	その他 (駆動物)	対象外	-	-	第5項	関連資料	-	-	-	設置場所	操作不要	-	-	第6項	関連資料	-	-	-	設置SAの位置	無人監視等への機能を本来の目的として設置するもの	A	-	第7項	関連資料	第1-6 設置設定書	-	-	取扱いの禁止	(共用しない設備)	-	-	第8項	関連資料	-	-	-	設置条件、自然現象、人為事象、盗犯、火災	防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内	A4	【電気設備用材料】(C)と記載	第9項	試験・検査	対象 (第1-7-1条あり) - 電気工機械部(立)検査	C4	-	関連資料	第1-2 検査記録簿、第1-3 配線図	-	-	<p>相違理由</p>
項目	項目名	項目内容	規格化区分																																																																																																																																																																																																			
第1項	構造・形状・圧力・電圧の範囲/放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																																																																																																																																			
	質量	(有源)機能未定解する	-																																																																																																																																																																																																			
	寿命	寿命未定未定なし	対象外																																																																																																																																																																																																			
	軌道からの影響	(周辺軌道等からの影響)により機能未定未定未定なし	-																																																																																																																																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	第1-3 配線図	-																																																																																																																																																																																																			
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	第2項	試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																																		
		関連資料	第1-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																																		
第3項	信頼性	本来の用途として使用一回操作不要	B3																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	第1-4 系統図	-																																																																																																																																																																																																			
第4項	設置設計	その他	A4																																																																																																																																																																																																			
	その他 (駆動物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																			
第5項	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																																			
第6項	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	設置SAの位置	無人監視等への機能を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																																			
第7項	関連資料	第1-6 設置設定書	-																																																																																																																																																																																																			
	取扱いの禁止	(共用しない設備)	-																																																																																																																																																																																																			
第8項	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	設置条件、自然現象、人為事象、盗犯、火災	防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内	A4																																																																																																																																																																																																			
第9項	試験・検査	対象 (第1-7-1条あり) - 電気工機械部(立)検査	C4																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	第1-2 検査記録簿、第1-3 配線図	-																																																																																																																																																																																																			
項目	項目名	項目内容	規格化区分	備考																																																																																																																																																																																																		
第1項	構造・形状・圧力・電圧の範囲/放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B4	【電気設備用材料】(C)と記載																																																																																																																																																																																																		
	質量	(有源)機能未定解する	-	-																																																																																																																																																																																																		
	寿命	寿命未定未定なし	-	-																																																																																																																																																																																																		
	軌道からの影響	(周辺軌道等からの影響)により機能未定未定未定なし	-	-																																																																																																																																																																																																		
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	第1-3 配線図	-	-																																																																																																																																																																																																		
	操作性	操作不要	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	第2項	試験・検査 (検査性、系統確認・外部入力)	計測制御設備	J	【電気設備用材料】(C)と記載																																																																																																																																																																																																	
		関連資料	第1-3 試験及び検査	-	-																																																																																																																																																																																																	
第3項	信頼性	本来の用途として使用一回操作不要	B4	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	第1-4 系統図	-	-																																																																																																																																																																																																		
第4項	設置設計	原子炉建屋設置	A4	【電気設備用材料】(C)と記載																																																																																																																																																																																																		
	その他 (駆動物)	対象外	-	-																																																																																																																																																																																																		
第5項	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	設置場所	操作不要	-	-																																																																																																																																																																																																		
第6項	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	設置SAの位置	無人監視等への機能を本来の目的として設置するもの	A	-																																																																																																																																																																																																		
第7項	関連資料	第1-6 設置設定書	-	-																																																																																																																																																																																																		
	取扱いの禁止	(共用しない設備)	-	-																																																																																																																																																																																																		
第8項	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	設置条件、自然現象、人為事象、盗犯、火災	防止設備-対象 (対象物別設置あり) - 屋内	A4	【電気設備用材料】(C)と記載																																																																																																																																																																																																		
第9項	試験・検査	対象 (第1-7-1条あり) - 電気工機械部(立)検査	C4	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	第1-2 検査記録簿、第1-3 配線図	-	-																																																																																																																																																																																																		





灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																		
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>第1号</td> <td>構造・形状・圧力・屋外の天候・放射線</td> <td>炉内の炉室内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>質量</td> <td>(有因に機能に影響する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>海水</td> <td>海水を含まない*</td> <td>別添件</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>熱設備からの影響</td> <td>(構造・機器等からの影響により機能に影響を及ぼさない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>別添件</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>試験・検査 (検査性、非破壊的・再進入的)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-5 試験点検表</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>第1号</td> <td>材質と性</td> <td>本業の用途として使用一切禁止</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-4 非破壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>非破壊試験</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>その他 (検査制)</td> <td>別添件</td> <td>別添件</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>別添件</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>放射線への対策</td> <td>重大事故等への対策を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 放射線計測機</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>放射線の停止</td> <td>(放射線のない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第11号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3項</td> <td>第1号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、論争、火災</td> <td>防止設備の対象 (対策対象設備あり) → 炉内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>サポート系設備</td> <td>対象 (サポート系あり) → 異なる形態/構造/設置位置</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図、第1-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	内容	適合性	第1項	第1号	構造・形状・圧力・屋外の天候・放射線	炉内の炉室内	C	第2号	質量	(有因に機能に影響する)	—	第3号	海水	海水を含まない*	別添件	第4号	熱設備からの影響	(構造・機器等からの影響により機能に影響を及ぼさない)	—	第5号	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	第6号	関連資料	第1-3 配置図	—	第7号	設置場所	操作室	別添件	第8号	関連資料	—	—	第9号	試験・検査 (検査性、非破壊的・再進入的)	計測制御設備	K	第10号	関連資料	第1-5 試験点検表	—	第2項	第1号	材質と性	本業の用途として使用一切禁止	Ba	第2号	関連資料	第1-4 非破壊	—	第3号	非破壊試験	その他	Aa	第4号	その他 (検査制)	別添件	別添件	第5号	関連資料	—	—	第6号	設置場所	操作室	別添件	第7号	関連資料	—	—	第8号	放射線への対策	重大事故等への対策を本来の目的として設置するもの	A	第9号	関連資料	第1-6 放射線計測機	—	第10号	放射線の停止	(放射線のない設備)	—	第11号	関連資料	—	—	第3項	第1号	環境条件、自然現象、人為事象、論争、火災	防止設備の対象 (対策対象設備あり) → 炉内	Aa	第2号	サポート系設備	対象 (サポート系あり) → 異なる形態/構造/設置位置	Ca	第3号	関連資料	第1-2 配置図、第1-3 配置図	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>第1号</td> <td>構造・形状・圧力・屋外の天候・放射線</td> <td>炉内の炉室内</td> <td>Ba</td> <td>(BWR固有設備) (BWR固有設備)</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>質量</td> <td>(有因に機能に影響する)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>海水</td> <td>海水を含まない*</td> <td>✓</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>熱設備からの影響</td> <td>(構造・機器等からの影響により機能に影響を及ぼさない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配置図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>✓</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>試験・検査 (検査性、非破壊的・再進入的)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> <td>(BWR固有設備) (BWR固有設備)</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-5 試験点検表</td> <td>Ba</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>第1号</td> <td>材質と性</td> <td>本業の用途として使用一切禁止 (放射線対策)</td> <td>Ba</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-4 非破壊</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>非破壊試験</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> <td>(BWR固有設備) (BWR固有設備)</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>その他 (検査制)</td> <td>別添件</td> <td>✓</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>✓</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>放射線への対策</td> <td>重大事故等への対策を本来の目的として設置するもの</td> <td>✓</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>関連資料</td> <td>第1-6 放射線計測機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>放射線の停止</td> <td>(放射線のない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第11号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3項</td> <td>第1号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、論争、火災</td> <td>防止設備の対象 (対策対象設備あり) → 炉内</td> <td>Ba</td> <td>(BWR固有設備) (BWR固有設備)</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>サポート系設備</td> <td>対象 (サポート系あり)</td> <td>✓</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	内容	適合性	備考	第1項	第1号	構造・形状・圧力・屋外の天候・放射線	炉内の炉室内	Ba	(BWR固有設備) (BWR固有設備)	第2号	質量	(有因に機能に影響する)	—	—	第3号	海水	海水を含まない*	✓	—	第4号	熱設備からの影響	(構造・機器等からの影響により機能に影響を及ぼさない)	—	—	第5号	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	—	第6号	関連資料	第1-3 配置図	—	—	第7号	設置場所	操作室	✓	—	第8号	関連資料	—	—	—	第9号	試験・検査 (検査性、非破壊的・再進入的)	計測制御設備	J	(BWR固有設備) (BWR固有設備)	第10号	関連資料	第1-5 試験点検表	Ba	—	第2項	第1号	材質と性	本業の用途として使用一切禁止 (放射線対策)	Ba	—	第2号	関連資料	第1-4 非破壊	—	—	第3号	非破壊試験	その他	Ba	(BWR固有設備) (BWR固有設備)	第4号	その他 (検査制)	別添件	✓	—	第5号	関連資料	—	—	—	第6号	設置場所	操作室	✓	—	第7号	関連資料	—	—	—	第8号	放射線への対策	重大事故等への対策を本来の目的として設置するもの	✓	—	第9号	関連資料	第1-6 放射線計測機	—	—	第10号	放射線の停止	(放射線のない設備)	—	—	第11号	関連資料	—	—	—	第3項	第1号	環境条件、自然現象、人為事象、論争、火災	防止設備の対象 (対策対象設備あり) → 炉内	Ba	(BWR固有設備) (BWR固有設備)	第2号	サポート系設備	対象 (サポート系あり)	✓	—	<p>相違理由</p>
項目	項目名	内容	適合性																																																																																																																																																																																																																																		
第1項	第1号	構造・形状・圧力・屋外の天候・放射線	炉内の炉室内	C																																																																																																																																																																																																																																	
	第2号	質量	(有因に機能に影響する)	—																																																																																																																																																																																																																																	
	第3号	海水	海水を含まない*	別添件																																																																																																																																																																																																																																	
	第4号	熱設備からの影響	(構造・機器等からの影響により機能に影響を及ぼさない)	—																																																																																																																																																																																																																																	
	第5号	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																																																																	
	第6号	関連資料	第1-3 配置図	—																																																																																																																																																																																																																																	
	第7号	設置場所	操作室	別添件																																																																																																																																																																																																																																	
	第8号	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																	
	第9号	試験・検査 (検査性、非破壊的・再進入的)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																																																																	
	第10号	関連資料	第1-5 試験点検表	—																																																																																																																																																																																																																																	
第2項	第1号	材質と性	本業の用途として使用一切禁止	Ba																																																																																																																																																																																																																																	
	第2号	関連資料	第1-4 非破壊	—																																																																																																																																																																																																																																	
	第3号	非破壊試験	その他	Aa																																																																																																																																																																																																																																	
	第4号	その他 (検査制)	別添件	別添件																																																																																																																																																																																																																																	
	第5号	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																	
	第6号	設置場所	操作室	別添件																																																																																																																																																																																																																																	
	第7号	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																	
	第8号	放射線への対策	重大事故等への対策を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																																																																	
	第9号	関連資料	第1-6 放射線計測機	—																																																																																																																																																																																																																																	
	第10号	放射線の停止	(放射線のない設備)	—																																																																																																																																																																																																																																	
第11号	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																		
第3項	第1号	環境条件、自然現象、人為事象、論争、火災	防止設備の対象 (対策対象設備あり) → 炉内	Aa																																																																																																																																																																																																																																	
	第2号	サポート系設備	対象 (サポート系あり) → 異なる形態/構造/設置位置	Ca																																																																																																																																																																																																																																	
	第3号	関連資料	第1-2 配置図、第1-3 配置図	—																																																																																																																																																																																																																																	
	項目	項目名	内容	適合性	備考																																																																																																																																																																																																																																
	第1項	第1号	構造・形状・圧力・屋外の天候・放射線	炉内の炉室内	Ba	(BWR固有設備) (BWR固有設備)																																																																																																																																																																																																																															
		第2号	質量	(有因に機能に影響する)	—	—																																																																																																																																																																																																																															
		第3号	海水	海水を含まない*	✓	—																																																																																																																																																																																																																															
		第4号	熱設備からの影響	(構造・機器等からの影響により機能に影響を及ぼさない)	—	—																																																																																																																																																																																																																															
		第5号	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	—																																																																																																																																																																																																																															
		第6号	関連資料	第1-3 配置図	—	—																																																																																																																																																																																																																															
第7号		設置場所	操作室	✓	—																																																																																																																																																																																																																																
第8号		関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
第9号		試験・検査 (検査性、非破壊的・再進入的)	計測制御設備	J	(BWR固有設備) (BWR固有設備)																																																																																																																																																																																																																																
第10号		関連資料	第1-5 試験点検表	Ba	—																																																																																																																																																																																																																																
第2項	第1号	材質と性	本業の用途として使用一切禁止 (放射線対策)	Ba	—																																																																																																																																																																																																																																
	第2号	関連資料	第1-4 非破壊	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	第3号	非破壊試験	その他	Ba	(BWR固有設備) (BWR固有設備)																																																																																																																																																																																																																																
	第4号	その他 (検査制)	別添件	✓	—																																																																																																																																																																																																																																
	第5号	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	第6号	設置場所	操作室	✓	—																																																																																																																																																																																																																																
	第7号	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	第8号	放射線への対策	重大事故等への対策を本来の目的として設置するもの	✓	—																																																																																																																																																																																																																																
	第9号	関連資料	第1-6 放射線計測機	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	第10号	放射線の停止	(放射線のない設備)	—	—																																																																																																																																																																																																																																
第11号	関連資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																	
第3項	第1号	環境条件、自然現象、人為事象、論争、火災	防止設備の対象 (対策対象設備あり) → 炉内	Ba	(BWR固有設備) (BWR固有設備)																																																																																																																																																																																																																																
	第2号	サポート系設備	対象 (サポート系あり)	✓	—																																																																																																																																																																																																																																

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)		
第4号機	計装設備	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	
		その他	その他	その他	その他	
第3号機	計装設備	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	
		その他	その他	その他	その他	
第2号機	計装設備	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	
		その他	その他	その他	その他	
第1号機	計装設備	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	
		その他	その他	その他	その他	
第4号機	計装設備	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	
		その他	その他	その他	その他	
第3号機	計装設備	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	
		その他	その他	その他	その他	
第2号機	計装設備	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	
		その他	その他	その他	その他	
第1号機	計装設備	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	監視・検出・指示・警報装置	
		その他	その他	その他	その他	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)		相違理由		
第4号機	計装設備	高圧機器と高圧受電線入線直度		高圧機器と高圧受電線入線直度		製造仕 区分		
		第1号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	震度・湿度・圧力 ・放射線	炉子中/機室炉子中/機室内	炉子中/機室炉子中/機室内	B	
				負荷	(負荷に機能と変化する)	—	—	
				寿命	寿命を過ぎない	—	短寿命	
				設計値からの影響	(設計値等から影響を受けず)	—	—	
				電圧降下	(電圧降下により機能に影響はない)	—	—	
		第2号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	環境条件	操作不能	—	短寿命	
				環境条件	—	—	—	
				試験・検査 (検査性、柔軟性、外部入力)	計装制御設備	—	B	
				環境条件	計装及び検査	—	—	
				信頼性	本来の用途として使用し得る予備	—	B	
		第3号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	環境条件	—	—	—	
				設計値	機設計/制御の設計値	—	A/B	
				立上げ(制御物)	制御物	—	短寿命	
				環境条件	—	—	—	
信頼性	操作不能			—	短寿命			
第4号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	環境条件	—	—	—			
		設計値	設計基準/設計値の基準及び機設計の目安等が十分	—	B			
		信頼性	計装制御設備	—	—			
		共用の禁止	(共用しない設備)	—	—			
		環境条件	—	—	—			
第5号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	環境条件、自然現象、人為事 故、震害、火災	防止設備(対象 (代替制御設備あり)) → 機内	—	A/B			
		予備電源設備	対象 (予備電源あり) → 機内/機室/機室内/機室外	—	C/B			
		環境条件	計装制御設備	—	—			
		環境条件	計装制御設備	—	—			
		環境条件	—	—	—			
第3号機	計装設備	高圧機器と高圧受電線入線直度		高圧機器と高圧受電線入線直度		製造仕 区分		
		第1号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	震度・湿度・圧力 ・放射線	炉子中/機室炉子中/機室内	炉子中/機室炉子中/機室内	B	(機室制御設備)計装制御設備
				負荷	(負荷に機能と変化する)	—	—	
				寿命	寿命を過ぎない	—	短寿命	
				設計値からの影響	(設計値等から影響を受けず)	—	—	
				電圧降下	(電圧降下により機能に影響はない)	—	—	
		第2号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	環境条件	操作不能	—	短寿命	
				環境条件	—	—	—	
				試験・検査 (検査性、柔軟性、外部入力)	計装制御設備	—	B	(機室制御設備)計装制御設備
				環境条件	計装及び検査	—	—	
				信頼性	本来の用途として使用し得る予備	—	B	
		第3号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	環境条件	—	—	—	
				設計値	機設計/制御の設計値	—	A/B	
				立上げ(制御物)	制御物	—	短寿命	
				環境条件	—	—	—	
信頼性	操作不能			—	短寿命			
第4号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	環境条件	—	—	—			
		設計値	設計基準/設計値の基準及び機設計の目安等が十分	—	B			
		信頼性	計装制御設備	—	—			
		共用の禁止	(共用しない設備)	—	—			
		環境条件	—	—	—			
第5号機	環境条件 に よ り お こ る 機 能 性	環境条件、自然現象、人為事 故、震害、火災	防止設備(対象 (代替制御設備あり)) → 機内	—	A/B			
		予備電源設備	対象 (予備電源あり) → 機内/機室/機室内/機室外	—	C/B			
		環境条件	計装制御設備	—	—			
		環境条件	計装制御設備	—	—			
		環境条件	—	—	—			

\*記号は「A」は設計方針の相違内容、記号は記載箇所を示す。  
 \*「/」は設計方針の相違する箇所/内容/設備を示すこと。相違内容/箇所/設備を示す場合は、相違内容を明示して記載する。  
 \*「/」は記載表現/設備名称であることを示し、設備が同一設計方針であることを示す。







灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補 58-1-36 から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	設置	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

項目	設計	製造	設置	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

相違理由

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補 58-1-36 から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	内容	相違	内容	相違	内容	相違	内容	相違	内容	相違	内容	相違
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備名	相違理由	相違理由
計装設備	監視・検出・指示・警報装置	原子炉建屋原子炉室内	B
	保護	(有線)機能と記録する	-
	排水	排水を過水しない	対象外
	設備からの影響	(周辺機器等から影響を受けたりしない)	-
	電線経路等	(電線径により機能に影響はない)	-
	保護材料	加へず 保護済	-
	操作性	操作手続	対象外
	関連資料	-	-
	試験・検査 (構造性、事故検出・再投入力)	計装制御設備	K
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
計装設備	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
計装設備	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可動)

項目	設備名	相違理由	相違理由
計装設備	監視・検出・指示・警報装置	原子炉建屋原子炉室内	B
	保護	(有線)機能と記録する	-
	排水	排水を過水しない	対象外
	設備からの影響	(周辺機器等から影響を受けたりしない)	-
	電線経路等	(電線径により機能に影響はない)	-
	保護材料	加へず 保護済	-
	操作性	操作手続	対象外
	関連資料	-	-
	試験・検査 (構造性、事故検出・再投入力)	計装制御設備	K
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
計装設備	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
計装設備	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-
	設計・検査	本来の用途として使用・設計手続	B,C
	関連資料	加へず 試験及び検査	-

相違理由

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29 から再掲

項目	第一号機		第二号機		第三号機		第四号機		第五号機		第六号機		第七号機		第八号機	
	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備	仕様	適合性
計装設備	監視・操作・指示・操作の承認・制御	専用	計
	警報	(警報機能は確保する)	計
	海水	海水を遮断しない	対象外
	施設からの影響	(周辺施設等から影響を受ける機能と見做されていない)	計
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	計
	関連資料	図-1 配線図	対象外
	操作性	操作手続	対象外
	関連資料	-	-
	試験・検査 (検査性、点検構成・外部入力)	計測制御設備	K
	関連資料	図-1 試験及び検査	-
計装設備	切替又は	本来の用途として使用一切禁止	計
	関連資料	図-1 系統図	-
	系統設計	その他	Aa
	その他 (種別別)	対象外	対象外
	関連資料	-	-
	計測制御	操作手続	対象外
	関連資料	-	-
	保護シミュレーション	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
	関連資料	図-1 保護設定図	-
	同期の禁止	(異相しない設備)	-
関連資料	-	-	
計装設備	過電圧、自然現象、人為事故、嵐波、水災	防止設備・対策 (代替対策は認めない) - 嵐波	Aa
	計装設備	図-1 計装設備	Ca
	関連資料	図-1 監視制御図、図-2 配線図	-

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

項目	設備	仕様	適合性	相違理由
計装設備	監視・操作・指示・操作の承認・制御	専用	計	
	警報	(警報機能は確保する)	計	
	海水	海水を遮断しない	対象外	
	施設からの影響	(周辺施設等から影響を受ける機能と見做されていない)	計	
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	計	
	関連資料	図-1 配線図	対象外	
	操作性	操作手続	対象外	
	関連資料	-	-	
	試験・検査 (検査性、点検構成・外部入力)	計測制御設備	K	
	関連資料	図-1 試験及び検査	-	
計装設備	切替又は	本来の用途として使用一切禁止	計	
	関連資料	図-1 系統図	-	
	系統設計	その他	Aa	
	その他 (種別別)	対象外	対象外	
	関連資料	-	-	
	計測制御	操作手続	対象外	
	関連資料	-	-	
	保護シミュレーション	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	
	関連資料	図-1 保護設定図	-	
	同期の禁止	(異相しない設備)	-	
関連資料	-	-		
計装設備	過電圧、自然現象、人為事故、嵐波、水災	防止設備・対策 (代替対策は認めない) - 嵐波	Aa	
	計装設備	図-1 計装設備	Ca	
	関連資料	図-1 監視制御図、図-2 配線図	-	

注1: Aa: 施設設計が不適切な場合、計装設備が不適切である。注2: Ca: 計装設備が不適切である。注3: K: 計装設備が不適切である。注4: 計装設備が不適切である。注5: 計装設備が不適切である。注6: 計装設備が不適切である。注7: 計装設備が不適切である。注8: 計装設備が不適切である。注9: 計装設備が不適切である。注10: 計装設備が不適切である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬)				
第3項: 計装設備		高圧機器用ホースの取付圧力		取付圧力				
第1項	環境条件における健全性	震度・湿度・圧力・腐食性	原子炉建屋原子炉棟内	取付圧力	B			
		直達	(直達に機能と関係する)		—			
		耐震性	最大震動なし	対応あり				
		耐腐蝕性	(腐蝕環境等から影響を受けず)	—				
		電磁的妨害	(電磁波により機能に影響を及ぼさない)	—				
		防護装置	防塵・防湿装置	—				
		第2項	操作性	操作不要	対応あり			
		第3項	保守性	—	—			
		第4項	試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)	計装設備	計装設備	取付圧力	B	
				関連資料	計-3 試験及び検査			
第5項	信頼性	信頼性	本来の用途として使用・設置不要	取付圧力	B			
		関連資料	計-4 承認書					
第6項	承認停止	承認停止	その他	取付圧力	A			
		関連資料	計-5 承認書	対応あり				
第7項	設置場所	設置場所	操作不要	対応あり				
		関連資料	—	—				
第8項	承認停止Aの取巻	承認停止Aの取巻	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	取付圧力	A			
		関連資料	計-6 設置設定書	—				
第9項	承認停止Bの取巻	承認停止Bの取巻	(取付しない設備)	—				
		関連資料	—	—				
第10項	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、汚染	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、汚染	防止設備・対策 (対策対象設備あり) - 屋内	取付圧力	A			
		関連資料	計-7 承認書	対応あり	C			
第11項	承認停止	承認停止	計-2 承認書	対応あり				
		関連資料	計-2 承認書	—				
第4項: 可搬設備		高圧機器用ホースの取付圧力		取付圧力				
第1項	環境条件における健全性	震度・湿度・圧力・腐食性	原子炉建屋原子炉棟内	取付圧力	B			
		直達	(直達に機能と関係する)		—			
		耐震性	最大震動なし	対応あり				
		耐腐蝕性	(腐蝕環境等から影響を受けず)	—				
		電磁的妨害	(電磁波により機能に影響を及ぼさない)	—				
		防護装置	防塵・防湿装置	—				
		第2項	操作性	操作不要	対応あり			
		第3項	保守性	—	—			
		第4項	試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)	計装設備	計装設備	取付圧力	B	
				関連資料	計-3 試験及び検査			
第5項	信頼性	信頼性	本来の用途として使用・設置不要	取付圧力	B			
		関連資料	計-4 承認書					
第6項	承認停止	承認停止	その他	取付圧力	A			
		関連資料	計-5 承認書	対応あり				
第7項	設置場所	設置場所	操作不要	対応あり				
		関連資料	—	—				
第8項	承認停止Aの取巻	承認停止Aの取巻	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	取付圧力	A			
		関連資料	計-6 設置設定書	—				
第9項	承認停止Bの取巻	承認停止Bの取巻	(取付しない設備)	—				
		関連資料	—	—				
第10項	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、汚染	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、汚染	防止設備・対策 (対策対象設備あり) - 屋内	取付圧力	A			
		関連資料	計-7 承認書	対応あり	C			
第11項	承認停止	承認停止	計-2 承認書	対応あり				
		関連資料	計-2 承認書	—				
第2項: 可搬設備		高圧機器用ホースの取付圧力		取付圧力				
第1項	環境条件における健全性	震度・湿度・圧力・腐食性	原子炉建屋原子炉棟内	取付圧力	B			
		直達	(直達に機能と関係する)		—			
		耐震性	最大震動なし	対応あり				
		耐腐蝕性	(腐蝕環境等から影響を受けず)	—				
		電磁的妨害	(電磁波により機能に影響を及ぼさない)	—				
		防護装置	防塵・防湿装置	—				
		第2項	操作性	操作不要	対応あり			
		第3項	保守性	—	—			
		第4項	試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)	計装設備	計装設備	取付圧力	B	
				関連資料	計-3 試験及び検査			
第5項	信頼性	信頼性	本来の用途として使用・設置不要	取付圧力	B			
		関連資料	計-4 承認書					
第6項	承認停止	承認停止	その他	取付圧力	A			
		関連資料	計-5 承認書	対応あり				
第7項	設置場所	設置場所	操作不要	対応あり				
		関連資料	—	—				
第8項	承認停止Aの取巻	承認停止Aの取巻	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	取付圧力	A			
		関連資料	計-6 設置設定書	—				
第9項	承認停止Bの取巻	承認停止Bの取巻	(取付しない設備)	—				
		関連資料	—	—				
第10項	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、汚染	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、汚染	防止設備・対策 (対策対象設備あり) - 屋内	取付圧力	A			
		関連資料	計-7 承認書	対応あり	C			
第11項	承認停止	承認停止	計-2 承認書	対応あり				
		関連資料	計-2 承認書	—				
第3項: 可搬設備		高圧機器用ホースの取付圧力		取付圧力				
第1項	環境条件における健全性	震度・湿度・圧力・腐食性	原子炉建屋原子炉棟内	取付圧力	B			
		直達	(直達に機能と関係する)		—			
		耐震性	最大震動なし	対応あり				
		耐腐蝕性	(腐蝕環境等から影響を受けず)	—				
		電磁的妨害	(電磁波により機能に影響を及ぼさない)	—				
		防護装置	防塵・防湿装置	—				
		第2項	操作性	操作不要	対応あり			
		第3項	保守性	—	—			
		第4項	試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)	計装設備	計装設備	取付圧力	B	
				関連資料	計-3 試験及び検査			
第5項	信頼性	信頼性	本来の用途として使用・設置不要	取付圧力	B			
		関連資料	計-4 承認書					
第6項	承認停止	承認停止	その他	取付圧力	A			
		関連資料	計-5 承認書	対応あり				
第7項	設置場所	設置場所	操作不要	対応あり				
		関連資料	—	—				
第8項	承認停止Aの取巻	承認停止Aの取巻	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	取付圧力	A			
		関連資料	計-6 設置設定書	—				
第9項	承認停止Bの取巻	承認停止Bの取巻	(取付しない設備)	—				
		関連資料	—	—				
第10項	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、汚染	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、汚染	防止設備・対策 (対策対象設備あり) - 屋内	取付圧力	A			
		関連資料	計-7 承認書	対応あり	C			
第11項	承認停止	承認停止	計-2 承認書	対応あり				
		関連資料	計-2 承認書	—				

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																														
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">構造・設備</td> <td>構造・設備・圧力・温度の監視・制御設備</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>(有効に機能と見做する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>基本を逸脱しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(施設構造等から影響を受けずにより機能と見做される)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の降伏</td> <td>(電線径により降伏が認められない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (操作性、事故検出・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置之地</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> <td>B1</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td rowspan="3">遮断装置</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>その他 (緊急時)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>施設内Aの設置</td> <td>重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-6 設置設定図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9項</td> <td rowspan="3">遮断条件、自然現象、人為事象、爆発、火災</td> <td>禁止設備-対象 (代替制御設備あり) - 屋内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>予部-1 遮断器</td> <td>対象 (予部-1 系あり) - 異なると監視装置は合致</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-7 事故検出図、第1-8 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	第1項	構造・設備	構造・設備・圧力・温度の監視・制御設備	その他の構内内	C	設備	(有効に機能と見做する)	-	基本	基本を逸脱しない*	対象外	施設からの影響	(施設構造等から影響を受けずにより機能と見做される)	-	電線の降伏	(電線径により降伏が認められない)	-	関連資料	第1-2 配線図	-	第2項	操作性	操作手順	対象外	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (操作性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	第4項	設置之地	本来の用途として使用一切禁止	B1	関連資料	第1-4 系統図	-	第5項	遮断装置	遮断装置	その他	A+	その他 (緊急時)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第6項	設置場所	操作手順	対象外	関連資料	-	-	第7項	施設内Aの設置	重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	第1-6 設置設定図	-	第8項	利用の禁止	(共用しない設備)	-	関連資料	-	-	第9項	遮断条件、自然現象、人為事象、爆発、火災	禁止設備-対象 (代替制御設備あり) - 屋内	A+	予部-1 遮断器	対象 (予部-1 系あり) - 異なると監視装置は合致	C+	関連資料	第1-7 事故検出図、第1-8 配線図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">構造・設備</td> <td>構造・設備・圧力・温度の監視・制御設備</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>(有効に機能と見做する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>基本を逸脱しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(施設構造等から影響を受けずにより機能と見做される)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の降伏</td> <td>(電線径により降伏が認められない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (操作性、事故検出・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置之地</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> <td>B1</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td rowspan="3">遮断装置</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>その他 (緊急時)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>施設内Aの設置</td> <td>重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-6 設置設定図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9項</td> <td rowspan="3">遮断条件、自然現象、人為事象、爆発、火災</td> <td>禁止設備-対象 (代替制御設備あり) - 屋内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>予部-1 遮断器</td> <td>対象 (予部-1 系あり) - 異なると監視装置は合致</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-7 事故検出図、第1-8 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	第1項	構造・設備	構造・設備・圧力・温度の監視・制御設備	その他の構内内	C	設備	(有効に機能と見做する)	-	基本	基本を逸脱しない*	対象外	施設からの影響	(施設構造等から影響を受けずにより機能と見做される)	-	電線の降伏	(電線径により降伏が認められない)	-	関連資料	第1-2 配線図	-	第2項	操作性	操作手順	対象外	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (操作性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	第4項	設置之地	本来の用途として使用一切禁止	B1	関連資料	第1-4 系統図	-	第5項	遮断装置	遮断装置	その他	A+	その他 (緊急時)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第6項	設置場所	操作手順	対象外	関連資料	-	-	第7項	施設内Aの設置	重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	第1-6 設置設定図	-	第8項	利用の禁止	(共用しない設備)	-	関連資料	-	-	第9項	遮断条件、自然現象、人為事象、爆発、火災	禁止設備-対象 (代替制御設備あり) - 屋内	A+	予部-1 遮断器	対象 (予部-1 系あり) - 異なると監視装置は合致	C+	関連資料	第1-7 事故検出図、第1-8 配線図	-	<p>相違理由</p>
項目	項目名	項目内容	適合性																																																																																																																																																																														
第1項	構造・設備	構造・設備・圧力・温度の監視・制御設備	その他の構内内	C																																																																																																																																																																													
		設備	(有効に機能と見做する)	-																																																																																																																																																																													
		基本	基本を逸脱しない*	対象外																																																																																																																																																																													
		施設からの影響	(施設構造等から影響を受けずにより機能と見做される)	-																																																																																																																																																																													
		電線の降伏	(電線径により降伏が認められない)	-																																																																																																																																																																													
		関連資料	第1-2 配線図	-																																																																																																																																																																													
		第2項	操作性	操作手順	対象外																																																																																																																																																																												
			関連資料	-	-																																																																																																																																																																												
		第3項	試験・検査 (操作性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																																																												
			関連資料	第1-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																												
第4項	設置之地	本来の用途として使用一切禁止	B1																																																																																																																																																																														
	関連資料	第1-4 系統図	-																																																																																																																																																																														
第5項	遮断装置	遮断装置	その他	A+																																																																																																																																																																													
		その他 (緊急時)	対象外	対象外																																																																																																																																																																													
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																													
第6項	設置場所	操作手順	対象外																																																																																																																																																																														
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																														
第7項	施設内Aの設置	重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																														
	関連資料	第1-6 設置設定図	-																																																																																																																																																																														
第8項	利用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																																																																																																														
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																														
第9項	遮断条件、自然現象、人為事象、爆発、火災	禁止設備-対象 (代替制御設備あり) - 屋内	A+																																																																																																																																																																														
		予部-1 遮断器	対象 (予部-1 系あり) - 異なると監視装置は合致	C+																																																																																																																																																																													
		関連資料	第1-7 事故検出図、第1-8 配線図	-																																																																																																																																																																													
項目	項目名	項目内容	適合性																																																																																																																																																																														
第1項	構造・設備	構造・設備・圧力・温度の監視・制御設備	その他の構内内	C																																																																																																																																																																													
		設備	(有効に機能と見做する)	-																																																																																																																																																																													
		基本	基本を逸脱しない*	対象外																																																																																																																																																																													
		施設からの影響	(施設構造等から影響を受けずにより機能と見做される)	-																																																																																																																																																																													
		電線の降伏	(電線径により降伏が認められない)	-																																																																																																																																																																													
		関連資料	第1-2 配線図	-																																																																																																																																																																													
		第2項	操作性	操作手順	対象外																																																																																																																																																																												
			関連資料	-	-																																																																																																																																																																												
		第3項	試験・検査 (操作性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																																																												
			関連資料	第1-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																												
第4項	設置之地	本来の用途として使用一切禁止	B1																																																																																																																																																																														
	関連資料	第1-4 系統図	-																																																																																																																																																																														
第5項	遮断装置	遮断装置	その他	A+																																																																																																																																																																													
		その他 (緊急時)	対象外	対象外																																																																																																																																																																													
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																													
第6項	設置場所	操作手順	対象外																																																																																																																																																																														
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																														
第7項	施設内Aの設置	重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																														
	関連資料	第1-6 設置設定図	-																																																																																																																																																																														
第8項	利用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																																																																																																														
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																														
第9項	遮断条件、自然現象、人為事象、爆発、火災	禁止設備-対象 (代替制御設備あり) - 屋内	A+																																																																																																																																																																														
		予部-1 遮断器	対象 (予部-1 系あり) - 異なると監視装置は合致	C+																																																																																																																																																																													
		関連資料	第1-7 事故検出図、第1-8 配線図	-																																																																																																																																																																													



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬)				
第4号表	計装設備	代名義機名簿(ポンプ取組)注		機名簿				
		型式・容量・出力 / 設備の名称・設計者		機名簿				
		第1号表	環境条件における健全性	その他の屋内		機名簿		
				(有熱)機能と関連する		機名簿		
				海水		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
		第2号表	構造材料	機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
				機名簿		機名簿		
機名簿				機名簿				
機名簿				機名簿				
第3号表	試験・検査 (検査性、委託検査 - 再加入力)	計装機設備		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
第4号表	設置条件	機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
第5号表	影響防止	機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
第6号表	設計条件	機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
第7号表	構造材料	機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
第8号表	設置条件	機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
第9号表	影響防止	機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
第10号表	設計条件	機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				
		機名簿		機名簿				

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名 / 計装設備</th> <th>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</th> <th>類型区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1種</td> <td>構造・設置・圧力・取付け・取組</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(取付け) 機室を兼用する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>基本を遵守しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設側からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響等) より機室を失うおそれがない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線径) より機室が損なれない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-6 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>信頼性</td> <td>本系の用途として常用・留置手続</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5種</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計と別種の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6種</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7種</td> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-6 質量設定機</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8種</td> <td>取組の禁止</td> <td>(取組しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9種</td> <td>運用手続, 自然現象, 人為事象, 洪水, 火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策は設備あり) -屋外</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>ポンプ-1 運転時</td> <td>対象 (ポンプ-1) あり - 敷外(駆動機室)は設備</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-7 駆動機室図, SA-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名 / 計装設備		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	類型区分	第1種	構造・設置・圧力・取付け・取組	原子炉建屋原子炉棟内	B	設置	(取付け) 機室を兼用する	—	基本	基本を遵守しない	対象外	施設側からの影響	(周辺機器等からの影響等) より機室を失うおそれがない	—	電線経路表	(電線径) より機室が損なれない	—	関連資料	SA-3 配線図		第2種	操作性	操作手続	対象外	関連資料	—		第3種	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	SA-6 試験及び検査		第4種	信頼性	本系の用途として常用・留置手続	Ba	関連資料	SA-4 系統図		第5種	系統設計	系統設計と別種の系統構成	Aa	その他 (種別別)	対象外	対象外	関連資料	—		第6種	設置場所	操作手続	対象外	関連資料	—		第7種	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B	関連資料	SA-6 質量設定機		第8種	取組の禁止	(取組しない設備)	—	関連資料	—		第9種	運用手続, 自然現象, 人為事象, 洪水, 火災	防止設備-対象 (代替対策は設備あり) -屋外	Aa	ポンプ-1 運転時	対象 (ポンプ-1) あり - 敷外(駆動機室)は設備	Ca	関連資料	SA-7 駆動機室図, SA-3 配線図			
設備名 / 計装設備		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	類型区分																																																																																					
第1種	構造・設置・圧力・取付け・取組	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																					
	設置	(取付け) 機室を兼用する	—																																																																																					
	基本	基本を遵守しない	対象外																																																																																					
	施設側からの影響	(周辺機器等からの影響等) より機室を失うおそれがない	—																																																																																					
	電線経路表	(電線径) より機室が損なれない	—																																																																																					
	関連資料	SA-3 配線図																																																																																						
第2種	操作性	操作手続	対象外																																																																																					
	関連資料	—																																																																																						
第3種	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																					
	関連資料	SA-6 試験及び検査																																																																																						
第4種	信頼性	本系の用途として常用・留置手続	Ba																																																																																					
	関連資料	SA-4 系統図																																																																																						
第5種	系統設計	系統設計と別種の系統構成	Aa																																																																																					
	その他 (種別別)	対象外	対象外																																																																																					
	関連資料	—																																																																																						
第6種	設置場所	操作手続	対象外																																																																																					
	関連資料	—																																																																																						
第7種	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B																																																																																					
	関連資料	SA-6 質量設定機																																																																																						
第8種	取組の禁止	(取組しない設備)	—																																																																																					
	関連資料	—																																																																																						
第9種	運用手続, 自然現象, 人為事象, 洪水, 火災	防止設備-対象 (代替対策は設備あり) -屋外	Aa																																																																																					
	ポンプ-1 運転時	対象 (ポンプ-1) あり - 敷外(駆動機室)は設備	Ca																																																																																					
	関連資料	SA-7 駆動機室図, SA-3 配線図																																																																																						

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第00条 計装設備</th> <th style="width: 60%;">適用中心スプレッドシート項目は既方</th> <th style="width: 30%;">規定化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td>構造・運用・圧力・放射線</td> <td>炉子中核燃料が炉内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>表裏</td> <td>(圧力に機能を反映する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td>指示を過剰しない</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td>試験・検査 (保安性、系統構成・負投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本系の用途として使用一回停止</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5項</td> <td>基礎設計</td> <td>制御部と同様の基礎構成</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (異動機)</td> <td>相違あり</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不能</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7項</td> <td>事故への対応</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-8 設置設定書</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取用の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8項</td> <td>自然条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災</td> <td>計装設備-対象 (計装制御設備あり) - 炉内</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>モードと状態</td> <td>状態 (モードと状態あり) - 異動機(運転時)は非同期</td> <td>C4</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 制御設備図、第1-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第00条 計装設備	適用中心スプレッドシート項目は既方	規定化状況	第1項	構造・運用・圧力・放射線	炉子中核燃料が炉内	B	表裏	(圧力に機能を反映する)	-	指示	指示を過剰しない	相違あり	電磁的障害	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	関連資料	第1-3 配線図	-	第2項	操作性	操作不能	相違あり	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (保安性、系統構成・負投入力)	計装制御設備	B	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	第4項	信頼性	本系の用途として使用一回停止	B3	関連資料	第1-4 系統図	-	第5項	基礎設計	制御部と同様の基礎構成	A4	その他 (異動機)	相違あり	相違あり	関連資料	-	-	第6項	設置場所	操作不能	相違あり	関連資料	-	-	第7項	事故への対応	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B	関連資料	第1-8 設置設定書	-	取用の禁止	(適用しない設備)	-	第8項	自然条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	計装設備-対象 (計装制御設備あり) - 炉内	A4	モードと状態	状態 (モードと状態あり) - 異動機(運転時)は非同期	C4	関連資料	第1-2 制御設備図、第1-3 配線図	-		
第00条 計装設備	適用中心スプレッドシート項目は既方	規定化状況																																																																														
第1項	構造・運用・圧力・放射線	炉子中核燃料が炉内	B																																																																													
	表裏	(圧力に機能を反映する)	-																																																																													
	指示	指示を過剰しない	相違あり																																																																													
	電磁的障害	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																													
	関連資料	第1-3 配線図	-																																																																													
第2項	操作性	操作不能	相違あり																																																																													
	関連資料	-	-																																																																													
第3項	試験・検査 (保安性、系統構成・負投入力)	計装制御設備	B																																																																													
	関連資料	第1-3 試験及び検査	-																																																																													
第4項	信頼性	本系の用途として使用一回停止	B3																																																																													
	関連資料	第1-4 系統図	-																																																																													
第5項	基礎設計	制御部と同様の基礎構成	A4																																																																													
	その他 (異動機)	相違あり	相違あり																																																																													
	関連資料	-	-																																																																													
第6項	設置場所	操作不能	相違あり																																																																													
	関連資料	-	-																																																																													
第7項	事故への対応	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B																																																																													
	関連資料	第1-8 設置設定書	-																																																																													
	取用の禁止	(適用しない設備)	-																																																																													
第8項	自然条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	計装設備-対象 (計装制御設備あり) - 炉内	A4																																																																													
	モードと状態	状態 (モードと状態あり) - 異動機(運転時)は非同期	C4																																																																													
	関連資料	第1-2 制御設備図、第1-3 配線図	-																																																																													

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="674 172 1220 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名・計装設備</th> <th>機器からスタートイネポート項目以内</th> <th>型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td rowspan="5">機軸・機軸・圧力 計装設備</td> <td>機軸・機軸・圧力 計装設備</td> <td>機軸・機軸・圧力計装設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>負荷</td> <td>(負荷に機軸を要する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を感知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設内からの影響</td> <td>(機軸の機軸等からの影響により機軸を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の障害</td> <td>(電線の断線により機軸が損なわれるおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・検査 (機軸計、系統構成・外部入力)</td> <td>計装機軸設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>試験・検査</td> <td>本来の用途として使用・試験不能</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号機</td> <td>系統図</td> <td>機軸計/機軸の系統構成</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>予知 (機軸計)</td> <td>機軸計</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>試験場所</td> <td>機軸</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号機</td> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象機軸の系統及び機軸の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 装置設置関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統の停止</td> <td>(有用しない) 設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8号機</td> <td rowspan="2">機軸</td> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>C a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機軸</td> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>C a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 系統図, 20-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備		機器からスタートイネポート項目以内	型式化区分	第1号機	機軸・機軸・圧力 計装設備	機軸・機軸・圧力 計装設備	機軸・機軸・圧力計装設備	B	負荷	(負荷に機軸を要する)	-	海水	海水を感知しない	対象外	施設内からの影響	(機軸の機軸等からの影響により機軸を失うおそれがない)	-	電線の障害	(電線の断線により機軸が損なわれるおそれがない)	-	関連資料	20-2 配線図		第2号機	機軸	機軸	対象外	関連資料	-		第3号機	試験・検査 (機軸計、系統構成・外部入力)	計装機軸設備	B	関連資料	20-1 試験及び検査		第4号機	試験・検査	本来の用途として使用・試験不能	対象	関連資料	20-4 系統図		第5号機	系統図	機軸計/機軸の系統構成	A d	予知 (機軸計)	機軸計	対象外	関連資料	-		第6号機	試験場所	機軸	対象外	関連資料	-		第7号機	常設SAの設置	設計基準対象機軸の系統及び機軸の容量等が十分	B	関連資料	20-4 装置設置関係		系統の停止	(有用しない) 設備	-	第8号機	機軸	機軸	機軸	A a	機軸	機軸	C a	機軸	機軸	機軸	A a	機軸	機軸	C a	関連資料	20-2 系統図, 20-3 配線図			
設備名・計装設備		機器からスタートイネポート項目以内	型式化区分																																																																																										
第1号機	機軸・機軸・圧力 計装設備	機軸・機軸・圧力 計装設備	機軸・機軸・圧力計装設備	B																																																																																									
		負荷	(負荷に機軸を要する)	-																																																																																									
		海水	海水を感知しない	対象外																																																																																									
		施設内からの影響	(機軸の機軸等からの影響により機軸を失うおそれがない)	-																																																																																									
		電線の障害	(電線の断線により機軸が損なわれるおそれがない)	-																																																																																									
	関連資料	20-2 配線図																																																																																											
	第2号機	機軸	機軸	対象外																																																																																									
		関連資料	-																																																																																										
	第3号機	試験・検査 (機軸計、系統構成・外部入力)	計装機軸設備	B																																																																																									
		関連資料	20-1 試験及び検査																																																																																										
第4号機	試験・検査	本来の用途として使用・試験不能	対象																																																																																										
	関連資料	20-4 系統図																																																																																											
第5号機	系統図	機軸計/機軸の系統構成	A d																																																																																										
	予知 (機軸計)	機軸計	対象外																																																																																										
	関連資料	-																																																																																											
第6号機	試験場所	機軸	対象外																																																																																										
	関連資料	-																																																																																											
第7号機	常設SAの設置	設計基準対象機軸の系統及び機軸の容量等が十分	B																																																																																										
	関連資料	20-4 装置設置関係																																																																																											
	系統の停止	(有用しない) 設備	-																																																																																										
第8号機	機軸	機軸	機軸	A a																																																																																									
		機軸	機軸	C a																																																																																									
	機軸	機軸	機軸	A a																																																																																									
		機軸	機軸	C a																																																																																									
関連資料	20-2 系統図, 20-3 配線図																																																																																												

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3号機 - 計装設備</th> <th>機器機軸およびポンプ組込圧力</th> <th>相違状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号機</td> <td>環境条件における異常</td> <td>炉子中核燃料炉子中核内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(有償に機能を喪失する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮断しない*</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>放射線からの影響</td> <td>(周辺機器等から放射線により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の安定性</td> <td>(電圧降下により機能が損なわれる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作性不要</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号機</td> <td>試験・検査 (検査性, 点検機械・点検人力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号機</td> <td>設置土地</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号機</td> <td>事故防止</td> <td>事故防止回路の事故防止</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (機軸物)</td> <td>相違あり</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作性不要</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号機</td> <td>常設 SA の設置</td> <td>設計基準に準拠した事故及び機器の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 設置設定機軸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号機</td> <td>設置場所</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件, 自然現象, 人為事故, 震害, 火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>非原子力系設備</td> <td>対象 (非原子力系あり) → 電力の供給源には非対応</td> <td>C*</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図, 図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3号機 - 計装設備		機器機軸およびポンプ組込圧力	相違状況	第1号機	環境条件における異常	炉子中核燃料炉子中核内	B	設置	(有償に機能を喪失する)	-	海水	海水を遮断しない*	相違あり	放射線からの影響	(周辺機器等から放射線により機能を失うおそれがない)	-	電圧の安定性	(電圧降下により機能が損なわれる)	-	関連資料	図-3 配線図		第2号機	操作性	操作性不要	相違あり	関連資料	-		第3号機	試験・検査 (検査性, 点検機械・点検人力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第4号機	設置土地	本来の用途として使用一切禁止	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5号機	事故防止	事故防止回路の事故防止	Aa	その他 (機軸物)	相違あり	相違あり	第6号機	設置場所	操作性不要	相違あり	関連資料	-		第1号機	常設 SA の設置	設計基準に準拠した事故及び機器の設置等が十分	B	関連資料	図-4 設置設定機軸		共用の禁止	(共用しない設備)	-	第2号機	設置場所	-		環境条件, 自然現象, 人為事故, 震害, 火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内	A*	非原子力系設備	対象 (非原子力系あり) → 電力の供給源には非対応	C*	関連資料	図-2 系統図, 図-3 配線図			
第3号機 - 計装設備		機器機軸およびポンプ組込圧力	相違状況																																																																																	
第1号機	環境条件における異常	炉子中核燃料炉子中核内	B																																																																																	
	設置	(有償に機能を喪失する)	-																																																																																	
	海水	海水を遮断しない*	相違あり																																																																																	
	放射線からの影響	(周辺機器等から放射線により機能を失うおそれがない)	-																																																																																	
	電圧の安定性	(電圧降下により機能が損なわれる)	-																																																																																	
	関連資料	図-3 配線図																																																																																		
第2号機	操作性	操作性不要	相違あり																																																																																	
	関連資料	-																																																																																		
第3号機	試験・検査 (検査性, 点検機械・点検人力)	計装制御設備	K																																																																																	
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																		
第4号機	設置土地	本来の用途として使用一切禁止	Bb																																																																																	
	関連資料	図-4 系統図																																																																																		
第5号機	事故防止	事故防止回路の事故防止	Aa																																																																																	
	その他 (機軸物)	相違あり	相違あり																																																																																	
第6号機	設置場所	操作性不要	相違あり																																																																																	
	関連資料	-																																																																																		
第1号機	常設 SA の設置	設計基準に準拠した事故及び機器の設置等が十分	B																																																																																	
	関連資料	図-4 設置設定機軸																																																																																		
	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																	
第2号機	設置場所	-																																																																																		
	環境条件, 自然現象, 人為事故, 震害, 火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内	A*																																																																																	
	非原子力系設備	対象 (非原子力系あり) → 電力の供給源には非対応	C*																																																																																	
関連資料	図-2 系統図, 図-3 配線図																																																																																			



灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>第1項 第1項 環境・風圧・圧力 「他項の天候」/「他項」</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 直感</td> <td>(有防)「検出を覚悟する」</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 漏洩</td> <td>「漏洩を感知しない」</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 機器類からの影響</td> <td>(機器の稼働等から感電等により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 関連資料</td> <td>第1-1 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 関連資料</td> <td>第1-2 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項 第4項</td> <td>第4項 第4項 緊急停止</td> <td>本来の用途として使用→緊急不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第4項 第4項 関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項 第5項</td> <td>第5項 第5項 監視設計</td> <td>その他</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>第5項 第5項 その他(監視性)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項 第6項</td> <td>第6項 第6項 関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第6項 第6項 設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項 第7項</td> <td>第7項 第7項 関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第7項 第7項 設計上の考慮</td> <td>他人等誤作りの対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項 第8項</td> <td>第8項 第8項 関連資料</td> <td>第1-6 設置計画書</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第8項 第8項 異常の禁止</td> <td>(「監視しない」設置)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項 第9項</td> <td>第9項 第9項 関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第9項 第9項 異常条件、自然現象、人為事 故、漏洩、火災</td> <td>防止設備→対象 (代替対策設備あり) →屋内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項 第10項</td> <td>第10項 第10項 予部→予部</td> <td>対象 (予部→予部) →異なる監視装置は設置済</td> <td>C*</td> </tr> <tr> <td>第10項 第10項 関連資料</td> <td>第1-2 系統図表図、第1-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	項目内容	適合状況	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	第1項 第1項 環境・風圧・圧力 「他項の天候」/「他項」	原子炉建屋原子炉室内	B	第1項 第1項 直感	(有防)「検出を覚悟する」	-	第1項 第1項 漏洩	「漏洩を感知しない」	対象外	第1項 第1項 機器類からの影響	(機器の稼働等から感電等により機能を失うおそれがない)	-	第1項 第1項 電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-	第1項 第1項 関連資料	第1-1 配線図	-	第1項 第1項 操作性	操作不要	対象外	第1項 第1項 関連資料	-	-	第1項 第1項 試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)	計装制御設備	K	第1項 第1項 関連資料	第1-2 試験及び検査	-	第4項 第4項	第4項 第4項 緊急停止	本来の用途として使用→緊急不要	Bb	第4項 第4項 関連資料	第1-4 系統図	-	第5項 第5項	第5項 第5項 監視設計	その他	A*	第5項 第5項 その他(監視性)	対象外	対象外	第6項 第6項	第6項 第6項 関連資料	-	-	第6項 第6項 設置場所	操作不要	対象外	第7項 第7項	第7項 第7項 関連資料	-	-	第7項 第7項 設計上の考慮	他人等誤作りの対応を本来の目的として設置するもの	A	第8項 第8項	第8項 第8項 関連資料	第1-6 設置計画書	-	第8項 第8項 異常の禁止	(「監視しない」設置)	-	第9項 第9項	第9項 第9項 関連資料	-	-	第9項 第9項 異常条件、自然現象、人為事 故、漏洩、火災	防止設備→対象 (代替対策設備あり) →屋内	A*	第10項 第10項	第10項 第10項 予部→予部	対象 (予部→予部) →異なる監視装置は設置済	C*	第10項 第10項 関連資料	第1-2 系統図表図、第1-3 配線図	-		
項目名	項目内容	適合状況																																																																																				
第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	第1項 第1項 環境・風圧・圧力 「他項の天候」/「他項」	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																			
	第1項 第1項 直感	(有防)「検出を覚悟する」	-																																																																																			
	第1項 第1項 漏洩	「漏洩を感知しない」	対象外																																																																																			
	第1項 第1項 機器類からの影響	(機器の稼働等から感電等により機能を失うおそれがない)	-																																																																																			
	第1項 第1項 電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-																																																																																			
	第1項 第1項 関連資料	第1-1 配線図	-																																																																																			
	第1項 第1項 操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	第1項 第1項 関連資料	-	-																																																																																			
	第1項 第1項 試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)	計装制御設備	K																																																																																			
	第1項 第1項 関連資料	第1-2 試験及び検査	-																																																																																			
第4項 第4項	第4項 第4項 緊急停止	本来の用途として使用→緊急不要	Bb																																																																																			
	第4項 第4項 関連資料	第1-4 系統図	-																																																																																			
第5項 第5項	第5項 第5項 監視設計	その他	A*																																																																																			
	第5項 第5項 その他(監視性)	対象外	対象外																																																																																			
第6項 第6項	第6項 第6項 関連資料	-	-																																																																																			
	第6項 第6項 設置場所	操作不要	対象外																																																																																			
第7項 第7項	第7項 第7項 関連資料	-	-																																																																																			
	第7項 第7項 設計上の考慮	他人等誤作りの対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																			
第8項 第8項	第8項 第8項 関連資料	第1-6 設置計画書	-																																																																																			
	第8項 第8項 異常の禁止	(「監視しない」設置)	-																																																																																			
第9項 第9項	第9項 第9項 関連資料	-	-																																																																																			
	第9項 第9項 異常条件、自然現象、人為事 故、漏洩、火災	防止設備→対象 (代替対策設備あり) →屋内	A*																																																																																			
第10項 第10項	第10項 第10項 予部→予部	対象 (予部→予部) →異なる監視装置は設置済	C*																																																																																			
	第10項 第10項 関連資料	第1-2 系統図表図、第1-3 配線図	-																																																																																			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第3項 計装設備</th> <th style="text-align: center;">炉子中継管内本機構造</th> <th style="text-align: center;">相違点 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td style="text-align: center;">環境条件 (温度・湿度・圧力・電界の大きさ・放射線)</td> <td>炉子中継管炉子中継管内</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負荷</td> <td>(有期)機能と発揮する</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">過渡 に お け る 機 能 変 化</td> <td>機本を過渡しない</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機器構造からの影響</td> <td>(同じ機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれること)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2項</td> <td style="text-align: center;">操作性</td> <td>操作不要</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3項</td> <td style="text-align: center;">試験・検査 (検査性、運転検成・再検人力)</td> <td>計装制御設備</td> <td style="text-align: center;">K</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4項</td> <td style="text-align: center;">故障止物</td> <td>本機の用途として必要-信頼不要</td> <td style="text-align: center;">Bb</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5項</td> <td style="text-align: center;">過渡 影 響 防 止</td> <td>その他 (機本体)</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6項</td> <td style="text-align: center;">設置条件</td> <td>操作不要</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7項</td> <td style="text-align: center;">設計上の留意</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-6 設置認定書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8項</td> <td style="text-align: center;">使用の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9項</td> <td style="text-align: center;">環境条件、自然現象、人為事象、腐食、火災</td> <td>緩和設備 (又は防止でも緩和でない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第10項</td> <td style="text-align: center;">予部-1と並列</td> <td>対象 (予部-1と並列) 一異なる機能又は発熱源</td> <td style="text-align: center;">Ca</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>20-2 系統図参照、20-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3項 計装設備		炉子中継管内本機構造	相違点 区分	第1項	環境条件 (温度・湿度・圧力・電界の大きさ・放射線)	炉子中継管炉子中継管内	B	負荷	(有期)機能と発揮する	—	過渡 に お け る 機 能 変 化	機本を過渡しない	対象外	機器構造からの影響	(同じ機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	—	関連資料	20-2 配線図		第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第3項	試験・検査 (検査性、運転検成・再検人力)	計装制御設備	K	関連資料	20-2 試験及び検査		第4項	故障止物	本機の用途として必要-信頼不要	Bb	関連資料	20-4 系統図		第5項	過渡 影 響 防 止	その他 (機本体)	対象外	関連資料	—		第6項	設置条件	操作不要	対象外	関連資料	—		第7項	設計上の留意	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	20-6 設置認定書類		第8項	使用の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—		第9項	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)	B	第10項	予部-1と並列	対象 (予部-1と並列) 一異なる機能又は発熱源	Ca	関連資料	20-2 系統図参照、20-3 配線図			
第3項 計装設備		炉子中継管内本機構造	相違点 区分																																																																																			
第1項	環境条件 (温度・湿度・圧力・電界の大きさ・放射線)	炉子中継管炉子中継管内	B																																																																																			
	負荷	(有期)機能と発揮する	—																																																																																			
	過渡 に お け る 機 能 変 化	機本を過渡しない	対象外																																																																																			
	機器構造からの影響	(同じ機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	—																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	—																																																																																			
関連資料	20-2 配線図																																																																																					
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
関連資料	—																																																																																					
第3項	試験・検査 (検査性、運転検成・再検人力)	計装制御設備	K																																																																																			
関連資料	20-2 試験及び検査																																																																																					
第4項	故障止物	本機の用途として必要-信頼不要	Bb																																																																																			
関連資料	20-4 系統図																																																																																					
第5項	過渡 影 響 防 止	その他 (機本体)	対象外																																																																																			
関連資料	—																																																																																					
第6項	設置条件	操作不要	対象外																																																																																			
関連資料	—																																																																																					
第7項	設計上の留意	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																			
関連資料	20-6 設置認定書類																																																																																					
第8項	使用の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																			
関連資料	—																																																																																					
第9項	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)	B																																																																																			
第10項	予部-1と並列	対象 (予部-1と並列) 一異なる機能又は発熱源	Ca																																																																																			
関連資料	20-2 系統図参照、20-3 配線図																																																																																					

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 167 1220 798"> <thead> <tr> <th>設備名・計装設備</th> <th>静的無模式本装置総合装置動作監視装置</th> <th>相違化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境・機械・圧力 監視・警報・抑制</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有線)に機室を監視する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>基本を適合しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間からの影響</td> <td>(固有機能等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、事前検出・内装人力)</td> <td>計装検査設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>取替条件</td> <td>本来の用途として使用・留置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>想定事故 その他(異常物)</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7項</td> <td>異常SAの保護</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 異常設定機構</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>表示の禁止 (共用しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事 業、爆発、火災</td> <td>既有設備 (Cは禁止でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>予部-1) 蒸気機</td> <td>対象 (予部-1) 蒸気機) 一異なる駆動源の冷却器</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-7 制御系統図、図-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備	静的無模式本装置総合装置動作監視装置	相違化区分	第1項	環境・機械・圧力 監視・警報・抑制	原子炉建屋原子炉棟内	B	用途	(有線)に機室を監視する	—	構造	基本を適合しない	対象外	施設間からの影響	(固有機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	図-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第2項	試験・検査 (検査性、事前検出・内装人力)	計装検査設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査	—	第4項	取替条件	本来の用途として使用・留置不要	Bb	関連資料	図-4 系統図	—	第5項	想定事故 その他(異常物)	その他	Aa	用途	対象外	対象外	関連資料	—	—	第6項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第7項	異常SAの保護	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 異常設定機構	—	表示の禁止 (共用しない設備)	—	—	第8項	関連資料	—	—	環境条件、自然現象、人為事 業、爆発、火災	既有設備 (Cは禁止でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)	B	予部-1) 蒸気機	対象 (予部-1) 蒸気機) 一異なる駆動源の冷却器	Ca	関連資料	図-7 制御系統図、図-2 配置図	—		
設備名・計装設備	静的無模式本装置総合装置動作監視装置	相違化区分																																																																																			
第1項	環境・機械・圧力 監視・警報・抑制	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																		
	用途	(有線)に機室を監視する	—																																																																																		
	構造	基本を適合しない	対象外																																																																																		
	施設間からの影響	(固有機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																		
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																		
	関連資料	図-2 配置図	—																																																																																		
	操作性	操作不要	対象外																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																		
	第2項	試験・検査 (検査性、事前検出・内装人力)	計装検査設備	K																																																																																	
		関連資料	図-3 試験及び検査	—																																																																																	
第4項	取替条件	本来の用途として使用・留置不要	Bb																																																																																		
	関連資料	図-4 系統図	—																																																																																		
第5項	想定事故 その他(異常物)	その他	Aa																																																																																		
	用途	対象外	対象外																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																		
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																		
第7項	異常SAの保護	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																		
	関連資料	図-6 異常設定機構	—																																																																																		
	表示の禁止 (共用しない設備)	—	—																																																																																		
第8項	関連資料	—	—																																																																																		
	環境条件、自然現象、人為事 業、爆発、火災	既有設備 (Cは禁止でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)	B																																																																																		
	予部-1) 蒸気機	対象 (予部-1) 蒸気機) 一異なる駆動源の冷却器	Ca																																																																																		
	関連資料	図-7 制御系統図、図-2 配置図	—																																																																																		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">箇所名: 計装設備</th> <th style="width: 60%;">核種管理内管理対象事項</th> <th style="width: 30%;">規制区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1編 第4章</td> <td>監視・警報・圧力・流量の記録・監視録</td> <td>炉子制御室炉子制御室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>監視</td> <td>(有誤に機能が発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保安</td> <td>保安を確保しない</td> <td>保安外</td> </tr> <tr> <td>電源供給への影響</td> <td>(炉内機器等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の障害</td> <td>(電線断線により機能を損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>中核制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2編 第3章</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験条件</td> <td>本来の用途として使用し得る状態</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5章</td> <td>遮断装置</td> <td>制御室・同様の非制御機</td> <td>A、d</td> </tr> <tr> <td>その他 (制御物)</td> <td>保安外</td> <td>保安外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6章</td> <td>計装場所</td> <td>中核制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1編 第1章</td> <td>事故SAの発生</td> <td>設計基準対象施設の前及び機種の設置等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-6 設置設定図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2編 第4章</td> <td>事故</td> <td>核施設 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>自然現象、自然現象、人為事故、漏洩、火災</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予備電源</td> <td>対象 (中核一系あり) 一異なる駆動源又は系統</td> <td>C、d</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 単線図、00-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				箇所名: 計装設備	核種管理内管理対象事項	規制区分	第1編 第4章	監視・警報・圧力・流量の記録・監視録	炉子制御室炉子制御室内	B	監視	(有誤に機能が発揮する)	-	保安	保安を確保しない	保安外	電源供給への影響	(炉内機器等から悪影響により機能を失うおそれがない)	-	電線の障害	(電線断線により機能を損なわれない)	-	関連資料	00-3 配線図		保安設備	中核制御室操作	A	関連資料	00-3 配線図		第2編 第3章	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	00-3 試験及び検査		試験条件	本来の用途として使用し得る状態	Bb	関連資料	00-4 系統図		第5章	遮断装置	制御室・同様の非制御機	A、d	その他 (制御物)	保安外	保安外	関連資料	-		第6章	計装場所	中核制御室操作	B	関連資料	00-3 配線図		第1編 第1章	事故SAの発生	設計基準対象施設の前及び機種の設置等が十分	H	関連資料	00-6 設置設定図		共用の禁止	(共用しない設備)	-	第2編 第4章	事故	核施設 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)	B	自然現象、自然現象、人為事故、漏洩、火災			予備電源	対象 (中核一系あり) 一異なる駆動源又は系統	C、d	関連資料	00-2 単線図、00-3 配線図	
箇所名: 計装設備	核種管理内管理対象事項	規制区分																																																																																		
第1編 第4章	監視・警報・圧力・流量の記録・監視録	炉子制御室炉子制御室内	B																																																																																	
	監視	(有誤に機能が発揮する)	-																																																																																	
	保安	保安を確保しない	保安外																																																																																	
	電源供給への影響	(炉内機器等から悪影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																	
	電線の障害	(電線断線により機能を損なわれない)	-																																																																																	
	関連資料	00-3 配線図																																																																																		
	保安設備	中核制御室操作	A																																																																																	
	関連資料	00-3 配線図																																																																																		
	第2編 第3章	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																
		関連資料	00-3 試験及び検査																																																																																	
試験条件		本来の用途として使用し得る状態	Bb																																																																																	
関連資料		00-4 系統図																																																																																		
第5章	遮断装置	制御室・同様の非制御機	A、d																																																																																	
	その他 (制御物)	保安外	保安外																																																																																	
	関連資料	-																																																																																		
第6章	計装場所	中核制御室操作	B																																																																																	
	関連資料	00-3 配線図																																																																																		
第1編 第1章	事故SAの発生	設計基準対象施設の前及び機種の設置等が十分	H																																																																																	
	関連資料	00-6 設置設定図																																																																																		
	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																	
第2編 第4章	事故	核施設 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)	B																																																																																	
	自然現象、自然現象、人為事故、漏洩、火災																																																																																			
	予備電源	対象 (中核一系あり) 一異なる駆動源又は系統	C、d																																																																																	
	関連資料	00-2 単線図、00-3 配線図																																																																																		

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第58条:計装設備</th> <th style="width: 60%;">使用設備/ノール本機/環境 (ヒートサーキ)</th> <th style="width: 30%;">相違化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1項</td> <td>環境条件に 第1号 1. 速度・風速・圧力 ノール本機/放射線</td> <td>炉子炉壁層原子炉種内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>2. 音速</td> <td>{音速に機能不安定する}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3. 海水</td> <td>海水を感水しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>4. 配線箇所の影響</td> <td>{周辺機器等からの影響により機能喪失が予測されない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5. 電磁的障害</td> <td>{電磁波により機能劣化が予測されない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6. 関連資料</td> <td>第-2 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>7. 関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、革様機式・作業人力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>8. 関連資料</td> <td>第-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 設置条件</td> <td>本来の用途として設置(設置不要)</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>10. 関連資料</td> <td>第-4 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3項</td> <td>11. 影響 全の他 (乗数物)</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>12. 関連資料</td> <td>-</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>13. 設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4項</td> <td>14. 設置場所</td> <td>第-3 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15. 常設5人の作業</td> <td>基本標準等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>16. 関連資料</td> <td>第-6 常設設定資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17. 表示の禁止</td> <td>{表示しない設備}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>18. 関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第5項</td> <td>19. 環境条件、自然現象、人為事 象、震動、火災</td> <td>防災設備-付集 (代替付設設備あり) 一帯内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>20. 外部からの影響</td> <td>対象 (サボ-1系あり) 一帯内を監視装置で保護</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>21. 関連資料</td> <td>第-2 設置図、第-3 設置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第58条:計装設備	使用設備/ノール本機/環境 (ヒートサーキ)	相違化区分	第1項	環境条件に 第1号 1. 速度・風速・圧力 ノール本機/放射線	炉子炉壁層原子炉種内	B	2. 音速	{音速に機能不安定する}	-	3. 海水	海水を感水しない*	対象外	4. 配線箇所の影響	{周辺機器等からの影響により機能喪失が予測されない}	-	5. 電磁的障害	{電磁波により機能劣化が予測されない}	-	6. 関連資料	第-2 設置図		操作性	操作不要	対象外	7. 関連資料	-		第2項	試験・検査 (検査性、革様機式・作業人力)	計測制御設備	K	8. 関連資料	第-2 試験及び検査		9. 設置条件	本来の用途として設置(設置不要)	Bb	10. 関連資料	第-4 設置図		第3項	11. 影響 全の他 (乗数物)	その他	Aa	12. 関連資料	-	対象外	13. 設置場所	操作不要	対象外	第4項	14. 設置場所	第-3 設置図		15. 常設5人の作業	基本標準等への対応を本来の目的として設置するもの	A	16. 関連資料	第-6 常設設定資料		17. 表示の禁止	{表示しない設備}	-	18. 関連資料	-		第5項	19. 環境条件、自然現象、人為事 象、震動、火災	防災設備-付集 (代替付設設備あり) 一帯内	Aa	20. 外部からの影響	対象 (サボ-1系あり) 一帯内を監視装置で保護	Ca	21. 関連資料	第-2 設置図、第-3 設置図			
第58条:計装設備	使用設備/ノール本機/環境 (ヒートサーキ)	相違化区分																																																																														
第1項	環境条件に 第1号 1. 速度・風速・圧力 ノール本機/放射線	炉子炉壁層原子炉種内	B																																																																													
	2. 音速	{音速に機能不安定する}	-																																																																													
	3. 海水	海水を感水しない*	対象外																																																																													
	4. 配線箇所の影響	{周辺機器等からの影響により機能喪失が予測されない}	-																																																																													
	5. 電磁的障害	{電磁波により機能劣化が予測されない}	-																																																																													
	6. 関連資料	第-2 設置図																																																																														
	操作性	操作不要	対象外																																																																													
	7. 関連資料	-																																																																														
	第2項	試験・検査 (検査性、革様機式・作業人力)	計測制御設備	K																																																																												
		8. 関連資料	第-2 試験及び検査																																																																													
9. 設置条件		本来の用途として設置(設置不要)	Bb																																																																													
10. 関連資料		第-4 設置図																																																																														
第3項	11. 影響 全の他 (乗数物)	その他	Aa																																																																													
	12. 関連資料	-	対象外																																																																													
	13. 設置場所	操作不要	対象外																																																																													
第4項	14. 設置場所	第-3 設置図																																																																														
	15. 常設5人の作業	基本標準等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																													
	16. 関連資料	第-6 常設設定資料																																																																														
	17. 表示の禁止	{表示しない設備}	-																																																																													
	18. 関連資料	-																																																																														
	第5項	19. 環境条件、自然現象、人為事 象、震動、火災	防災設備-付集 (代替付設設備あり) 一帯内	Aa																																																																												
		20. 外部からの影響	対象 (サボ-1系あり) 一帯内を監視装置で保護	Ca																																																																												
		21. 関連資料	第-2 設置図、第-3 設置図																																																																													



灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1223 798"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用材料/規格/型式 (ダイノックス)</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号機</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>環境条件 (温度・湿度・圧力・放射線)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>長巻</td> <td>(取組に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>耐火</td> <td>耐火を要しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の影響</td> <td>(降圧機器等からの影響により機能を生じない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能に影響しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-2 配置図</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3号機</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4号機</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として常用一切停止</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-4 系統図</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5号機</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>系統設計</td> <td>系統設計図書の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (建築物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6号機</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7号機</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置場所</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-4 設置設定図</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8号機</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9号機</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為的、嵐害、火災</td> <td>禁止設備・対象 (代替制御設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備電源系統</td> <td>対象 (予備電源あり) → 真鍮金製制御又は制御盤</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-2 系統図/配置図、SA-2 配置図</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	使用材料/規格/型式 (ダイノックス)	型式記号	第1号機	<table border="1"> <tr> <td>環境条件 (温度・湿度・圧力・放射線)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>長巻</td> <td>(取組に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>耐火</td> <td>耐火を要しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の影響</td> <td>(降圧機器等からの影響により機能を生じない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能に影響しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-2 配置図</td> <td></td> </tr> </table>	環境条件 (温度・湿度・圧力・放射線)	原子炉建屋原子炉棟内	B	長巻	(取組に機能を実現する)	-	耐火	耐火を要しない*	対象外	電圧降下の影響	(降圧機器等からの影響により機能を生じない)	-	電磁的障害	(電磁界により機能に影響しない)	-	関連資料	SA-2 配置図			第2号機	<table border="1"> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-			第3号機	<table border="1"> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> </table>	試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	K	関連資料	SA-3 試験及び検査			第4号機	<table border="1"> <tr> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として常用一切停止</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-4 系統図</td> <td></td> </tr> </table>	信頼性	本来の用途として常用一切停止	Bb	関連資料	SA-4 系統図			第5号機	<table border="1"> <tr> <td>系統設計</td> <td>系統設計図書の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (建築物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	系統設計	系統設計図書の系統構成	Aa	その他 (建築物)	対象外	対象外	関連資料	-			第6号機	<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-			第7号機	<table border="1"> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置場所</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-4 設置設定図</td> <td></td> </tr> </table>	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置場所	B	関連資料	SA-4 設置設定図			第8号機	<table border="1"> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	利用の禁止	(利用しない設備)	-	関連資料	-			第9号機	<table border="1"> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為的、嵐害、火災</td> <td>禁止設備・対象 (代替制御設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備電源系統</td> <td>対象 (予備電源あり) → 真鍮金製制御又は制御盤</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-2 系統図/配置図、SA-2 配置図</td> <td></td> </tr> </table>	環境条件、自然現象、人為的、嵐害、火災	禁止設備・対象 (代替制御設備あり) → 屋内	Aa	予備電源系統	対象 (予備電源あり) → 真鍮金製制御又は制御盤	Ca	関連資料	SA-2 系統図/配置図、SA-2 配置図				
項目	使用材料/規格/型式 (ダイノックス)	型式記号																																																																																																							
第1号機	<table border="1"> <tr> <td>環境条件 (温度・湿度・圧力・放射線)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>長巻</td> <td>(取組に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>耐火</td> <td>耐火を要しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の影響</td> <td>(降圧機器等からの影響により機能を生じない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能に影響しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-2 配置図</td> <td></td> </tr> </table>	環境条件 (温度・湿度・圧力・放射線)	原子炉建屋原子炉棟内	B	長巻	(取組に機能を実現する)	-	耐火	耐火を要しない*	対象外	電圧降下の影響	(降圧機器等からの影響により機能を生じない)	-	電磁的障害	(電磁界により機能に影響しない)	-	関連資料	SA-2 配置図																																																																																							
環境条件 (温度・湿度・圧力・放射線)	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																																							
長巻	(取組に機能を実現する)	-																																																																																																							
耐火	耐火を要しない*	対象外																																																																																																							
電圧降下の影響	(降圧機器等からの影響により機能を生じない)	-																																																																																																							
電磁的障害	(電磁界により機能に影響しない)	-																																																																																																							
関連資料	SA-2 配置図																																																																																																								
第2号機	<table border="1"> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-																																																																																																			
操作性	操作不要	対象外																																																																																																							
関連資料	-																																																																																																								
第3号機	<table border="1"> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> </table>	試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	K	関連資料	SA-3 試験及び検査																																																																																																			
試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	K																																																																																																							
関連資料	SA-3 試験及び検査																																																																																																								
第4号機	<table border="1"> <tr> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として常用一切停止</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-4 系統図</td> <td></td> </tr> </table>	信頼性	本来の用途として常用一切停止	Bb	関連資料	SA-4 系統図																																																																																																			
信頼性	本来の用途として常用一切停止	Bb																																																																																																							
関連資料	SA-4 系統図																																																																																																								
第5号機	<table border="1"> <tr> <td>系統設計</td> <td>系統設計図書の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (建築物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	系統設計	系統設計図書の系統構成	Aa	その他 (建築物)	対象外	対象外	関連資料	-																																																																																																
系統設計	系統設計図書の系統構成	Aa																																																																																																							
その他 (建築物)	対象外	対象外																																																																																																							
関連資料	-																																																																																																								
第6号機	<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-																																																																																																			
設置場所	操作不要	対象外																																																																																																							
関連資料	-																																																																																																								
第7号機	<table border="1"> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置場所</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-4 設置設定図</td> <td></td> </tr> </table>	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置場所	B	関連資料	SA-4 設置設定図																																																																																																			
常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置場所	B																																																																																																							
関連資料	SA-4 設置設定図																																																																																																								
第8号機	<table border="1"> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	利用の禁止	(利用しない設備)	-	関連資料	-																																																																																																			
利用の禁止	(利用しない設備)	-																																																																																																							
関連資料	-																																																																																																								
第9号機	<table border="1"> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為的、嵐害、火災</td> <td>禁止設備・対象 (代替制御設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備電源系統</td> <td>対象 (予備電源あり) → 真鍮金製制御又は制御盤</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SA-2 系統図/配置図、SA-2 配置図</td> <td></td> </tr> </table>	環境条件、自然現象、人為的、嵐害、火災	禁止設備・対象 (代替制御設備あり) → 屋内	Aa	予備電源系統	対象 (予備電源あり) → 真鍮金製制御又は制御盤	Ca	関連資料	SA-2 系統図/配置図、SA-2 配置図																																																																																																
環境条件、自然現象、人為的、嵐害、火災	禁止設備・対象 (代替制御設備あり) → 屋内	Aa																																																																																																							
予備電源系統	対象 (予備電源あり) → 真鍮金製制御又は制御盤	Ca																																																																																																							
関連資料	SA-2 系統図/配置図、SA-2 配置図																																																																																																								



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="674 172 1223 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名: 計装設備</th> <th>使用済燃料プールの監視カメラ</th> <th>監視化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1号炉</td> <td>構造・形状・圧力/温度の大抵/取組</td> <td>炉子中継器炉子中継器内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(取組に機能を実揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>両方共通しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>監視カメラの設置</td> <td>(周辺機器等から監視室により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視の確保</td> <td>(監視室により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 監視室</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>操作手冊</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2号炉</td> <td>監視</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>00-3 監視室の概要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>00-4 監視室</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3号炉</td> <td>監視</td> <td>その他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>操作手冊</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4号炉</td> <td>監視</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>00-4 監視室</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>00-4 監視室</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5号炉</td> <td>監視</td> <td>重大事故等への対応を本邦の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>00-6 非常時監視</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6号炉</td> <td>監視</td> <td>防火設備-対象 (汽管対象設備あり) -炉内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>対象 (サボット系あり) - 善化5号機燃焼室1号燃焼</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>00-2 非常時監視, 00-3 監視室</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名: 計装設備		使用済燃料プールの監視カメラ	監視化区分	第1号炉	構造・形状・圧力/温度の大抵/取組	炉子中継器炉子中継器内	B	設置	(取組に機能を実揮する)	-	取組	両方共通しない	対象外	監視カメラの設置	(周辺機器等から監視室により機能を失うおそれがない)	-	監視の確保	(監視室により機能を失うおそれがない)	-	関連資料	00-3 監視室	-	関連資料	操作手冊	対象外	第2号炉	監視	-	-	監視資料	-	-	監視資料	00-3 監視室の概要	-	監視資料	00-4 監視室	-	第3号炉	監視	その他	A+	監視資料	対象外	対象外	監視資料	-	-	監視資料	操作手冊	対象外	第4号炉	監視	-	-	監視資料	-	-	監視資料	00-4 監視室	-	監視資料	00-4 監視室	-	第5号炉	監視	重大事故等への対応を本邦の目的として設置するもの	A	監視資料	00-6 非常時監視	-	監視資料	(使用しない設備)	-	監視資料	-	-	第6号炉	監視	防火設備-対象 (汽管対象設備あり) -炉内	A+	監視資料	対象 (サボット系あり) - 善化5号機燃焼室1号燃焼	C+	監視資料	00-2 非常時監視, 00-3 監視室	-	監視資料	-	-		
設備名: 計装設備		使用済燃料プールの監視カメラ	監視化区分																																																																																											
第1号炉	構造・形状・圧力/温度の大抵/取組	炉子中継器炉子中継器内	B																																																																																											
	設置	(取組に機能を実揮する)	-																																																																																											
	取組	両方共通しない	対象外																																																																																											
	監視カメラの設置	(周辺機器等から監視室により機能を失うおそれがない)	-																																																																																											
	監視の確保	(監視室により機能を失うおそれがない)	-																																																																																											
	関連資料	00-3 監視室	-																																																																																											
	関連資料	操作手冊	対象外																																																																																											
第2号炉	監視	-	-																																																																																											
	監視資料	-	-																																																																																											
	監視資料	00-3 監視室の概要	-																																																																																											
	監視資料	00-4 監視室	-																																																																																											
第3号炉	監視	その他	A+																																																																																											
	監視資料	対象外	対象外																																																																																											
	監視資料	-	-																																																																																											
	監視資料	操作手冊	対象外																																																																																											
第4号炉	監視	-	-																																																																																											
	監視資料	-	-																																																																																											
	監視資料	00-4 監視室	-																																																																																											
	監視資料	00-4 監視室	-																																																																																											
第5号炉	監視	重大事故等への対応を本邦の目的として設置するもの	A																																																																																											
	監視資料	00-6 非常時監視	-																																																																																											
	監視資料	(使用しない設備)	-																																																																																											
	監視資料	-	-																																																																																											
第6号炉	監視	防火設備-対象 (汽管対象設備あり) -炉内	A+																																																																																											
	監視資料	対象 (サボット系あり) - 善化5号機燃焼室1号燃焼	C+																																																																																											
	監視資料	00-2 非常時監視, 00-3 監視室	-																																																																																											
	監視資料	-	-																																																																																											

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第3号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">計装設備</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">安全システム制御システム(CSRR) (プールの監視, 燃料自動装置, 燃料貯蔵装置)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">階層化 区分</td> </tr> </table>				第3号	計装設備	安全システム制御システム(CSRR) (プールの監視, 燃料自動装置, 燃料貯蔵装置)	階層化 区分																																																																												
第3号	計装設備	安全システム制御システム(CSRR) (プールの監視, 燃料自動装置, 燃料貯蔵装置)	階層化 区分																																																																																
第4号	機	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">機</td> <td style="width: 15%;">機</td> <td style="width: 5%;">機</td> <td style="width: 15%;">機</td> <td style="width: 15%;">機</td> <td style="width: 15%;">機</td> <td style="width: 15%;">機</td> <td style="width: 15%;">機</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> <td>機</td> </tr> </table>	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	C
		機	機	機	機	機	機	機	機																																																																										
		機	機	機	機	機	機	機	機																																																																										
		機	機	機	機	機	機	機	機																																																																										
		機	機	機	機	機	機	機	機																																																																										
		機	機	機	機	機	機	機	機																																																																										
		機	機	機	機	機	機	機	機																																																																										
		機	機	機	機	機	機	機	機																																																																										
		機	機	機	機	機	機	機	機																																																																										
		機	機	機	機	機	機	機	機																																																																										
機	機	機	機	機	機	機	機																																																																												
機		機	M																																																																																
機		機	B																																																																																
機		機	A																																																																																
機		機	A																																																																																
機		機	B																																																																																
機		機	A																																																																																
機		機	B																																																																																
機		機	C																																																																																
機		機	C																																																																																

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (可搬型)																																																																																																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 15%;">計装設備</th> <th style="width: 45%;">可搬型計装設備</th> <th style="width: 35%;">規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">異常発生</td> <td>異常・異常・互力 / 異常の発生 / 異常検出</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(長尺に機能を見解する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>機内を過剰しない</td> <td>取替機</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>他設備からの影響</td> <td>(他設備等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>電線経路等</td> <td>(電線径により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室機内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>試験・検査 (健全性、系統構造・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>試験入力</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>B.b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>異常設計</td> <td>過剰な機能又は分岐</td> <td>A.b</td> </tr> <tr> <td>その他 (異常発生)</td> <td>機内内</td> <td>取替機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室機内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>その他の設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>図-3、8の接続</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>関連資料</td> <td>図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機</td> <td>機内と機外の接続関係の確保</td> <td>取替機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>関連資料</td> <td>図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(接続関係の異なるおそれのない機内を優先)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>機内 (非重要回路の考慮対象設備あり)</td> <td>A.a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>アキセル機内</td> <td>取替機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>図-3 計装・検査 (代替制御設備あり) → 機内</td> <td>A.a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第12項</td> <td rowspan="2">異常発生</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	計装設備	可搬型計装設備	規格化区分	第1項	異常発生	異常・異常・互力 / 異常の発生 / 異常検出	その他の機器内	C	異常	(長尺に機能を見解する)	-	異常	機内を過剰しない	取替機	異常	他設備からの影響	(他設備等から影響により機能を失うおそれがない)	-	異常	電線経路等	(電線径により機能が損なわれない)	-	異常	関連資料	図-3 配線図		異常	設置場所	中央制御室機内	A	異常	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について		異常	試験・検査 (健全性、系統構造・再投入力)	計装制御設備	K	異常	関連資料	図-3 試験及び検査		第2項	異常発生	試験入力	本来の用途として使用一切不要	B.b	関連資料	図-9 可搬型計装設備について		第3項	異常発生	異常設計	過剰な機能又は分岐	A.b	その他 (異常発生)	機内内	取替機	第4項	異常発生	関連資料	図-3 配線図		設置場所	中央制御室機内	B	第5項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について		設置場所	その他の設備	C	第6項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について		設置場所	図-3、8の接続	A	第7項	異常発生	関連資料	図-9 可搬型計装設備について		取替機	機内と機外の接続関係の確保	取替機	第8項	異常発生	関連資料	図-9 可搬型計装設備について		設置場所	(接続関係の異なるおそれのない機内を優先)	-	第9項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について		設置場所	機内 (非重要回路の考慮対象設備あり)	A.a	第10項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について		設置場所	アキセル機内	取替機	第11項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について		設置場所	図-3 計装・検査 (代替制御設備あり) → 機内	A.a	第12項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について		設置場所	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について			
項目	計装設備	可搬型計装設備	規格化区分																																																																																																																																			
第1項	異常発生	異常・異常・互力 / 異常の発生 / 異常検出	その他の機器内	C																																																																																																																																		
		異常	(長尺に機能を見解する)	-																																																																																																																																		
		異常	機内を過剰しない	取替機																																																																																																																																		
		異常	他設備からの影響	(他設備等から影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																	
		異常	電線経路等	(電線径により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																	
		異常	関連資料	図-3 配線図																																																																																																																																		
		異常	設置場所	中央制御室機内	A																																																																																																																																	
		異常	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																		
		異常	試験・検査 (健全性、系統構造・再投入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																	
		異常	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																																																																		
第2項	異常発生	試験入力	本来の用途として使用一切不要	B.b																																																																																																																																		
		関連資料	図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
第3項	異常発生	異常設計	過剰な機能又は分岐	A.b																																																																																																																																		
		その他 (異常発生)	機内内	取替機																																																																																																																																		
第4項	異常発生	関連資料	図-3 配線図																																																																																																																																			
		設置場所	中央制御室機内	B																																																																																																																																		
第5項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
		設置場所	その他の設備	C																																																																																																																																		
第6項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
		設置場所	図-3、8の接続	A																																																																																																																																		
第7項	異常発生	関連資料	図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
		取替機	機内と機外の接続関係の確保	取替機																																																																																																																																		
第8項	異常発生	関連資料	図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
		設置場所	(接続関係の異なるおそれのない機内を優先)	-																																																																																																																																		
第9項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
		設置場所	機内 (非重要回路の考慮対象設備あり)	A.a																																																																																																																																		
第10項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
		設置場所	アキセル機内	取替機																																																																																																																																		
第11項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
		設置場所	図-3 計装・検査 (代替制御設備あり) → 機内	A.a																																																																																																																																		
第12項	異常発生	関連資料	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
		設置場所	図-3 配線図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			



灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																													
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1223 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">前向き・計装設備</th> <th>※2号炉専用</th> <th>基準適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号機</td> <td rowspan="5">第1号機</td> <td>環境・高度・圧力 / 屋外の天候・放射線</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>高水</td> <td>(自然に機器と接触する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高水</td> <td>高水と過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧低下により機能が低下しない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>第2号機</td> <td>関連資料</td> <td>※1-1 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3号機</td> <td rowspan="5">第3号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性, 承認構成・再投入)</td> <td>計装制御設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>※1-2 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急停止</td> <td>本来の用途として使用一切停止</td> <td>B+</td> </tr> <tr> <td>第4号機</td> <td>第4号機</td> <td>関連資料</td> <td>※1-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第5号機</td> <td rowspan="5">第5号機</td> <td>地震</td> <td>他内他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他 (風動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第6号機</td> <td>第6号機</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号機</td> <td rowspan="3">第7号機</td> <td>放射線への影響</td> <td>他人車庫第一の対応を本来の目的として設置するのみ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>互いの禁止</td> <td>(互用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号機</td> <td>第8号機</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号機</td> <td rowspan="3">第9号機</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事故, 溢水, 火災</td> <td>既設設備・対象 (代替対象設備あり) 一層内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>予備電源系統</td> <td>対象外 (予備電源なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>※1-2 系統図等図, ※1-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	前向き・計装設備		※2号炉専用	基準適合性	第1号機	第1号機	環境・高度・圧力 / 屋外の天候・放射線	その他の構内内	C	高水	(自然に機器と接触する)	—	高水	高水と過水しない	対象外	他設備からの影響	(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電圧の降下	(電圧低下により機能が低下しない)	—	第2号機	第2号機	関連資料	※1-1 配置図	第3号機	第3号機	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	試験・検査 (検査性, 承認構成・再投入)	計装制御設備	C	関連資料	※1-2 試験及び検査	—	緊急停止	本来の用途として使用一切停止	B+	第4号機	第4号機	関連資料	※1-4 系統図	第5号機	第5号機	地震	他内他	A+	雷	—	—	その他 (風動物)	対象外	対象外	関連資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	第6号機	第6号機	関連資料	—	第7号機	第7号機	放射線への影響	他人車庫第一の対応を本来の目的として設置するのみ	A	関連資料	—	—	互いの禁止	(互用しない設備)	—	第8号機	第8号機	関連資料	—	第9号機	第9号機	環境条件, 自然現象, 人為事故, 溢水, 火災	既設設備・対象 (代替対象設備あり) 一層内	A+	予備電源系統	対象外 (予備電源なし)	対象外	関連資料	※1-2 系統図等図, ※1-3 配置図	—		
前向き・計装設備		※2号炉専用	基準適合性																																																																																													
第1号機	第1号機	環境・高度・圧力 / 屋外の天候・放射線	その他の構内内	C																																																																																												
		高水	(自然に機器と接触する)	—																																																																																												
		高水	高水と過水しない	対象外																																																																																												
		他設備からの影響	(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																												
		電圧の降下	(電圧低下により機能が低下しない)	—																																																																																												
第2号機	第2号機	関連資料	※1-1 配置図																																																																																													
第3号機	第3号機	操作性	操作不要	対象外																																																																																												
		関連資料	—	—																																																																																												
		試験・検査 (検査性, 承認構成・再投入)	計装制御設備	C																																																																																												
		関連資料	※1-2 試験及び検査	—																																																																																												
		緊急停止	本来の用途として使用一切停止	B+																																																																																												
第4号機	第4号機	関連資料	※1-4 系統図																																																																																													
第5号機	第5号機	地震	他内他	A+																																																																																												
		雷	—	—																																																																																												
		その他 (風動物)	対象外	対象外																																																																																												
		関連資料	—	—																																																																																												
		設置場所	操作不要	対象外																																																																																												
第6号機	第6号機	関連資料	—																																																																																													
第7号機	第7号機	放射線への影響	他人車庫第一の対応を本来の目的として設置するのみ	A																																																																																												
		関連資料	—	—																																																																																												
		互いの禁止	(互用しない設備)	—																																																																																												
第8号機	第8号機	関連資料	—																																																																																													
第9号機	第9号機	環境条件, 自然現象, 人為事故, 溢水, 火災	既設設備・対象 (代替対象設備あり) 一層内	A+																																																																																												
		予備電源系統	対象外 (予備電源なし)	対象外																																																																																												
		関連資料	※1-2 系統図等図, ※1-3 配置図	—																																																																																												

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 167 1223 794"> <thead> <tr> <th>系統名:計装設備</th> <th>*2号炉専用電圧</th> <th>警戒化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境・保安・圧力・放射線</td> <td>その他の領域内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>負重</td> <td>(有流に機能を喪失する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設周辺の地震</td> <td>(周辺地震等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の断線</td> <td>(電線断により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-5 試験実行検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>故障上持</td> <td>本型の用途として故障一級許容</td> <td>第5</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-4 点検図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>遮断設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (観測物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>計量場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td>事故シナリオの対策</td> <td>重大事故等への対処を本型の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>防止設備-対象 (計装制御設備あり) 一屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>水質・水質汚濁</td> <td>対象外 (水質一過なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 事故対応図、00-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	系統名:計装設備	*2号炉専用電圧	警戒化区分	第1項	環境・保安・圧力・放射線	その他の領域内	C	負重	(有流に機能を喪失する)	-	海水	海水を過水しない	対象外	施設周辺の地震	(周辺地震等から影響により機能を失うおそれがない)	-	電線の断線	(電線断により機能が損なわれない)	-	関連資料	00-3 配線図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	00-5 試験実行検査		第4項	故障上持	本型の用途として故障一級許容	第5	関連資料	00-4 点検図		第5項	遮断設計	その他	Aa	その他 (観測物)	対象外	対象外	関連資料	-		第6項	計量場所	操作不要	対象外	関連資料	-		第1項	事故シナリオの対策	重大事故等への対処を本型の目的として設置するもの	A	関連資料	-		第2項	共用の禁止	(共用しない設備)	-	関連資料	-		第5項	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (計装制御設備あり) 一屋内	Aa	水質・水質汚濁	対象外 (水質一過なし)	対象外	関連資料	00-2 事故対応図、00-3 配線図			
系統名:計装設備	*2号炉専用電圧	警戒化区分																																																																																				
第1項	環境・保安・圧力・放射線	その他の領域内	C																																																																																			
	負重	(有流に機能を喪失する)	-																																																																																			
	海水	海水を過水しない	対象外																																																																																			
	施設周辺の地震	(周辺地震等から影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																			
	電線の断線	(電線断により機能が損なわれない)	-																																																																																			
	関連資料	00-3 配線図																																																																																				
	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
	第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																		
		関連資料	00-5 試験実行検査																																																																																			
第4項	故障上持	本型の用途として故障一級許容	第5																																																																																			
	関連資料	00-4 点検図																																																																																				
第5項	遮断設計	その他	Aa																																																																																			
	その他 (観測物)	対象外	対象外																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第6項	計量場所	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第1項	事故シナリオの対策	重大事故等への対処を本型の目的として設置するもの	A																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第2項	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第5項	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備-対象 (計装制御設備あり) 一屋内	Aa																																																																																			
	水質・水質汚濁	対象外 (水質一過なし)	対象外																																																																																			
	関連資料	00-2 事故対応図、00-3 配線図																																																																																				

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名・計装設備</th> <th>※取得機電図</th> <th>規定化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td>環境・湿度・圧力 ノイズの試験/計測機</td> <td>その他の機材内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(圧力に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>放射線からの影響</td> <td>(放射線等からの影響により機能を失ふおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・再投入力)</td> <td>計装機材設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験仕様</td> <td>本機の調達として取得一切不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4項</td> <td>試験項目</td> <td>試験項目同様の試験機材</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(機材等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5項</td> <td>試験機材</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6項</td> <td>要設5入の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7項</td> <td>運用の停止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8項</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事 故, 漏洩, 火災</td> <td>防止設備(対象)(設計対象設備あり)一箇内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>非正常系設備</td> <td>対象外(非正常系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統結線図, 図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備		※取得機電図	規定化状況	第1項	環境・湿度・圧力 ノイズの試験/計測機	その他の機材内	C	質量	(圧力に機能を発揮する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	放射線からの影響	(放射線等からの影響により機能を失ふおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (検査性, 系統構成・再投入力)	計装機材設備	K	関連資料	図-5 試験及び検査		試験仕様	本機の調達として取得一切不要	Bb	関連資料	図-4 系統図		第4項	試験項目	試験項目同様の試験機材	Aa	その他(機材等)	対象外	対象外	関連資料	-		第5項	試験機材	操作不要	対象外	関連資料	-		第6項	要設5入の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	H	関連資料	-		第7項	運用の停止	(利用しない設備)	-	関連資料	-		第8項	環境条件, 自然現象, 人為事 故, 漏洩, 火災	防止設備(対象)(設計対象設備あり)一箇内	Aa	非正常系設備	対象外(非正常系なし)	対象外	関連資料	図-2 系統結線図, 図-3 配線図			
設備名・計装設備		※取得機電図	規定化状況																																																																																				
第1項	環境・湿度・圧力 ノイズの試験/計測機	その他の機材内	C																																																																																				
	質量	(圧力に機能を発揮する)	-																																																																																				
	漏水	漏水を遮断しない	対象外																																																																																				
	放射線からの影響	(放射線等からの影響により機能を失ふおそれがない)	-																																																																																				
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																				
	関連資料	図-2 配線図																																																																																					
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																				
	関連資料	-																																																																																					
第3項	試験・検査 (検査性, 系統構成・再投入力)	計装機材設備	K																																																																																				
	関連資料	図-5 試験及び検査																																																																																					
	試験仕様	本機の調達として取得一切不要	Bb																																																																																				
	関連資料	図-4 系統図																																																																																					
第4項	試験項目	試験項目同様の試験機材	Aa																																																																																				
	その他(機材等)	対象外	対象外																																																																																				
	関連資料	-																																																																																					
第5項	試験機材	操作不要	対象外																																																																																				
	関連資料	-																																																																																					
第6項	要設5入の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	H																																																																																				
	関連資料	-																																																																																					
第7項	運用の停止	(利用しない設備)	-																																																																																				
	関連資料	-																																																																																					
第8項	環境条件, 自然現象, 人為事 故, 漏洩, 火災	防止設備(対象)(設計対象設備あり)一箇内	Aa																																																																																				
	非正常系設備	対象外(非正常系なし)	対象外																																																																																				
	関連資料	図-2 系統結線図, 図-3 配線図																																																																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0条: 計装設備</th> <th>※20号機電圧</th> <th>類型記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1項</td> <td>環境条件 (震度・風速・圧力 / 屋内外の天候・放射線)</td> <td>その他の種別内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>(有線) 機器を保護する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機室</td> <td>雨水を遮るしない</td> <td>対象内</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(開閉機器等からの電磁響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的妨害</td> <td>(電磁響により機能が損なわれる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として使用一切せず</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>電磁響 (その他(電磁響))</td> <td>他設備上同様の対策実施</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保守点検の容易</td> <td>設計基準対象機器の点検及び調整の容易等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>異常の発生</td> <td>(表出しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>予備電源</td> <td>対象外 (予備電源なし)</td> <td>対象内</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図参照、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第0条: 計装設備		※20号機電圧	類型記号	第1項	環境条件 (震度・風速・圧力 / 屋内外の天候・放射線)	その他の種別内	C	高さ	(有線) 機器を保護する	-	機室	雨水を遮るしない	対象内	他設備からの影響	(開閉機器等からの電磁響により機能を失うおそれがない)	-	電磁的妨害	(電磁響により機能が損なわれる)	-	関連資料	図-1 配線図	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)	計装制御設備	B	関連資料	図-2 試験及び検査	-	第4項	設置条件	本来の用途として使用一切せず	Ba	関連資料	図-4 系統図	-	第5項	電磁響 (その他(電磁響))	他設備上同様の対策実施	Aa	関連資料	-	-	設置場所	操作不要	対象内	第6項	関連資料	-	-	保守点検の容易	設計基準対象機器の点検及び調整の容易等が十分	B	第7項	関連資料	-	-	異常の発生	(表出しない設備)	-	第8項	関連資料	-	-	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一層内	Aa	第9項	予備電源	対象外 (予備電源なし)	対象内	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配線図	-		
第0条: 計装設備		※20号機電圧	類型記号																																																																																		
第1項	環境条件 (震度・風速・圧力 / 屋内外の天候・放射線)	その他の種別内	C																																																																																		
	高さ	(有線) 機器を保護する	-																																																																																		
	機室	雨水を遮るしない	対象内																																																																																		
	他設備からの影響	(開閉機器等からの電磁響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																		
	電磁的妨害	(電磁響により機能が損なわれる)	-																																																																																		
	関連資料	図-1 配線図	-																																																																																		
	第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																	
		関連資料	-	-																																																																																	
	第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)	計装制御設備	B																																																																																	
		関連資料	図-2 試験及び検査	-																																																																																	
第4項	設置条件	本来の用途として使用一切せず	Ba																																																																																		
	関連資料	図-4 系統図	-																																																																																		
第5項	電磁響 (その他(電磁響))	他設備上同様の対策実施	Aa																																																																																		
	関連資料	-	-																																																																																		
	設置場所	操作不要	対象内																																																																																		
第6項	関連資料	-	-																																																																																		
	保守点検の容易	設計基準対象機器の点検及び調整の容易等が十分	B																																																																																		
第7項	関連資料	-	-																																																																																		
	異常の発生	(表出しない設備)	-																																																																																		
第8項	関連資料	-	-																																																																																		
	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) 一層内	Aa																																																																																		
第9項	予備電源	対象外 (予備電源なし)	対象内																																																																																		
	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配線図	-																																																																																		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	女川原子力発電所2号炉 SA基準適合性一覧表 (常設)																																																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目名 (計装設備)</th> <th style="width: 70%;">4-2項目概要</th> <th style="width: 20%;">数量化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1編</td> <td>環境・気候・圧力 / 最悪の天候 / 設計値</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>耐震</td> <td>(有震に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>海水不透過なし</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(別設備等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2編</td> <td>試験・検査 (製造性、完成検査 - 再投入等)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3編</td> <td>切替処理</td> <td>本系の用途として使用一切不要</td> <td>緑b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4編</td> <td>系統設計</td> <td>図解図と同様の系統構成</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5編</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6編</td> <td>実設シムの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7編</td> <td>出力の禁止</td> <td>(お断り)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8編</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外 (本建屋内の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>セグメント系設備</td> <td>対象外 (セグメントなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図、図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目名 (計装設備)	4-2項目概要	数量化区分	第1編	環境・気候・圧力 / 最悪の天候 / 設計値	その他の建屋内	C	耐震	(有震に機能を発揮する)	—	漏水	海水不透過なし	対象外	他設備からの影響	(別設備等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	図-2 配線図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第2編	試験・検査 (製造性、完成検査 - 再投入等)	計装制御設備	B	関連資料	図-5 試験及び検査		第3編	切替処理	本系の用途として使用一切不要	緑b	関連資料	図-4 系統図		第4編	系統設計	図解図と同様の系統構成	A4	その他 (機動物)	対象外	対象外	関連資料	—		第5編	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—		第6編	実設シムの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—		第7編	出力の禁止	(お断り)	—	関連資料	—		第8編	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外 (本建屋内の考慮対象設備なし)	対象外	セグメント系設備	対象外 (セグメントなし)	対象外	関連資料	図-2 系統図、図-3 配線図		
項目名 (計装設備)	4-2項目概要	数量化区分																																																																																				
第1編	環境・気候・圧力 / 最悪の天候 / 設計値	その他の建屋内	C																																																																																			
	耐震	(有震に機能を発揮する)	—																																																																																			
	漏水	海水不透過なし	対象外																																																																																			
	他設備からの影響	(別設備等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																			
	関連資料	図-2 配線図																																																																																				
	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
	第2編	試験・検査 (製造性、完成検査 - 再投入等)	計装制御設備	B																																																																																		
		関連資料	図-5 試験及び検査																																																																																			
第3編	切替処理	本系の用途として使用一切不要	緑b																																																																																			
	関連資料	図-4 系統図																																																																																				
第4編	系統設計	図解図と同様の系統構成	A4																																																																																			
	その他 (機動物)	対象外	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第5編	設置場所	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第6編	実設シムの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第7編	出力の禁止	(お断り)	—																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第8編	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外 (本建屋内の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																			
	セグメント系設備	対象外 (セグメントなし)	対象外																																																																																			
	関連資料	図-2 系統図、図-3 配線図																																																																																				



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第0項</th> <th style="width: 10%;">計装設備</th> <th style="width: 60%;">対応設備等</th> <th style="width: 20%;">相違比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>監視・測定・圧力 / 異常の検出 / 異常の検出</td> <td>その他の構築物</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>保護</td> <td>(自動に機能を喪失する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>過熱</td> <td>過熱を感知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>制御室からの影響</td> <td>(異山機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧低下により機能が失われる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>加-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・再投入等)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>加-3 試験用回路</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>本来の用途として使用 - 試験不要</td> <td>加3</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>加-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>系統設計</td> <td>保護設計と同様の保護構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (機器類)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項</td> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td>制御室Aの設置</td> <td>設計基準対象施設の正統性及び機器の配置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>装置の停止</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>保護</td> <td>異常条件、自然現象、人為事象、漏電、火災</td> <td>防火設備 - 対象 (代替対象施設あり) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>加-3 系統図</td> <td>対象外 (加-3 トリッパなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>加-3 系統図参照、加-3 配線図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		第0項	計装設備	対応設備等	相違比較	第1項	監視・測定・圧力 / 異常の検出 / 異常の検出	その他の構築物	C	保護	(自動に機能を喪失する)	-	過熱	過熱を感知しない	対象外	制御室からの影響	(異山機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電圧の降下	(電圧低下により機能が失われる)	-	閉鎖装置	加-3 配線図	-	操作性	操作不要	対象外	閉鎖装置	-	-	第2項	試験・検査 (検査性、事故検出・再投入等)	計装制御設備	K	閉鎖装置	加-3 試験用回路	-	閉鎖装置	本来の用途として使用 - 試験不要	加3	閉鎖装置	加-4 系統図	-	第3項	系統設計	保護設計と同様の保護構成	Aa	その他 (機器類)	対象外	対象外	閉鎖装置	-	-	閉鎖装置	操作不要	対象外	第4項	閉鎖装置	-	-	第1項	制御室Aの設置	設計基準対象施設の正統性及び機器の配置等が十分	B	閉鎖装置	-	-	第2項	装置の停止	(使用しない設備)	-	閉鎖装置	-	-	第3項	保護	異常条件、自然現象、人為事象、漏電、火災	防火設備 - 対象 (代替対象施設あり) - 屋内	Aa	閉鎖装置	加-3 系統図	対象外 (加-3 トリッパなし)	対象外	閉鎖装置	加-3 系統図参照、加-3 配線図	-	-	
第0項	計装設備	対応設備等	相違比較																																																																																						
第1項	監視・測定・圧力 / 異常の検出 / 異常の検出	その他の構築物	C																																																																																						
	保護	(自動に機能を喪失する)	-																																																																																						
	過熱	過熱を感知しない	対象外																																																																																						
	制御室からの影響	(異山機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																						
	電圧の降下	(電圧低下により機能が失われる)	-																																																																																						
	閉鎖装置	加-3 配線図	-																																																																																						
	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	閉鎖装置	-	-																																																																																						
	第2項	試験・検査 (検査性、事故検出・再投入等)	計装制御設備	K																																																																																					
		閉鎖装置	加-3 試験用回路	-																																																																																					
閉鎖装置		本来の用途として使用 - 試験不要	加3																																																																																						
閉鎖装置		加-4 系統図	-																																																																																						
第3項	系統設計	保護設計と同様の保護構成	Aa																																																																																						
	その他 (機器類)	対象外	対象外																																																																																						
	閉鎖装置	-	-																																																																																						
	閉鎖装置	操作不要	対象外																																																																																						
第4項	閉鎖装置	-	-																																																																																						
	第1項	制御室Aの設置	設計基準対象施設の正統性及び機器の配置等が十分	B																																																																																					
		閉鎖装置	-	-																																																																																					
	第2項	装置の停止	(使用しない設備)	-																																																																																					
閉鎖装置		-	-																																																																																						
第3項	保護	異常条件、自然現象、人為事象、漏電、火災	防火設備 - 対象 (代替対象施設あり) - 屋内	Aa																																																																																					
	閉鎖装置	加-3 系統図	対象外 (加-3 トリッパなし)	対象外																																																																																					
	閉鎖装置	加-3 系統図参照、加-3 配線図	-	-																																																																																					

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1223 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3号炉 計装設備</th> <th>4号炉専用电</th> <th>相違点 該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td>環境・居住・圧力 場所の大抵/放射線</td> <td>その他の場域内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防塵</td> <td>(有防に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防振</td> <td>海水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、点検性・再点検)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>切替と切</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>系統図</td> <td>系統図上同様の表示機能</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(相違点)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設計上の留意</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>利用の禁止 (共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>災害条件、自然現象、人為事 故、爆発、火災</td> <td>防止設備一対象 (災害対策設備あり) 一部内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>その他(相違点)</td> <td>対象外 (予備トコをなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 系統図/配置図、30-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第3号炉 計装設備		4号炉専用电	相違点 該当	第1項	環境・居住・圧力 場所の大抵/放射線	その他の場域内	C	防塵	(有防に機能を実現する)	-	防振	海水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	30-2 配置図	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (検査性、点検性・再点検)	計装制御設備	K	関連資料	30-3 試験及び検査	-	第4項	切替と切	本来の用途として使用一切不要	Bb	関連資料	30-4 系統図	-	第5項	系統図	系統図上同様の表示機能	Aa	その他(相違点)	対象外	対象外	第6項	関連資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	第7項	関連資料	-	-	設計上の留意	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	第8項	関連資料	-	-	利用の禁止 (共用しない設備)	-	-	第9項	関連資料	-	-	災害条件、自然現象、人為事 故、爆発、火災	防止設備一対象 (災害対策設備あり) 一部内	Aa	第10項	その他(相違点)	対象外 (予備トコをなし)	対象外	関連資料	30-2 系統図/配置図、30-3 配置図	-		
第3号炉 計装設備		4号炉専用电	相違点 該当																																																																																						
第1項	環境・居住・圧力 場所の大抵/放射線	その他の場域内	C																																																																																						
	防塵	(有防に機能を実現する)	-																																																																																						
	防振	海水を遮断しない	対象外																																																																																						
	他設備からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																						
	関連資料	30-2 配置図	-																																																																																						
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-	-																																																																																						
第3項	試験・検査 (検査性、点検性・再点検)	計装制御設備	K																																																																																						
	関連資料	30-3 試験及び検査	-																																																																																						
第4項	切替と切	本来の用途として使用一切不要	Bb																																																																																						
	関連資料	30-4 系統図	-																																																																																						
第5項	系統図	系統図上同様の表示機能	Aa																																																																																						
	その他(相違点)	対象外	対象外																																																																																						
第6項	関連資料	-	-																																																																																						
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
第7項	関連資料	-	-																																																																																						
	設計上の留意	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																						
第8項	関連資料	-	-																																																																																						
	利用の禁止 (共用しない設備)	-	-																																																																																						
第9項	関連資料	-	-																																																																																						
	災害条件、自然現象、人為事 故、爆発、火災	防止設備一対象 (災害対策設備あり) 一部内	Aa																																																																																						
第10項	その他(相違点)	対象外 (予備トコをなし)	対象外																																																																																						
	関連資料	30-2 系統図/配置図、30-3 配置図	-																																																																																						

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																											
第38条 計装設備																											
22号機または23号機																											
型式化区分																											
第1項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">温度・湿度・圧力 / 振動の記録・監視機</td> <td style="width: 60%;">その他の機器内</td> <td style="width: 20%;">C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直達</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機室に おける 線 特性</td> <td>機室を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設構造上の影響</td> <td>(施設構造等から影響により機能を実行しておられない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電線経路等</td> <td>(電線等により機能に影響を及ぼさない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>20-3 配線図</td> <td></td> </tr> </table>		温度・湿度・圧力 / 振動の記録・監視機	その他の機器内	C		直達	(有線)機能を実現する	-		機室に おける 線 特性	機室を通水しない	対象外		施設構造上の影響	(施設構造等から影響により機能を実行しておられない)	-		電線経路等	(電線等により機能に影響を及ぼさない)	-		関連資料	20-3 配線図			
		温度・湿度・圧力 / 振動の記録・監視機	その他の機器内	C																							
		直達	(有線)機能を実現する	-																							
		機室に おける 線 特性	機室を通水しない	対象外																							
		施設構造上の影響	(施設構造等から影響により機能を実行しておられない)	-																							
		電線経路等	(電線等により機能に影響を及ぼさない)	-																							
		関連資料	20-3 配線図																								
	第2項	機室下部	対象外	対象外																							
	第3項	-																									
	第4項	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	計装機器設備	K																							
第5項	関連資料	20-3 試験及び検査																									
第6項	設置条件	本来の用途として使用一切不可	Bc																								
第7項	関連資料	20-4 系統図																									
第8項	設計設計	施設設計図書の記載内容	Aa																								
第9項	その他(建築物)	対象外	対象外																								
第10項	関連資料	-																									
第11項	設置条件	機室下部	対象外																								
第12項	関連資料	-																									
第13項	常設SAの設置	設計基準対象施設の正統及び機器の設置等が十分	B																								
第14項	関連資料	-																									
第15項	利用の禁止	(利用しない設備)	-																								
第16項	関連資料	-																									
第17項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災</td> <td style="width: 60%;">防止設備一式 (代替対策設備あり) - 屋内</td> <td style="width: 20%;">Aa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>干渉(電磁波)</td> <td>対象外 (干渉防止系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>20-2 電源設備図、20-3 配線図</td> <td></td> </tr> </table>		環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	防止設備一式 (代替対策設備あり) - 屋内	Aa		干渉(電磁波)	対象外 (干渉防止系なし)	対象外		関連資料	20-2 電源設備図、20-3 配線図															
	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	防止設備一式 (代替対策設備あり) - 屋内	Aa																								
	干渉(電磁波)	対象外 (干渉防止系なし)	対象外																								
	関連資料	20-2 電源設備図、20-3 配線図																									

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="667 172 1220 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1項</th> <th colspan="2">1254番機主母線2号機</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1項</td> <td rowspan="7">第1項</td> <td>電圧・電流・圧力・漏洩の検出・監視機能</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>保護</td> <td>(電圧に検出を発生する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>測定の精度</td> <td>測定の精度に劣る</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間の相互影響</td> <td>(隣接機器等から電磁波により機能に影響を及ぼす可能性がある)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線表により機能が果たされない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第2項</td> <td rowspan="7">第2項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性, 事前検査・外部入力)</td> <td>計装機器設置</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設計上の相違</td> <td>本来の用途として使用・設置手順</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設計上の相違</td> <td>現場設計と図様の不一致</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第3項</td> <td rowspan="7">第3項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設計上の相違</td> <td>設計基準と現場設計の不一致及び機器の容量等10%増</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取組の禁止</td> <td>(取組しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>第4項</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事象, 盗電, 火災</td> <td>防止設備・対策 (対策対象設備あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>第5項</td> <td>予備電源設備</td> <td>対象外 (予備電源なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>第6項</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 準備経路図, 図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第1項		1254番機主母線2号機		類型化区分	第1項	第1項	電圧・電流・圧力・漏洩の検出・監視機能	その他の機器内	C	保護	(電圧に検出を発生する)	-	測定の精度	測定の精度に劣る	対象外	施設間の相互影響	(隣接機器等から電磁波により機能に影響を及ぼす可能性がある)	-	電線経路表	(電線表により機能が果たされない)	-	関連資料	図-2 配線図	-	第2項	操作性	操作手順	対象外	第2項	第2項	関連資料	-	-	試験・検査 (検査性, 事前検査・外部入力)	計装機器設置	K	関連資料	図-3 試験及び検査	-	設計上の相違	本来の用途として使用・設置手順	Bb	関連資料	図-4 系統図	-	設計上の相違	現場設計と図様の不一致	Aa	関連資料	対象外	対象外	第3項	設置場所	操作手順	対象外	第3項	第3項	関連資料	-	-	設計上の相違	設計基準と現場設計の不一致及び機器の容量等10%増	H	関連資料	-	-	取組の禁止	(取組しない設備)	-	関連資料	-	-	第4項	第4項	環境条件, 自然現象, 人為事象, 盗電, 火災	防止設備・対策 (対策対象設備あり) 一層内	Aa	第5項	第5項	予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外	第6項	第6項	関連資料	図-2 準備経路図, 図-3 配線図	-		
第1項		1254番機主母線2号機		類型化区分																																																																																							
第1項	第1項	電圧・電流・圧力・漏洩の検出・監視機能	その他の機器内	C																																																																																							
		保護	(電圧に検出を発生する)	-																																																																																							
		測定の精度	測定の精度に劣る	対象外																																																																																							
		施設間の相互影響	(隣接機器等から電磁波により機能に影響を及ぼす可能性がある)	-																																																																																							
		電線経路表	(電線表により機能が果たされない)	-																																																																																							
		関連資料	図-2 配線図	-																																																																																							
		第2項	操作性	操作手順	対象外																																																																																						
第2項	第2項	関連資料	-	-																																																																																							
		試験・検査 (検査性, 事前検査・外部入力)	計装機器設置	K																																																																																							
		関連資料	図-3 試験及び検査	-																																																																																							
		設計上の相違	本来の用途として使用・設置手順	Bb																																																																																							
		関連資料	図-4 系統図	-																																																																																							
		設計上の相違	現場設計と図様の不一致	Aa																																																																																							
		関連資料	対象外	対象外																																																																																							
第3項	設置場所	操作手順	対象外																																																																																								
第3項	第3項	関連資料	-	-																																																																																							
		設計上の相違	設計基準と現場設計の不一致及び機器の容量等10%増	H																																																																																							
		関連資料	-	-																																																																																							
		取組の禁止	(取組しない設備)	-																																																																																							
		関連資料	-	-																																																																																							
		第4項	第4項	環境条件, 自然現象, 人為事象, 盗電, 火災	防止設備・対策 (対策対象設備あり) 一層内	Aa																																																																																					
		第5項	第5項	予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外																																																																																					
第6項	第6項	関連資料	図-2 準備経路図, 図-3 配線図	-																																																																																							

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="667 172 1227 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1項 計装設備</th> <th>(2019年度基準第2A-4項)</th> <th>適合性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td>高度・保護・圧力 / 屋外の天候・防振設備</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>(有効) (補正を要する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏洩</td> <td>発生を避けない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設周辺の影響</td> <td>(周辺機器等から悪影響に与り機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁干渉</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>試験・検査 (検査性、点検検視・再入力)</td> <td>目視検査設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>切替装置</td> <td>本来の用途として使用一切装置</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (無効)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>設計者の意図</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>利用の禁止</td> <td>(表用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第10項</td> <td>天候条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>同設備・対象 (代替制御設備あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>干渉 (干渉設備)</td> <td>対象外 (干渉→干渉なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 系統図参照、20-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1項 計装設備		(2019年度基準第2A-4項)	適合性区分	第1項	高度・保護・圧力 / 屋外の天候・防振設備	その他の建屋内	C	振動	(有効) (補正を要する)	-	漏洩	発生を避けない	対象外	施設周辺の影響	(周辺機器等から悪影響に与り機能を失うおそれがない)	-	電磁干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	20-1 配線図		第2項	操作性	操作不要	対象外	第3項	関連資料	-		第4項	試験・検査 (検査性、点検検視・再入力)	目視検査設備	K	関連資料	20-2 試験及び検査		第5項	切替装置	本来の用途として使用一切装置	Bb	関連資料	20-4 系統図		第6項	遮断装置	その他	Aa	その他 (無効)	対象外	対象外	関連資料	-		第7項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-		第8項	設計者の意図	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	-		第9項	利用の禁止	(表用しない設備)	-	関連資料	-		第10項	天候条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	同設備・対象 (代替制御設備あり) 一層内	Aa	干渉 (干渉設備)	対象外 (干渉→干渉なし)	対象外	関連資料	20-2 系統図参照、20-3 配線図			
第1項 計装設備		(2019年度基準第2A-4項)	適合性区分																																																																																						
第1項	高度・保護・圧力 / 屋外の天候・防振設備	その他の建屋内	C																																																																																						
	振動	(有効) (補正を要する)	-																																																																																						
	漏洩	発生を避けない	対象外																																																																																						
	施設周辺の影響	(周辺機器等から悪影響に与り機能を失うおそれがない)	-																																																																																						
	電磁干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																						
	関連資料	20-1 配線図																																																																																							
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
第3項	関連資料	-																																																																																							
第4項	試験・検査 (検査性、点検検視・再入力)	目視検査設備	K																																																																																						
	関連資料	20-2 試験及び検査																																																																																							
第5項	切替装置	本来の用途として使用一切装置	Bb																																																																																						
	関連資料	20-4 系統図																																																																																							
第6項	遮断装置	その他	Aa																																																																																						
	その他 (無効)	対象外	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第7項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第8項	設計者の意図	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第9項	利用の禁止	(表用しない設備)	-																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第10項	天候条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	同設備・対象 (代替制御設備あり) 一層内	Aa																																																																																						
	干渉 (干渉設備)	対象外 (干渉→干渉なし)	対象外																																																																																						
	関連資料	20-2 系統図参照、20-3 配線図																																																																																							



灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																		
	2019年度主要設備204一覧表																																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 85%;">内容</th> <th style="width: 10%;">規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第4-3条</td> <td>地震・風速・圧力 異常時の入風/放射線</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>(放射)に機能を発揮する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を含まない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間からの影響</td> <td>(周辺施設等から遮断等により機能と失われがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波)により機能が損なわれない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-3 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適合性</td> <td>適合手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項 第4-4条</td> <td>試験・検査 (検査性、記録達成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替手段</td> <td>本案の規定として適用一切の手続</td> <td>該当</td> </tr> <tr> <td>第3項 第4-5条</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項 第4-6条</td> <td>その他(機動性)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項 第4-7条</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項 第4-8条</td> <td>施設SIAの概要</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項 第4-9条</td> <td>取組の禁止</td> <td>(取組しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第8項 第4-10条</td> <td>地震 異常時、自然現象、人為事 故、嵐波、火災</td> <td>防止設備-対象 (汽機対策設備あり) -屋外</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予部-3 蒸気発生</td> <td>対象外 (予部-3 蒸気発生)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 設備設置図、20-3 配管図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	規格化区分	第1項 第4-3条	地震・風速・圧力 異常時の入風/放射線	その他の建屋内	C	遮蔽	(放射)に機能を発揮する	—	海水	海水を含まない	対象外	施設間からの影響	(周辺施設等から遮断等により機能と失われがない)	—	電磁的障害	(電磁波)により機能が損なわれない	—	関連資料	20-3 配管図		適合性	適合手続	対象外	関連資料	—		第2項 第4-4条	試験・検査 (検査性、記録達成・外部入力)	計測制御設備	B	関連資料	20-1 試験及び検査		代替手段	本案の規定として適用一切の手続	該当	第3項 第4-5条	遮断装置	その他	Aa	第4項 第4-6条	その他(機動性)	対象外	対象外	関連資料	—		第5項 第4-7条	設置場所	操作手続	対象外	関連資料	—		第6項 第4-8条	施設SIAの概要	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	—		第7項 第4-9条	取組の禁止	(取組しない設備)	—	関連資料	—		第8項 第4-10条	地震 異常時、自然現象、人為事 故、嵐波、火災	防止設備-対象 (汽機対策設備あり) -屋外	Aa	予部-3 蒸気発生	対象外 (予部-3 蒸気発生)	対象外	関連資料	20-2 設備設置図、20-3 配管図		
項目	内容	規格化区分																																																																																	
第1項 第4-3条	地震・風速・圧力 異常時の入風/放射線	その他の建屋内	C																																																																																
	遮蔽	(放射)に機能を発揮する	—																																																																																
	海水	海水を含まない	対象外																																																																																
	施設間からの影響	(周辺施設等から遮断等により機能と失われがない)	—																																																																																
	電磁的障害	(電磁波)により機能が損なわれない	—																																																																																
	関連資料	20-3 配管図																																																																																	
	適合性	適合手続	対象外																																																																																
	関連資料	—																																																																																	
	第2項 第4-4条	試験・検査 (検査性、記録達成・外部入力)	計測制御設備	B																																																																															
		関連資料	20-1 試験及び検査																																																																																
代替手段		本案の規定として適用一切の手続	該当																																																																																
第3項 第4-5条	遮断装置	その他	Aa																																																																																
第4項 第4-6条	その他(機動性)	対象外	対象外																																																																																
	関連資料	—																																																																																	
第5項 第4-7条	設置場所	操作手続	対象外																																																																																
	関連資料	—																																																																																	
第6項 第4-8条	施設SIAの概要	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																
	関連資料	—																																																																																	
第7項 第4-9条	取組の禁止	(取組しない設備)	—																																																																																
	関連資料	—																																																																																	
第8項 第4-10条	地震 異常時、自然現象、人為事 故、嵐波、火災	防止設備-対象 (汽機対策設備あり) -屋外	Aa																																																																																
	予部-3 蒸気発生	対象外 (予部-3 蒸気発生)	対象外																																																																																
	関連資料	20-2 設備設置図、20-3 配管図																																																																																	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 70%;">2500ボルト主母線電圧</th> <th style="width: 20%;">調整状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>第1条 構造・形状・圧力・電圧の互換・防振</td> <td>その他の建屋内</td> <td>-C</td> </tr> <tr> <td>第2条 構造</td> <td>(官制)機能と同等する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3条 海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>第4条 施設からの影響</td> <td>(防音施設等)の遮断等により機能と失うおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第5条 電磁的障害</td> <td>(電磁波)により機能が損なわれない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第6条 関連資料</td> <td>30-1 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第7条 操作時間</td> <td>操作手続</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>第8条 関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第9条 試験・検査 (保安性、事故防止・再発防止)</td> <td>非強制試験</td> <td>-R</td> </tr> <tr> <td>第10条 関連資料</td> <td>30-1 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>第1条 設計仕様</td> <td>本来の用途として使用し得る仕様</td> <td>B1</td> </tr> <tr> <td>第2条 関連資料</td> <td>30-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>第1条 系統設計</td> <td>実施設と同様の系統構成</td> <td>A1</td> </tr> <tr> <td>第2条 その他 (構築物)</td> <td>相違あり</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>第3条 関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>第1条 設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>第2条 関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>第1条 施設SAの設置</td> <td>重大事故第一の対策を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第2条 関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3条 共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6項</td> <td>第1条 関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2条 環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災</td> <td>相違あり (共通期間の共通対策設備なし)</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>第3条 予部(予)部故障</td> <td>相違あり (予部(予)部なし)</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>第4条 関連資料</td> <td>30-2 準備試験報告、30-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		項目	2500ボルト主母線電圧	調整状況	第1項	第1条 構造・形状・圧力・電圧の互換・防振	その他の建屋内	-C	第2条 構造	(官制)機能と同等する	-	第3条 海水	海水を過水しない	相違あり	第4条 施設からの影響	(防音施設等)の遮断等により機能と失うおそれがない	-	第5条 電磁的障害	(電磁波)により機能が損なわれない	-	第6条 関連資料	30-1 配置図	-	第7条 操作時間	操作手続	相違あり	第8条 関連資料	-	-	第9条 試験・検査 (保安性、事故防止・再発防止)	非強制試験	-R	第10条 関連資料	30-1 試験及び検査	-	第2項	第1条 設計仕様	本来の用途として使用し得る仕様	B1	第2条 関連資料	30-4 系統図	-	第3項	第1条 系統設計	実施設と同様の系統構成	A1	第2条 その他 (構築物)	相違あり	相違あり	第3条 関連資料	-	-	第4項	第1条 設置場所	操作手続	相違あり	第2条 関連資料	-	-	第5項	第1条 施設SAの設置	重大事故第一の対策を本来の目的として設置するもの	A	第2条 関連資料	-	-	第3条 共用の禁止	(共用しない設備)	-	第6項	第1条 関連資料	-	-	第2条 環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	相違あり (共通期間の共通対策設備なし)	相違あり	第3条 予部(予)部故障	相違あり (予部(予)部なし)	相違あり	第4条 関連資料	30-2 準備試験報告、30-3 配置図	-	
項目	2500ボルト主母線電圧	調整状況																																																																																		
第1項	第1条 構造・形状・圧力・電圧の互換・防振	その他の建屋内	-C																																																																																	
	第2条 構造	(官制)機能と同等する	-																																																																																	
	第3条 海水	海水を過水しない	相違あり																																																																																	
	第4条 施設からの影響	(防音施設等)の遮断等により機能と失うおそれがない	-																																																																																	
	第5条 電磁的障害	(電磁波)により機能が損なわれない	-																																																																																	
	第6条 関連資料	30-1 配置図	-																																																																																	
	第7条 操作時間	操作手続	相違あり																																																																																	
	第8条 関連資料	-	-																																																																																	
	第9条 試験・検査 (保安性、事故防止・再発防止)	非強制試験	-R																																																																																	
	第10条 関連資料	30-1 試験及び検査	-																																																																																	
第2項	第1条 設計仕様	本来の用途として使用し得る仕様	B1																																																																																	
	第2条 関連資料	30-4 系統図	-																																																																																	
第3項	第1条 系統設計	実施設と同様の系統構成	A1																																																																																	
	第2条 その他 (構築物)	相違あり	相違あり																																																																																	
	第3条 関連資料	-	-																																																																																	
第4項	第1条 設置場所	操作手続	相違あり																																																																																	
	第2条 関連資料	-	-																																																																																	
第5項	第1条 施設SAの設置	重大事故第一の対策を本来の目的として設置するもの	A																																																																																	
	第2条 関連資料	-	-																																																																																	
	第3条 共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																	
第6項	第1条 関連資料	-	-																																																																																	
	第2条 環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	相違あり (共通期間の共通対策設備なし)	相違あり																																																																																	
	第3条 予部(予)部故障	相違あり (予部(予)部なし)	相違あり																																																																																	
	第4条 関連資料	30-2 準備試験報告、30-3 配置図	-																																																																																	

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部番号</th> <th style="width: 60%;">計装設備</th> <th style="width: 20%;">規格又は実用規格</th> <th style="width: 10%;">型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第4項</td> <td>環境条件 温度・湿度・圧力 電界の放射・放射線</td> <td>その他の構築内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>腐蝕</td> <td>(腐蝕に機能に影響なし)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震動からの影響</td> <td>(周辺施設等からの地震動により機能を生じおそれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (耐久性, 信頼性, 劣化検出・劣化入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>設置条件</td> <td>本車の構造として設置・調整不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計段階から構築済</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (振動等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>施設と人の容量</td> <td>設計基準対象施設の非純及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>実際の緊急</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第10項</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事 業, 洪水, 火災</td> <td>対象外 (共通設計の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>スタート系統図</td> <td>対象外 (スタート系統なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図, 図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部番号	計装設備	規格又は実用規格	型式化区分	第4項	環境条件 温度・湿度・圧力 電界の放射・放射線	その他の構築内	C	腐蝕	(腐蝕に機能に影響なし)	—	洪水	洪水を遮水しない	対象外	地震動からの影響	(周辺施設等からの地震動により機能を生じおそれない)	—	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	—	関連資料	図-2 配置図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		試験・検査 (耐久性, 信頼性, 劣化検出・劣化入力)	計装制御設備	B	関連資料	図-3 試験及び検査		第5項	設置条件	本車の構造として設置・調整不要	Bb	関連資料	図-4 系統図		第6項	系統設計	系統設計段階から構築済	Aa	その他 (振動等)	対象外	対象外	関連資料	—		第7項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—		第8項	施設と人の容量	設計基準対象施設の非純及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—		第9項	実際の緊急	(適用しない設備)	—	関連資料	—		第10項	環境条件, 自然現象, 人為事 業, 洪水, 火災	対象外 (共通設計の考慮対象設備なし)	対象外	スタート系統図	対象外 (スタート系統なし)	対象外	関連資料	図-2 系統図, 図-3 配置図			
部番号	計装設備	規格又は実用規格	型式化区分																																																																																			
第4項	環境条件 温度・湿度・圧力 電界の放射・放射線	その他の構築内	C																																																																																			
	腐蝕	(腐蝕に機能に影響なし)	—																																																																																			
	洪水	洪水を遮水しない	対象外																																																																																			
	地震動からの影響	(周辺施設等からの地震動により機能を生じおそれない)	—																																																																																			
	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	—																																																																																			
	関連資料	図-2 配置図																																																																																				
	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
	試験・検査 (耐久性, 信頼性, 劣化検出・劣化入力)	計装制御設備	B																																																																																			
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																				
第5項	設置条件	本車の構造として設置・調整不要	Bb																																																																																			
	関連資料	図-4 系統図																																																																																				
第6項	系統設計	系統設計段階から構築済	Aa																																																																																			
	その他 (振動等)	対象外	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第7項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第8項	施設と人の容量	設計基準対象施設の非純及び機器の容量等が十分	B																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第9項	実際の緊急	(適用しない設備)	—																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第10項	環境条件, 自然現象, 人為事 業, 洪水, 火災	対象外 (共通設計の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																			
	スタート系統図	対象外 (スタート系統なし)	対象外																																																																																			
	関連資料	図-2 系統図, 図-3 配置図																																																																																				